

自治労資料2024第29号
2024年8月29日～30日
千葉・千葉ポートアリーナ

自治労第98回定期大会 一般経過報告書

全日本自治団体労働組合

目 次

第1章	本部の機関運営	5
1.	諸会議	5
2.	連合各種委員会等の活動	10
3.	役職員互助年金共済会	11
4.	離籍専従役員の状況	12
5.	「再雇用交付金」の登録状況	16
第2章	賃金・労働条件改善の取り組み	17
1.	諸会議・集会	17
2.	2024人勸期の取り組み	19
第3章	安定雇用の実現と公正なワークルールの確立	26
1.	公務員制度改革への対応	26
2.	顧問弁護団	27
3.	救援審査委員会	27
4.	中央救援委員会の裁決と承認について	27
5.	争訟を年度を越えて継続する案件の承認について	27
第4章	時短・人員確保・安全衛生など働きやすい職場づくり	30
1.	地方公務員共済組合制度に関わる取り組み	30
2.	労働安全衛生体制確立の取り組み	30
3.	人員確保闘争の取り組み	31
第5章	自治体財政の確立と自治・分権の推進	43
1.	地方財政確立の取り組み	43
2.	カーボンニュートラル実現にむけた学習会	55
3.	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の実施	55
4.	自治研活動の推進	55
第6章	安心と信頼の社会保障制度改革の推進	57
1.	連合・社会保障関連の取り組み	57
第7章	環境・平和・人権を確立する取り組み	59
1.	平和をつくる取り組み	59
2.	核兵器廃絶・脱原発社会実現の取り組み	60
3.	人権を守り共生社会を実現する取り組み	60

第8章	政策実現にむけた政治活動の推進	62
1.	自治体議員連合	62
第9章	公共サービス労働者の総結集と組織強化	63
1.	組織強化委員会	63
2.	ジェンダー平等推進の取り組み	63
3.	新規加盟組合等の承認	64
4.	情報および教育活動の拡充	67
5.	県本部財政担当役職員会議	69
第10章	各部門・横断組織の取り組み	70
1.	現業評議会の取り組み	70
2.	公営企業評議会の取り組み	73
3.	衛生医療評議会の取り組み	75
4.	社会福祉評議会の取り組み	76
5.	県職共闘の取り組み	77
6.	大都市共闘の取り組み	78
7.	町村評議会の取り組み	78
8.	政府関係労働組合評議会の取り組み	79
9.	公共サービス民間労組評議会の取り組み	80
10.	国保労組協議会の取り組み	82
11.	公営競技評議会の取り組み	82
12.	全国一般評議会の取り組み	83
13.	都市公共交通評議会の取り組み	84
14.	青年・女性部の取り組み	86
15.	臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み	88
16.	学校事務協議会の取り組み（報告事項なし）	
17.	退職者会の取り組み	88
第11章	国際連帯活動の推進	91
1.	P S I（国際公務労連）の活動	91
2.	I L O関係	93
3.	国際連帯救援カンパ	95
4.	NGOなどへの連帯・支援	96
第12章	労働者自主福祉活動の推進	98
1.	自治労本部共済推進委員会	98
2.	自治労共済生協	99
3.	自治労共済推進本部	101
第13章	能登半島地震支援活動の取り組み	104
1.	能登半島地震支援活動の取り組み	104

2. 能登半島地震・災害特別カンパの取り組み	107
2024年度運動の総括	109
1. 各分野の取り組みの総括	111
(1) 賃金闘争の再構築～実態把握と到達目標の確立、要求・交渉の徹底	111
(2) 長時間労働是正と人員確保、安全衛生の推進	117
(3) 安定雇用の実現と公正なワークルールの確立	120
(4) 地方自治の確立と質の高い公共サービスの推進	121
(5) 安心・安全・信頼の社会保障制度改革の推進	124
(6) 持続可能な環境社会の実現と脱原発の推進	128
(7) 憲法を守り平和を確立する運動の推進	129
(8) 人権を守り共生社会を実現する取り組み	131
(9) 政策実現にむけた政治活動の推進	132
(10) 国際連帯の強化と国際労働運動の推進	134
(11) ジェンダー平等社会実現の取り組み	137
(12) 運動の強化と持続可能な組織づくり	138
① 組織強化・拡大にむけた取り組み	138
② 各部門・横断組織の取り組み	144
(13) 労働者自主福祉活動の推進	155
2024現業・公企統一闘争中間総括（案）	158
《附属資料》	
行動日誌	169

第1章 本部の機関運営

1. 諸会議

(1) 第166回中央委員会

- ① 5月27～28日、東京・自治労会館で、全面ウェブで開催した。一般経過報告および以下の議題について審議し、すべての議案について圧倒的多数で可決された。

議案

- 第1号議案 当面の闘争方針（案）
第2号議案 2024年度一般会計・特別会計 補正予算（案）
第3号議案 自治労会館・大規模修繕工事の実施（案）
第4号議案 加盟登録規程の改正について（案）
闘争宣言（案） <別記1-1>

② 中央委員会書記局

- | | | |
|-----|--------|------------|
| 議長 | 高屋 ゆきこ | 近畿地連・大阪府本部 |
| | 中山 悦己 | 中国地連・広島県本部 |
| 書記長 | 小林 郁子 | 本部中執 |
| 書記 | 橋本 勇介 | 本部書記 |
| | 津田 真拓 | 本部書記 |

議事運営・資格審査委員会

- | | | |
|-----|--------|-------------|
| 委員長 | 河原崎 育子 | 北海道地連・北海道本部 |
| 委員 | 森 智子 | 東北地連・秋田県本部 |
| | 高山 朋子 | 関東甲地連・東京都本部 |
| | 入江 純子 | 北信地連・富山県本部 |
| | 橋本 麻友美 | 東海地連・三重県本部 |
| | 杉田 勝哉 | 近畿地連・奈良県本部 |
| | 野村 一恵 | 中国地連・島根県本部 |
| | 上井 継子 | 四国地連・香川県本部 |
| | 白谷 義彦 | 九州地連・福岡県本部 |
| 本部 | 氷室 佐由里 | 本部中執 |
| | 郷 孝幸 | 本部中執 |
| | 外山 律子 | 本部中執 |
| | 平山 春樹 | 本部中執 |

- (事務局) 議事運営委員会 高山 尚子、松村 公彦
資格審査委員会 永野 絵里、ラム レベッカ

<別記1-1>

闘 争 宣 言

能登半島地震から約5ヵ月となるが、いまだ約3,400人もの方々が避難所生活を強いられており、インフラ

復旧も道半ばであることから、息の長い支援が必要となる。自治労は、被災地・被災した組合員に寄り添い、一刻も早い復旧・復興にむけ、全力で取り組む。

また、2024春闘は、生活改善と物価高に立ちむかう民間労組の奮闘により33年ぶりに5%を超える賃上げが実現した。この流れを止めることなく、すべての働く者の賃上げ実現のため、最低賃金の引き上げや労務費への価格転嫁等を推し進めなければならない。

そうした情勢の下、自治労は第166回中央委員会を開催し、当面する課題に取り組むための方針を決定した。

第1に、人勧期・自治体賃金確定期にむけた取り組みである。春闘結果を公務労働者へ確実に波及させるため、公務労協・公務員連絡会に結集し、全世代への賃上げと処遇改善を強く求めていく。また、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」に対する取り組みを強化するとともに、国の制度変更に準ずることなく、地方の実態と自主性を尊重させるため、全組合員署名を背景とした総務省対策、人事委員会対策に総力をあげる。

第2に、産別統一闘争と組織強化・拡大の取り組みである。この間の人員削減により、直近の能登半島地震においても職場の人員不足が露呈した。地域公共サービスの質を守ることに加え、非常時に対応するためにも、平時から業務量に見合った人員確保を求めて、現業・公企統一闘争、人員確保闘争に取り組まなければならない。あわせて、新規採用者や未加入者の加入拡大、共済の加入促進に組織の総力をあげて取り組むとともに、「第6次組織強化・拡大のための推進計画」の着実な実践による組織強化・拡大に取り組んでいく。

第3に、地方自治・地方財政確立の取り組みである。政府は大規模災害、感染症のまん延などの重大な事態に、国が地方自治体に対し必要な「指示」を行うことができる特例を盛り込んだ「地方自治法改正案」を閣議決定し、今国会での審議が進められている。しかし、この法案は、地方分権の流れを逆行させかねないものであり、原案反対の立場で引き続き対策を強化する。さらに、地方分権の確立にむけて、地方自治法第99条に基づく意見書採択や地方財政の拡充の取り組みも強化していく。

第4に、憲法改悪阻止、平和を守るたたかいである。岸田首相は、自身の総裁任期中の憲法改正に強い意欲を示し、南西諸島の軍事基地化や武器輸出を解禁するなど「平和国家」としての日本を大きく変え、「戦争できる国づくり」に突き進んでいる。自治労は、岸田政権の進める憲法改悪、軍事大国化に反対し、憲法と平和を守る取り組みを強化する。あわせて、世界各国との協調・対話を重視し、人道危機が深刻化するウクライナ、ガザでの即時停戦にむけ、日本政府として役割を果たすことを強く求めていく。

第5に、政治の流れを変えるたたかいである。長らく続く自民党一強による驕りが生み出した「政治とカネ」の問題から政権自民党への不信が高まる中、4月の衆議院補選では立憲民主党候補者がすべての選挙区で勝利した。こうした状況を背景に、私たちがめざす公共サービスの充実をはじめとした連帯による支え合う社会を実現するため、衆議院総選挙を見据え、立憲民主党をはじめとする中道・リベラル勢力の総結集にむけた取り組みを強化しなければならない。同時に、自治労組合員の声を国政に届けるためにも、第27回参議院議員選挙にむけ、自治労組織内候補予定者「岸まきこ」の一層の組合員への周知・浸透・定着の取り組みをはかっていく。

これらの取り組みを通じて自治労組合員の総結集と団結をはかり、本部・県本部・単組が一丸となったたたかい抜く。

以上宣言する。

2024年5月28日

全日本自治団体労働組合
第166回中央委員会

(2) 中央執行委員会

① 第17回中央執行委員会（5月8日・自治労第二会館理事会室）

<議案>

- ア 2024自治労春闘中間総括（案）
- イ 当面の闘争方針（案）
- ウ 大規模修繕工事実施案の修正について
- エ 2024年度一般会計・特別会計補正予算（案）について
- オ 2024年度一般会計予算 新規事業と項内流用について
- カ 第166回中央委員会開催要綱
- キ 第166回中央委員会 闘争宣言（案）
- ク 2025年度政府予算要求第1次中央行動要請書（案）について（その3）
- ケ 2024ジェンダー平等推進闘争 関係省庁および地方三団体要請について
- コ 第45回 I T F 世界大会への参加体制について
- サ 離籍専従役員の登録等について
- シ 2025年度機関会議等日程（素案）について

<報告>

- ア 2024年度第16回中央執行委員会議事録

② 第18回中央執行委員会（5月20日・自治労第二会館理事会室）

<議案>

- ア 第166回中央委員会 闘争宣言（案）
- イ 第166回中央委員会 議事運営について
- ウ 2025年度政府予算要求第1次中央行動要請書（案）について（その4）
- エ 能登半島地震にかかる災害対応の課題についての総務省要請
- オ じちろうマイカー共済『団体割引実施に関する協定書』の締結について
- カ 新規加盟組合等の承認について
- キ 企画調整費の執行について（当初予算にない事業経費「2024年度書記新規採用経費」）
- ク 当面の海外派遣について

<報告>

- ア 2024年度第17回中央執行委員会議事録
- イ 救援審査結果承認の一部訂正について
- ウ 2024年度第8回本部共済推進委員会議事要録
- エ 2024年度「県本部オンラインネットワーク構築支援金」の支出について（案）
- オ 県本部代表者会議参加者対象「ハラスメント研修会」の開催について
- カ P S I 第25回運営委員会（S C -25）報告

③ 第19回中央執行委員会（6月10日・自治労第二会館理事会室）

<議案>

- ア 第98回定期大会の提出議案・討議日程について
- イ 2024年度第5回県本部代表者会議の運営について
- ウ 2025年度政府予算要求第1次中央行動要請書（案）について（その5）
- エ 公共民間評議会2024年度 総務省・厚生労働省要請について
- オ 新規加盟組合等の承認について
- カ 救援審査結果の承認について

- キ 離籍役員登録取り消しに伴う退任時補償金の支払いの承認について
- ク 2024年度一般会計予算 新規事業の承認について
- ケ 2025年度暫定予算執行について
- <報 告>
- ア 2024年度第18回中央執行委員会議事録
- イ 給与制度のアップデート措置事項素案について
- ウ 組織基本調査データ等の提供について

④ 第20回中央執行委員会（6月24日・自治労第二会館理事会室）

- <議 案>
- ア 消防行政の充実強化に関する消防庁要請について
- イ 機関紙「じちろう」の改革案について
- ウ 新規加盟組合等の承認について
- エ 第99回定期大会（2025年）の開催地について
- オ 離籍専従役員の登録等の承認について
- カ 本部役職員2024年夏季一時金について
- <報 告>
- ア 2024年度第19回中央執行委員会議事録
- イ 2024人勸期7・24中央行動の実施について
- ウ 第4回2024現業・公企統一闘争本部会議について
- エ 2024年度第9回本部共済推進委員会 議事要録
- オ ハラスメント対策委員会主催「2024年ハラスメント研修会」の開催について
- カ 2024年度決算監査の実施について

⑤ 第21回中央執行委員会（7月8日・自治労第二会館理事会室）

- <議 案>
- ア 第98回定期大会の運営について
- イ 2024年度運動の総括（案）
- ウ 当面の闘争方針（案）
- エ 日本モーターボート競走会労働組合（本部）への統合の承認について
- オ 新規加盟組合等の承認について
- カ 2025年度一般会計予算案（第1次素案）について
- <報 告>
- ア 2024年度第20回中央執行委員会議事録
- イ 連合「政策・制度 要求と提言」の確認および意見反映について
- ウ 2025年度政府予算要求第1次中央行動要請書【普及評・農水省】について
- エ 第112回国際労働機関（ILO）総会報告
- オ P S I 第165回世界執行委員会（EB-165）報告

⑥ 第22回中央執行委員会（7月22日・自治労第二会館理事会室）

- <議 案>
- ア 2024年度運動の総括（案）
- イ 当面の闘争方針（案）
- ウ 連合新会費制度の概要と移行にむけた自治労の対応について
- エ 2025年度一般会計・特別会計予算（案）について

- オ 自治労本部書記の定年延長にかかる規程等の改正について
 - カ 離籍専従役員の登録等の承認について
 - キ 争訟を年度を越えて継続する案件の承認について
 - ク 新規加盟組合等の承認について
- <報 告>
- ア 2024年度第21回中央執行委員会議事録
 - イ 会計年度任用職員に対する自治労連の行動について
 - ウ 2024年度共済推進県本部交付金について
 - エ 予定利率改定に伴う退職後共済・親子共済等の推進上の取り扱いについて
 - オ 統合10周年キャンペーン結果に基づく寄付について
 - カ 第10回じちろう全国共済集会の開催について

(3) 県本部代表者会議

① 第5回県本部代表者会議

7月29日、東京・自治労会館にて対面で開催し、以下の課題について協議した。

<協議・報告事項>

- ア 2024年度運動の総括（案）
- イ 連合新会費制度の概要と移行にむけた自治労の対応について
- ウ 規程の一部改正について（案）
- エ 第98回定期大会の運営について
- オ 機関紙「じちろう」リニューアルについて
- カ 予定利率改定に伴う退職後共済・親子共済等の推進上の取り扱いについて
- キ 住まいる共済「無保障者をなくすための取り組み」について
- ク 統合10周年キャンペーン結果に基づく寄付について
- ケ 第10回じちろう全国共済集会の開催について

(4) 役員推薦委員会

① 第3回役員推薦委員会

5月28日、ウェブで開催し、以下の課題について協議した。

<議 案>

- ア 「役員推薦基準の一部改正について」に関する地連意見について
- イ その他
- ウ 第24期第4回役員推薦委員会について

② 第4回役員推薦委員会

8月28日、ウェブで開催し、以下の課題について協議した。

<議 案>

- ア 役員の推薦について
- イ その他

(5) 選挙委員会

① 第1回選挙委員会

6月27日、ウェブで開催し、以下の課題について協議した。

< 報告・協議事項 >

- ア 選挙委員長の選出について
- イ その他

< 選挙委員会体制 > ※2024年7月時点

山 木 紀 彦 北海道地連・北海道本部
岡 本 雄 大 東北地連・宮城県本部
飯 島 潤 治 関東甲地連・群馬県本部
田 中 実 北信地連・富山県本部
鈴 木 秀 和 東海地連・愛知県本部
佐 賀 春 樹 近畿地連・滋賀県本部
小 迫 敏 宏 中国地連・広島県本部
山 崎 幹 生 四国地連・高知県本部
高 橋 康 治 九州地連・大分県本部

(6) 自治労全国書記会議

① 第1回三役会議

5月16日、大阪市・DELstyl大阪東天満で開催した。共済事務推進のあり方、8月全国幹事会の運営、6月書記局さわやか月間の取り組みなどについて協議した。

② 第4回常任幹事会

6月18日、ウェブで開催した。2月の全国交流集会、県本部書記局の労務管理等に関する調査などについて報告するとともに、2025年度運動方針案、共済事務推進のあり方、書記局さわやか月間の運営などについて協議した。

③ ノーマア・ハラスメント2024「書記局さわやか月間」の取り組み

6月1～30日をノーマア・ハラスメント「書記局さわやか月間」として、全国の書記局、組合事務所の環境改善に取り組んだ。この取り組みの一環として、6月25日12時よりウェブにて単組組合員までアクセスできる「自治労公開ウェブ講座～褒めるって素晴らしい～」を配信し、全国から250を超えるアクセスがあった。

④ 第1回共済事務検討PT

7月17日、東京・自治労会館で開催した。2024年度意見項目を確定した上で、共済本部との意見交換会を行った。引き続き、地連ごとの意見集約を実施することとし、その日程のあり方などについて協議した。

⑤ 第5回常任幹事会

7月18日、東京・自治労会館で開催した。自治労共済本部との協議、互助年金評議員会、さわやか月間「褒め方」研修、新人書記研修交流会の開催などについて報告するとともに、全国幹事会の運営、2025年度運動方針、新年度役員体制などについて協議した。

2. 連合各種委員会等の活動

(1) 中央委員会

① 第92回中央委員会（5月31日）

(2) 中央執行委員会

- ① 第8回中央執行委員会（5月16日）
- ② 第9回中央執行委員会（6月20日）
- ③ 第10回中央執行委員会（7月19日）
- ④ 第11回中央執行委員会（8月22日）

(3) 三役会

- ① 第11回三役会（5月14日）
- ② 第12回三役会（6月18日）
- ③ 第13回三役会（7月17日）
- ④ 第14回三役会（8月20日）

3. 役職員互助年金共済会

7月18日、2024年度の評議員会を対面・ウェブ併用で開催し、①2024年度の加入・脱退の状況、②2024年度決算、③2025年度予算案を提案、確認した。

共済会の役員、評議員は以下の通り。

会 長	榎 本 朋 子（自治労本部書記次長）
副 会 長	貞 賀 重 治（全国書記協議長・福岡県本部）
事 務 局 長	八 卷 由 美（自治労本部総合企画総務局長）

【組織強化委員会・財政部会】

北海道地連	立 藏 賢 司（北海道）
東北地連	岡 本 雄 大（宮 城）
関東甲地連	中 野 雅 臣（神奈川）
北信地連	田 邊 猛 人（福 井）
東海地連	川 合 利 和（三 重）
近畿地連	工 藤 博 司（滋 賀）
中国地連	木 下 幹 也（島 根）
四国地連	鈴 木 圭 吾（徳 島）
九州地連	白 谷 義 彦（福 岡）
女 性	糸 崎 弥 央（石 川）

【全国書記協・常任幹事】

北海道地連	高 山 智 子（北海道）
東北地連	吉 川 史 恵（秋 田）
関東甲地連	青 柳 宏 和（茨 城・茨城県職連合）
北信地連	中 村 隼 人（富 山）
東海地連	中 川 康 貴（静 岡・富士市職労）
近畿地連	武 田 和（大 阪）
中国地連	植 野 史 津 子（岡 山・岡山県職労）
四国地連	荒 川 治（高 知）
九州地連	吉 村 亜 希 子（熊 本・熊本県職労）

4. 離籍専従役員の状況

(1) 離籍専従登録役員の状況（145人）

第166回中央委員会までに機関承認を受けた離籍専従登録役員の数は145人となった。各県本部の基本割当定数は、一律2人の割当に、2024年度の登録組合員数10,000人につき1人を加えて決定している。また、特別配置として地方連合会に派遣する副事務局長以上の離籍専従役員1人、共済県支部事務局長の任務にあたる離籍専従役員1人が認められている（なお、表の決定機関欄に「臨時県本部代表者会議」とあるのは、本来、中央委員会で決定すべきところ、感染症対策による代替会議として開催したもの）。

<別表1-1>

第166回中央委員会承認まで

県本部	定数	名前	役職名	決定機関	初回登録日
北海道	6	佐藤環樹	道本部委員長	第143回中央委員会	2011年9月1日
		蒲池仁	全道庁委員長	第146回中央委員会	2013年11月1日
		山木紀彦	道本部書記長	第150回中央委員会	2015年10月1日
		立藏賢司	道本部書記次長	第151回中央委員会	2015年12月1日
		瀨上英克	全道庁書記長	第92回定期大会	2019年2月1日
		瀧口和成	道本部副委員長	第166回中央委員会	2024年4月1日
特別配置		和田英浩	連合北海道事務局長	第89回定期大会	2016年4月1日
		諸橋克幸	共済支部事務局長	第165回中央委員会	2023年10月1日
青森	2	奥田博英	県本部書記長	第147回中央委員会	2014年4月1日
		加藤篤	県本部副委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
岩手	2	及川隆浩	県本部委員長	第157回中央委員会	2019年4月1日
		佐藤秀作	県本部書記長	第166回中央委員会	2024年4月1日
		特別配置	伊藤裕一	連合岩手会長	第153回中央委員会
宮城	3	北館和彦	県本部副委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		木幡誉郎	県本部副委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日
		岡本雄大	県本部書記長	第97回定期大会	2023年3月1日
秋田	2	小川純	県本部委員長	第147回中央委員会	2014年4月1日
		佐藤学	県本部書記長	第89回定期大会	2016年4月1日
		水木卓	県職労委員長	第92回定期大会	2019年4月1日
山形	3	渡部貴之	県本部委員長	第151回中央委員会	2016年4月1日
		齋藤富士雄	県本部書記長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		丹野雅一	県本部副委員長	第96回定期大会	2022年4月1日
福島	3	澤村英行	県本部委員長	第155回中央委員会	2018年4月1日
		佐藤寛喜	県本部副委員長	第164回中央委員会	2023年4月1日
		特別配置	澤田精一	連合福島会長	第157回中央委員会
齋藤浩昭			共済県支部事務局長	第160回中央委員会	2021年4月1日
新潟	4	登坂崇規	県本部委員長	第157回中央委員会	2019年4月1日
		太田辰雄	県本部副委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
		大滝徹	県職書記長	第162回中央委員会	2022年4月1日
		山本善人	県本部副委員長	第164回中央委員会	2023年4月1日
		特別配置	町屋光弘	共済県支部事務局長	第162回中央委員会
群馬	3	青木雄次	県本部委員長	第155回中央委員会	2018年4月1日
		飯島潤治	県本部書記長	第164回中央委員会	2023年4月1日
		特別配置	高橋勝	共済県支部事務局長	第162回中央委員会
栃木	3	石塚利雄	県本部委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		澤田郁夫	県本部副委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日

県本部	定数	名前	役職名	決定機関	初回登録日
栃木		増山秀人	県本部副委員長	第166回中央委員会	2024年4月1日
	特別配置	沼子直美	連合栃木副事務局長	第154回中央委員会	2017年10月31日
茨城	3				
	特別配置	生井澤律子	連合茨城副事務局長	第162回中央委員会	2022年4月1日
埼玉	2	前原朝子	県本部委員長	第97回定期大会	2023年9月1日
東京	7	中條貴仁	都本部副委員長	第141回中央委員会	2010年10月1日
		和田隆宏	都本部特別中央執行委員	第150回中央委員会	2015年9月7日
		笹川勝宏	都本部書記長	第162回中央委員会	2022年4月1日
		西岡芳宏	都本部中央執行委員	第164回中央委員会	2023年4月1日
		多田修一郎	都本部中央執行委員	第97回定期大会	2023年7月1日
千葉	2	伊藤成司	県本部委員長	第165回中央委員会	2023年11月1日
	特別配置	田嶋邦夫	連合千葉副事務局長	第162回中央委員会	2022年4月1日
神奈川	5	榎田利彦	県本部副委員長	第148回中央委員会	2014年10月1日
		中野雅臣	県本部書記長	第156回中央委員会	2018年12月1日
		蓼沼宏幸	県本部委員長	第96回定期大会	2022年4月1日
		萩原周子	県本部特別中央執行委員	第96回定期大会	2022年4月1日
特別配置	阿部嘉弘	連合神奈川副事務局長	第150回中央委員会	2015年11月1日	
山梨	2	松木友幸	県本部副委員長	第145回中央委員会	2013年4月1日
長野	4	湯本憲正	県本部副委員長	第150回中央委員会	2015年12月1日
		小林誠	県本部書記次長	第160回中央委員会	2021年4月1日
		伊藤浩二	県本部副委員長	第164回中央委員会	2023年4月1日
富山	3	嶋野浩一	県本部委員長	第149回中央委員会	2015年4月1日
		阿閉智	県本部執行委員	第157回中央委員会	2019年4月1日
		柴田俊樹	県本部副委員長	第160回中央委員会	2021年1月1日
福井	2	田邊猛人	県本部書記長	第141回中央委員会	2010年10月1日
		土田利幸	県本部副委員長	第166回中央委員会	2024年4月1日
特別配置	橋岡克典	連合福井事務局長	第151回中央委員会	2016年4月1日	
静岡	3	伊藤隆弘	県職書記長	第158回中央委員会	2019年11月1日
		福井淳	県本部委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
愛知	3	鈴木武夫	県本部副委員長	第152回中央委員会	2017年1月1日
		松岡真二	県本部副委員長	臨時県本部代表者会議	2020年3月18日
		足立潔重	県本部委員長	第163回中央委員会	2023年4月1日
	特別配置	坂田有紀	連合愛知副事務局長	第166回中央委員会	2024年4月1日
岐阜	3	子安英俊	県本部委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日
三重	3	原田貴文	県本部委員長	第151回中央委員会	2016年4月1日
		鳥羽幸也	県職委員長	第151回中央委員会	2016年4月1日
		宮脇拓也	県本部副委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
	特別配置	藤田和彦	連合三重事務局長	第157回中央委員会	2019年4月1日
滋賀	2	工藤博司	県本部書記長	第156回中央委員会	2018年10月1日
		佐賀春樹	県本部委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日
京都	2	森本尚秀	府本部副委員長	第166回中央委員会	2024年5月1日
	特別配置	下村幸児	連合京都副事務局長	第163回中央委員会	2022年10月1日
奈良	2	桐木正明	県本部委員長	第139回中央委員会	2009年10月1日
		須貝縦	県本部書記次長	第166回中央委員会	2024年4月1日
和歌山	2	加藤康夫	県本部委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日
大阪	5	國眼恵三	府本部書記長	第155回中央委員会	2018年2月11日
		金子俊雄	府本部副委員長	第165回中央委員会	2023年10月1日
		中野勝利	府本部委員長	第159回中央委員会	2020年9月1日
		藤本初雄	府本部副委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
		大西將之	府本部副委員長	第163回中央委員会	2022年10月1日

県本部	定数	名前	役職名	決定機関	初回登録日
大阪	特別配置	田中伸生	共済府本部事務局長	第157回中央委員会	2019年4月1日
兵庫	5	森哲二	県本部副委員長	第134回中央委員会	2007年4月1日
		小原王之	県本部副委員長	第92回定期大会	2019年7月1日
		尾西亮太郎	県本部書記長	第149回中央委員会	2014年11月1日
		戎剛	県本部副委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		足立育生	県本部副委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
岡山	2	富田章史	県本部委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日
	特別配置	大島康治	連合岡山副事務局長	第154回中央委員会	2019年4月1日
広島	3	中山悦己	県本部委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日
		神原悦朗	県本部副委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日
		小迫敏宏	県本部書記長	第162回中央委員会	2022年4月1日
	特別配置	藤井則正	連合広島事務局長	第157回中央委員会	2019年4月1日
		地村高明	共済県支部事務局長	第162回中央委員会	2022年4月1日
鳥取	2				
	特別配置	藤縄和彦	連合鳥取副事務局長	第89回定期大会	2016年7月1日
島根	3	須田晋次	県本部委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		木下幹也	県本部書記長	第160回中央委員会	2021年4月1日
		瓜坂秀史	県本部副委員長	第96回定期大会	2022年4月1日
特別配置	松永健	共済県支部事務局長	第164回中央委員会	2023年4月1日	
山口	3	森本正宏	県本部委員長	第147回中央委員会	2014年4月1日
		田中克典	県本部書記長	第163回中央委員会	2023年4月1日
		特別配置	豊村雄二	連合山口副事務局長	第154回中央委員会
香川	3	大熊正樹	県本部委員長	第141回中央委員会	2010年10月1日
		小野賢治	県本部副委員長	第157回中央委員会	2019年4月1日
		三好康夫	県本部書記長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
徳島	2	鈴木圭吾	県本部書記長	第157回中央委員会	2019年4月1日
		中川孝文	県本部委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
愛媛	2	中塚広之	県本部委員長	第157回中央委員会	2019年4月1日
高知	2	中平正幸	県本部委員長	第143回中央委員会	2011年10月1日
		山崎幹生	県本部書記長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
福岡	4	野田和之	県本部委員長	第145回中央委員会	2013年4月1日
		白谷義彦	県本部書記長	第149回中央委員会	2015年4月1日
		筒井剛	県職労委員長	第151回中央委員会	2016年5月1日
		新山晃	県職労書記長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
	特別配置	小陳武志	連合福岡副事務局長	第147回中央委員会	2014年4月1日
		隈本伸也	共済県支部事務局長	第160回中央委員会	2021年4月1日
佐賀	2				
	特別配置	永石亀	県本部副委員長	第160回中央委員会	2021年4月1日
長崎	3	村田元輝	県本部書記長	第162回中央委員会	2022年4月1日
		菊永昌和	県本部委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
		山崎誠人	県本部副委員長	第164回中央委員会	2023年4月1日
	特別配置	宮本洋	共済県支部事務局長	第159回中央委員会	2020年10月1日
大分	3	那賀久資	県職書記長	第155回中央委員会	2018年4月1日
		溝口慎一郎	県本部委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		鹿嶋秀和	県本部書記長	第160回中央委員会	2021年4月1日
	特別配置	江藤智章	共済県支部事務局長	第162回中央委員会	2022年4月1日
宮崎	3	中原広幸	県本部委員長	第144回中央委員会	2012年4月1日
		大村謙司	県本部副委員長	第89回定期大会	2016年4月1日
		重黒木康恵	県本部副委員長	第155回中央委員会	2018年4月1日

県本部	定数	名前	役職名	決定機関	初回登録日
宮崎	特別配置	吉岡英明	連合宮崎事務局長	第89回定期大会	2016年4月1日
		梶原亨	共済県支部事務局長	第162回中央委員会	2022年4月1日
熊本	3	木村光伸	県本部委員長	第89回定期大会	2016年6月6日
	特別配置	徳富幸平	連合熊本副事務局長	第153回中央委員会	2017年4月1日
鹿児島	3	片野坂昭彦	県本部副委員長	臨時県本部代表者会議	2020年4月1日
		満永正幸	県本部委員長	第162回中央委員会	2022年4月1日
	特別配置	上園哲也	連合鹿児島副事務局長	第163回中央委員会	2022年10月1日
沖縄	3	吉村清隆	共済県支部事務局長	第153回中央委員会	2017年4月1日
		宮里勝	県本部書記長	代表代議員会議	2020年4月1日
		比嘉盛博	県職連合委員長	第164回中央委員会	2023年4月1日
	前底伸幸	県本部委員長	第166回中央委員会	2024年4月1日	
特別配置	仲宗根哲	連合沖縄会長	第90回定期大会	2017年4月1日	
		大嶺克志	共済県支部事務局長	第90回定期大会	2017年4月1日

(2) 離籍専従役員準登録(定数外)者の状況(20人)

<別表1-2>

第166回中央委員会承認まで

県本部	名前	決定機関	初回登録日
北海道	深田大幸	第160回中央委員会	2021年4月1日
福島	大内敦夫	第162回中央委員会	2022年4月1日
富山	高橋真実	第157回中央委員会	2019年4月1日
石川	糸崎弥央	第160回中央委員会	2021年4月1日
	松原直司	第164回中央委員会	2023年4月1日
福井	高村隆一	第91回定期大会	2018年4月1日
三重	溝口隆行	第92回定期大会	2019年4月1日
奈良	藤本恵多	第153回中央委員会	2017年4月1日
	吉村聖子	第155回中央委員会	2018年4月1日
大阪	上野壽治	第149回中央委員会	2014年12月27日
	川口篤志	第161回中央委員会	2021年10月1日
	下村泰正	第97回定期大会	2023年4月1日
広島	宗像勇	第147回中央委員会	2014年4月1日
香川	豊田雅人	第162回中央委員会	2022年4月1日
高知	新土居正志	第89回定期大会	2016年4月1日
	門脇忍	第164回中央委員会	2023年4月1日
福岡	藤田桂三	第151回中央委員会	2016年4月1日
	坂田邦宏	第156回中央委員会	2018年10月1日
佐賀	渡邊諭	第162回中央委員会	2022年4月1日
長崎	廣島時一	第164回中央委員会	2023年4月1日

5. 「再雇用交付金」の登録状況

<別表 1-3>

登録県本部	再雇用者名	業 務	契 約 期 間
秋 田	仙 葉 久	共闘団体との連絡・調整	2023年9月1日～2024年2月29日
神奈川	福 島 嘉 人	学習会講師	2023年9月1日～2024年2月29日
三 重	藤 森 久 次	組織強化拡大に関する助 言・指導	2023年9月1日～2024年2月29日
徳 島	徳 永 佳 紀	自治研推進、政治政策	2023年9月1日～2024年2月29日
福 岡	下 田 祐 二	共済推進委員会組織運営	2023年9月1日～2024年2月29日

*契約期間は、年金受給開始年齢に応じて更新可能。

第2章 賃金・労働条件改善の取り組み

1. 諸会議・集会

(1) 第3回課題別ウェブ学習会

5月30日、ウェブで開催し、約80人が参加した。前橋市職労（群馬県本部）、邑南町職（島根県本部）、熊本県職労（熊本県本部）の3単組より勤務間インターバル・フレックスタイムに関する取り組みについて報告をいただいた。その後、亀瀧労働条件局長より「フレックスタイム制と勤務間インターバルへの対応について」と題して本部提起を行った。

(2) 臨時県本部労働条件担当者会議

6月12日、ウェブで開催し、46県本部1社保労連57人が参加した。会議では、①給与制度のアップデートについて、②当面の闘争方針の補足について協議を行った。

(3) 「賃金闘争あり方研究会（賃金PT）」の開催について

① 第6回「賃金闘争あり方研究会」

6月17日、東京・自治労会館で開催した。会議では、給与制度アップデートに関する経過等を含め情報の共有を行い、今後の総務省対策について議論を行った。また、賃金PT中間論点整理（案）について意見交換を行った。

(4) 2024総務省署名提出・要請行動

給与制度のアップデートにあたり、改正内容を機械的に地方に下ろすことのないよう求めるとともに、地方の実態と自主性を尊重した給与制度を可能とするよう求めることを目的として署名行動を4月～6月上旬に実施した。最終的な集約数については、565,206筆。＜別表2-1＞の通り（総務省未提出分も含む）。6月17日、集約した署名を総務省へ提出し、要請行動を行った。要請行動には、地方代表者として北海道本部・山木書記長、兵庫県本部・戎副委員長が出席した。

＜別表2-1＞

2024総務省署名行動集約結果（最終）

県本部	枚数	筆数	県本部	枚数	筆数
北海道	16,425	60,762	埼玉	1,395	3,216
青森	2,248	6,451	東京	6,198	26,884
岩手	2,300	8,899	千葉	1,305	3,112
宮城	2,229	7,079	神奈川	4,135	16,533
秋田	1,527	5,367	山梨	2,461	7,778
山形	4,659	15,904	長野	5,093	18,561
福島	5,248	16,801	富山	6,059	13,422
新潟	7,225	25,368	石川	339	1,298
群馬	3,941	12,335	福井	1,862	5,918
栃木	2,068	7,974	静岡	3,784	11,621
茨城	2,068	5,416	愛知	3,743	15,510

県本部	枚数	筆数	県本部	枚数	筆数
岐阜	2,826	7,857	香川	3,161	11,708
三重	6,240	17,408	徳島	3,218	11,612
滋賀	799	2,827	愛媛	405	1,271
京都	1,418	5,341	高知	1,131	4,196
奈良	245	948	福岡	8,489	32,291
和歌山	3,193	8,501	佐賀	2,341	8,825
大阪	2,789	9,172	長崎	2,657	10,785
兵庫	4,932	17,059	大分	6,338	28,165
岡山	366	1,380	宮崎	1,810	6,760
広島	6,456	24,964	熊本	2,011	7,542
鳥取	2,710	9,094	鹿児島	3,485	11,861
島根	4,171	11,473	沖縄	638	3,095
山口	2,004	6,408	社保労連	3,949	8,454
※ 総務省未提出分も含む。			計	164,094	565,206

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2024第0112号（6月18日）を参照のこと。

（５） 地方三団体に対し要請行動

自治労は、5月31日に全国知事会、6月21日に全国市長会と全国町村会に対し、地方の実態と自主性を尊重した給与制度を求め要請行動を実施した。要請の内容としては、①「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の具体化にあたり、制度変更に応じた扱いを自治体に求めないこと。②給与制度について地方の実態と自主性を尊重した柔軟な対応を可能とすること。③特別交付税の減額措置を撤廃することの3点について国に働きかけるよう要請した。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2024第0125号（7月1日）を参照のこと。

（６） 2024人勸期7・24中央行動

公務員連絡会は、7月24日、東京・日比谷野外大音楽堂で人勸期中央行動を実施した。全国から2,000人の組合員が結集し、自治労からの参加者は47県本部1社保労連770人。

中央集会では、主催者を代表して武藤議長が「公務員連絡会は6月19日に川本人事院総裁に人勸期要求書を提出して以降、職場学習会・職場決議等を地方段階から積み上げ、ブロック別申し入れ行動等を背景に、各級段階の交渉を強化している。2024人勸期の最大のヤマ場である、本日の書記長クラス交渉では、8月上旬の最終交渉にむけ、職員福祉局長および給与局長から前進回答を引き出すため、この猛暑以上に熱い支援行動を、全国の仲間の皆さんとともに貫徹しよう」と訴えた。

続いて激励あいさつに駆け付けた連合の清水事務局長は、「連合が公表した2024春季生活闘争の最終集計では、平均賃金方式の全体の賃上げ率が5.10%となり、33年ぶりの5%台を達成した。有期・短時間・契約労働者の賃上げは、時給で5.74%、月給で4.98%となり、時給の引き上げ率は一般組合員を上回った。これらの成果は各単組の真摯な交渉の結果だが、ここからが正念場である。この成果を最低賃金の引き上げと人事院勧告に反映させ、すべての働く者の賃上げを実現することが求められる。公務の皆さんには、人事院勧告に『労働基本権制約の代償措置』が適切に示されるよう、精力的な交渉を進めることを期待する」と激励と連帯のあいさつを行った。

基調提起として森永事務局長からは、正念場を迎える2024年の人事院勧告について、「公務員連絡会としては、2024年の月例給の官民較差が最終的にどの程度になるかが見通せない中で、決して楽観でき

ない状況にあるとの認識の下、全職員（全級・全号俸）の俸給月額の改善を行った上で、課題である初任給の官民格差の解消を中心に若年層・中堅層の改善に取り組むべきだと考えており、今申し上げたスタンスで今日の給与局長との交渉に臨む」と訴えた。

構成組織の決意表明には、国公連合・国税労組・鈴木悠一朗書記次長、全水道・塚本法章近畿東海地方本部書記長、林野労組・前川康弘中央執行委員が登壇し、たたかう決意を力強く表明した。

集会を終えた参加者は、人事院前交渉支援行動と霞ヶ関一周のデモ行進を行い、「公務員の賃金を引き上げろ」「長時間労働を是正しろ」「ワークライフバランスを確保しろ」「非常勤職員の待遇を改善しろ」などと力強くシュプレヒコールを繰り返した。行動を終えた参加者は日比谷大音楽堂に再集集し、総括集会で人事院局長交渉の報告を受けた。

森永事務局長は交渉の概要を報告した上で「勧告については、本日の交渉を踏まえ、公務員連絡会としては、8月5日の週に行われることを想定すれば、勧告まで約2週間という最終盤の正念場を迎えることになる。『2023年を上回る、全職員、全級・全号俸の引き上げ勧告』という結果を追求すること、『社会と公務の変化に応じた給与制度の整備』については、多岐にわたる項目の中で、個々人にとっての影響をトータルで見たときに、プラスになる人、マイナスになる人が結果として生ずることから、実施にあたっては一定の経過措置等を設けさせることを出口に見据えて、限られた時間ではあるが、交渉協議を継続していく。今回の勧告内容が、一人でも多くの方に理解いただける『結果』が得られるよう、最後まで取り組む決意を申し上げ総括集会における報告とする」とし、今後の交渉にむけた基本姿勢を明らかにした。

最後に、武藤議長の団結がんばろうで集会を締めくくった。

※ 集会の具体的な内容は自治労情報2024第0141号（7月24日）を参照のこと。

（7） 県職共闘・大都市共闘・町村評議会が総務省に対し要請行動

7月24日、鳥羽県職共闘議長、村松大都市共闘議長、宮脇町村評議会議長が「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」への対応にかかり総務省要請を行った。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2024第0143号（7月25日）を参照のこと。

2. 2024人勧期の取り組み

（1） 公務労協・公務員連絡会の取り組み

① 公務員連絡会

ア 4月12日 人事院と民調作業方針をめぐって交渉（公務員連絡会 賃金・労働条件専門委員会）

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2024第0078号（4月15日）を参照のこと。

イ 6月19日 人事院に2024人勧期要求書提出（公務員連絡会・委員長クラス）

公務員連絡会委員長クラス交渉委員は、6月19日、人事院の川本総裁に対し、「2024年人事院勧告に関わる要求書」（別記2-1）を提出した。これにより、2024人勧期の取り組みがスタートした。

<別記2-1>

2024年6月19日

人事院総裁
川本裕子様

2024年人事院勧告に関わる要求書

貴職におかれましては、公務員人事行政にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、能登半島地震からの早期の復旧・復興など公務・公共サービスに従事する職員は高い使命感と責任感を持って懸命の奮闘を続けています。

一方、円安と物価高騰により、実質賃金は2年以上に亘り減少を続けています。

そのため、低迷する日本の勤労者の賃金を改善することは、現在の日本において最重要とも言える課題となっているところです。

そのような中、連合と各加盟組合は、2024春季生活闘争を粘り強く闘い、その結果、比較可能な2013闘争以降で最も高い水準となる賃上げを実現しつつあります。日本経団連を始めとするその他の調査結果においても、いずれも昨年の数字を大きく上回り、賃金の引上げ傾向が鮮明となっています。民間労働者同様、物価高騰に悩まされる公務員についても、賃金の改善が強く求められるところです。

また、公務職場においては、多様化・複雑化する行政ニーズのもと増大する業務量に見合った要員が確保されておらず、長時間労働が蔓延するなど厳しい環境は改善されていません。良質な公務・公共サービスを確実に提供するためにも、職員が安心して働くことのできる職場環境の整備や必要な要員の確保、賃金労働条件の改善が極めて重要です。

公務員連絡会は、このような認識に基づき「2024年人事院勧告に関わる要求書」を提出します。貴職におかれましては、下記事項の実現に向け、最大限努力されるよう要求します。

記

1. 賃金要求について

(1) 月例給与について

2024年の給与改定勧告にあたっては、全職員に対する月例給与の引上げ勧告を行うこと。

(2) 一時金について

一時金については、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、支給月数を引き上げるとともに、期末・勤勉の適正な配分を行うこと。

2. 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」について

(1) 月例給与・一時金・各種手当を取り扱う総合的な見直しであることを踏まえ、職員各層から理解を得られ、その意欲を引き出すものとする。

(2) 地方公務員、独立行政法人職員、政府関係法人職員等にも広く影響を与える課題であることから、検討に当たっては、公務員連絡会に対して、適宜早い段階での情報提供を行うとともに、連絡会と十分な協議を行うこと。

(3) 地方における職員の処遇改善と人材の確保に向けて、地域手当の改善と併せて、初任給近辺の俸給月額引上げを確実に行うこと。

(4) 勤勉手当の「特に優秀」区分の成績率の上限引上げについては、それを実施すべき合理的な理由を明らかにすること。また、引上げに当たっては、2022年10月から施行されている改定された評価制度の検証を前提とすること。

(5) 新幹線通勤等に係る手当額見直しについては、精確な官民比較に基づき、確実に引き上げること。また、現在の通勤手当の問題点を踏まえ、普通交通機関も含めた総合的な見直しを行うこと。

(6) 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給については、採用全般を対象とするとともに、

現在既に新幹線通勤や単身赴任をしている者を対象とすること。

- (7) 地域手当について、地域間格差を縮小するとともに、「大きくりの調整方法」により生ずる課題への具体的な対策について、公務員連絡会と十分交渉・協議すること。
- (8) 扶養手当の見直しについて、経過措置等を講ずるとともに、その具体的な内容について、公務員連絡会と十分交渉・協議すること。
- (9) 現在再任用職員に支給されていない手当について、定年前職員や定年延長職員との均衡などを踏まえつつ、各種手当の支給範囲を極力拡大すること。
- (10) のちの60歳前後の給与カーブに関する課題の検討に向けて、60歳以上の職員の給与に関しても精確な官民比較を行うことを基本に、中長期的な給与カーブ全体のあり方について、公務員連絡会と十分交渉・協議すること。
- (11) 寒冷地手当や特地勤務手当など、関連して見直しが実施される手当について、地域事情等を十分に踏まえて検討すること。

3. 長時間労働の是正と休暇・休業制度の拡充等について

(1) 長時間労働の是正

- ① 人事院が3月26日に公表した調査結果において、2022年度（令和4年度）において、上限を超えて超過勤務を命ぜられた職員の割合が、本府省・地方、他律部署・自律部署のいずれにおいても、前年度を上回っていることから、各府省に対して、超過勤務の抑制や職員の心身の健康確保など指導を強化すること。
- ② 昨年4月21日に人事院が公表した調査において、業務の合理化等を行ってもなお長時間の超過勤務により対応せざるを得ない理由について、多くの府省が「恒常的な人員不足」を挙げていること等を踏まえ、引き続き、定員管理担当部局に対して、人員の確保に向けた対応を求めること。
- ③ 「テレワーク等研究会」最終報告（2023年3月）でも示されている通り、他律部署の範囲について業務の実態に即して課室よりも細かく指定することや、特例業務の範囲を必要最小限とすることについて、各府省への指導を強化すること。

(2) 「柔軟な働き方」について

- ① 本年4月から導入された「在宅勤務等手当」について、その運用の状況を検証するとともに、適宜情報提供すること。
- ② 本年4月から導入された「勤務間インターバル」について、3月29日付職員福祉局長通知を踏まえ、各府省が「11時間」を確保できるよう、関係部局とも連携し支援すること。
- ③ 来年4月から施行するとされている「ゼロ割振り日」「勤務時間の勤務開始後の割振り変更」「期間業務職員のフレックスタイム制」等について、適宜措置内容を明らかにすること。
- ④ 本年度に実施される「国家公務員の勤務時間の実態に関する調査・研究」について、適宜調査結果を明らかにすること。

(3) 休暇・休業制度の拡充

- ① ライフステージに応じ、社会的要請に応える休暇・休業制度に向け、公務における各種制度の利用実態や民間における普及状況を精査・検証し、制度の改善や環境整備に努めること。とくに、家族介護を理由とした離職を防止するため、介護休業制度を整備すること。
- ② 両立支援制度の更なる充実に向けて、昨年の勤告時報告で言及された「育児に係る両立支援制度の対象となる子の年齢の引上げ」「介護に係る制度を利用できる期間等の拡大」「残業免除や子の看護休暇の対象となるこどもの年齢の引上げ」「育児のための両立支援制度を利用できる期間の延長」等について、民間の整備状況や政府の動向を踏まえつつ、遅れることなく整備すること。
- ③ 妊娠・出産・育児に関わる休暇制度について、休暇を取得しやすい職場環境の整備を行うとともに

に、民間の動向等を踏まえ、更なる制度の改善を図ること。

4. 労働諸条件の改善について

(1) 障害者雇用について

本年4月以降、法定雇用率が段階的に引き上げられること等を踏まえ、関係部局とも連携し、勤務時間や勤務場所の柔軟化、勤務環境の改善など、障害を持つ職員がより働きやすい環境の整備に向けた各府省の取組を支援すること。

(2) 女性参画の推進及び多様性の確保について

① 女性職員の採用拡大や、積極的な登用等に向け、勤務時間制度の柔軟な対応や両立支援策の確保、またハラスメント対策の強化など、各種制度の整備を進めるとともに、各府省の取組を支援すること。

② L G B T理解増進法等を踏まえ、職場における性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に取り組むこと。

(3) 福利厚生施策の充実について

① 人事院が行った、健康管理体制の充実のための官民調査（Well-being調査）の結果、健康管理部門と健康管理医との連携がある官署や、健康増進に関する研修・情報提供等の取組を実施している官署が約半数にとどまっていたこと等を踏まえ、各職場における健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けた対策を具体化すること。

② メンタルヘルスに関連した長期病休者の数が長期病休者全体の7割を超えていることから、予防、相談、職場復帰支援策等を更に充実・具体化すること。

③ 2022年度に人事院が受けた苦情相談のうち1/3強をハラスメント関係が占める一方で、各府省のハラスメント相談担当者の8割が相談を受けていない等の実態を踏まえ、外部の専門家との連携等人事院における体制強化を図ること。また、幹部・管理職員に対する研修を充実させ、指導を強化すること。

5. 定年の段階的引上げに伴う各種施策への対応について

(1) 高齢職員の増加に伴う中堅・若手職員の昇格の抑制の回避等に向け、各府省における2023年度の状況を踏まえつつ、今年度以降についても、級別定数の柔軟な措置を図ること。

(2) 再任用を希望する職員について、2013年の閣議決定を踏まえ、フルタイムを基本にその希望に応じた再任用を実現するよう、各府省に働きかけること。

6. 非常勤職員等の制度及び待遇改善について

(1) 全ての非常勤職員等の給与を引き上げること。

(2) 改正「非常勤職員の給与に関する指針」等に基づき、非常勤職員に関する月例給・一時金の支給額や改定時期について、常勤職員との権衡が図られるよう、各府省に対する必要な指導等を行うこと。

(3) 期間業務職員のみならず、非常勤職員全体の実態を把握すること。その上で、昨年の勧告時報告に基づく「非常勤職員制度の運用等の在り方の検討」については、非常勤職員制度全体を射程に入れた抜本的な改善を図ること。

(4) 非常勤職員の休暇制度等について、常勤職員との均等待遇をはかるため、無給休暇の有給化等の改善を図ること。

(5) 非常勤職員制度の改善に関するこれまでの取組を踏まえ、公務員連絡会と十分交渉・協議し、作業を進めること。

以 上

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2024第0114号（6月19日）を参照のこと。

ウ 7月10日 人勤期要求をめぐり人事院交渉（公務員連絡会・幹事クラス）

公務員連絡会幹事クラス交渉委員は、2024年人勤期要求に関わり、木村人事院職員団体審議官との交渉を実施した。

交渉では、公務員連絡会が現時点での回答を求めた。これに対し木村審議官は、(a)勧告等、(b)社会と公務の変化に応じた給与制度の整備、(c)長時間労働の是正と休暇・休業制度の拡充等、(d)労働条件の改善、(e)定年の段階的引き上げに伴う各種施策、(f)非常勤職員制度等について回答し、公務員連絡会は回答に対する見解を求めた。

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2024第0134号（7月11日）を参照のこと。

エ 7月11日 人事院に対し寒冷地手当に関する申し入れ（公務員連絡会・構成組織代表者）

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2024第0136号（7月16日）を参照のこと。

オ 7月24日 人事院職員福祉局長、給与局長と交渉（公務員連絡会・書記長クラス）

公務員連絡会は、人勤期中央行動を背景に書記長クラス交渉を行い、職員福祉局長は、(a)勤務間のインターバルを確保することにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の維持のために不可欠であるとともに、仕事と生活の調和がとれた働き方を追求するためにも重要である。このため、人事院は、各省各庁の長の責務を法令上明確にすることとし、勤務間のインターバル確保にかかる努力義務規定を導入した。各職場で勤務間のインターバル確保がはかられるよう引き続き取り組む、(b)超過勤務の縮減にむけた指導を徹底するため、調査・指導をさらに充実させ、引き続き適切に各府省に対する指導を行う、(c)仕事と生活の両立支援の拡充について、5月に成立した「民間育児・介護休業法等の一部を改正する法律」の内容も踏まえ、国家公務員の制度の見直しについても、検討を行う、(d)ハラスメントが起こらず、仮に起きた場合には迅速に解決できる職場づくりにむけ、すべての職員がハラスメント等に対する正しい認識を持てるよう取り組む、(e)心の健康の問題については、未然防止や早期発見・早期対処に加え、長期病休者の円滑な職場復帰および再発防止も大切な取り組みであるため、職場復帰等への支援にむけてさらなる検討を進める、(f)非常勤職員の休暇制度等については、引き続き民間の状況等を注視し、必要に応じて検討する、「非常勤職員制度の運用の在り方の検討」については、職員団体の意見も聴きながら、適切に対応するなど回答した。

給与局長は、(a)2024年の勧告については、例年とおおむね同様の日程を念頭に置いて、鋭意作業を進めている、(b)官民較差については、個々の産業や企業によってまちまちであるが、官民較差および一時金については、現在集計を行っているところ、(c)「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、「令和6年にむけて措置を検討する事項の骨格」に沿い、職員団体の皆さんをはじめ関係者のご意見等をおうかがいしながらその具体化にむけ検討を進めてきているところ。2024年の人事院勧告にむけて成案を得るべく、引き続き職員団体の皆さんのご意見等をおうかがいしながら、さらに検討を進めてまいる。具体的には、人材確保が重要な課題であるため、改定には初任給に重点を置く必要がある。また、若年層に続く30歳代の中堅層への処遇も必要など。寒冷地手当については、民調で北海道における同種の手当の支給状況について調査を行っており、その結果を踏まえて必要な対応を進めていく。支給地域の見直しについては現行基準に基づいて対応していく。前回2014年の見直し時には、北海道について経過措置は設けず、本州については経過措置を設けたと承知している。経過措置については、皆さんのご要望も踏まえながら検討していく。特地勤務手当については国勢調査等の結果を踏まえ、必要な検討を行う、(d)65歳定年の完成を視野に入れた60歳前・60歳超の各職員層の給与水準（給与カーブ）のあり方については、今後とも定年引き上げ完成を見据えてさらなる給与制度の整備をはかる中で、公務における人事管理のあり方の変化や、民間における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況を注視しつつ、職員団体の意

見も聴きながら、人事管理にかかる他の制度と一体で引き続き検討を行っていく、(e)寒冷地手当については、「メッシュ平年値2020」の内容等について分析を進めるとともに、2024年の職種別民間給与実態調査において、民間における同種の手当の支給状況を調査しているところであり、これらの結果を踏まえ、2024年、見直しの勧告を行う予定、(f)非常勤職員等の制度および待遇改善については、今後とも、各府省において非常勤職員の給与に関する指針の内容に沿った適切な処遇がはかれるよう取り組む、などと回答した。

参加した委員からは、「2023年の給与改定については不満の声があり、とくに30代から60代の職員の年齢別の給与配分に関する声があがっている。中堅や高齢層に焦点を当て、全職員のモチベーション向上をはかるため、引き上げ率や配分の対応を強く要請する」「2023年の高齢層への配分に対する落胆の声が多く、定年引き上げ初年であるにもかかわらず多くの職員が辞めている。処遇への不満が原因で、働き続ける意欲を失った方も多い。高齢層への配慮を強化し、検討を進めていただきたい」など思いを訴えた。

回答に対し、森永事務局長は「2024年の勧告に対する組合員の期待と不安に対し、人事院として真正面から向き合うという姿勢が欠けていると指摘せざるを得ない。想定される勧告日等を踏まえれば、あまり時間がない中で、せめて『2023年を上回る、全級・全号俸の引き上げ勧告にむけて検討を進めている』程度の前向きな回答を行うべきではないか。改めて、然るべき時期に給与局長との再度の交渉を求めるとともに、次回には、われわれが納得できる回答を行うことを強く求める。なお、回答の内容如何によっては、最終の配分交渉を書記長クラスに格上げして行うことも考えているので、最大限の誠意をもって対応されたい」と強く要請し、交渉を終えた。

※ 交渉の具体的な内容は自治労発2024第0884号（7月25日）を参照のこと。

② 2024人勤期団体署名・職場決議

公務員連絡会に結集し、人事院勧告にむけた要求実現をはかる団体署名・職場決議の取り組みを5月下旬～7月上旬に実施した。公務員連絡会としての最終集約は団体署名4,259筆・職場決議8,519筆。自治労としての集約数については<別表2-2>の通り（人事院未提出分も含む）。

<別表2-2>

2024人勤期団体署名・職場決議集約結果（最終）

県本部	団体署名	職場決議	県本部	団体署名	職場決議
北海道	392	110	山梨	20	13
青森	23	16	長野	341	0
岩手	18	230	富山	87	56
宮城	44	32	石川	45	0
秋田	13	8	福井	29	0
山形	51	51	静岡	33	25
福島	40	0	愛知	15	0
新潟	21	17	岐阜	54	73
群馬	1	1	三重	55	1,373
栃木	30	16	滋賀	21	0
茨城	44	0	京都	31	0
埼玉	10	13	奈良	10	9
東京	84	43	和歌山	27	27
千葉	28	6	大阪	40	53
神奈川	39	30	兵庫	94	41

県本部	団体署名	職場決議	県本部	団体署名	職場決議
岡山	15	3	福岡	68	92
広島	132	0	佐賀	52	52
鳥取	18	11	長崎	80	33
島根	26	21	大分	27	37
山口	39	15	宮崎	85	137
香川	99	0	熊本	79	79
徳島	83	208	鹿児島	48	0
愛媛	13	13	沖縄	0	0
高知	42	42	社保労連	433	0
※ 人事院未提出分も含む。			計	3,079	2,986

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2024第0138号（7月24日）を参照のこと。

③ 公務労協地方公務員部会

ア 4月11日 全人連に対し民間給与実態調査等に関わる要請書を提出

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2024第0088号（4月26日）を参照のこと。

イ 6月21日 総務省に対し「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会給与分科会」の最終報告にむけた要請書を提出

※ 交渉の具体的な内容は自治労情報2024第0120号（6月24日）を参照のこと。

第3章 安定雇用の実現と公正なワークルールの確立

1. 公務員制度改革への対応

(1) 第1回「消防職員の労働基本権確立にむけた対策委員会」

3月13日、標記委員会を開催した。これは、2018年に開催されたILO総会基準適用委員会における議長集約（結論）を受け、日本政府が社会的パートナーと協議を行うと明言したことから始まった、「ILO議長集約にかかる定期協議」にむけた議論準備のために設置していた「消防職員の団結権に関する検討委員会」を前身とするもので、対策をより強化するために委員会の形態を刷新したもの。

まず、消防職員の団結権に関するこれまでの経過と現状について、吉澤伸夫公務労協相談役から説明を受け、2024年6月開催のILO総会基準適用委員会の個別審査についての情報共有を行った。

その後、事務局より全消協と韓国・公労総消防労組との交流計画（2024年3月18～21日）について説明し、共有をはかった。

(2) 2024年度第1回県本部消防担当者会議

6月12日、全消協の加盟単協がある県本部を対象に、2024年度第1回県本部消防担当者会議をウェブで開催した。この会議は、消防職場の課題の共有をはかるとともに、自治労と全消協が連携し、消防職員の処遇改善の取り組みを進めるために新たに設置したもの。全消協四役は自治労本部から、29県本部の消防担当者と全消協ブロック幹事や県消協・単協代表者等は各県本部から参加した。

冒頭、林総合労働局長、須藤洋典全消協会長のあいさつの後、藤木亜純全消協事務局次長より「消防職場の課題と共有～全消協の取り組み～」と題する提起を行った。続いて、佐藤昭徳全消協副会長より「消防職員委員会について～民主的な職場環境を構築し、質の高い消防サービスの実現にむけて～」を提起した。

続いて、自治労から林総合労働局長が「消防職員の処遇改善にむけた取り組み」について提起した。緊急消防援助隊における「災害派遣手当」の増額（最低目標：日額1,680円）や時間外勤務手当の支払いなどの処遇改善を求めて、消防職員委員会に意見提出を行う全消協の取り組みを、自治労県本部・単組が支援するよう求めた。

これらの提起を受けて、6人の県本部および県消協参加者より質疑を受けた。会議終了後は、県本部、県消協・単協で、処遇改善の取り組みにむけた打ち合わせを行った。

(3) 総務省消防庁に対し、消防行政の充実強化に関する要請を実施

7月11日、自治労・全消協は、総務省消防庁に対して要請行動を実施した。自治労からは上野法対労安局長、全消協からは須藤会長、佐藤副会長、長谷部副会長、川北事務局長、岡事務局次長が参加した。消防庁側からは畑山消防・救急課長、箕打消防・救急課長補佐、鈴木広域応援室理事官をはじめ担当者4人が出席した。

畑山消防・救急課長に要請書を手交後、重点項目として設定した5項目（消防行政の充実と労働安全衛生体制の構築（①勤務時間のあり方と人員確保）、救急業務（②今後感染症が流行した場合の安全衛生、危機管理の観点から必要な対応）、緊急消防援助活動等（③災害派遣手当等の支給等への助言、④さまざまな季節・環境に対応可能な装備の充実、災害現場におけるトイレ等の設置）、働きやすい職場環境の整備（⑤ハラスメント撲滅にむけた一層踏み込んだ施策）について、消防庁より回答を受け、そ

れらに関する意見交換を行った。

2. 顧問弁護団

(1) 法律相談所運営委員会

- ① 第8回（5月30日）
特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。
- ② 第9回（6月26日）
特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。
- ③ 第10回（7月25日）
特徴的な事件・事案、法律相談案件について報告された。

3. 救援審査委員会

(1) 第62回救援審査委員会（5月30日）

事務局より新規救援事案として傷病救援1件、争訟救援1件について説明・提案し、協議を行った。その結果、救援の適用とすることを確認した。

4. 中央救援委員会の裁決と承認について

(1) 第272回中央救援委員会

7月29日に開催し、13人が出席した。事務局長が、2024年度第19回中央執行委員会で救援適用と決定された傷病救援1件、争訟救援1件について報告し、これらを承認した。

第166回中央委員会一般経過報告書掲載以降、新たに救援適用となった事案は<別表3-1>の通り。
<別表3-1>

新たに救援適用となった事案

救援番号	救援項目	救援種目	案 件	県本部	組 合	人数	発生日	裁 決 日
5736	傷病	傷病見舞金	県本部こども部会結成大会準備における傷病救援	香 川	丸亀市職員労働組合	1人	2023.12.17	2024年度第19回中央執行委員会
5737	争訟	争訟支援金	たまも園労組に対する「不当労働行為」	香 川	たまも園職員労働組合	1人	2024.02.27	2024年度第19回中央執行委員会

5. 争訟を年度を越えて継続する案件の承認について

以下の3県本部13件の「争訟を年度を越えて継続する案件」について2024年度第22回中央執行委員会で承認した。

<別表3-2>

争訟救援継続状況

(2024年7月22日現在)

県本部	件		最高裁		高 裁		地 裁		人事院		人事委		公平委		中 労 委		地 労 委	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
香 川	1	1															1	1
長 崎	1	1					1	1										
大 分	11	2,889									6	82					5	2,807
計	13	2,891	0	0	0	0	1	1	0	0	6	82	0	0	0	0	6	2,808

<香 川>

救援番号	組 合 名	事 件 の 内 容	係 属 機 関 の 状 況	担当弁護士名
5737	たまも園職員労働組合	不当労働行為に対する救済申立	地労委（1人）2024年2月27日申立 令和6年（不）第1号 2024年5月27日 第1回調査期日 2024年6月24日 第2回調査期日	重 哲 郎

<長 崎>

救援番号	組 合 名	事 件 の 内 容	係 属 機 関 の 状 況	担当弁護士名
5732	佐世保市職員連合労働組合	不当労働行為救済命令の取消請求	長崎地裁（1人）2023年6月9日提訴 令和5年（行ウ）第4号 2023年8月21日 被告側答弁書提出 2023年8月29日 第1回口頭弁論 ※延期 2023年8月31日 原告側上申書提出 2023年10月31日 被告側答弁書提出 2023年11月7日 第1回口頭弁論 2024年1月22日 原告側「第1準備書面」提出 2024年1月31日 第2回口頭弁論 2024年4月18日 参加人準備書面(1)提出 2024年4月23日 第3回口頭弁論 2024年7月16日 第4回口頭弁論	中 川 拓

<大 分>

救援番号	組 合 名	事 件 の 内 容	係 属 機 関 の 状 況	担当弁護士名
1322	大分県職労	73春闘処分 (停職6人、減給1人、戒告11人、訓告2,703人) <処分 1974年2月9日>	人事委（15人）1974年3月30日申立 昭和49年（不）第1～15号 2回の公開口頭審理終了、以後中断 地労委（452人）1974年4月10日申立 昭和49年（不）第4号 調査は終了したが、1978年2月13日以降中断	岡 村 正 淳
1774	大分県職労	74春闘処分 (停職2人、減給2人、戒告9人) <処分 1975年8月30日>	人事委（12人）1975年10月20日申立 昭和50年（不）第1～12号 1976年4月10日反論書提出、審理は開かれていない 地労委（509人）1975年10月20日申立 昭和50年（不）第6号 1973、74、75年の事件すべて調査終了 1978年2月13日以降中断	岡 村 正 淳
1955	大分県職労	75春闘、確定、76春闘処分 (停職3人、減給2人、戒告14人) <処分 1976年7月19日>	人事委（17人）1976年9月16日申立 昭和51年（不）第1～17号 1977年5月31日当局より答弁書、77年7月21日組合側、反論書を提出、以後中断 地労委（486人）1976年9月21日申立 昭和51年（不）第8号 1973、74、75年の事件すべて調査終了、78年2月13日以降中断	岡 村 正 淳

救援番号	組合名	事件の内容	係属機関の状況	担当弁護士名
2343	大分県職労	77、78春闘処分 (戒告5人) <処分 1979年4月21日>	人事委(5人) 1979年6月18日申立 昭和54年(不)第1~5号 審理は開かれていない 1981年6月23日県当局より答弁書、以後中断	
2658	大分県職労	79、80春闘処分 (減給5人、戒告13人) <処分 1980年12月14日>	人事委(16人) 1981年1月17日申立 昭和56年(不)第1~16号 1981年6月23日県当局より答弁書、以後中断 地労委(680人) 1981年12月21日申立 昭和56年(不)第5号 1982年1月7日県当局より答弁書提出、以後中断	
3299	大分県職労	83確定闘争等処分 (減給7人、戒告13人) <処分 1984年2月17日>	人事委(17人) 1984年2月25日申立 昭和58年(不)第1~17号 1989年10月13日 第5回公開口頭審理、以後中断 地労委(680人) 1984年4月5日申立 昭和59年(不)第2号 1984年4月18日県当局が答弁書提出、以後中断	

第4章 時短・人員確保・安全衛生など働きやすい 職場づくり

1. 地方公務員共済組合制度に関わる取り組み

(1) 2024年度第2回共済対策委員会

5月9日、東京・自治労会館で開催し、冒頭、学習会を実施し、田中総務省自治行政局公務員部福利課長より「地方公務員共済制度をめぐる課題」、岡地方公務員共済組合連合会資金運用部長より「地方公務員共済組合連合会の資金運用と資金運用を取り巻く諸課題」について、説明を受けた。

その後、報告事項に移り、①短期組合員に対する傷病手当金の支給、②自治労全国市町村共済協議会2023総務省要請行動報告、③令和6年度における地方公務員共済組合の事業運営、協議・確認事項として、④地方公務員共済組合におけるオンライン資格確認の円滑な実施にむけた正確かつ迅速な資格情報の登録、⑤特定健診・特定保健指導実施率向上のための取り組み、⑥第5回自治労地方公務員共済対策会議の開催について協議した。

2. 労働安全衛生体制確立の取り組み

(1) 2024年度安全衛生月間の取り組み

自治労は、毎年7月を「安全衛生月間」と位置付け、各県本部、単組における安全衛生委員会の活性化や職場点検・職場改善にむけて取り組みを進めている。

2024年度における重点目標は、下記の通りとした。

- ① 安全衛生委員会が未設置の事業所は、安全衛生委員会を設置する。
- ② 安全衛生委員会の年間計画が未作成の事業所は、職場点検・巡視を盛り込んだ計画を作成する。
- ③ 職場点検・巡視を本部作成の「職場点検活動のてびき」のチェックリスト等をもとに実施する。
- ④ 安全衛生委員会において、時間外労働の実態を報告させる。とくに過労死基準となる月80時間を超える場合や、時間外労働が常態化している職場については具体的な対応策を示させる。同時に、「他律的業務の比重が高い職場」として設定された業務・部署や「特例業務」が行われた場合の要因の整理、分析・検証を実施させる。
- ⑤ 長時間労働を行った職員に対する医師による面接指導など健康確保措置の強化を求める。とくに1月平均80時間超の時間外労働を行った職員については、申出の有無にかかわらず医師による面接指導を実施させる。
- ⑥ 自治労「カスタマーハラスメントのない良好な職場をめざして～予防・対応マニュアル～」を活用して、カスタマーハラスメントの防止にむけた具体的措置を当局に求める。
- ⑦ 自治労「パワー・ハラスメントのない良好な職場をめざして～予防・解決マニュアル～」や「パワハラウェブサイト（自治労HP内）」を活用し、職場のあらゆるハラスメントについて雇用管理上講ずべき措置に関する規定の策定を求める。
- ⑧ 「自治労メンタルヘルス対策指針」や総務省「総合的なメンタルヘルス対策に関する研究会報告書（2022年度、2023年度）」等を活用し、メンタルヘルスの相談体制や職場復帰体制の改善策を実施する。
- ⑨ 厚生労働省の導入マニュアル等も参考にしながら、全職場でストレスチェックの実施・評価を行う。

結果を安全衛生委員会等で分析・協議・課題の洗い出しを行い、高ストレス職場の課題を解決する。

- ⑩ 定年引き上げを踏まえた高年齢職員の公務災害の防止と厚労省の「エイジフレンドリーガイドライン」等を参考にした高年齢職員の安全衛生対策を推進する。
- ⑪ 男女がともに安全衛生活動を推進するため、安全衛生委員会の女性委員を拡充するとともに、非常勤職員の参画を求める。
- ⑫ 会計年度任用職員、臨時的任用職員をはじめ、同一事業所内の公共民間労働者など、すべての労働者の安全衛生を確保する。

これらの活動を推進するため、自治労本部は「職場点検活動のてびき」、安全衛生月間ポテッカー（2種類）を作成し、各県本部に配布した。なお、ポテッカーについては、全国に安全衛生月間にむけたスローガンを公募し、22県本部と1社保労連から安全分野で924点（2023年563点）、衛生分野で763点（2023年504点）の応募があった。選考の結果、安全分野と衛生分野それぞれ1点ずつを入選、2点ずつを佳作とし、入選作品である「ゼロ災害 小さな確認 積み重ね」（大阪交通労働組合 築田 貴さん）、「カスハラから 職員守ろう 組織のちから」（自治労社会保険関係労働組合連合 日本年金機構職員労働組合 新地 健一郎さん）をポテッカーに採用した。

3. 人員確保闘争の取り組み

人員確保闘争については、「重点闘争として通年的に取り組むこと」とし、2024年は6月7日から13日を基本的交渉ゾーンに設定して取り組みを行った（別表4-1）。8月5日現在、44県本部（加盟単組：2,046単組（公共民間単組も含む））から報告があった。

人員確保にむけては、春闘期に欠員や時間外勤務の把握などの職場点検活動を行った上で要求につなげるよう方針化しているが、春闘期等から職場点検に取り組んだ単組は749単組36.6%であった。昨年（2023年は25.6%）に比べ、多くの単組で事前の点検活動に取り組めたことは評価できるものの、半数超の単組で取り組めていない。

また、自治体の実質配置人数と条例定数の関係を見ると、回答単組のほぼすべてで条例定数との相当な乖離がある。中には定数を半分程度しか満たしていない単組もみられ、公務職場全般での人員不足の状況に加えて、少子化により人員確保が困難な状況も加味すると、すべての単組において、人員確保要求を最重要課題として取り組まなければならない。

しかし、そのような状況において人員確保要求書を提出した単組は708単組34.6%（2023年は586単組33.8%）と昨年並みであった。各要求項目に対する前進回答を得た率についても、例年同様、軒並み低位にとどまっている。妥結（合意）に至った単組は、426単組20.8%であった。

なお、自治体単組のみで集計すると、要求書を提出した単組は43.3%、妥結した単組は25.4%だった。前進回答の内容をみると、業務過多への対応のため実態に応じた適正な人員体制の見直しや定年引き上げ期間中の計画的な採用、医療職や技術職など不足する職種の増員、人材確保のための採用試験日程の前倒しの工夫等の回答があった（別表4-2）。

闘争スケジュールについては、各自治体の採用募集時期や取り組み状況等を考慮し、6月期に結集できない場合は、県本部が集中期間を設定し取り組むこととしている。そのため、県本部ごとにバラつきがあるのが現状となっているが、時期がずれたとしても、すべての単組で取り組まれていないことについて、本部・県本部は重く受け止めなければならない。公務職場全般での人員不足の状況に加えて、少子化による労働力人口の減少により、すでに公務はもちろん民間とも人材の争奪戦が始まっている。安定した地域公共サービスを持続的に提供するためには、人員確保は待ったなしの最優先課題であり、単組が継続した取り組みを進めるよう、県本部におけるサポートの強化が必要である。

<別表4-1>

2024年「人員確保闘争」取り組み報告（全国計）

（2024年8月5日現在 44県本部）

※取り組んだ単組ではなく、 <u>全単組を対象としていますので、単組数の合計が県本部加盟単組数となるように</u> お願いします。	都府	道県	都政	都市令	市特別区	町村	事務組合 広域連合	公共 民間等	合計	全単組比
	(単組数)	(単組数)	(単組数)	(単組数)	(単組数)	(単組数)	(単組数)	(単組数)		
県本部加盟の単組数（自治体の数ではありません）	62	79	657	568	136	544	2,046			
I 職場点検の取り組み状況										
1. 春闘期等に職場点検活動（欠員把握、超過勤務の実態把握など）に取り組んだ	31	37	286	253	45	97	749	36.6%		
① 職場単位の欠員や減員の状況を点検・把握した	24	39	265	240	49	81	698	34.1%		
② 年間の時間外労働の状況を点検・把握した	29	33	252	224	39	92	669	32.7%		
③ 年休・代休の取得状況を把握・分析した	23	30	230	217	37	65	602	29.4%		
2. 自治体の実質配置人数（正規職員数－長期休職者）※2024年4月1日時点【自治体単組のみ回答】										
3. 自治体条例定数 ※2024年4月1日時点【自治体単組のみ回答】										
II 要求の実施										
* 基本的交渉ゾーン（6/7-13）および2024年6月30日までの1年間に、人員確保闘争に取り組んだ単組数を記入して下さい（県本部独自の人員確保闘争期などに取り組んだ場合も含めて下さい）。										
1. 2024人員確保要求書を提出した	31	37	314	227	41	58	708	34.6%		
III 各要求項目に関する交渉状況										
* 上段は、要求書を提出した単組のうち、要求項目に入れた単組数を記入して下さい。なお、要求項目は全く同じ文言でなくても、同様の内容であれば可とします。										
* 中・下段は、前進回答のあった単組やすでに達成できている単組数を記入して下さい。										
1. 労使関係に関する要求をした	24	32	256	182	27	57	578	28.3%		
前進回答があった	1	1	16	19	3	14	54	2.6%		
別の時期に確認済	13	19	129	60	23	44	288	14.1%		
2. 新規採用募集計画の時期・条件等について要求した	25	35	293	203	28	50	634	31.0%		
前進回答があった	3	5	54	23	9	16	110	5.4%		
3. 人員が不足している職場の増員を要求した	33	42	363	240	36	62	776	37.9%		
前進回答があった	6	6	48	20	5	14	99	4.8%		
4. 緊急時対応に必要な人員の確保を求めた	27	33	256	157	25	28	526	25.7%		
前進回答があった	2	1	11	6	2	5	27	1.3%		
5. 職員の長期的な人員体制について、当局に対して具体的なシミュレーションとデータの開示を求めた（普通退職、定年引き上げによる継続の状況等も含め）	17	20	154	121	14	28	354	17.3%		
前進回答があった	1	2	23	9	0	4	39	1.9%		
すでにシミュレーションとデータが示された	0	3	17	2	1	8	31	1.5%		
6. 障害者雇用について、法定雇用率の達成にむけて要求した	17	16	180	117	17	14	361	17.6%		
前進回答があった	0	0	27	9	2	1	39	1.9%		
すでに法定雇用率を達成している	8	10	82	29	11	6	146	7.1%		
IV 「上記III 前進回答」の具体的内容<別表4-2>										

※取り組んだ単組ではなく、 <u>全単組を対象としていますので、単組数の合計が県本部加盟単組数となるようにお願いします。</u>	都府(単組数)	道県(単組数)	都政令市(単組数)	都市特別区(単組数)	町村(単組数)	事務組合 広域連合(単組数)	公共 民間等(単組数)	合計	全単組比
V 妥結結果									
1. 妥結（合意）に至った（一部の要求項目のみ妥結（合意）した場合も含む）	16	26	169	144	26	45	426	20.8%	
2. 妥結（合意）には至らなかった	1	0	19	17	2	2	41	2.0%	
3. 交渉継続中	15	15	119	108	13	30	300	14.7%	
VI 書面化の実施									
合意、妥結事項を書面、協定書で確認した	7	11	81	77	13	30	219	10.7%	
VII 県本部統一行動日における取り組み状況									
1. 29分食い込み集会を実施した	0	1	1	0	1	1	4	0.2%	
2. 時間外職場集会を実施した	2	4	40	38	11	13	108	5.3%	

2024年「人員確保闘争」取り組み報告

I 職場点検の取り組み状況

(2024年8月5日現在 44県本部)

	県本部加盟自治体等単組数							1. 春闘期等に職場点検活動（欠員把握、超過勤務の実態把握など）に取り組んだ							① 職場単位の欠員や減員の状況を点検・把握した								
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%
全国計	62	79	657	568	136	544	2,046	31	37	286	253	45	97	749	37%	24	39	265	240	49	81	698	34%
北海道	1	4	42	126	0	17	190	1	2	30	73	0	8	114	60%	1	2	30	73	0	8	114	60%
青森	1	2	11	26	4	6	50	0	1	2	5	0	1	9	18%	0	1	2	4	0	1	8	16%
岩手	2	0	7	6	1	9	25	0	0	6	1	0	1	8	32%	1	0	4	1	0	2	8	32%
宮城	1	4	13	7	5	0	30	0	4	8	3	2	0	17	57%	0	4	8	3	2	0	17	57%
秋田	2	1	15	7	1	19	45	1	0	3	1	0	2	7	16%	1	0	1	1	0	3	6	13%
山形	1	1	13	23	3	0	41	1	1	9	18	0	0	29	71%	1	1	9	18	0	0	29	71%
福島	1	1	10	40	9	13	74	1	1	10	35	6	8	61	82%	1	1	10	35	6	8	61	82%
新潟	1	1	19	7	3	18	49	0	0	3	1	0	0	4	8%	0	0	4	1	0	0	5	10%
群馬																							
栃木	2	1	11	9	0	24	47	2	1	11	6	0	7	27	57%	2	1	10	5	0	6	24	51%
茨城	1	1	25	8	4	3	42	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%
埼玉	1	2	16	11	1	21	52	0	0	5	1	0	0	6	12%	0	0	4	1	0	0	5	10%
東京	4	0	37	1	5	68	115	2	0	33	1	0	0	36	31%	2	0	33	1	0	0	36	31%
千葉	0	1	10	2	1	2	16	0	0	4	1	0	2	7	44%	0	0	4	1	1	2	8	50%
神奈川	2	7	13	7	1	0	30	0	1	5	0	1	0	7	23%	0	4	6	0	1	0	11	37%
山梨	1	1	12	9	6	8	37	1	1	2	0	0	0	4	11%	1	1	1	0	0	1	4	11%
長野	0	0	13	21	3	7	44	0	0	8	10	1	3	22	50%	0	0	8	11	3	4	26	59%
富山	1	2	11	5	4	18	41	1	2	11	5	4	18	41	100%	1	2	3	2	4	5	17	41%
石川	3	2	17	3	2	17	44	1	0	1	0	0	2	4	9%	0	0	2	0	1	3	6	14%
福井	2	1	8	0	3	19	33	1	1	3	0	0	0	5	15%	0	0	0	0	0	0	0	0%
静岡	2	3	13	4	1	6	29	1	0	3	1	1	2	8	28%	1	0	3	1	0	2	7	24%
愛知	0	1	14	1	1	21	38	0	0	5	0	1	6	12	32%	0	0	3	1	1	8	13	34%
岐阜	1	0	20	2	1	11	35	1	0	2	1	0	2	6	17%	1	0	3	1	0	3	8	23%
三重	5	1	15	13	4	11	49	3	0	10	6	2	5	26	53%	2	0	6	2	1	1	12	24%
滋賀	2	2	21	4	3	0	32	2	1	12	4	1	0	20	63%	2	1	8	4	0	0	15	47%
京都	0	3	3	0	1	1	8	0	2	0	0	1	1	4	50%	0	2	1	0	1	1	5	63%
奈良																							
和歌山	1	1	8	9	2	6	27	1	1	4	4	0	1	11	41%	0	0	2	3	0	1	6	22%
大阪	2	5	34	9	6	0	56	0	1	7	0	3	0	11	20%	0	1	7	0	3	0	11	20%
兵庫	1	3	47	14	8	6	79	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	21	10	4	0	35	44%
岡山	3	2	8	6	2	14	35	1	1	3	1	0	0	6	17%	1	1	3	0	0	0	5	14%
広島	1	1	13	7	3	14	39	1	0	2	2	1	2	8	21%	1	0	1	2	2	1	7	18%
鳥取	1	2	3	18	0	18	42	0	0	2	7	0	0	9	21%	0	0	1	6	0	0	7	17%
島根	1	1	7	11	4	0	24	1	1	7	11	4	0	24	100%	1	1	5	7	4	0	18	75%
山口	1	1	13	6	0	11	32	1	1	1	0	0	0	3	9%	1	1	1	0	0	0	3	9%
香川	1	1	7	9	3	22	43	1	1	7	9	0	0	18	42%	1	1	2	0	0	0	4	9%
徳島	3	3	10	16	4	15	51	0	3	4	2	2	2	13	25%	0	3	4	4	2	1	14	27%
愛媛	2	0	9	6	0	5	22	2	0	6	2	0	2	12	55%	0	0	1	1	0	0	2	9%
高知	1	1	6	7	3	17	35	1	1	2	4	2	2	12	34%	1	1	2	4	2	3	13	37%
福岡	1	6	27	27	6	0	67	0	3	13	6	1	0	23	34%	0	3	16	7	1	0	27	40%
佐賀	1	1	9	9	7	15	42	1	1	8	7	3	2	22	52%	0	1	8	7	2	2	20	48%
長崎	1	1	12	7	8	26	55	1	1	3	4	8	5	22	40%	1	1	5	3	7	12	29	53%
大分	1	2	15	3	0	10	31	1	2	15	3	0	10	31	100%	0	2	13	3	0	0	18	58%
宮崎	1	1	8	14	1	2	27	0	1	3	5	1	0	10	37%	0	1	3	7	1	1	13	48%
熊本	1	1	13	27	12	25	79	0	0	0	4	0	1	5	6%	0	0	1	5	0	1	7	9%
鹿児島	1	4	19	21	0	19	64	0	1	13	9	0	2	25	39%	0	2	6	5	0	1	14	22%
沖縄																							

II 要求の実施

	② 年間の時間外労働の状況を点検・把握した								③ 年休・代休の取得状況を把握・分析した								1. 2024人員確保要求書を提出した							
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%
全国計	29	33	252	224	39	92	669	33%	23	30	230	217	37	65	602	29%	31	37	314	227	41	58	708	35%
北海道	1	2	30	73	0	8	114	60%	1	2	30	73	0	8	114	60%	1	2	18	51	0	6	78	41%
青森	0	1	1	2	0	1	5	10%	0	1	0	2	0	3	6%	1	1	5	13	0	0	20	40%	
岩手	1	0	6	1	0	2	10	40%	0	0	5	1	0	7	28%	1	0	4	2	0	2	9	36%	
宮城	0	2	2	1	1	0	6	20%	0	2	1	1	0	4	13%	1	2	2	0	1	0	6	20%	
秋田	1	0	1	1	0	2	5	11%	0	0	2	0	0	2	4	9%	1	0	2	1	0	4	9%	
山形	1	1	9	18	0	0	29	71%	1	1	9	18	0	29	71%	0	1	12	19	2	0	34	83%	
福島	1	1	10	35	6	8	61	82%	1	1	10	35	6	61	82%	1	1	9	19	3	7	40	54%	
新潟	0	0	4	1	0	0	5	10%	0	0	4	1	0	5	10%	0	0	10	1	0	0	11	22%	
群馬																								
栃木	2	1	8	5	0	7	23	49%	2	1	10	6	0	24	51%	1	1	9	6	0	7	24	51%	
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%	
埼玉	0	0	4	1	0	0	5	10%	0	0	4	1	0	5	10%	0	0	4	1	0	0	5	10%	
東京	2	0	33	1	0	0	36	31%	2	0	33	1	0	36	31%	2	0	33	1	0	0	36	31%	
千葉	0	0	6	0	0	2	8	50%	0	0	5	0	1	8	50%	0	0	7	1	0	2	10	63%	
神奈川	0	3	6	0	1	0	10	33%	0	1	4	0	1	6	20%	0	2	5	0	1	0	8	27%	
山梨	1	1	1	2	0	1	6	16%	1	1	1	0	0	4	11%	1	1	3	1	0	1	7	19%	
長野	0	0	7	9	2	2	20	45%	0	0	6	8	2	18	41%	0	0	8	12	0	4	24	55%	
富山	1	2	11	5	4	18	41	100%	1	1	1	1	0	5	12%	1	2	5	2	1	0	11	27%	
石川	1	0	2	0	0	2	5	11%	1	0	3	0	0	6	14%	0	0	2	1	1	1	5	11%	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0%	1	1	7	0	0	0	9	27%	
静岡	1	0	2	0	1	2	6	21%	0	0	0	1	1	4	14%	0	0	6	0	1	0	7	24%	
愛知	0	0	5	1	1	6	13	34%	0	0	3	1	1	10	26%	0	0	5	0	0	3	8	21%	
岐阜	1	0	2	1	0	3	7	20%	1	0	1	1	0	5	14%	1	0	5	1	0	2	9	26%	
三重	3	0	10	5	2	5	25	51%	1	0	10	5	2	23	47%	2	1	9	6	1	2	21	43%	
滋賀	1	0	5	0	1	0	7	22%	1	0	3	0	0	4	13%	2	1	8	1	3	0	15	47%	
京都	0	2	0	0	0	0	2	25%	0	2	0	0	0	3	38%	0	2	1	0	1	1	5	63%	
奈良																								
和歌山	0	1	2	0	0	1	4	15%	0	1	4	0	0	6	22%	1	1	2	4	0	1	9	33%	
大阪	0	1	5	0	3	0	9	16%	0	1	6	0	3	10	18%	0	1	13	1	3	0	18	32%	
兵庫	0	0	14	10	1	0	25	32%	0	0	19	10	2	31	39%	0	0	26	12	6	0	44	56%	
岡山	1	0	1	1	0	1	4	11%	1	0	1	1	0	3	9%	2	1	3	0	0	1	7	20%	
広島	1	0	0	2	2	3	8	21%	1	1	0	2	1	6	15%	0	1	6	4	1	0	12	31%	
鳥取	0	0	2	7	0	0	9	21%	0	0	0	5	0	5	12%	0	1	1	3	0	0	5	12%	
島根	1	1	7	8	2	0	19	79%	1	1	3	8	3	16	67%	1	1	7	11	4	0	24	100%	
山口	1	1	1	0	0	0	3	9%	1	1	1	0	0	3	9%	1	1	6	3	0	1	12	38%	
香川	1	1	7	9	0	0	18	42%	1	1	7	9	0	18	42%	1	1	1	0	0	0	3	7%	
徳島	0	2	3	2	1	2	10	20%	0	2	4	2	2	13	25%	0	3	7	6	2	2	20	39%	
愛媛	2	0	1	1	0	0	4	18%	2	0	0	0	0	2	9%	2	0	8	2	0	2	14	64%	
高知	1	0	1	2	2	2	8	23%	0	0	1	3	2	8	23%	1	1	5	4	2	3	16	46%	
福岡	0	3	12	4	0	0	19	28%	0	3	10	5	0	18	27%	0	3	10	4	1	0	18	27%	
佐賀	0	1	5	2	3	2	13	31%	1	1	4	2	3	13	31%	1	1	8	9	1	0	20	48%	
長崎	1	1	4	4	5	9	24	44%	0	1	3	4	6	21	38%	1	0	5	2	4	6	18	33%	
大分	0	2	13	3	0	0	18	58%	0	2	14	3	0	19	61%	1	2	15	3	0	0	21	68%	
宮崎	1	1	5	3	1	1	12	44%	1	0	5	3	1	11	41%	1	0	8	11	1	1	22	81%	
熊本	1	0	0	3	0	0	4	5%	1	0	0	3	0	4	5%	1	0	1	4	1	1	8	10%	
鹿児島	0	2	4	1	0	2	9	14%	0	2	3	1	0	7	11%	0	1	3	5	0	2	11	17%	
沖縄																								

V 妥結結果

	1. 妥結（合意）に至った（一部の要求項目のみ妥結（合意）した場合も含む）								2. 妥結（合意）には至らなかった								3. 交渉継続中							
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%
全国計	16	26	169	144	26	45	426	21%	1	0	19	17	2	2	41	2%	15	15	119	108	13	30	300	15%
北海道	1	2	30	42	0	4	79	42%	0	0	0	0	0	0	0	0%	1	2	30	42	0	4	79	42%
青森	0	1	2	2	0	1	6	12%	0	0	0	3	0	0	3	6%	1	0	1	4	0	0	6	12%
岩手	0	0	1	0	0	0	1	4%	0	0	0	1	0	0	1	4%	1	0	1	0	0	3	5	20%
宮城	0	2	0	0	1	0	3	10%	0	0	1	0	1	0	2	7%	1	2	9	3	0	0	15	50%
秋田	0	0	0	1	0	1	2	4%	0	0	0	0	0	0	0	0%	1	0	2	0	0	0	3	7%
山形	0	0	4	6	0	0	10	24%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%
福島	1	1	6	15	0	4	27	36%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	4	12	2	2	20	27%
新潟	0	0	4	1	0	1	6	12%	0	0	1	0	0	1	2	4%	0	0	1	1	0	0	2	4%
群馬																								
栃木	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%
埼玉	0	1	2	0	0	0	3	6%	0	0	3	9	0	0	12	23%	0	0	2	0	0	0	2	4%
東京	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%
千葉	0	0	6	0	0	2	8	50%	0	0	2	0	0	0	2	13%	0	0	0	1	0	0	1	6%
神奈川	0	2	0	0	0	0	2	7%	0	0	2	0	0	0	2	7%	0	2	4	0	1	0	7	23%
山梨	1	1	1	0	0	1	4	11%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	1	2	0	0	3	8%
長野	0	0	4	8	0	2	14	32%	0	0	1	1	0	0	2	5%	0	0	5	7	1	1	14	32%
富山	1	2	3	3	2	3	14	34%	0	0	3	0	0	0	3	7%	0	0	4	0	0	1	5	12%
石川	1	0	1	1	0	2	5	11%	0	0	1	0	0	0	1	2%	0	0	1	0	0	0	1	2%
福井	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%
静岡	0	0	1	0	0	1	2	7%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	4	1	1	1	7	24%
愛知	0	1	4	0	0	7	12	32%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	4	0	0	2	6	16%
岐阜	0	0	1	0	0	2	3	9%	0	0	0	0	0	0	0	0%	1	0	1	0	0	1	3	9%
三重	3	1	3	2	0	0	9	18%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%
滋賀	1	1	10	4	2	0	18	56%	0	0	0	0	0	0	0	0%	1	0	0	0	1	0	2	6%
京都	0	1	0	0	0	1	2	25%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	2	1	0	0	0	3	38%
奈良																								
和歌山	0	0	0	2	0	1	3	11%	0	0	0	1	0	0	1	4%	1	0	2	0	0	0	3	11%
大阪	0	0	12	1	2	0	15	27%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	1	5	0	1	0	7	13%
兵庫	0	0	18	10	6	0	34	43%	0	0	1	0	0	0	1	1%	0	0	0	1	0	0	1	1%
岡山	0	0	1	0	0	2	3	9%	0	0	0	0	0	0	0	0%	2	0	1	0	0	1	4	11%
広島	1	0	5	2	1	0	9	23%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	1	1	1	0	1	4	10%
鳥取	0	1	2	7	0	0	10	24%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	3	0	0	3	7%
島根	1	1	7	11	4	0	24	100%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%
山口	0	1	5	3	0	1	10	31%	0	0	0	0	0	0	0	0%	1	0	1	0	0	0	2	6%
香川	0	1	1	0	0	0	2	5%	0	0	0	0	0	0	0	0%	1	0	0	0	0	0	1	2%
徳島	0	1	2	1	1	0	5	10%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	1	3	5	1	2	12	24%
愛媛	0	0	1	0	0	1	2	9%	0	0	0	0	0	0	0	0%	2	0	0	0	0	0	2	9%
高知	1	1	3	3	1	1	10	29%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	2	1	0	3	6	17%
福岡	0	1	7	4	1	0	13	19%	0	0	0	1	0	0	1	1%	0	1	6	2	0	0	9	13%
佐賀	1	0	1	2	1	1	6	14%	0	0	1	0	0	0	1	2%	0	1	6	5	1	0	13	31%
長崎	1	0	1	3	4	3	12	22%	0	0	0	0	1	1	2	4%	0	1	4	1	3	5	14	25%
大分	1	2	15	3	0	0	21	68%	0	0	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0%
宮崎	0	0	2	6	0	0	8	30%	0	0	1	1	0	0	2	7%	1	0	4	2	1	1	9	33%
熊本	0	0	0	0	0	1	1	1%	1	0	0	0	0	0	1	1%	0	0	2	5	0	0	7	9%
鹿児島	1	1	3	1	0	2	8	13%	0	0	2	0	0	0	2	3%	0	1	7	9	0	2	19	30%
沖縄																								

VI 書面化の実施

	合意、妥結事項を書面、協定書で確認した							
	都道府県	県都政令市	都市特別区	町村	事務組合広域連合	公共民間等	計	%
全国計	7	11	81	77	13	30	219	11%
北海道	0	0	15	21	0	3	39	21%
青森	0	1	2	1	0	0	4	8%
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0%
宮城	0	2	0	0	1	0	3	10%
秋田	0	0	0	0	0	1	1	2%
山形	0	0	0	0	0	0	0	0%
福島	1	1	2	9	0	2	15	20%
新潟	0	0	2	1	0	0	3	6%
群馬								
栃木	1	0	1	0	0	0	2	4%
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0%
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0%
東京	0	0	0	0	0	0	0	0%
千葉	0	0	5	0	0	1	6	38%
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0%
山梨	0	0	1	0	0	1	2	5%
長野	0	0	4	10	0	3	17	39%
富山	0	0	3	2	1	3	9	22%
石川	1	0	1	1	0	0	3	7%
福井	0	0	0	0	0	0	0	0%
静岡	0	0	0	0	0	1	1	3%
愛知	0	0	1	0	0	5	6	16%
岐阜	0	0	1	0	0	1	2	6%
三重	2	1	3	1	0	0	7	14%
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0%
京都	0	1	1	0	0	1	3	38%
奈良								
和歌山	0	0	0	0	0	1	1	4%
大阪	0	0	4	0	1	0	5	9%
兵庫	0	0	0	0	1	0	1	1%
岡山	1	0	1	0	0	1	3	9%
広島	0	0	1	0	1	1	3	8%
鳥取	0	1	2	9	0	0	12	29%
島根	0	0	7	11	4	0	22	92%
山口	0	0	0	0	0	0	0	0%
香川	0	0	0	0	0	0	0	0%
徳島	0	1	1	0	1	0	3	6%
愛媛	0	0	1	0	0	1	2	9%
高知	0	0	0	2	0	0	2	6%
福岡	0	1	6	5	1	0	13	19%
佐賀	0	0	0	0	0	1	1	2%
長崎	0	0	0	0	2	2	4	7%
大分	1	2	15	3	0	0	21	68%
宮崎	0	0	0	1	0	0	1	4%
熊本	0	0	0	0	0	1	1	1%
鹿児島	0	0	1	0	0	0	1	2%
沖縄								

2024年「人員確保闘争」取り組み報告

(2024年8月5日現在)

県本部	IV 「III 各要求項目に関する交渉状況の前進回答」の具体的内容(抜粋)
青森	<p>【自治労東北町職員組合】町全体での人員不足に関して要求し、必要人員の確保に努める旨の回答を得た。</p> <p>【青森交通労働組合】2030年までの経営改善への体質強化にむけ、取り組んでいる時期であり、新規採用募集は計画しておらず、会計年度任用職員での募集を行っているが、十分な人材が取れていない。</p>
岩手	<p>【宮古市職員労働組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改善により業務量を縮減していく取り組みを進める一方で、業務改善の効果が表れるまでは人員増によりカバーしていく必要があるとの当局の認識を確認した。 ・2025年度職員募集の内訳について確認した。年度末の退職予定者数を上回る募集人数となった。 ・現業職員(正規、運転技師)1人の募集実施を確認した。 <p>【北上市職員労働組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カスハラ対策強化(名札のフルネーム表記廃止)について、2024年度中にある程度の方針を当局でも固めたい。任期付職員の昇給上限について当局で検討を進めてきたが、2024年度中に当局方針を組合へ伝えたいとの回答を得た。
宮城	<p>【石巻地区広域行政事務組合職員労働組合】2024年度に業務量が増加する職場に1人を配置。障害者雇用は2023年10月から欠員が続いていたため、6月より会計年度任用職員として採用が決定</p> <p>【気仙沼市職員労働組合】春闘統一要求書を提出し、その中で人員増について要求済み。</p>
秋田	<p>【秋田市勤労者福祉振興協会労働組合】定年退職等で欠員した場合は、臨時職員ではなく、正規職員の採用で対応することを確認した。</p>
山形	<p>【上市市職労】定員適正化計画の増員を確認</p> <p>【河北町職労】新規採用職種と人数を確認</p> <p>【鶴岡市職労】前期新規採用職種と人数を確認</p> <p>【遊佐町職労】技師をほぼ通年募集</p> <p>【村山市職労】定年延長時における新規採用実施</p> <p>【東根市職労】年度中途退職者の募集確認</p> <p>【大石田町職労】【舟形町職労】新規採用職種と人数を確認</p> <p>【最上町職労】新規採用職種と人数を確認・追加募集の実施</p> <p>【戸沢村職労】一般行政の採用は退職者(定年・再任用を含む)以上</p>
福島	<p>【福島県市町村職員共済労働組合】業務多忙部署において、1人の人員増を獲得</p>
新潟	<p>【柏崎市職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員採用日程の早期化を確認した。 ・高卒採用(技術職)を確約した。 ・採用活動に使用するパンフレットの新規作成を確認した。
埼玉	<p>【秩父市職】10月採用の実施、退職者再採用制度導入</p> <p>【寄居町職】増員検討の回答を引き出した。</p>
千葉	<p>【茂原市役所職員組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職定年後の職員や暫定再任用職員の活用、早期退職者の動向を踏まえた上で、正規職員数の確保に努めるとの回答を得た。 ・人事ヒアリング等の内容をもとに、適切な人員配置に努めるとの回答を得た。 ・所属長の意見も聞きながら、会計年度任用職員の採用などを検討すると回答を得た。 ・改定後の定員管理計画の開示 <p>【自治労銚子市役所職員労働組合】</p> <p>2024年10月採用(一般行政職10人程度)を行い、不足する部署に補充する。10月採用者を加えて、2025年4月までに42人の職員採用を行うと回答を得た。</p> <p>【自治労松戸市職員組合】公園緑地課21世紀森とみどり公園の人員増と人員配置を刷新した。図書館の人員配置に市役所経験者を配置した。</p> <p>【市川市職員組合】職員数の増員要求について、2023年度よりも倍増し採用する計画を立てたと当局より報告があった。</p> <p>【千葉県国民健康保険団体連合会職員労働組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員の採用人数が明らかにされた。 ・年度途中の退職者や産休等の理由で職員の人数に不足が生じた部署については補充された。
神奈川	<p>【川崎市立病院労働組合】人員が不足している看護師、リハビリテーション科の定数増について確認した。また、採用試験および採用の時期について確認した。</p> <p>【川崎市下水道労働組合】時間外労働が常態化している部署に1人の増員(技術職)を確認した。当該部署に限らず、時間外労働の状況を労使で把握し、必要に応じて協議し対応をはかる。</p> <p>【川崎交通労働組合】不足人員を大きく上回る採用人数が提示された。</p>

県本部	Ⅳ 「Ⅲ 各要求項目に関する交渉状況の前進回答」の具体的内容（抜粋）
神奈川	【横須賀市職員労働組合】「前進回答」を得てのものではないが、横須賀市職労の状況として、当局から時間外勤務について月々報告を受けている。特例業務による時間外勤務時間が著しく多い部課について、個別に労使で協議をして、時間外勤務時間を是正するために何をしていくかを確認している。
山 梨	【NOSA I山梨労組】2023年度の退職者に対する人員補充
長 野	<p>【下諏訪町職員組合】36協定を保育園、保健センター等外部施設と締結した。</p> <p>【小海町職員労働組合】宿直業務明けの職務免除時間を増やせた（午前中職務免除）。</p> <p>【小諸市職員労働組合】中途採用者の採用</p> <p>【松本市職員労働組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用募集計画の時期と人数、職種が明らかにされたと同時に、年間の採用計画（2次募集等）を確認した。 ・採用試験時に応募者の意向を確認し、了承が得られれば、年度中途での採用についても検討をする回答を引き出した。 <p>【市立大町総合病院職員労働組合】人員要求に関し、当局より看護部での養成学校への打診、人材バンクでの調整、医療系合同説明会の参加を実施していると確認している。医師においても研修医の勤務、専攻医の勤務を積極的に取り入れ、着実に人数は維持できている。離職防止が今後の課題となっている。</p> <p>【辰野町職員労働組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働が常態化している部署への増員について検討するとの回答をいただいたが、療休、産・育休等の休職者が増えていて、人員配置には反映されなかった。 <p>【中川村職員労働組合】人員が不足している職場へ正規職員の配置を要求したところ、要求すべてに対してではないが「職員を募集する」との回答があり、正規職員の募集が開始された。</p> <p>【長野県国民健康保険団体連合会職員労働組合】人材確保策として、外部採用サイトの活用、企業合同説明会等への参加を通じて、人材確保に努めることを確認した。</p> <p>【長野県上伊那広域水道用水企業団職員労働組合】2023年度に正規職員2人の募集をしたが、採用者は1人であった。2024年度も引き続き採用試験を実施することを確認した。</p> <p>【富士見町職員労働組合】2024年労使関係ルールに関する協定書により書面協定を締結。</p> <p>【木祖村職員労働組合】特別休暇の見直し、新規採用試験の前倒し試験の実施。</p>
富 山	<p>【県職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合土木職で「先行実施枠（6月実施の上級試験との併願可）」を実施。募集人数7人に対し、36人申込、19人合格。 ・産育休代替職員の上乗せ採用の職種拡大。 ・獣医師、7年連続で公募割れ。これまでは年に4回程度試験を実施してきたが、2024年度から4月に試験を行い、不足分を通年で募集することとし、応募があり次第、試験を実施する。 <p>【富山市職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者数に上乗せした公募数を引き出した。行政職+45、土木+12、保健師+5、保育士+15など ・産育休代替職員を会計年度任用職員から任期付き職員へ変更。数字の提示30人 <p>【富山市病職】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者数に上乗せした公募数を引き出した。看護師+25、臨検+2、理学療法士+1、臨工+1など ・看護部 産休および育児休業職員の代替看護職員として任期付き会計年度任用職員数人採用予定 <p>【高岡市職労】新規採用者募集計画の公表時期、採用人数、職種を明らかにさせた。一般事務については、途中退職者見込みを含む公募数とした。</p> <p>【射水市職労】恒常的な超勤がある職場の改善について努力する旨の確認。看護師の欠員分について通年募集の確認。</p> <p>【氷見市職労】能登半島地震による業務量増について、対口支援の要請と会計年度任用職員の採用増を確認。</p> <p>【砺波総病職】コメディカルの増員について、具体的な数字が示された。</p> <p>【富山広域圏労組】応募増にむけて、職場見学会を実施。教養試験廃止。※ただし現時点で応募なし</p> <p>【高岡市社協労】欠員分の補充を確認。早ければ10月採用を確認。</p>
静 岡	<p>【掛川市職】技術職職員確保のため、通年採用を実施することとなった。</p> <p>【伊東競輪労組】配置人員増となった。業務終了の連絡方法が改善された。</p> <p>【浜松市公労】人員不足を認め、募集方法を変えて年齢制限の幅を広げた。</p>
愛 知	<p>【岡崎市職員組合】定年引き上げに伴う財源確保や定数管理を理由とした新規採用職員の採用控えを行うことなく計画的な新規採用者を確保するよう求めた。当局から新規採用職員の採用抑制は行わないことが明言された。</p> <p>【常滑市職員連合労働組合】長期間の育児休業取得者数を正規職員として採用することとした、等</p> <p>【豊田市学校給食労働組合】必要があれば増員するとの回答を得た。</p>
滋 賀	【自治労滋賀県職労】早期の追加募集等を確認
京 都	【八幡市職員労働組合】

県本部	Ⅳ 「Ⅲ 各要求項目に関する交渉状況の前進回答」の具体的内容（抜粋）
京 都	<ul style="list-style-type: none"> ・初任給の4号給引き上げを確認 ・定数を超える確認を行っていくことを確認
和歌山	<p>【広川町職員組合】若年層の離職がここ数年続いていることを背景に、退職者がいなくても毎年採用試験を実施するよう要求した。また、定年延長になっても、年代にばらつきが生じないよう必要最低限の採用は行っていきたいとの回答を得た。</p> <p>【すさみ町職員組合】技術職員の補充を要求。試験時期を調整して実施する旨の回答を得た。</p>
大 阪	<p>【豊中市職】先行して大卒者を対象とする採用試験を実施していることから、短大卒・高卒者の採用試験の実施を要求し、実施予定である旨の回答が示された。あわせて、技能職の採用試験の実施を求めたところ、同じく実施予定との回答が示された。</p> <p>【枚方市職】2025年度の採用予定数は、2024年（約80人）を上回る約90人とされた。障害者採用は3人程度とされた。</p> <p>【松原市職】新規採用募集計画の内容および公表時期・採用人数・職種が明らかにされ、また社会人経験枠を増やす、育休補充を正規職員で行う方針を検討するなどの回答があった（交渉前のため折衝段階の確認情報）。</p>
兵 庫	<p>【尼崎市職労】前倒し採用の確認および採用要件拡大等（高卒＋社会人経験枠の創設）など</p> <p>【尼崎水労】民歴等ある社会人のうち、成績優秀者は技術職3級採用</p> <p>【南あわじ市職労】6月下旬に行政職10人程度、保育士2～3人</p> <p>【八鹿病院職組】継続的な介護職員の人材確保が必要と確認した。</p> <p>【香美町職労】人員確保、新規採用にむけたプロジェクトチームを立ち上げ、組合員も参加して協議を行っている。</p>
岡 山	<p>【鏡野町社会福祉協議会職員組合】給与改定について、他の組合員の声を収集し、執行委員で意見をまとめた。当局との意見のすり合わせのため、意思確認集会を実施し、直接説明をしてもらった。また、組合員一人ひとりの給与がどのように変わるのかシミュレーションを出してほしいといったことや、資格手当の根拠など投げかけた。組合員からの要望も一部反映されている。</p>
広 島	<p>【自治労広島県職員連合労働組合】退職見込み約212人に対して、公募数220人が示された。（ワークライフバランス枠の拡充の観点が増要素に加味された公募数を確認）</p> <p>【府中町職員労働組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町長が代わったことに伴い、労使関係について確認したが、緊密に連絡・共有すると言及。 ・新規採用募集計画については、2024年度は1ヵ月程度、2025年度採用者の募集時期を早めるとともに、2025年度採用者に対して、2024年10月以降に採用することもある旨を募集要項に付記しているとの回答。 ・緊急時対応に必要な人員の確保について、毎年度かつ適宜、改善をはかっていくと言及。 <p>【自治労はつかいちユニオン】時間外労働が常態化している部署で2人の増員を確認した。</p>
鳥 取	<p>【倉吉市職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用試験や募集方法の見直し（遠隔地受験、ホームページ改善） ・内定者へのフォローアップ <p>【境港市職労】長時間労働の実態や早期退職の状況を監視、中期職員採用計画を最低限とした適正な人員確保を確認した。</p> <p>【日南町職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員の募集計画が明らかとなった。 ・組合員より要望が多かった、新年度人事異動内示の早期化について前向きな回答を得られた。
島 根	<p>【出雲市職員連合労働組合】育休職員分の人員を確保し、長時間労働が常態化している職場に配置していくことを確認。定年の段階的引き上げ期間中において、計画的に採用を行うことを確認。</p> <p>【大田市職員連合労働組合】定年引き上げの制度完成までの期間の採用も踏まえた定員適正化計画の見直しに着手する見解を引き出した。障害者の法定雇用率達成にむけて、引き続き採用に努める見解を確認。</p> <p>【江津市職員労働組合】辞退者を減らすため採用試験日程を、他の自治体と同日程とすることとした。</p> <p>【飯南町職員組合】定年の段階的引き上げ期間中において、計画的に採用を行うことを確認。</p> <p>【雲南市立病院労働組合】専門職を中心に人員を確保するよう対策を検討・実施することを確認。</p> <p>【川本町職員組合】不足する保健師について募集を行う、応募がない状況であれば再度募集する回答。</p> <p>【美郷町職員組合】2023年度末の退職者を踏まえ、正規職員での補充にむけて採用を行う旨確認。障害者の法定雇用率を達成するため、採用にむけて努力するとの回答。</p> <p>【邑南町職員連合労働組合】応募者増加のため労使で委員会を立ち上げ、1次試験免除の適用などについて協議を行う旨確認した。</p> <p>【津和野町職員組合】欠員のある職場について補充を確認。障害者雇用について、積極的な募集を行う旨の言質あり。</p> <p>【吉賀町職員労働組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○労使関係について、以下の通り確認した。 <ul style="list-style-type: none"> ・職場の存廃や業務の委託など、組織・機構の見直しをしようとする場合は、労使協議を行うこと。

県本部	Ⅳ 「Ⅲ 各要求項目に関する交渉状況の前進回答」の具体的内容（抜粋）
島 根	<p>・すでに取り交わしている確認書については、尊重、遵守すること。また、変更しようとする場合は、事前に協議し、団体交渉により決定すること。</p> <p>○一般職、保健師の募集を行うことについて確認書を交わした。</p> <p>○業務量増加等により不足している人員については、機構改革を含め、組織機構人事管理運営評価委員会で検討し、不足の際は人員適正化計画によらず、柔軟な対応を行うことを口頭確認した。</p> <p>○事務事業の増減や災害等の有事等に伴う職員採用については、労使協議を行い柔軟に対応することについて確認書を交わした。</p> <p>○法定雇用率の達成のための人員の確保について、今後取り組んでいくということは口頭確認できたが、今回の闘争においては交渉継続事項となった。</p>
徳 島	<p>【徳島市民病院労組】育休・病休者の代替職員確保が困難なため、今後、5年間で10人の看護師を増員（正規）させることを確認した。</p> <p>【石井町職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年延長者に該当する者を旧制度の対象者としてみなし、退職者としてカウントさせ、人員要求を行ったところ、みなし退職者の採用人員は勝ち取った。現在採用募集中。 ・障害者雇用については、法定雇用率を達成しておらず、採用募集をしても来ない状態。障害者活躍推進計画の策定に際し、労働組合を何らかの会議に参加させるように要求した。当局より、是非参加をお願いしたいとのことだったが、まだ具体的な内容は示されていない。 <p>【美馬市職労連】2025年4月の職員採用において、2024年4月の職員採用計画に対して不足する職員数を確保することを確認した。その他、職員の長期的な人員体制を定めた次期職員計画（案）を、2024年度中に労組に提示することを確認した。</p> <p>【三好市職労連】新規採用の人数、職種が明らかにされた。</p> <p>【うらら荘職労】5/1看護師1人の人員確保を要求し、5/20に回答。6月より1人補充となった。</p>
高 知	<p>【県職連合】欠員職場、時間外労働が常態化している部署で増員を要求し、前倒し採用を活用した欠員補充、増員の方向性を確認。</p> <p>【高知市職労】4月の採用交渉において、欠員の生じる職種についての募集に加え、採用方法の柔軟な考え方について示された。</p> <p>【土佐清水市職労】「必要に応じて、退職予定者数、職員採用について職員組合と事前協議を実施する」との回答を得た。保健師、包括支援センター専門職についてはすでに採用募集を実施中。それ以外の職種については明言しなかったが、「必要と感じており、採用試験は実施する」との回答あり。各所属長との人事ヒアリングの結果や早期退職希望者の状況等を踏まえ、継続協議中。</p> <p>【須崎市職労】新規採用募集について、すでに社会人枠の募集をしており、新卒対象の試験は夏頃行う予定。</p> <p>【馬路村職労】新規採用者について、民間と比べ賃金が低く魅力ある仕事として映らないように感じている。人勤を尊重し賃金を上げていき、採用試験を継続して実施していく。</p> <p>【医療センター労組】臨床検査技師正職員1人増員、理学療法士正職員1人増員、作業療法士正職員1人増員、事務職員正規職員3人増員、医療ソーシャルワーカー正規職員2人増員</p>
福 岡	<p>【行橋市職労】2024新規採用募集計画の公表時期と採用人数、職種が明らかにされた。</p> <p>【川崎町職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年4月、採用辞退および長期の休暇により欠員が生じた職場については、会計年度任用職員で対応中。採用試験の実施による正規職員の補充を確認した。 ・事業課（技術職1人）、健康づくり課（保健師2人）、こども園（保育士2人、管理栄養士1人） ・2025年度の新規採用者数については、定年延長対象者および再任用職員対象者への意向調査を実施の上、労使協議により決定する。 <p>【久留米市労連】専門職確保のために、採用試験の手法変更が提案された（専門試験がない、SPIのみの採用枠の新設）。</p> <p>【八女市職労】春闘時において、7月に先行して大卒程度5人程度、障害者枠1人を確認している。その他、高卒区分や専門職については、9月の統一日程で実施する考えは引き出しているものの、具体的な人数等は人員確保闘争で解決をはかる。</p>
佐 賀	<p>【佐賀市職労】新規採用募集計画の公表時期（7月1日）と職種（12）が明らかにされた。</p> <p>【嬉野市職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年7月1日の新規採用が4人あった（ただし、うち3人は任期付職員）。 ・職員の応募人数が減少していることから、今後、遠隔地受験を実施する等の工夫も検討するとの回答を得られた。 <p>【大町町職】一般職、保健師、保育士それぞれ2人程度</p> <p>【上峰町職労】不足分について、10月採用を予定</p> <p>【天山衛生労組】勤務時間中の緊急時に人員が不足している場合には所属係に関係なく対応する。休日および夜間に異常が発生した場合には、施設警報対応作業当番表に基づき対応にあたる。</p> <p>【伊万里有田共立病院】時間外および有給取得の病棟格差を軽減してほしいことを要求。交渉中であるが、前向きな返答あり。</p> <p>【全国一般労組】年間休日が2日増えた。時間休取得が3日から5日に増加した。</p>

県本部	IV 「III 各要求項目に関する交渉状況の前進回答」の具体的内容（抜粋）
宮 崎	<p>【小林市職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用募集計画の公表時期と採用人数、職種が明らかにされ、計画より事務職を+2人増員してもらうことで合意に至った。 ・災害マニュアルをもとに、関係部局と連携し体制整備に努める。 <p>【えびの市職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人枠の新設。申し込み、該当者がいない場合でも大卒・高卒でまかなう。 ・採用0人とはならないように計画採用していく。 <p>【五ヶ瀬町職労】 専門職（土木技師、保健師、介護支援専門員）の採用については喫緊の課題であると共有できており、すでに4月末に募集がかけられており、今後も引き続き採用にむけ動くとのこと。</p> <p>【日之影町職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休暇取得期間の延長（7-9月→6-10月） ・7-9月で採用できなければ再募集を実施、退職者数を上回る採用を行う。 <p>【門川町職労】 技術職（土木）の募集に対して2人の応募者がいた。10月採用にむけてこれから面接を行う予定。</p> <p>【都農町職労】 人員不足が生じている職場への職員補充を想定した採用予定があることを確認できた。</p> <p>【川南町職労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育休取得者の賃金の復元について、復職後最初の昇給時に措置するよう確認した。 ・障害者雇用について、2024年7月から1人雇用するよう募集をかけている。 <p>【木城町職労】 職員採用の公告を4月（7月1次試験分）に実施する予定だったので、前倒して春闘期に人員確保の独自要求および交渉を行った。不足している人員の確認と採用を要求し、前進回答があった。</p> <p>【三股町職労】 職員数の適正化に関する検討委員会およびそれに関連する専門部会の開催が実現。</p>
熊 本	【熊本県市町村職員共済組合労働組合】2024年7月1日付で正規職員を3人採用予定
鹿 児 島	<p>【鹿児島市職員労働組合】 「恒常的に業務が多く、月平均30時間以上の時間外勤務の解消をはかる必要がある部署」を対象に、『働き方改革に伴う体制強化』のための人員として12課に14人配置された。</p> <p>【伊佐市職員労働組合】 とくに技師の募集に対しての応募が少ないため、夏場の早いうちの募集を行うよう要求し、2023年度同様そのように募集する予定であることの回答を得た。</p> <p>【鹿屋市職員労働組合】 新規採用職員の募集計画（SPI3の新規導入）と採用人数、職種が明らかにされた。</p> <p>【喜界町職員組合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用募集計画の公表時期と採用人数、職種が明らかにされた（8月中旬募集・一般事務2～3人程度・保健師・埋蔵文化財・消防若干名）。 ・定員管理適正化計画の中間見直しの時期（11月以降）とデータ等について開示することを確認した。 <p>【市町村職員共済組合職員組合】 新規採用募集計画の時期と採用人数が明らかにされた（要求書の提出はしていないが、交渉は行った）。</p>

第5章 自治体財政の確立と自治・分権の推進

1. 地方財政確立の取り組み

(1) 改正地方自治法の成立にあたっての談話

改正地方自治法の成立に対し、〈別記5-1〉の通り、書記長談話を公表した。

〈別記5-1〉

改正地方自治法の成立にあたって

1. 6月19日、参議院において地方自治法改正案の採決が行われ、立憲民主党などが反対したものの、与党および一部野党の賛成により、政府原案のまま可決成立した。法案は公金収納事務のデジタル化、地域での生活サービス提供にかかる多様な主体との連携強化、大規模災害や感染症まん延時などにおいて、国の地方に対する「補充的な指示」を可能とすること、以上3点の改正からなる。しかし、いずれも地方自治また市民自治の観点から極めて問題ある内容であり、自治労として法案化前より総務省また与野党を問わず、その懸念を指摘してきたが、国会における有効な修正もなく、ほぼ当初案通りに成立したことは極めて遺憾である。
2. とりわけ、今改正において最大の焦点となった、国への「補充的指示権」の付与は、広範な社会的批判にもさらされている。原因は自治体に対する国の関与を必要最小限度にとどめるという従来の「一般ルール」を超え、国に自治体への指示権を与えるとしたにもかかわらず、その指示権がどのような状況で行使されるのか、全く説明されていないことにある。どのような事態か想定できないが、国に強い権限を与え、何らかの事態に幅広く備えようというのは机上の空論に近く、国の権限強化が必要だという法律の根拠である社会的事実、すなわち立法事実はどこにあるのか、政府はその説明責任をまったく果たしていない。
3. また、指示権を規定する議論において、与党側は国の無謬性を信じているかのように見える。災害等の際、事態の把握や緊急の判断を求められるのは当該自治体であるが、被災地から離れた国の判断に誤りは無いものとし、自治体が指示に従うよう義務付けることは合理的と言えるのか。国の判断が優先されることにより、当該自治体の主体性や自発性を損ないかねず、むしろ指示待ちの時間や実態にそぐわない指示が住民の命をも脅かしかねない。自治労としては各政党に対し、少なくとも自治体との事前協議について明文化するよう強く求めてきたが、与野党間の修正協議において、その案が採用されることはなかった。
4. どのような事態において行使されるのか明確でない補充的指示権が将来、実際に行使されるのかは推測の域を出ない。しかし、与党が強硬に法案を成立させようとする以上、指示権が現実には行使し得ないよう、高い制限を課すことが重要であり、自治労としてもこの間、そのための対応を行ってきた。当初は「平時・非平時」との表現で当該の事態が論じられていたが、最終的には「大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と、より限定的な表現に変更されたことは取り組みの一定の成果と言える。

また、国会においては岸まきこ参議院議員により、「指示の対象が自治事務である場合、代執行はできない」こと、また「実情を踏まえ対応が可能となるよう自治体の声を伺いながら各府省取り組む」旨の政府答弁が引き出された。加えて、衆議院では11項目、参議院では15項目となった附帯決議において、①当該事態に該当するかの判断にあたっては、自治体への速やかな周知と円滑な情報共有・意思疎通をはかること、②生命等の保護の措置に関する指示を行うにあたっては、自治体との十分に必要な事前調整、指示内容を必要

最小限のものとする、③指示を行った場合、その旨速やかに国会に報告すること、④同様の指示が再度行われることのないよう十分に事後検証し、迅速に個別法を整備すること、⑤経費、人材面について自治体を支援すること、⑥日常からの自治体における多様な職種の職員の充実を図ること、⑦応援の要求・指示や職員派遣の要請は個別法による措置を基本とすること、⑧その際は各大臣の独断とならないよう総務大臣も関与することなど、本来は条文上で位置付けるべき事項であるが、一定の歯止めとして附帯決議において明文化することができたのは関係者の協力による成果として受け止める。

5. また、国の補足的指示権が注目される中、自治労としては、公金収納事務のデジタル化についても問題点を指摘してきた。自治体情報システムの標準化などにより、すでに自治体には大きな負担が強いられているが、今改正は新たな負担を招きかねない。必要な財源については確実に国が措置すること、また過度な負担を強いることがないように、その旨も附帯決議では明記された。
6. 加えて今改正により、地域の生活サービス提供に資する活動を行う団体について、市町村長の指定により、行政財産の貸与や随意契約での事務委託が可能となった。これについては、地方議会の関与もなく、首長判断で指定が可能となっているため、現行の指定管理者制度より恣意的な運用を招きかねない。また、指定団体の優遇措置により、非指定団体との上下関係も招きかねず、市民自治の観点からも不適切である。指定に係る事前・事後のチェックなど地方議会の関与についても附帯決議では明記されたが、十分な審議となり得なかったことに大きな不満が残る。
7. 今回、国の補足的指示権をめぐっては、国と地方の関係を地方分権改革以前の状態に巻き戻すものであるという危機意識が、多くの自治体関係者や有識者からあげられた。実際、法案には基本的に賛成を表明している全国知事会でさえ、地方自治の本旨や国と地方の対等な関係を損なう恐れを指摘している。しかし、数の論理により法案が成立した以上、現実に地方自治・地方分権の後退が起こらないよう、今後は我々の日頃の活動が問われることとなる。地方自治法改正議論で指摘された課題や危機意識を一過性のものとしないう、引き続き、地方自治の確立にむけて取り組みを進める。

2024年6月19日

全日本自治団体労働組合

書記長 伊藤 功

(2) 「経済財政運営と改革の基本方針2024」閣議決定に対する談話

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2024」に対し、〈別記5－2〉の通り、書記長談話を公表した。

〈別記5－2〉

「経済財政運営と改革の基本方針2024」閣議決定に対する談話

1. 政府は6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2024」を閣議決定した。岸田政権として掲げる「成長と分配の好循環」にむけて道半ばという見方に立てば、前年を踏襲する内容とならざるを得ないであろうが、全体として新味に欠けるように見える。また個別の課題において、自治労として容認しがたい点多々あるが、賃上げの定着にこだわり、プライマリーバランスの黒字化や偏在性の少ない地方税体系の確立などについて意欲を見せたこと自体は否定されるものではない。むしろ、その点においては、掲げた目標を実現する能力が現政権にあるのか大いに疑わしい。
2. 地方行財政基盤の強化として、2025年度の地方一般財源総額を2024年度地方財政計画の水準を下回らないように確保するとされたことは評価する。この間、同水準ルールについては行政需要の高まり、とくに物価

高、賃上げ基調時にあつては、逆に地方一般財源総額の上限となりかねない懸念があつた。しかし、今回は地域における賃金と物価の好循環の実現を支えるため、行財政基盤を強化するとの視点が盛り込まれている。2025年度政府予算編成以降も、地方における持続可能な行政サービスを支えるための予算措置が継続的に行われるものとして一定期待したい。

3. 賃上げの定着という点については、労働組合の立場からも歓迎される。とくに医療・福祉分野におけるきめ細かい賃上げ支援、非正規労働者の正社員転換の促進などはまさに改善すべき喫緊の課題である。官公需における価格転嫁の徹底も盛り込まれており、実際の予算編成において、どの程度の財源が配分されるのか、明確な措置を期待する。自治体においても公契約条例制定運動に改めて取り組むなど、社会的な賃上げの気運を積極的に後押しすることが求められる。ただし、雇用の確保において、雇用の維持より雇用の流動性を高めることにより対応しようとしている点には警戒が必要となる。雇用環境の改善にむけては、安心して働き続けることができる雇用の確保を阻害しないよう、極めて慎重な取り組みこそが求められる。
4. プライマリーバランスの黒字化については、国・地方を合わせて2025年度での達成をめざすと3年ぶりに明記された。持続可能な財政とする見地からは、一定評価されるべきだが、社会保障費の負担増はもちろん、財源確保にかかる増税時期について明言が避けられた防衛費の大幅な増額も見込まれる中、今後も地方財政に負担を付け回さない予算編成ができるのか。地域における必要な公共サービス水準の確保と規律ある財政運営の確立にむけて、より明確な工程を示すことが求められる。
5. GX・エネルギー安全保障において、2050年カーボンニュートラルの実現といった目標を踏まえ、2024年度中を目途に「エネルギー基本計画」等を改定することが明記された。一方原発について、①地元の理解を得た再稼働、②次世代革新炉の開発・建設、③廃炉を決定した原発敷地内での建て替えの具体化などが示されており、エネルギー基本計画の改定にむけて、原子力の活用が強く打ち出されることは確実である。しかし、安全性や放射性廃棄物などの課題を解決しないままの原発再稼働は、地球環境また将来世代に対し、あまりに無責任である。原子力に依存しないエネルギー政策への転換こそが求められている。
6. 地域医療構想について、2024年度末までに都道府県の責務や権限、市町村の役割、財政支援のあり方について結論を得るとされており、引き続き、これらの議論に積極的に関わらなくてはならない。また、医療DXに関連するシステム開発、運用主体として、社会保険診療報酬支払基金を抜本的に改組することが明記されている。このことは国民健康保険を取り扱う国民健康保険団体連合会のあり方や自治体にも影響を及ぼすことが想定される。自治体の意向を十分に尊重し、かつ、保険者事務の運営に支障が生じることのないよう検討すべきである。
7. ライドシェアについては、モニタリングや検証を行いつつとしながらも、全国で広く利用可能とする旨の記載となっている。タクシー事業者以外の者が行う事業についても議論を進めるとされているが、IT事業者などプラットフォームによる直接運営はドライバーの雇用確保や人件費の面からも重大な懸念があり、結果的には安全性および地域公共交通における正規雇用にも重大な支障を与えかねないものであることから、その導入には反対の立場で今後も臨まなければならない。

2024年6月26日

全日本自治団体労働組合
書記長 伊藤 功

(3) 2025年度政府予算編成に対する取り組み

2025年度政府予算における地方一般財源・社会保障費の拡充にむけて、総務省、財務省、政党、地方三団体に要請を行った。要請書は<別記5-3>の通り。

① 総務省

6月6日、15時から要請を実施した。自治労からは、山崎副委員長、森下総合政治政策局長、氷室政策局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長、青山都市交通局長らが出席し、総務省は大沢自治財政局長が対応した。

冒頭、山崎副委員長よりあいさつを行い、続いて氷室政策局長より2025年度政府予算に対する要請重点項目として、(ア)増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の維持にとどまらず、より積極的な確保を行うこと。地方創生推進費を恒久化すること、(イ)保健所および地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化に資する財源を確保すること、(ウ)必要な人員を配置できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保すること、(エ)技能労務職員の必要性の再評価に応じ、基準財政需要額の算定にあたっては委託料より給与費を充実すること、(オ)会計年度任用職員の処遇改善に必要な財源を確保すること、(カ)地域医療提供体制の確保にむけ、公立病院経営強化プランの実施においては地域の意向を尊重し、採算性を優先せず、不採算医療、政策医療の提供を重視すること、(キ)大規模災害で被災した公立医療機関の機能を回復・存続させるため財政的支援を行うこと、(ク)資源循環型社会の実現、災害時対応など、環境・廃棄物行政の体制強化にむけ必要な予算措置を確保すること、(ケ)普通交付税の個別算定項目に地域交通政策に関する項目を位置付けること、以上の重点項目について主旨説明を行った。

これに対し大沢自治財政局長より「公務部門全般にもいえるが、とくに専門職の人材確保が極めて難しくなっている。実際には民間との人材の取り合いという側面もある。この対応として、職種に応じた処遇のあり方についても検討する必要があると認識している。また地域手当についても国とは違い、自治体ではどの範囲でくくるのかも含め、制度を変更すれば、必ず不都合も生じると思われる。皆さんとも議論しながら進めなければいけない問題だと認識している」との回答を受けた。また行政のデジタル化に関連して、「システム共通化が取り沙汰されつつあるが、標準化にも間に合わない自治体があるという現実を踏まえれば、共通化まで一気に推し進めるのは難しいのではないかと指摘を行った。これについて大沢自治財政局長は「共通化については、標準化のように国で方針を決めて実施するというやり方とは違い、より緩やかな対応にはなるのではないかと」の考えを示した。

最後に、診療報酬による医療労働者の賃上げを、自治体病院においてどのように反映させるのか現場で課題になっている実態を指摘し、引き続きの総務省としての支援を訴え、この日の要請を終えた。

② 財務省

6月11日、11時10分から要請を実施した。自治労からは、山崎副委員長、森下総合政治政策局長、氷室政策局長が参加するとともに、立憲民主党から大串博志衆議院議員が同席した。財務省は新川主計局長が対応した。

冒頭、山崎副委員長よりあいさつを行い、続いて氷室政策局長より重点項目の説明を行った。これに対し新川主計局長は「要請項目の多くは地方財政対策での対応となるが、近年の動きとしてコロナ禍における保健所の問題、頻発化する自然災害への対応、また人口減少による財政上の課題も出てきている。自治体への負荷も高まり、職員の確保や賃上げ対応も10年前の状況とは大きく異なっているが、国の財政状況は依然として厳しいのが現状。とはいえ、地方財政の重要性は認識しており、引き続き骨太方針の策定などにおいても、その旨、留意したい」との回答を受けた。大串議員からは「定額減税の給付措置で自治体は非常に厳しい対応が求められている。性急な政策展開により人員配置自体も大きな課題となっている。その点での配慮も求めたい」と重ねての指摘を行い、この日の要請行動を終えた。

③ 立憲民主党

6月20日、18時10分から要請を実施した。自治労からは、山崎副委員長、森下総合政治政策局長、

佐藤政治局長、氷室政策局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長、青山都市交通局長が出席し、立憲民主党からは、逢坂誠二代表代行、野田国義ネクスト総務大臣、岸真紀子参議院議員、鬼木誠参議院議員、近藤昭一衆議院議員、後藤祐一衆議院議員、金子恵美衆議院議員、福田昭夫衆議院議員、吉川元衆議院議員らが出席した。

冒頭、山崎副委員長が要請書を手交した後、「この通常国会では、私たちのさまざまな要望を受けていただいたことに感謝申し上げます。国会は閉会するが、すぐ次年度の予算編成ということで、これから私たちの要望する事項について皆様にご説明させていただくので、ご尽力いただき新年度予算に反映いただくよう要請したい」とあいさつした。

次に、逢坂代表代行から「今通常国会で改めて自民党は『金権政治そのもの』であるということを感じた。自治体の政策に興味はなく、自治体は自分たちの言いなりに動く存在であればいいと思っている。時代錯誤も甚だしい。われわれは『自治体が元気になっている』『自主性・自律性が確保されていることが、国全体を良くすること』と思っており、その考えに基づいて、これからも自治体の皆さんに寄り沿う政策を展開していきたい」とあいさつを受けた。

この後、氷室政策局長から重点項目について説明を行い、野田ネクスト総務大臣から「地方創生という政策を始めて10年経過したということで、先日、総務部門会議で内閣府からヒアリングを行った。結局、東京一極集中も、全国的な人口減少も対策が打たれていない。そのような状況下で、すべてが逆戻りで、地方分権から中央集権に戻って、国会議員や各省庁のコントロール下に自治体を置ければ、自分たちも利権をもらえるというような構図が、自公政権に戻って以降、進んできている。また、マイナンバーカードの業務をはじめ、自治体が日々忙しくなっており、地方分権・地域主権ということが、重視されなくなってきたと改めて感じた。財源移譲を含めて実現できていない実情をどう思うか」との質問を受け、「東京一極集中、人口減少については、最近『消滅自治体』という調査も出されて、若年女性の人口がどのくらい減るかという基準だけで消滅するといった危機感や、自治体間競争を煽るような政策が進められるということについては、問題だと考えている。人口減少については、各自治体で、子育て支援などさまざまな政策が進められているが、本来であれば、競争ではなく、国が責任を持って対策すべき政策が、この問題に関しては多いのではないかと捉えており、そのことで自治体の通常業務が繁忙化し、本来は地域の住民に向き合って、それぞれの地域のことを考えながらやっていくべき政策が妨げられている状況があるのであれば、問題だと考えている。自治体の財政需要も増加しており、地域が本当に自律的にやっていけるような税制も含めて財源確保を進めていかなければいけないところは、自治体としても税制の要望としてさせていただいた」と氷室政策局長が回答した。

続いて、吉川衆議より「『ふるさと納税』は要請に記載の通りの考えだが、他方で1兆円というボリュームになってきた中で、返礼品の地場産業への影響もあるし、地元の市を見ると、学校給食の無償化の財源にするという話も出ている。『ふるさと納税』抜きにして住民サービスが廃止となった場合に、地場への影響とこれを原資にした住民サービス、とくに子育て関係の予算についてどう考えればいいのか」との質問を受け、「寄附を多く集めている自治体は子育て支援を含めてさまざまな進んだ政策をされているということも承知している。ただ根本的にこの制度のあり方として、本来税として入ってくるところが、ポータルサイトの運営会社の手数料になってしまっている状況もあると思うので、自治体として廃止を掲げさせてもらっている」と氷室政策局長が回答した。

そのほかに、災害時の職員のメンタルヘルス対策、会計年度任用職員の処遇改善などについて質疑を行い、最後に、逢坂代表代行より「今日いただいた要望をしっかりと実現できるように、これからも頑張ってもらいます」と決意が述べられ、この日の要請を終えた。

④ 国民民主党

6月20日、17時30分から要請を実施した。自治労からは、山崎副委員長、森下総合政治政策局長、佐藤政治局長、氷室政策局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長、青山都市交通局長が出席し、国民民主党からは玉木雄一郎代表、浜口誠政調会長、浅野哲衆議院議員、西岡秀子衆議院議員、長友慎治衆議院議員、竹詰仁参議院議員、芳賀道也参議院議員が出席した。

冒頭、山崎副委員長が要請書を手交した後、玉木代表から「明日、事実上通常国会が閉会する。今回の『政治とカネ』の問題については、全く不十分なザル法と言わざるを得ない。自民党には自浄作用がないということが明らかになり、来たる選挙などを通じて、政治のあり方を変えていかなければならない。今日は予算編成の要請ということだが、自治労の皆さんからいただいた要望をしっかりと政府に届けられるように頑張ってみます」とあいさつを受けた。

次に、山崎副委員長から「この通常国会では、私たちのさまざまな要望を受けていただいたことに感謝申し上げます。国会は閉会するが、すぐ次年度の予算編成ということで、新年度予算への自治労の考え方を説明させていただくので、反映いただくよう要請したい」と述べた。

この後、氷室政策局長より重点項目について説明を行い、芳賀参議から「ガバメントクラウドについて、国が定めた移行期間の期限を柔軟にしてもらった方がいいのか教えていただきたい。また、新たなシステムを組むごとに（サイバー）攻撃が進化するので、セキュリティの経費が増えていくと考えられる。国にその費用を持ってもらうのか」との質問の受け、「自治体のデジタル人材が不足している状況にあるが、とくに地方ではベンダーの人材も不足している現状があり、一斉に国が標準化を進めていることによって、どこの地方でも一度にこの作業をしなければならないので、人材の取り合いになる。国の調査の状況に加えて、さらにこれから『やはり間に合わない』ということが発生してくるという懸念を持っており、引き続き現場の実態等を把握しながら、必要に応じて、議員の皆様にも協力いただきながら、あわせて省庁対策を実施していく。セキュリティの課題に関しても、重要な課題なので、経費がかかる分に対して国に責任があるということで、要求していきたい」と氷室政策局長が回答した。

続いて浜口政調会長より「保健所の人員が慢性的に不足しているということだが、コロナ禍を経て、保健所に対する位置付けなど大きな変化があったのか教えてほしい」との質問の受け、「保健所は、コロナ禍では仕事がオーバーフローしていた。だからといって保健所数が増えたということはない。人員については、コロナ禍で予算措置がされて、保健師を中心に人数が増えている。その他、事務職や専門職にも予算が付けられたが、実際現場の感覚として保健所自体の人数は増えていない。今、コロナの対応自体はないが、今後の感染症対策にむけて予防計画を策定し、その実施のために訓練を行うなど、業務が一部増えているが人員は十分ではない」と平山衛生医療局長が回答した。

そのほかに、カスハラをはじめとするハラスメント対策、就職氷河期世代の採用、技能労務職員の重要性などについて質疑を行い、要請を終えた。

⑤ 社会民主党

7月3日、16時から要請を実施した。自治労からは佐藤政治局長、氷室政策局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長らが出席し、社会民主党は福島みずほ党首、大椿ゆうこ副党首らが対応した。

冒頭、氷室政策局長より主旨説明を行い、その後、意見交換を行った。福島党首より「公共サービスを支えている地方の声として、これらの指摘を真摯に受け止めたい。また、近年では地方における公共交通が非常に厳しい状況にあると認識している。新たな財源の確保にむけた取り組みについても後押ししたい」との回答を受けた。その後、人員確保、防災対策、会計年度任用職員制度の改善、公立・公的病院の再編統合等による賃金労働条件への悪影響、大阪における保健所や地方衛生研究所の課題、図書館司書の確保、ふるさと納税のあり方、学校におけるいじめ対策としての第三者機関の設

置、公契約条例の必要性、地方自治法改正における課題など広範な意見交換を行い、この日の要請を終えた。

⑥ 公明党

6月11日、10時から要請を実施した。自治労からは、山崎副委員長、森下総合政治政策局長、佐藤政治局長、氷室政策局長、平山衛生医療局長、門崎社会福祉局長、青山都市交通局長らが出席し、公明党からは稲津久政務調査会長代理、佐藤英道労働局長、中川康洋総務部会長、奥水恵一労働局次長、福重隆浩労働局次長らに対応した。

冒頭、山崎副委員長が要請書を手交した後、氷室政策局長より重点項目について主旨説明を行った。これに対し稲津政務調査会長代理より「ご提起いただいた政策提言、予算要請についてしっかり受け止めたい。まず地方創生は極めて重要な課題であり、地方一般財源の総額確保また地方創生推進費1兆円の恒久化についても取り組みたい。保健所の体制、地方公務員の人件費、技能労務職員また農業関連職員の確保、会計年度任用職員制度の改善など、行政は人で成り立つサービスであり、それに資する財源の確保が基本だ。公立病院について、民間は黒字が目的だが、救急をはじめ公的な責任を問われる場合はそもそも黒字にはなり得ない。そうした観点からの対応が必要と考える。地域交通についてもしっかりと維持にむけて取り組みたい」との回答を受けた。

その後、意見交換に移り、能登半島地震における職員派遣や病院職場における課題の共有化が求められた。自治労からは「能登半島地震においては、自身も被災しながら対応している職員への支援を引き続きお願いしたい。とくに病院については離職を検討している組合員が多くおり、被災前の機能回復が難しくなっている。その意味での財政支援をお願いしたい」と述べた。また派遣された職員の労働条件も極めて厳しい状況にあることを報告し、公明党からは、今後も課題の集約を行った場合は、引き続き共有化するよう求められた。

また、地方一般財源の総額確保について「公明党としても訴えている。とくに会計年度任用職員の処遇改善は引き続きの課題だ。指定管理、委託先労働者についても昨今の賃上げ基調から取り残されないよう対応が必要だ」との意見があった。

さらに災害に備えた職員の育成法について、専門職員を固定配属するのか、ローテーションにより多くの職員にノウハウを蓄積するのか、両方の手法を組み合わせるべきかなど議論を行い、政令市など規模による人材育成のあり方、昨今ではボランティアの受け入れに対する専門知識も必要となっているなどの実態が語られた。

最後に、デジタル活用について、デジタル化により効率化できた部分を企画立案や対人サービスなど、人が行わなければならない分野の強化に振り分けることが重要だとの意見交換を行い、この日の要請を終えた。

⑦ 全国知事会

5月31日、13時30分より申し入れを行った。自治労からは森下総合政治政策局長、氷室政策局長、亀瀧労働条件局長らが出席し、知事会からは鈴木調査第一部長、藤田副部長、上垣参事が対応した。

冒頭、氷室政策局長より重点項目について、また亀瀧労働条件局長より地方の実態と自主性を尊重した給与制度に関する要請内容について主旨説明を行い、その後、意見交換を行った。

知事会からは「地方財政審議会における議論や骨太方針策定の流れも見つつ、基本的には2025年度の行政需要をしっかりと見積もった上で、足らざる部分は地方交付税において補填がされるものと受け止めている。その考えの中で、地方一般財源の総額を確保しようという点は知事会としても一致する。人員体制の強化についても同様。今後、財務省での議論が進められることになるが、この要請内容について根本的な部分は同じ思いとして受け止めており、知事会としても後押しするような格好で動きたい。また給与制度に関する要請についても理解するところ。地方の実態と自主性は一定尊重すべき。

一方で、制度は財源の裏打ちがあって初めて自由度も増す。いずれにせよ、重要な問題との認識である」との意見が述べられた。

自治労から改めて「人件費や物価高騰もあり、一般財源総額実質同水準ルールは逆に事実上の上限設定のような形で機能していた側面があったのではないかと。2025年度にむけては確保というより拡充という観点が必要と考える」との指摘を行った。

これについて知事会から「財務省への要請もまさに求められる。地方六団体においても同水準であれば良いということではなく、あくまで予見可能性という点で総額確保を受け止めている。自治体を安定的に運営する一応の目安としてのルールだと考える。給与制度への指摘についても受け止めたい」との回答を得て、この日の要請行動を終えた。

⑧ 全国町村会

6月21日、10時30分より申し入れを行った。自治労からは森下総合政治政策局長、氷室政策局長、亀瀧労働条件局長らが出席し、全国町村会は坂井財政部副部長、西嶋行政部副部長が対応した。自治労から重点項目および地方の実態と自主性を尊重した給与制度に関する要請内容について主旨説明を行い、その後、意見交換を行った。

全国町村会からは、「地方一般財源の総額確保については、地方六団体としても一番大きな関心事である。骨太方針の原案においても、その方向にはあると認識している。また、地方公務員の総人件費の確保、後段の地方の実態と自主性を尊重した給与制度についても、自治労の要求と一致する」との考えが示された。その後、地域交通の活性化や地方自治法の改正について意見交換を行い、この日の要請を終えた。

⑨ 全国市長会

6月21日、14時30分より申し入れを行った。自治労からは森下総合政治政策局長、氷室政策局長、亀瀧労働条件局長らが出席し、全国市長会は伊藤財政部長、向山行政部長、藤沼財政副部長らが対応した。

冒頭、氷室政策局長より重点項目について、亀瀧労働条件局長より地方の実態と自主性を尊重した給与制度に関する要請の主旨説明を行い、市長会から「政府予算に関する要請については、2024年度水準の確保が一定見込まれているところ。また人件費については、やはり地方財政の大きな要素であり、民間準拠の中で、しっかりとした財源の確保が必要。公立病院についても現状を把握しながら、しっかり対応していきたい」との回答を受けた。給与制度関係については地域手当の大ぐり化における地方での課題、賃上げ局面における処遇のマイナスリスク、財源確保のあり方などについて意見交換を行った。その後、地方自治法改正による各市長段階での反応や今後の課題、デジタル化による自治体への財政的な影響、マイナンバーカードと健康保険証の一体化による課題、公共サービスにおける価格転嫁のあり方などについても情報交換を行い、この日の要請を終えた。

<別記5-3>

2024年6月6日

総務大臣
松本剛明様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上千博

2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃より市民生活の向上にむけ、ご尽力いただいている貴職に敬意を表します。

この間、地方自治体は厳しい人員体制や財政状況に置かれながらも、高齢化に対応し得る社会保障の構築、少子化における子育て支援策の充実、人口減少下における地域活性化、脱炭素化など環境政策の充実、地域公共交通の確保など、複雑化また増大する行政需要に対応してきました。加えて、大規模な地震災害、各地で頻発している風水害、新興感染症対策、そして行政のデジタル化や物価高騰などへの対応も同時に求められています。

こうした中、地方一般財源総額についてはこの間、前年度の水準を下回らないことをおおよその目途に確保されてきましたが、多角化の一途をたどる行政需要に対し、従来通りの総額水準で対応し得るのか、大きな不安となっています。

つきましては、市民生活の維持・向上と地域社会の再生に資する2025年度予算編成となるよう、以下の通り要請します。

(◎が重点課題)

記

1. 地方の意見の十分な聴取と反映

- (1) 地方税財政に関する法改正や地方財政計画の策定、地方交付税のあり方など、地方自治体における財政需要や地方税制に対する要望について、広範な地方の意見を十分に聴取し、財源保障に反映させること。
- (2) 現行の「国と地方の協議の場」については、国と地方のパートナーシップを強化する立場から、地方の声がより反映されるよう、地方団体と適宜協議を行い、政策策定機能を強化すること。

2. 地方財政の充実

- (1) 社会保障分野における人材確保と処遇改善、少子・高齢化対策、脱炭素化、地域活性化、行政のデジタル化、地域交通の確保など、増大する地域の財政需要を的確に地方財政計画に反映させるため、地方一般財源総額の維持にとどまらず、より積極的な確保を行うこと。また、「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、国による政策誘導的な手法として用いることなく、一般行政経費として恒久化をはかること。(◎)
- (2) とりわけ、子ども・子育て支援、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、地域共生社会の実現など、急増する社会保障ニーズへの対応と、その担い手確保のため、関連する予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。とくに、これら急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含め、十分な財源措置を行うこと。
- (3) 保健所および地方衛生研究所など公衆衛生部門の機能強化に資する財源を確保すること。とりわけ保健所については慢性的な人員不足に陥っていることから、引き続き保健所全体の体制強化にむけた財政措置を継続的に行うこと。(◎)
- (4) 健康危機管理および地域保健施策の推進のために、すべての市区町村に統括保健師を配置すること。また、そのための財政措置を行うこと。
- (5) 地方交付税については、財源保障機能と財政調整機能を適切に発揮するとともに、その原資の確保については臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、交付税率の引き上げなど抜本的な対応を行うこと。
- (6) 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
- (7) 地域DXの推進については、この間、中央主導的に進められてきた傾向が強いことから、国と地方の協議の場なども通じながら、地方公共団体の実情を踏まえた施策とするとともに、その実現にむけた十分な財政支援を行うこと。とくに自治体情報システムの標準化に際して、運営費も含め、かかり増し費

用が発生する場合は国費における負担とすること。

- (8) 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加においては、自治体において大きな業務負荷のみでなく、一定の経費も見込まれることから、国として十分な支援を行うこと。
- (9) マイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定方法から外すこと。
- (10) 自治体庁舎や病院をはじめとする公共施設は、住民の生命・財産を守る拠点となることから、耐震化を含めたメンテナンスや緊急防災・減災事業について、引き続き十分な財源措置を継続すること。

3. 地方分権に対応した税財政制度の抜本改革

- (1) 税制改革については、所得税の累進性の強化、相続税の基礎控除引き下げ、金融所得課税の総合課税化など、所得再分配機能の強化にむけて改革すること。また、給付付き税額控除を検討するなど、消費税における逆進性について対策を講じること。
- (2) より自律的な地方財政の確立にむけて、所得税および偏在性の小さい消費税について国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
- (3) 各種税制の廃止・減税、新税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
- (4) 「ふるさと納税」については、①「居住地課税」という課税原則（居住地・所在地における受益と負担）にそぐわないものであること、②地域の特産物の適正価格破壊と地場産業の自治体依存という歪みを生み出すこと、③一過性の予算増加・減少など税収の不安定さが住民サービスの低下をもたらす危険性があることなど、問題が多いことから、廃止すること。
- (5) 森林環境譲与税の譲与基準については、森林面積の割合を5%引き上げ、人口割合を5%引き下げたことによる効果の検証を行いながら、今後もより林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、引き続き譲与基準の見直しを検討すること。
- (6) 国の総合経済対策として地方財源を活用した減税政策は行わないこと。

4. 地方公務員の総人件費の確保

- (1) 対人サービスとしての社会保障、新興感染症の流行や自然災害など有事の際の対応など、増大する地方自治体の財政需要を踏まえ、必要な人員を配置できるよう地方公務員の総人件費を十分に確保すること。あわせて、定年延長に伴う一時的な職員数の増加に対応した財源を確保すること。(◎)
- (2) この間、自治体における技能労務職員の削減を助長しかねない政策がとられてきたものの、自然災害やコロナ禍等への対応を経て、技能労務職員の必要性が再評価されていることから、基準財政需要額の算定にあたっては委託料より給与費を充実するよう改めること。(◎)
- (3) 会計年度任用職員の処遇改善について、遡及改定も含め常勤職員に準じた給与改定を行うために必要な財源を確保すること。あわせて、勤勉手当の支給も含め、会計年度任用職員のさらなる処遇改善にむけた財源を確保すること。(◎)
- (4) 技能労務職員と企業職員の給与について、憲法・法律で保障された労使交渉で決定する権利を尊重し、国として不当な関与を行わないこと。また、民間給与との単純比較に基づく給与抑制にむけた助言を行わないこと。
- (5) 地方自治体における障害者雇用について、法定雇用率の達成はもとより、さらなる雇用促進と合理的配慮のための財源を確保すること。

5. 東日本大震災等大規模災害からの復旧・復興と対策の拡充

- (1) 被災地が安心して復興に集中できる環境をつくるため、引き続き震災復興特別交付税を確保し、被災自治体の財政負担は可能な限り縮小すること。とくに被災から一定の年月が経過したことを踏まえ、復興住宅、防潮堤、県道などの維持管理にかかる費用についても財政的な支援を検討すること。あわせて、補助金適正化法の改正も視野に入れながら、復興事業により整備された公共施設の用途制限を緩和

すること。

- (2) 東京電力福島第一原発事故による避難指示区域が解除された自治体においても、雇用を取り巻く環境や生活インフラの改善が十分に進んでいないこと、「ALPS処理水」の海洋放出も含め、放射線への不安が解消されていないこと、このため農業のみならず漁業の復興にも大きな影響が出ているなど、依然多くの課題が山積していることから、医療費や介護保険料の減免措置も含め、改めて当該自治体および住民の実情に即した各種支援を講ずること。とくに住民のメンタル面でのサポートに留意すること。
- (3) 中長期にわたる復興を支える観点から、被災自治体が安心して正規職員を採用できるよう、財政措置を講ずること。なお、被災自治体への人的支援も引き続き必要なことから、被災自治体からの要請人員数を充足させること。また、支援を行った自治体に対する十分な財政支援を行うこと。
- (4) 職員の健康サポート体制は引き続き重要であることから、メンタルヘルス対策の充実をはじめとした事業について十分な財政措置を行うこと。

6. 社会保障政策の拡充

- (1) 高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、公的扶助、地域保健、地域医療などの社会保障の充実にむけ、関係予算にかかる財源を確保すること。また、地方自治体の果たす役割・機能の強化、給付の改善や職員の配置・処遇改善にむけた予算の確保を行うこと。
- (2) 「こども・子育て支援加速化プラン」に必要な予算の確保、とりわけ保育士の配置基準の改正・放課後児童支援員の処遇改善を踏まえた財源の確保を行うこと。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業について、サービス水準の低下や市区町村格差を招かないよう財政措置を講ずること。
- (4) 生活保護・生活困窮者自立支援制度を充実させ、児童虐待防止と自立支援を強化するため、児童相談所を含めた自治体等の実施体制や相談体制などの充実・機能強化が必要なことから、地方交付税の充実をはかること。
- (5) 医療法改正に伴う「新たな病床再編支援」が、病床削減や病院統合への不必要な誘導とならないようにすること。また、2024年4月からの医師の働き方改革にあわせて、医療行為のタスク・シフト/シェアを円滑に進めるための人員確保と必要な研修体制を整備するための財源を確保すること。
- (6) 医療・介護DXの推進と医療・介護現場における質の向上、業務効率化のため、ICT関連機器やシステム導入に関する補助の財源を確保すること。
- (7) 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、策定された公立病院経営強化プランの実施にあたっては、自治体、地域住民の意向を尊重し、地域の医療を維持できるものとする。また、機能分化・連携強化、経営形態見直し等においては、採算性を優先せず、新興感染症対策や災害対応など不採算医療、政策医療の安定的な提供を重視すること。(◎)
- (8) 地域医療構想を踏まえた継続的な医療の拡充のため、病院事業にかかる地方交付税の充実をはかること。同時に、公立・公的病院が主導的に担っている、不採算・高度専門・救急・小児周産期・精神科救急等の医療と、それを担う医師・看護師をはじめとする医療労働者の確保や処遇改善等における所要額の確保、充実をはかること。
- (9) 地域医療の確保のため、さらなる建築単価の見直しや特別交付税基準額引き上げの継続など、医療過疎地や不採算地区病院等経営が厳しい病院に対する財政支援の充実をはかること。その趣旨において関係する省庁とも連携をはかること。
- (10) 大規模災害で被災した公立医療機関において、高度専門医療および不採算医療など、被災前に担っていた病院機能を回復・存続させるため、財政的支援を行うこと。(◎)
- (11) 自治体において、精神科病院退院後支援に重要な役割を担うPSW（精神保健福祉士）等の確保と支援体制が十分に整備できるよう、その財源について地方交付税措置を充実すること。

(12) 地方の自治体病院では薬剤師の確保が困難な状況にある。自治体病院の薬剤師の確保と定着のために、医師と同様の6年制課程修了薬剤師の専門性を適正に評価し、処遇改善（薬剤師俸給表の新設・初任給調整手当など）にむけた対策を講じること。

(13) また、獣医師の確保にむけても、同様に特段の配慮を行うこと。

7. 環境政策の推進

(1) 脱炭素社会の実現と将来の雇用創出をはかるため、地域の環境条件を活かした太陽光や風力、バイオマスなどの新エネルギーや燃料電池など再生可能エネルギーの普及にかかる財政支援措置を拡充すること。また、自治体の環境行政の推進と公共施設等の脱炭素化のための予算措置の確保を行うこと。

(2) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行を踏まえ、とりわけ小規模自治体において法の趣旨に基づく運用がされるよう、より積極的な財政措置を講ずること。

(3) 少子・超高齢化社会の進行に伴い、安否確認等とあわせた高齢者のごみ出しの支援、条例の制定によるごみ屋敷等への対応などの需要が増えてきていることから、各自治体がこうした事業を円滑に行えるよう財源を拡充すること。

(4) 廃棄物処理法改正によるごみの不法投棄対策と罰則規定強化の実効性を確保するため、自治体における不法投棄監視要員の確保などの財源を拡充すること。

(5) 資源循環型社会の実現にむけ、これまで以上に自治体における業務が増大すると同時に、災害時には被災地域における災害ごみの対応や被災地への派遣対応など、自治体の果たす役割が一層求められている現状を踏まえ、環境・廃棄物行政の体制強化にむけて関係する省庁と連携するとともに、必要な予算措置を確保すること。（◎）

8. 公共交通の改善および拡充にむけて

(1) 「新型コロナ感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債」制度については、生活様式の変化による乗客減少からいまだに回復せず厳しい経営状況にある。今年度から償還は始まっているが、償還利子への一般会計繰出額の増とそれに対する特別交付税の増額、償還年限のさらなる延長など、制度の拡充をはかること。

(2) 地域により異なる公共交通の「クロスセクター効果」を十分に勘案し、既存のバスや鉄道などを活用しながら、地域公共交通が確保されるよう、現行の財政措置水準の維持・改善をはかること。このため国土交通省と連携し、地方自治体への財政支援を含む所要の措置を講じること。

(3) 地域共生社会に資するまちづくりと公共交通の確立を一体的に推進するため、交通政策専任者の配置および育成などのための財源を措置すること。

(4) 普通交付税の個別算定項目に地域交通政策に関する項目を位置付けること。（◎）

(5) 都市モノレールは建設後の経年により、機器の更新等を迎えており多額の経費が経営に負担となっているが、モノレールについては補助対象外となっているので、対象とするなど拡充をはかること。

9. 指定管理職場・委託職場の改善にむけて

(1) 自治体の指定管理職場・委託職場においても、同一労働同一賃金の実現されるよう、ガイドラインの作成や助言等を行うこと。また、非正規職員の処遇改善に伴う財源措置を行うこと。

(2) 自治体において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応が十分に果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以 上

2. カーボンニュートラル実現にむけた学習会

2050年までに温室効果ガス排出量をゼロとするカーボンニュートラルの実現が世界的に求められている。日本においてもカーボンニュートラルを含む環境問題の解決と地域経済の発展という両面から、自治体が主体性をもって取り組むことが喫緊の課題となっている。

このため、地域経済や産業構造の変化による地場中小事業者への雇用の影響にも注視しながら、「公正な移行」の実現にむけた学習会を他の産別とも連携して行うこととした。

まず、気候変動や環境問題に関する学習会として、7月5日、東京・自治労会館において、高村かおり教授（東京大学未来ビジョンセンター）を招き、「2050年カーボンニュートラルにむかう世界～変化の中の地域～」と題した講演を受けた。引き続き、7月11日にはJAM、7月16日には電力総連、8月21日には自動車総連、8月26日には電機連合を招き、各産別の課題や考え方について学習した。

3. 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の実施

地方自治法第99条に基づく意見書採択の取り組みについて、2024年7月時点では<別表5-1>の通り。

<別表5-1>

地方財政の充実・強化を求める意見書採択の取り組み（中間集計）

2024年7月

県本部	2024年6月議会			2024年9月議会			採択議会 合 計 数
	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	取り組み 単 組	採 択 議会数	採択議会名	
三 重	2	2	松阪市、三重県	—	—		2
和歌山	1	1	和歌山県	—	—		1
香 川	1	1	香川県	—	—		1

4. 自治研活動の推進

（1）自治研中央推進委員会

① 第40年次第6回自治研中央推進委員会

5月30日、東京・自治労会館で開催し、39県本部43人が参加した。経過報告のほか、「月刊自治研」の販売促進について、第40回地方自治研究全国集会（しまね自治研）の企画・運営について協議した。その後、中央推進委員は担当する分科会ごとに分かれ議論を深めた。

② 第40年次第7回自治研中央推進委員会

8月23日、東京・自治労会館で開催した。経過報告の後、第40回地方自治研究全国集会（しまね自治研）の企画・運営について最終の協議を行った。

（2）セミナー・集会

① しまね自治研・カウントダウンセミナー「分科会の見どころ紹介」

6月25日、ウェブ配信で開催し、しまね自治研2日目に開催する9つの分科会について、企画に携わる自治研中央推進委員から見どころが紹介された。

(3) その他

① しまね自治研関連企画

しまね自治研における関連企画として、島根大学・地域人材育成コースプロジェクト（コープロ2024）との協働により、次世代に公務の仕事の魅力を伝えるイベントを実施していく。6月27日、本イベントの企画会議に参画した自治研関係者によるチームビルディングが行われ、続いて、島根大学の学生3人が加わり、7月12日、8月5日、8月23日に島根大学および東京・自治労会館で企画・運営についての打ち合わせが行われた。本イベントはしまね自治研1日目の全体会において、しまね自治研参加者や現地の学生を交えて参加型のイベントを行う。

② 「月刊自治研」販促チラシのリニューアル

「月刊自治研」は2024年5月号より「fujisan.co.jp」において電子書籍での販売を開始したことから、「月刊自治研」販促チラシのリニューアルを行い、各県本部へ配布した。

第6章 安心と信頼の社会保障制度改革の推進

1. 連合・社会保障関連の取り組み

(1) 第4回社会保障政策担当者会議

5月14日、ウェブで開催された。「働き方に中立的な社会保険制度等のあり方について」と題し、日本総合研究所の西沢和彦理事より講演を受けた後、「働き方に中立的な社会保険制度等のあり方に関する連合としての検討の方向性（素案）」を踏まえた社会保障構想「年金・所得保障」の点検・見直しに関する協議を行った。

(2) 医療・介護フェス2024～安心と信頼の医療と介護中央集会～

5月18日、「医療・介護フェス2024～安心と信頼の医療と介護中央集会～」を東京・日本教育会館にて連合が主催した。全体では約400人、自治労からは34県本部、約120人が参加した。冒頭、芳野連合会長より、コロナ禍や能登半島地震など被災地における対応への敬意が表されるとともに、医療・介護サービス労働者の強固な連帯による処遇改善をはじめとした医療・介護現場の課題解決にむけた決意が述べられた。

集会第一部では、労働政策研究・研修機構の前浦穂高副主任研究員から「医療・介護の労働組合に何ができるのか～処遇改善と人材確保に着目して～」と題した講演を受け、第二部では「医療と介護の現場にさらなる処遇改善を！」をテーマにトークセッションを行った。セッションには自治労から天本敬久さん（名古屋市労働組合）、原尾健作さん（長崎県職員連合労働組合）が参加した。また、5月21日には、採択された集会アピールを厚生労働省の鹿沼政策統括官（総合政策担当）に手交し、「物価や賃金上昇の局面を踏まえ、賃上げに重点を置いた診療報酬・介護報酬改定を行ったが、今後の状況を見ながら対応していきたい。訪問介護の基本報酬の引き下げへの懸念についても、状況を見ながら対応を検討していく。働き方に関しては人材が限られているので、関係する労働者を大切にしつつ、その能力を発揮できるよう、職場環境改善にむけて対応したい」との回答を得た。

(3) 第5回社会保障政策担当者会議

6月3日、東京・連合会館にて対面・ウェブ併用で開催され、「公的年金制度の見直しに対する連合の対応について（素案）」および「働き方に中立的な社会保険制度等のあり方に関する連合としての検討の方向性（素案）」を踏まえた社会保障構想「年金・所得保障」の点検・見直しについて協議を行った。

(4) 第6回社会保障政策担当者会議

6月21日、東京・連合会館にて対面・ウェブ併用で開催され、社会保障構想「医療保障」「介護・高齢者福祉」「障がい者政策」の点検・見直しについて協議した。

(5) 第7回社会保障政策担当者会議

7月22日、ウェブで開催され、社会保障構想「社会的セーフティネット政策」「障がい児・者政策」の点検・見直し、働き方などに中立的な社会保険制度に対する連合の考え方と組織討議について（素案）、企業年金・個人年金制度の見直しに対する連合の対応について（素案）を協議した。

(6) 医療・福祉部門連絡会事務局会議

6月25日、東京・UAゼンセン会館で開催し、第3回医療・福祉部門連絡会の運営・進行および厚生労働省に対する医療・介護サービスの質の向上と人材確保の推進を求める要請書（案）について協議を行った。

第7章 環境・平和・人権を確立する取り組み

1. 平和をつくる取り組み

(1) 2024憲法大集会

5月3日、東京・東京臨海広域防災公園（有明防災公園）で、平和といのちと人権を！ 5・3憲法集会実行委員会主催により開催され、32,000人が参加した。憲法を骨抜きにするような悪政が続き、際限のない軍事費拡張という現実にあわせるかのような、本末転倒の暴論を許さず、基本的人権の尊重、戦争放棄の平和主義、国民主権といった憲法の理念を守るために結集した。

集会では、冒頭のスピーチで伊藤真弁護士が憲法9条の重要性を、続いて新外交イニシアティブ（ND）の猿田佐世さんが外交で緊張を緩和することの必要性を訴えた。核兵器廃絶運動に取り組む広島市立大学2年の大内由紀子さんは「一人ひとりの力はわずかだけど無力ではない。少しのアクションでも取り組んでほしい」と、若い世代にも意識をむけてほしいと呼びかけた。このほか、地震と原発、外国人の人権問題、沖縄課題、パレスチナ問題に関するリレートークなども行われた。

(2) 第47回5・15沖縄平和行進 5月17日全国結団式／18日平和行進・県民大会

「第47回沖縄5・15平和行進」は5月17日全国結団式、18日平和行進および県民大会の日程で実行委員会主催により開催され、2,190人が参加した。参加者は、宜野湾市役所を出発して南北二手に分かれ、米軍普天間基地の周囲を「基地撤去」を訴えながら行進し、同市立グラウンドをめざした。行進後は「平和とくらしを守る県民大会」が開かれ、玉城デニー知事や沖縄選出の国会議員らが登壇。玉城知事は「沖縄戦の教訓を正しく次世代に伝え、平和を希求する沖縄の心『ちむぐる』を世界に発信していきたい」と述べ、参加者は基地のない沖縄、戦争のない世界の実現に力を尽くすことを誓った。

(3) 5・19国会議員会館前行動

5月19日、東京・国会議員会館前で、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会主催により実施され、1,000人が参加した。

(4) 県本部連帯活動担当者会議の開催

6月19日、東京・自治労会館で開催し、36県本部37人が出席した。会議では、本部あいさつ後、新外交イニシアティブ上席研究員・弁護士の猿田佐世さんが、「沖縄の米軍基地問題」をテーマに講演を行った。続いて、本部の連帯活動の取り組み提起の後、各県本部の取り組みが報告された。

(5) 6・19国会議事堂前行動

6月19日、東京・国会議事堂前で、戦争させない・9条壊すな！ 総がかり行動実行委員会主催により実施され、1,000人が参加した。自治労からは、県本部連帯活動担当者会議に引き続き、約40人が参加した。

(6) 連合2024平和行動in沖縄「平和オキナワ集会」と「ピースフィールドワーク」

連合は、6月23日沖縄慰霊の日にあわせて、6月23～24日に「平和行動in沖縄」を開催した。この行動では、「語り継ぐ戦争の実相と運動の継続で恒久平和を実現しよう」をスローガンに、初日に那覇市

文化芸術劇場「なは一と」で開催した平和オキナワ集会では、沖縄戦で亡くなられた多くの方々のご冥福を祈り、参加者全員で不戦の誓いを込め黙とうを捧げた。

集会では、「再考・日米地位協定～“標的の島”からの警告：米軍、軍拡、憲法、自衛隊～」と題し、沖縄国際大学大学院の前泊博盛教授による講演が行われ、「日米地位協定」の問題を解決するためには、国民やメディアによる「無視・無関心の壁」、実態を知らない「無知の壁」などを乗り越えなくてはならないと訴えた。翌6月24日には、約500人の参加者によるピースフィールドワークが行われ、「基地コース」と「戦跡コース」に分かれ平和学習を行った。

(7) 7・19国会議員会館前行動

7月19日、国会議員会館前で、総がかり行動実行委／9条改憲NO！ 全国市民アクションの主催により実施され、約750人が参加した。

2. 核兵器廃絶・脱原発社会実現の取り組み

(1) 被爆者問題議員懇談会 院内集会

5月29日、原水禁主催で、国の指定地域外で長崎原爆に遭った「被爆体験者」や被爆2世らの救済をめざすための院内集会在衆議院第2議員会館で開催され、被爆者問題議員懇談会の議員を中心に支援者ら約80人が参加した。自治労からも、本部の小林連帯活動局長、広島県本部、長崎県本部、神奈川県本部からそれぞれ1人が参加した。冒頭、全国被爆体験者協議会相談役の平野伸人氏が「われわれの力だけでは限りがある」などとあいさつ。体験者が県や長崎市に被爆者健康手帳の交付などを求めた訴訟（9月9日判決）で勝訴した場合、県市が控訴しないよう支援を求めた。山内武多長被爆体験者協議会長は「仲間もどんどん亡くなっている」と述べ、「総理に会うだけ」ではなく「早期に解決してほしい」と強調。崎山昇全国被爆二世団体連絡協議会長（自治労長崎県本部副委員長）は、被爆2世への援護法適用や2世の実態調査などを訴えた。

3. 人権を守り共生社会を実現する取り組み

(1) 人権フィールドワーク

連合は、4月11日、埼玉県狭山市内で、狭山事件の現地調査・学習会を部落解放中央共闘会議と共催で開催し、自治労からは15人が参加した。人権問題が背景にある狭山事件の真相について、現地に出向き学習を深め、新証拠・鑑定の実事調べを強く求めるとともに、再審実現にむけての支援活動を強化していく意思統一をした。

(2) 2024年度部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会

5月22日、部落解放・人権政策確立要求実行委員会は、東京・日本教育会館で2024年度部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会を開催した。中央実行委員会の西島藤彦さん（部落解放同盟中央執行委員長）が開会あいさつを行い、各政党の代表あいさつに続き、基調提案、特別報告があり、インターネット上などまん延する部落差別上の削除の取り組みや「部落探訪」削除裁判での大阪地裁の仮処分決定、各地での「条例」制定・改正などこの間の成果と課題、たたかひの方向性を確認し、国内人権救済機関と包括的差別禁止法の実現にむけた奮闘を誓い合った。

(3) 狭山事件の再審を求める市民集会

5月23日、狭山事件の再審を求める市民集会実行委員会による集会が、東京・日比谷野外音楽堂で開催された。集会では西島委員長の開会あいさつに続き、石川一雄さんが石川早智子さんと登壇し、5月22日に行われた「袴田事件」の再審を受け、「袴田さんの再審無罪をかちとり、私の再審につなげていきたい」と訴えた。石川さんが窃盗容疑などで最初に逮捕されてからこの日で61年。参加者は、集会アピールを行い、霞が関周辺をデモ行進し石川さんの無実と鑑定人尋問・事実調べ、再審開始を訴えた。

第8章 政策実現にむけた政治活動の推進

1. 自治体議員連合

(1) 2024年度自治労自治体議員連合第3回幹事会

5月21日、東京・自治労会館で開催し、①2024年度第2回全国学習会の企画、②今後の日程について確認した。

(2) 2024年度第2回自治体議員連合全国学習会

5月21日、東京・自治労会館で開催し、25県本部より48人が参加した。冒頭、稲村自治体議員連合会長、山崎副委員長のあいさつの後、自治労の課題提起（その1）として、川北全消協事務局長および林総合労働局長から「大規模災害対応をはじめとする昨今の消防職場の課題と処遇改善の取り組み」、氷室政策局長から「地方自治法改正案に対する自治労の考え方」について、説明と質疑応答を行った。続いて、岸まきこ参議院議員から「自治労協力国会議員国政報告」を受けた後、自治労の課題提起（その2）として、吉村現業局長から「現業評議会の現状について」、平山衛生医療局長から「医療現場の診療報酬による賃上げについて」、門崎社会福祉局長から「公立保育所における配置基準の課題について」、青山都市交通局長から「公営・地域公共交通の現状と当面の課題について」説明と質疑応答を行った。最後に、森下総合政治政策局長によるまとめを行い、閉会した。

第9章 公共サービス労働者の総結集と組織強化

1. 組織強化委員会

(1) 第3回組織強化委員会

5月14日、対面・ウェブ併用で以下の通り開催した。

- ① 2024年度組織強化委員の交代の確認
- ② 報告・協議事項
 - ア 各県本部における「底上げシート」の活用状況について
 - イ 第6次組強計画に基づく取り組み状況確認票について
 - ウ 今後の議論にむけたフリーディスカッション
 - エ 今後の議論スケジュールについて

(2) 第4回組織強化委員会

7月31日、対面・ウェブ併用で以下の通り開催した。

- ① 報告事項
 - ア 2024年度新規採用職員の加入状況調査概況について
- ② 協議事項
 - ア 「運動と組合費水準をどのように見直すべきか」について
 - ・中央執行委員会における検討経過
 - ・組強委員会での討議
 - イ 今後の議論スケジュールについて

2. ジェンダー平等推進の取り組み

(1) 自治労ジェンダー平等推進委員会の開催

① 第8回委員会

5月24日に開催し、SOGI（性的指向・性自認）に関する対応指針（案）について議論するとともに、2024政府等要請行動について確認した。

② 第9回委員会

7月2日に開催し、(ア)2024年度運動の総括について、(イ)当面の闘争方針について、(ウ)女性活躍推進法およびハラスメントへの施策への連合の考え方についてなどについて議論した。

(2) 関係府省・地方三団体申し入れ

本部はジェンダー平等推進月間の取り組みとして、次の通り関係府省・地方三団体に要請行動を行った。関係府省要請は、内閣府、総務省、厚生労働省（自治労情報2024第139号・7月24日）、全国知事会、全国市長会、全国町村会への要請は自治労情報2024第140号（7月24日）を参照。

要請先	日 時	担 当
内閣府	6月17日	(内閣府) 男女共同参画局推進課 後藤課長補佐、政策統括官付生部参事官補佐ほか、(法務省) 民事局 水谷担当 (自治労) 木村副委員長、外山強化拡大局長
総務省	6月28日	(総務省) 公務員部公務員課 酒井課長補佐、女性活躍・人材活用推進室 渡部室長ほか (自治労) 山崎副委員長、外山強化拡大局長、亀瀧労働条件局長
厚労省	6月17日	(厚労省) 雇用環境・均等局職業生活両立課 石田課長補佐、雇用環境・均等局雇用機会均等課 大津分析専門官 (自治労) 木村副委員長、外山強化拡大局長
知事会	6月20日	(全国知事会) 調査第二部 島田副部長、山元主事 (自治労) 外山強化拡大局長、上野法対労安局長、川辺女性部長、兒玉青年部長
市長会	6月21日	(全国市長会) 行政部 向山部長、高村主事 (自治労) 外山強化拡大局長、川辺女性部長、兒玉青年部長
町村会	6月20日	(全国町村会) 行政部 河野部長、田中副部長、辻主事 (自治労) 外山強化拡大局長、小林連帯活動局長、上野法対労安局長、川辺女性部長、兒玉青年部長

(3) 連合「男女平等講座」

連合の「男女平等講座」は6月17日、東京・全電通労働会館で開催され、自治労から3県本部3人が参加した。構成組織、単組、地方連合会の組合役職員を対象として、ジェンダー平等・多様性推進と女性参画の重要性への理解を促進し、取り組みの実効性を高めることを目的に開催された。

主な講義内容は次の通り。

- ・講演①「ジェンダー平等推進の取り組みの重要性」 講師：芳野 友子連合会長
- ・講演②「女性が活躍できる職場環境構築のために」 講師：権丈 英子亜細亜大学経済学部教授
- ・講演③「差別のない職場づくりに向けて」 講師：認定NPO法人Rebit

3. 新規加盟組合等の承認

<別表9-1>

<新規加盟組合> 5単組 123人

県本部	単 組 名	団 体 分 区	所 在 地	代表者名	組織 人員	組合結成 年月日	加盟決定 年月日	加盟決定 機関名	県本部加盟 承認年月日	本部加盟 承認年月日
東 京	のぞみの郷ユニオン	民 間 事業所	荒川区西尾久5-4-9 百瀬方	百瀬ふじ乃	50	2024. 5. 9	2024. 5. 23	臨時大会	2024. 6. 11	2024. 7. 8
京 都	LADGW労働組合	民 間 事業所	京都市南区久世高田町35-3 ライフアンドデザイン・グループ西日本株式会社内	西野 康博	28	2024. 6. 1	2024. 6. 1	大 会	2024. 6. 14	2024. 6. 24
大 阪	藤井寺市柏原市学校給食組合労働組合	事務・ 広 域	藤井寺市船橋町9-1	山下 修治	18	1973.10.27	2024. 5. 1	臨時大会	2024. 6. 5	2024. 6. 24
香 川	自治労香川県広域水道企業団労働組合	事務・ 広 域	高松市福岡町四丁目10-8 自治労香川県本部内	栗原 敏旨	21	2024. 3. 19	2024. 3. 19	中央委員会	2024. 6. 22	2024. 7. 8
沖 縄	沖縄産業振興センター職員労働組合	民 間 事業所	那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター内	金城 龍也	6	2024. 4. 19	2024. 4. 20	大 会	2024. 4. 25	2024. 7. 22

<名称変更>

県本部	新 単 組 名	旧 単 組 名	県本部承認 年 月 日	本部承認 年 月 日
東 京	市立青梅総合医療センター労働組合	青梅市立総合病院労働組合	2024. 4. 23	2024. 5. 20

<組織統合>

県本部	単 組 名	統合する単組	統 合 理 由	県本部承認 年 月 日	本部承認 年 月 日
神奈川	秦野市職員労働組合	秦野市職員労働組合 秦野市伊勢原市環境衛生組合職員労働組合	環境衛生労組の組合員減少で役員等体制が維持できなくなり、2024年3月末日で解散、市職労と統合	2023. 12. 21	2024. 7. 22

<組織統合（日本モーターボート競走会労働組合（本部）への統合）>

県本部	単 組 名	統合する単組（支部）	統 合 理 由	県本部承認 年 月 日	本部承認 年 月 日
大 阪	日本モーターボート競走会労働組合（本部）	日本モーターボート競走会労働組合 埼玉県支部	統合することで支部がない事業場に異動した場合でも組合加入を継続できるなど日本モーターボート競走会労組の組織強化のため、6月1日付で統合	2024. 2. 3	2024. 7. 8
		日本モーターボート競走会労働組合 東京都支部		2024. 4. 23	
		日本モーターボート競走会労働組合 静岡県支部		2024. 6. 25	
		日本モーターボート競走会労働組合 愛知県支部		2024. 3. 14	
		日本モーターボート競走会労働組合 三重県支部		2024. 4. 10	
		日本モーターボート競走会労働組合 大阪		—	
		日本モーターボート競走会労働組合 兵庫県支部		2024. 8. 6	
		自治労日本モーターボート競走会労働組合 山口県下関支部		2024. 2. 21	
		自治労日本モーターボート競走会労働組合 福岡県支部		2024. 3. 12	
		日本モーターボート競走会労働組合 長崎県支部		2024. 1. 31	

<組織形態の変更(B)>

県本部	単 組 名	分割先単組	組織 人員	分 割 理 由	変更決定 年 月 日	変更決定 機 関 名	県本部承認 年 月 日	本部承認 年 月 日
北海道	美唄市職員労働組合	自治労市立美唄病院労働組合	33	2024年4月、市立美唄病院の経営形態の変更（地方公営企業法全部適用）に伴う労働組合の立ち上げ	2024. 3. 25	大 会	2024. 6. 7	2024. 7. 8
大 阪	自治労けあらーずユニオン大阪	けあらーずユニオン茨木 けあらーずユニオン上新庄	31 15	事業単位の単組となることで、活動実態に即した効率的な運営ができるため	2024. 6. 20	大 会	2024. 7. 3	2024. 7. 22

<脱 退>

県本部	単 組 名	脱 退 理 由	県本部脱退承認 年 月 日	本部脱退承認 年 月 日
北海道	自治労音威子府診療所労働組合	指定管理業務終了に伴う診療所閉鎖による組合員の退職で0人となり解散となった	2024. 6. 7	2024. 7. 8
千 葉	全国一般千葉地方労働組合	会社の不当な行為により組合役員をはじめ多くの組合員が退職となり、組合活動ができなくなったため	2024. 6. 22	2024. 7. 8
長 野	社会福祉法人信濃友愛会職員労働組合	結成時の組合員は3人だったが2人となり、2023年4月に退職により組合員が1人(委員長のみ)となり、解散を決定した	2024. 4. 4	2024. 7. 8
静 岡	富士市振興公社労働組合	公社解散に伴い、組合員11人のうち委員長含め7人が富士市に就職。残る職員で協議の上、解散となった	2024. 4. 9	2024. 6. 10
静 岡	南伊豆町職員組合	組合費負担が大きいとの組合員の声や執行部にとって組合業務の負担の大きさから、脱退を決定した	2024. 6. 25	2024. 7. 22
滋 賀	自治労大津市社会福祉事業団職員労働組合	組合員の退職が続き、結成時のメンバーだった委員長が定年退職を迎え、協議の結果、解散を決定した	2024. 5. 10	2024. 6. 10
和歌山	田辺市シルバー人材センター職員労働組合	組合員2人のうち委員長が管理職となり(1人は書記長)、非正規職員の組織化等による組合存続を模索したが解散を決めた	2024. 5. 28	2024. 6. 10
奈 良	五條市社会福祉協議会労働組合	すでに賃金水準を含め労働条件は整備されているとして解散を決定、県本部が繰り返し説得を行うも解散となった	2024. 4. 22	2024. 6. 24
大 阪	羽曳野市職員連合組合	特定の労組関係者からのハラスメントによる青年組合員の脱退や管理職への昇格等で組合員が2人となり、解散を決定した	2024. 6. 5	2024. 6. 24
兵 庫	市立川西病院労働組合	賃金・労働条件の維持、向上のため組合を継続してきたが、多くの組合役員が転職し組合運営が困難、解散となった	2023. 9. 10	2024. 7. 22
兵 庫	ひょうご共済ユニオン	2人の組合員が退職することとなり、組合継続のため県本部としてオルグするが結果、退職し組合を解散することとなった	2023. 10. 31	2024. 7. 22
広 島	全国一般広島地方労働組合	職場において厳しい経営が続く中、組合の解散が相次ぎ、構成単組が消滅したことにより解散を決定した	2023. 10. 10	2024. 6. 24

以上の結果、47県本部1直属支部1社保労連 2,553単組712,712人となった。

<別表 9-2>

2024年度新規加盟組合一覧

2023年 8月～2024年 7月

県本部	単 組 名	団 体 分	所 在 地	代表者名	組織 人員	組合結成 年 月 日	加盟決定 年 月 日	加盟決定 機 関 名	県本部加盟 承認年月日	本 部 加 盟 承認年月日
東 京	ふくし保育園ユニオン	民 間 事業所	台東区西浅草3-23-10	荒川 恵子	29	2022. 6. 18	2024. 2. 12	臨時大会	2024. 2. 13	2024. 3. 11
東 京	のぞみの郷ユニオン	民 間 事業所	荒川区西尾久5-4-9 百瀬方	百瀬ふじ乃	50	2024. 5. 9	2024. 5. 23	臨時大会	2024. 6. 11	2024. 7. 8
愛 知	自治労名北会ユニオン	民 間 事業所	名古屋市区貴生町374番地	祖父江 輝	11	2023. 7. 31	2023. 7. 31	大 会	2023. 8. 22	2023. 9. 20
岐 阜	大垣競輪労働組合	臨時・ 非常勤	大垣市緑園64	寺田さとみ	72	1962. 9. 1	2023. 8. 1	臨時大会	2023. 8. 17	2023. 8. 23
京 都	LADGW労働組合	民 間 事業所	京都市南区久世高田町35-3 ライフアンドデザイン・グ ループ西日本株式会社内	西野 康博	28	2024. 6. 1	2024. 6. 1	大 会	2024. 6. 14	2024. 6. 24
大 阪	東大阪アクア労働組合	民 間 事業所	東大阪市若江西新町1-6-6	松本恵美子	86	2023. 7. 19	2023. 7. 19	大 会	2023. 8. 2	2023. 8. 23
大 阪	クリアウォーターOSAKA A労働組合	民 間 事業所	大阪府中央区北久宝寺町1- 9-6-701	浦田 尋章	692	2023. 3. 29	2023. 3. 29	臨時大会	2023. 12. 21	2024. 1. 22
大 阪	藤井寺市柏原市学校給食組 合労働組合	事務・ 広 域	藤井寺市船橋町9-1	山下 修治	18	1973. 10. 27	2024. 5. 1	臨時大会	2024. 6. 5	2024. 6. 24
岡 山	岡山済生会総合病院従業員 組合	民 間 事業所	岡山市北区国体町2-25 岡山 済生会総合病院内	安積 昌吾	1,050	1960. 12. 28	2024. 1. 23	臨時大会	2024. 1. 24	2024. 2. 9
香 川	自治労香川県広域水道企業 団労働組合	事務・ 広 域	高松市福岡町四丁目10-8	栗原 敏旨	21	2024. 3. 19	2024. 3. 19	中央委員会	2024. 6. 22	2024. 7. 8
沖 縄	沖縄産業振興センター職員 労働組合	民 間 事業所	那覇市小禄1831番地1 沖縄産業支援センター内	金城 龍也	6	2024. 4. 19	2024. 4. 20	大 会	2024. 4. 25	2024. 7. 22

以上の通り、2024年度は 8 県本部11単組2,063人が新しく加盟した。

<別表 9-3>

2024年度単組内に新たに結成された評議会・協議会・支部等

2023年 8月 1日～2024年 7月 31日

県本部	加入単組、評議会・協議会・支部等	加入人数
岡 山	全国一般岡山地方労働組合 日本チャンキー労働組合	30人
徳 島	勝浦町職員組合 会計年度任用職員部会	2人
大 分	全国一般大分地方労働組合 玖珠町社会福祉協議会労働組合	36人
鹿 児 島	大和村職員労働組合 会計年度任用職員協議会	62人
鹿 児 島	全国一般鹿児島地方労働組合 宮上病院分会	12人
計	4 県本部、5 評議会・協議会・支部等	142人

4. 情報および教育活動の拡充

(1) 定期刊行物の発行

① 機関紙「じちろう」の発行＝月 2 回発行（1 と 15 の日発行）

1号あたり34万6,000部（町村職・公共民間などは全組合員、県職・市職は5人に1部）

② 機関誌「自治労通信（デジタル版）」の発行（隔月・10日発行）

「じちろうネット」「じちろうモバイル」を通じてデジタルデータ配信。（7月10日）

<2024年 7月10日配信の記事一覧>

- ◆災害と自治体職員 支援者の疲弊とそのケアを考える
(福島県立医科大学 医学部 災害こころの医学講座 主任教授 前田 正治さん)
- ◆「自治労ジェンダー平等推進計画」の具体化にむけて(第3回) S O G I 理解増進法を自治体で活用するために
(L G B T法連合会 理事・事務局長 神谷 悠一さん)
- ◆地方財政入門(第4回) 財政力格差を是正する ― 地方交付税制度の役割 ―
(地方自治総合研究所 副所長 飛田 博史)
- ◆機関紙教室 伝えることは作ること(第5回) ビラの壺(後編) ツボを押さえりゃ簡単ビラづくり
(自治労まんが集団 事務局長 ヨッシー・イリエ)
- ◆憲法をどう使うか?(第32回) 犯給法の遺族給付金と同性カップルの保護
(東京都立大学 法学部 教授 木村 草太さん)

(2) 2024年度情報宣伝セミナー(経験者対象・対面)の開催

6月21～22日、単組・県本部の情報宣伝活動の担当で一定程度の経験を有する者を対象に開催し、25県本部45人が参加した。プログラムは以下の通り。実技講習を中心に、機関紙とビラの作成について学んだ。また、グループ作業を通して参加者相互の交流を深めた。

① 全体会①

講演 「生成A Iが変える情報発信の未来」 講師：今村悟志さん(上級ウェブ解析士)

② 分科会

- ア 新聞づくり 講師：水谷一生さん(有限会社エディット代表)
- イ ビラづくり 講師：入江義寛さん(自治労愛知県本部特別執行委員)

③ 全体会②

グループ討論 情宣活動の課題・悩みの解決方法を考える

(3) 教育研修の取り組み

① 研修会・セミナー

ア 第55期中央労働学校

7月17～20日、東京・自治労会館で開催し、22県本部40人が参加した。

<別表9-4>

中央労働学校カリキュラム

【1日目】

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
7/17 (水)	開校式	11:00-11:45	ガイダンス 開校あいさつ 集合写真撮影		自治労本部総合組織局 石上 千博 自治労本部委員長
	課題設定	12:30-14:30	<ワークショップ> 県本部、単組役(職)員が解決すべき課題とは? ～仲間・地域・世代・社会・政治をつなぐミッション:コミュニケーションを担う立場として～	ワークショップ (WS)	花崎 晶 ワークショップ・ファシリテーター
	憲法	14:45-16:45	日本国憲法への認識を深めよう ～私たちが主権者であるために～	講義	伊藤 真 弁護士、伊藤・呉法律事務所 所長、法学館憲法研究所所長

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
7/17 (水)	全体交流	17:00-17:30	1日目の振り返り	WS	自治労本部総合組織局
		18:00-19:30	ウェルカムパーティ 「東京グリーンパレス」		

【2日目】

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
7/18 (木)	労働条件	9:00-12:00	地方公務員の賃金について	講義	亀瀧 真人 自治労本部労働条件局長
	人権	13:00-14:30	LGBTQ+/SOGIを知る	講義	神谷 悠一 LGBT法連合会事務局長
	社会保障	14:45-16:45	日本の社会保障と改革課題	講義	宮本 太郎 中央大学法学部教授
		17:00-17:30	2日目の振り返り	WS	自治労本部総合組織局

【3日目】

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
7/19 (金)	共済	9:00-10:30	自治労共済の推進と自治労運動	講義	安東 啓介 自治労共済推進本部事務局長
	労働安全衛生	10:45-12:30	カスタマーハラスメントのない 職場をめざして ～カスハラの実態と対策～	講義	古谷 杉郎 全国労働安全衛生センター 連絡会議事務局長
		13:15-13:45	国会へ移動		
	政治	14:00-17:00	<講座> 「労働組合」と「政治」 ～組織内議員との対話を通じて 考える～ <フィールドワーク> 国会見学	講義視察	岸 まきこ 参議院議員 鬼木まこと 参議院議員

【4日目】

日	テーマ	時間帯	講座内容	技法	講師
7/20 (土)	歴史	9:00-10:30	自治労運動の歴史に学ぶ	講義	川本 淳 こくみん共済 coop<全労 済>職域生協統括本部統括本 部長 自治労本部 前委員長
	人材育成	10:45-15:30 昼食休憩を含む	自治労が解決すべき課題への具 体的な行動計画を立案・議論 (模擬討論)する	WS	花崎 晶 ワークショップ・ファシリ テーター
		15:30-16:00	閉校式 受講者による決意表明 本部あいさつ		木村 ひとみ 自治労本部副委員長

5. 県本部財政担当役員会議

(1) 2024年度県本部財政担当役員会議の開催

5月16日、ウェブで開催し、45県本部84人（男性51人、女性33人）が参加した。冒頭、榎本書記次長が本部あいさつを行い、続いて、「2024年度県本部財政等に関する調査」結果を報告した。その後、比田井強化拡大局長が「『第16回組織基本調査』の概況について」、榎本書記次長が「連合新会費制度の概要と課題について」を提起し、最後一括して質疑応答を行った。

第10章 各部門・横断組織の取り組み

1. 現業評議会の取り組み

(1) 諸会議

① 2024年度全国幹事会

ア 第3回全国幹事会

5月11日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 当面の闘争方針（案）現業労働者の取り組みについて
- b 「現業職場から労働災害を一掃するための職場集会」のあり方について
- c その他・当面の日程について

② 2024年度三役・常任幹事会

ア 第7回三役・常任幹事会

7月19日、大阪市・大阪市中央公会堂で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 2024現業・公企統一闘争中間総括（案）について
- b 2024現業・公企統一闘争（第2次闘争）の推進（案）について
- c 当面の闘争方針（案）現業労働者の取り組みについて
- d 「災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言（改訂版）」について
- e 「現業職場におけるジェンダー平等の推進にむけ」について
- f 会計年度任用職員の組織化にむけた取り組みについて
- g 2025年度担い手育成連続講座について
- h その他・当面の日程について

③ 部会幹事会

ア 第4回部会幹事会

各部会を以下の日程でウェブ開催し、以下の事項について協議・確認した。

<日 程>

- a 第4回学校用務員部会幹事会 6月22日
- b 第4回清掃部会幹事会 6月23日
- c 第4回一般現業部会幹事会 6月29日
- d 第4回学校給食部会幹事会 6月30日
- e 第4回県職現業部会幹事会 7月7日

<議 題>

- a 各地連報告について
- b 2025年度第1次政府予算要請行動について
- c 「災害時に現業職員が力を発揮するための5つの提言」（改訂版）について
- d 各部会運動方針について
- e 通信環境の整備について
- f 2025年度部会体制について

g その他・当面の日程について

④ 第9回現業組織集会運営委員会

ア 第2回運営委員会

5月30日、ウェブで開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 集会のスケジュールと参加人数
- b 運営委員の任務等
- c 組織集会分科会の内容について
- d その他について

イ 第3回運営委員会

7月20日、大阪市・大阪市中央公会堂で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 第9回現業組織集会の運営について

(2) 2024現業・公企統一闘争

① 2024現業・公企統一闘争本部会議

ア 第4回2024現業・公企統一闘争本部会議

6月20日、東京・自治労会館にて対面・ウェブ併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 2024現業・公企統一闘争の取り組み状況
- b ヤマ場の対応

イ 第5回2024現業・公企統一闘争本部会議

7月26日、東京・自治労会館にて対面・ウェブ併用で開催し、以下の事項について協議・確認した。

<議 題>

- a 2024現業・公企統一闘争中間総括（案）について
- b 2024現業・公企統一闘争（第2次闘争）の推進

② 自治体現場力による質の高い公共サービスを実現する集会

7月6日、東京・自治労会館にて対面・ウェブ併用で開催し、299人が参加した。

2024現業・公企統一闘争の闘争方針では、民間委託導入後において、課題が生じている際は「再公営化」にむけた取り組みを提起していることから、集会では、東京都杉並区長である岸本聡子さんを講師に招き、「民営化から再公営化にむけて」と題した講演を行った。その後の単組報告では現業評議会から福岡県田川市職の民間委託から直営に戻った事例や公営企業評議会から能登半島地震の取り組みについて報告がされ、集会を終了した。最後に、現業評議会議長、公営企業評議会議長より2024現業・公企統一闘争への全単組の結集にむけた決意表明を行い、団結がんばろうで集会を締めくくった。

(3) 諸集会・セミナー

① 第9回現業組織集会

7月20～21日、大阪市・大阪市中央公会堂などで開催し、737人が参加した。初日は全体会、2日目は各職種に分かれての分科会が行われた。

集会初日の全体会では、作家・演出家の鴻上尚史さんを招いて「コミュニケーションのヒント」と題して講演が行われた。鴻上さんは、コミュニケーションが得意というのは、「誰とでも仲良くできること」ではなく、「物事が採めたときに何とかできる能力があること」と話し、sympathy（シンパシー）とempathy（エンパシー）の言葉の違いを紹介した。その上でsympathyは「思いやり、同情心」という意味合いがある言葉なのに対し、empathyは、「共感力」と訳されることが多く、コミュニケーションを円滑に運ぶには、「相手の立場に立てる能力」が大切と呼びかけた。

また、「会計年度任用職員の処遇改善の取り組み」や「能登半島地震を経験して」の単組取り組み報告の後、講演②では「日本一のチーム（職場）をめざすには」として大阪桐蔭高校野球部初代部長の森岡正晃さんを講師に招き、リーダーの役割や組織強化のためには、それぞれの個性を伸ばしていくことが重要であることについて講演が行われた。

2日目は各部会に分かれて、それぞれのテーマや課題について講演やパネルディスカッション、グループワーク等を行い協議・共有した。

② 2024年度第2回担い手育成連続講座

6月1～2日、東京・自治労会館で開催し、18県本部33人が参加した。1日目は、岸まきこ参議院議員を講師に講座が開かれ、その後のグループワークには鬼木まこと参議院議員も参加した。2日目は労働安全衛生や会計年度任用職員の処遇改善などの講座が行われた。

<内 容>

- ア 講座④「現業評議会の課題と国会での取り組み」
- イ グループワーク「現場課題の解決にむけ、議員に伝えたいこと」
- ウ グループ発表と各組織内議員との意見交換
- エ 講座⑤「会計年度任用職員を取り巻く状況と課題」
- オ 講座⑥「現場実態に応じた安全衛生体制の確立にむけて」
- カ グループワーク「労働災害を未然に防ぐために」
- キ 模擬労働安全衛生委員会
- ク 講座⑦「ビキニ事件と第五福竜丸」
- ケ 講座⑧「2023年度担い手育成連続講座に参加して」

③ 職種別ウェブ学習会

現業職場は職種によって課題が異なることから、下記の職種についてウェブ学習会を実施した。

<職種別ウェブ学習会>

ア 病院職場	5月17日
イ 保育調理職場	5月23日
ウ 清掃（施設関係）職場	5月28日
エ 介護職場	6月12日
オ 道路維持職場	7月3日
カ 試験研究職場	7月31日

（4）省庁交渉

① 文部科学省要請行動

2025年度政府予算にかかる取り組みとして、6月25日に文部科学省へ要請行動を実施した。

② 国土交通省要請行動

2025年度政府予算にかかる取り組みとして、6月26日に国土交通省へ要請行動を実施した。

③ こども家庭庁要請行動

2025年度政府予算にかかる取り組みとして、7月1日にこども家庭庁へ要請行動を実施した。

④ 厚生労働省要請行動

2025年度政府予算にかかる取り組みとして、7月4日に厚生労働省へ要請行動を実施した。

⑤ 環境省要請行動

2025年度政府予算にかかる取り組みとして、7月11日に環境省へ要請行動を実施した。

※ ①～⑤の要請行動の具体的な内容は自治労情報2024第0145号（7月30日）を参照のこと。

(5) 審議会

① 中央環境審議会循環型社会部会

木村副委員長が委員として第55回（6月10日）に出席し、意見反映を行った。

2. 公営企業評議会の取り組み

(1) 諸会議

① 2024年度第5回常任幹事会および岸議員との意見交換会

5月19日、ウェブで開催し、(ア)意見交換会の内容確認、(イ)第40回自治労水週間ポスターについて協議・確認した。その後、岸まきこ参議院議員と公営企業評議会にかかる課題について意見交換を行った。

② 2024年度全国公営ガス労組三単産政策会議

6月7～8日、宮城県・ガスサロンで、全水道、全国ガスとともに開催し、三単産から32人、うち自治労からは11人が参加した。はじめに、「東京ガスネットワークにおけるスマートメーターの導入について」と題して、東京ガスネットワーク（株）スマートメーター推進部青木正博さん、沖純平さんから基調講演を受けた。スマートメーターは電力業界ではすでにほぼ導入が完了し、都市ガスは導入を開始、水道は導入等が検討をされている。都市ガス業界では自然災害対策や人口減少に伴う担い手不足への対策として導入が進められており、スマートメーターの活用により業務効率化や保安・レジリエンスの強化、新たな価値創造が期待されていると述べた。続いて、各単組報告とグループ討議を行い1日目を終了した。2日目は、東日本大震災遺構「荒浜小学校」の視察を行い、ライフラインを担う労働者として保安や災害対策、命を守る行動の重要性を再確認する貴重な機会となった。

③ 2024年度第5回水道・下水道部会幹事会

6月16日、東京・自治労会館で開催し、(ア)2025年度第1次要請行動、(イ)公営企業集会について協議・確認した。

④ 各部会合同幹事会

7月12日、長野・長野ホテル犀北館で開催し、(ア)2024年度公営企業集会の打ち合わせ、(イ)当面の日程を協議・確認した。

(2) 諸集会

① 自治体現場力と公共サービスを実現する集会

7月6日、東京・自治労会館にて対面・ウェブ併用で開催し、全国から299人が参加した。はじめに、「民営化から再公営化にむけて」と題して、岸本聡子東京都杉並区長より講演を受けた。公共サービスの民営化が進む中、再公営化の必要性を強調し、地域住民が自分たちの税金の使い道や公共財の活用方法を民主的に決定することが重要であると述べた。続いて、単組報告では、現業評議会が

ら福岡県本部田川市職労の再公営化の事例、公営企業評議会から能登半島地震における応急給水活動の報告を受けた。最後に、現業評議会議長・公営企業評議会議長より2024現業・公企統一闘争へむけた決意表明を行った。

② 2024年度公営企業集会

7月12～13日、長野・長野ホテル犀北館で開催し、32県本部112人が参加した。はじめに、単組報告を行い、(ア)長野県本部小諸市職労大井さんより応援給水活動報告、(イ)大阪府本部大阪市職竹下下水道副部長より下水道事業復旧活動報告、(ウ)福井県本部福井県公企労武藤さんよりさきがけ公企塾の参加報告を受けた。次に、東京大学沼田准教授を講師に招き、「災害対応の全体像」と題して、基調講演を行った。2016年熊本地震から2024年能登半島地震に至るまで、災害対応における取り組みは大きく変化し、標準化とシステム化が進んでいる。しかし、依然として行政の人材不足や民間企業、地域住民との連携不足が課題とされている。また、災害対応の効率化をはかるためのICT技術の導入や専門人材の育成が進められているものの、実際の現場では状況共有や意思決定の遅れが問題となっており、今後も多様な関係者が連携し、総合的な災害対策を強化する必要があると述べた。2日目は、神奈川県本部谷藤副委員長による危機管理のクロスロードや、グループワーク等を行い協議・共有した。

(3) 第40回自治労水週間の取り組み

8月1～7日にかけて、「水の奏で 忘れがちな宝物」をスローガンに取り組んだ。本部は、全国に約10,000枚のポスターを配布するとともに、ビラ作成用の版下データおよびHP掲載用バナーを自治労HPに掲載し、活用を促した。さらに、参加型の取り組みとしてぬり絵コンクールを実施した。ぬり絵コンクールの入賞作品審査は、2024年9月開催予定の第1回常任幹事会で行い、各県本部の取り組み結果とともに、2024年12月に開催する2025年度第2回全国幹事会および2025年1月開催の中央委員会にて報告する。

(4) 2025年度政府予算編成に関する第1次要請行動

① 水道部会

日 時：2024年6月17日9時00分～10時30分

場 所：国土交通省局会議室

参加者：国土交通省：<水管理・国土保全局 上下水道企画課・水道事業課>
堂蘭上下水道事業調整官、草川企画専門官

自 治 労：岩本議長、森田副議長、福永事務局長、上杉部会長
森副部会長、藤原副部会長、大内幹事、島垣幹事

② 下水道部会

日 時：2024年6月17日10時45分～11時45分

場 所：国土交通省局会議室

参加者：国土交通省：<水管理・国土保全局 上下水道企画課>
堂蘭上下水道事業調整官、齊木総務係長

自 治 労：岩本議長、森田副議長、福永事務局長、坂下部会長
竹下副部会長、上田幹事、林田幹事
平山大都市共闘下水道部会長

※ ①～②の要請行動の具体的な内容は自治労情報2024第0146号（7月31日）を参照のこと。

3. 衛生医療評議会の取り組み

(1) 四役会議・常任幹事会

① 第4回四役会議

7月5日、ウェブで開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題、今後の活動と当面の課題などについて協議・確認した。

② 第4回常任幹事会

7月5日、ウェブで開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題、診療報酬改定による賃上げの取り組み状況、各種セミナー・アンケート調査について、および今後の活動などについて協議・確認した。

③ 第5回常任幹事会

8月10日、東京・自治労会館で開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題、当面の闘争方針案などについて協議・確認した。

(2) 全国幹事会

① 第1回全国幹事会

8月10日、東京・自治労会館にて対面・ウェブ併用で開催し、衛生医療評議会を取り巻く情勢と課題、当面の闘争方針案、各委員会における次年度の活動方針などについて協議・確認した。

(3) 各種委員会

① 第4回看護問題対策委員会

4月18日、ウェブで開催し、タスク・シフト/シェアについて、レベルアップ講座について、今後の取り組みなどについて協議・確認した。

② 第3回保健部会

5月31日、東京・自治労会館で開催し、地域保健・精神保健セミナーについて、今後の部会の取り組みなどについて協議・確認した。

③ 第3回医療政策部会

6月18日、ウェブで開催し、次年度の各種セミナー・講座の企画運営について、今後の取り組みなどについて協議・確認した。

④ 第3回コ・メディカル委員会

6月22日、東京・自治労会館で開催し、次年度の各種セミナー・講座の企画運営について、今後の取り組みなどについて協議・確認した。

⑤ 第5回看護問題対策委員会

6月29日、東京・自治労会館で開催し、翌30日開催の第4回レベルアップ講座の運営について、今後の取り組みなどについて協議・確認した。

⑥ 第4回保健部会

7月25日、ウェブで開催し、地域保健・精神保健セミナーについて、今後の取り組みについて協議・確認した。

(4) セミナー等

① 第4回レベルアップ講座

6月30日、「医療現場の労働環境の課題を考える」をテーマにウェブで開催し、医療職場の組合員を中心に約140人が参加した。冒頭、平山事務局長が情勢と課題について提起し、診療報酬改定による賃上げの取り組み状況と、賃上げ実施例を報告した。看護問題対策委員会リーダーの松浦敬介さんは組合員アンケートから見る医療現場の課題について提起、これを受け、後半はパネルディスカッション形式で参加者も討論に参加しながら情報共有と意見交換をはかった。

(5) その他

4月から医師の時間外労働の上限規制が実施されたことを受け、医療現場のタスク・シフト/シェアが推進されることを踏まえ、看護問題対策委員会を中心に「タスク・シフト/シェアに関するモデル要求書」を作成し、自治労情報にて各県・単組むけに発信した。

※ 詳細は、自治労情報2024第0144号（7月25日）を参照のこと。

4. 社会福祉評議会の取り組み

(1) 2024年度社会福祉評議会第2回常任幹事会

7月20日、ウェブで開催し、佐藤議長のあいさつ、経過報告、部会報告、地連報告に続き、①社会福祉評議会を取り巻く情勢と当面の取り組み（案）、②2025年度社会福祉評議会運動の強化について（案）、③2025年度社会福祉評議会の主な集会・会議日程予定（案）、④2025年度社会福祉評議会役員体制（案）について提起し、承認された。

(2) 部会幹事会等

① 第3回介護部会、社協ネット、社事労協幹事会

5月18～19日、東京・自治労会館で開催し、(ア)情勢報告および今後の取り組み、(イ)省庁要請、(ウ)全国介護・地域福祉集会等について協議・確認した。また、18日開催の連合「医療・介護フェス2024～安心と信頼の医療と介護中央集会～」に各幹事が参加した。

② 全国介護・地域福祉集会第2回企画会議

5月19日、東京・自治労会館で開催し、2025年度全国介護・地域福祉集会の企画・運営について、各部会のそれぞれの企画案をもとに、企画の全体像を協議・確認した。

③ 第3回保育部会幹事会

6月2日、東京・自治労会館で開催し、(ア)第44回保育集会の企画・運営等について、(イ)「自治労の保育運動50号（2024年7月発行）」について、(ウ)こども家庭庁要請などについて協議・確認した。

④ 第3回児童相談養育部会幹事会

6月29日、東京・自治労会館で開催し、2024年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会の振り返りを行うとともに、2025年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会の日程・企画等を協議・確認した。また、社会福祉評議会における組織化の取り組み、こども家庭庁要請の要請項目について協議・確認した。

⑤ 第3回セーフティネット部会幹事会

6月29日、東京・自治労会館で開催し、2024年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会の総括を行うとともに、2025年度くらしとこどもの福祉を考える全国集会の日程・企画等について協議・確認

した。また、社会福祉評議会における組織化の取り組み、厚生労働省要請の要請項目について協議・確認した。

(3) 教宣物

① 障労連「れんらくかいニュース」第68号

障労連は、6月24日、「れんらくかいニュース」第68号をデータ配信した。

5. 県職共闘の取り組み

(1) 三役会議・幹事会

① 2024年度第3回幹事会

5月30日、ウェブで開催した。

<協議事項>

ア 2024年度第2回都道府県職労代表者会議について

イ 省庁要請について

ウ 調査結果について

エ 地共済の委員選出について

② 2024年度第4回三役会議

7月3日、ウェブで開催した。

<協議事項>

ア 2024年度第2回都道府県職労代表者会議について

イ 省庁要請について

ウ 2024年度第3回青年層役員における新採対策意見交換会について

エ 選挙対策について

(2) 2024年度第2回青年層役員における新採対策意見交換会

5月18日、東京・自治労会館で開催し、25県本部30人が参加した。

最初に、グループごとに今年度の新規採用者加入活動について、自身がどのように関わったか、加入状況の確認、振り返りを報告した。次に、北川啓子オルグが「新採未加入者の具体的対策」と題して、未加入者への加入活動、4月までの取り組みと加入状況の確認・分析、既存の組合活動との連携、職場での加入活動について講義を行った。最後に、グループワークで今年度の未加入者と次年度の新規採用者への対策について話し合った。

(3) 各職能組織の取り組み

① 全国研究職連絡会

7月10日 臨時四役会議

7月24～25日 第2回幹事会および2025年度政府予算編成に関する第1次要請行動

② 都道府県立病院連絡会

6月14日 第78回幹事会および2024年度第1回都道府県立病院代表者会議

③ 全国労政・労委連絡会

6月14～15日 2024年度第1回幹事会

8月2日 2024年度第2回幹事会・厚生労働省交渉

④ 全国職業訓練協議会

5月17日 2024年度第2回幹事会

8月1日 2024年度第3回幹事会および厚生労働省交渉

⑤ 農業改良普及評議会

7月5日 2025年度第1回政府予算要求行動および三役会議・幹事会

6. 大都市共闘の取り組み

(1) 三役会議・幹事会

① 緊急三役会議

6月11日、対面・ウェブ併用で開催し、(ア)自治労本部の新年度にむけた大都市共闘の取り組み、(イ)年間スケジュール、(ウ)第1回幹事会への提出議案、などについて協議した。

② 第1回幹事会

6月19日、ウェブで開催し、(ア)2025年度の予算編成の考え方、(イ)新規採用者組合加入対策、(ウ)ニューリーダーセミナーの開催(案)、(エ)年間スケジュール、などについて協議した。

③ 第1回三役会議

第1回幹事会に引き続き開催し、幹事会で出された意見を踏まえ、(ア)ニューリーダーセミナーの規模・参加対象者、カリキュラム、(イ)セミナー終了後の新規採用者対策の具体化、(ウ)新採対策会議(仮称)の設置、(エ)当面の日程、などについて協議した。

(2) ニューリーダーセミナー

7月27日、東京・自治労会館で開催し、16単組から27人(男性22人、女性5人)が参加した。村松議長の主催者あいさつに続き、郷事務局長(本部強化拡大局長)より、①自治労の組織状況、②組合加入の経済的メリットであるじちろう共済の概要、などを中心とした本部提起がされた。

その後、①自身が組合に加入した決め手、②若手職員が組合に加入しない理由、③組合に加入してもらうための改善点、などについて、グループワークを通じ活発な意見交換を行った。

(3) 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」にかかる総務省要請

7月24日、県職共闘・大都市共闘・町村評議会の代表が「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」にかかる総務省要請を行った。村松大都市共闘議長が参加した。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2024第143号(7月25日)を参照のこと。

7. 町村評議会の取り組み

(1) 幹事会

① 第5回幹事会

5月22日、東京・自治労会館で開催し、(ア)要請行動および総決起集会の最終確認、(イ)県本部代表者会議、などについて協議した。

② 第6回幹事会

7月23日、ウェブで開催し、(ア)県本部代表者会議の議案審議および運営について、(イ)賃金闘争・組織拡大交流会、(ウ)今後の日程、などについて協議した。

(2) 第44回全国町村職総決起集会

5月24日、東京・日比谷野外音楽堂で第44回全国町村職総決起集会を開催した。46県本部から約600人が参加した。本集会は、これまで春闘勝利の決起集会として2月に開催してきたが、2024年度からは位置付けを「6月人員確保闘争の推進」に変更し、5月末の開催とした。

集会では、石上委員長と宮脇拓也議長（三重・明和町職労）のあいさつ、伊藤書記長の「人員確保闘争の方針」の提起、前日の総務省要請行動の報告に続き、単組からの決意表明を受けた。比嘉匠さん（沖縄・恩名村職労）からは平和を守る取り組み、矢野智雄さん（福岡・岡垣町職労）は2023年4月の統一自治体選挙に組織内推薦候補として擁立した、同町職労出身で元福岡県本部副委員長、元自治労中央執行委員（町村評事務局長）の豊福るみ子福岡県議会議員とともに政治闘争の取り組みについて報告した。また、前全国町村評幹事の蓑島真吾さん（石川・能登町職労）は、能登半島地震への自治労支援に対する謝辞と復興への決意を述べた。

集会後は、日比谷公園から国会方面にデモ行進し国会請願を実施した。町村職低賃金の改善と人員確保、地方財政確立など、町村職組合員の要求を衆・参両院の協力国会議員らに強く訴えた。

(3) 総務省・全国町村会への要請行動

5月23日、町村職総決起集会の前段に総務省公務員部（11時30分～）、全国町村会（10時～）に対する要請行動を行った。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2024第109号（6月11日）を参照のこと。

(4) 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」にかかる総務省要請

7月24日、県職共闘・大都市共闘・町村評議会の代表が「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」にかかる総務省要請を行った。宮脇町村評議会議長が参加した。

※ 交渉の具体的な内容は、自治労情報2024第143号（7月25日）を参照のこと。

8. 政府関係労働組合評議会の取り組み

(1) 諸会議

① ねんきん部会

7月20～21日、東京・主婦会館プラザエフで開催し、6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）」や7月3日に公表された公的年金の財政検証を踏まえた制度改革議論の動向、10月から施行される被用者保険の適用拡大による業務への影響と円滑な実施にむけた議論を行った。また、第27回参議院議員選挙にむけた取り組みの意思統一を行った。

② けんぽ部会

7月20～21日、東京・自治労会館で開催し、12月に実施される健康保険証廃止とマイナンバーカードとの一体化にかかる実務面での課題や問題点を中心に議論を行った。また、第27回参議院議員選挙にむけた取り組みの意思統一を行った。

(2) 組織強化・拡大の取り組み

① 組織拡大強化月間の取り組み

構成単組と連携し、4～6月を「組織拡大強化月間」と位置付け、4月新規採用者の100%組織加入と臨時・非常勤等職員（契約職員）の加入拡大を重点目標に、2月18日の第2回県代表者会議における意思統一を踏まえ、集中的な取り組みを進めることとした。また、新規採用者に対しては、じち

ろう共済・団体生命共済への同時加入も追求してきた。

分会役員体制の弱さなどから、十分に取組みなかつた実態があり、6月初旬の段階では正規職員の新規採用者の加入率は2割程度にとどまっていることから、引き続き職場段階での取組みが重要となっている。

(3) 制度政策の取組み

① 年金・医療保険制度、雇用・労働政策に関する議論の把握と情報提供

年金・医療保険・雇用・労働といった社会保障制度の運営に関わる現場として、各審議会等における議論の動向を注視するとともに、適宜、関係単組に情報提供をはかりながら意見交換を行ってきた。

② 政策担当者会議の開催

構成各単組における制度政策課題と取組みの交流や、今後の評議会における制度政策活動の強化にむけた議論を深めるため、4月20日、東京・主婦会館プラザエフで開催し、「年金・医療保険政策集」を活用した学習活動と関係方面への意見反映について議論するとともに、単組の取組みについて意見交換を行ってきた。

③ 「年金・医療保険政策集」を活用した学習活動

被保険者や受給者、事業主等の声も踏まえた現場労働組合としての考え方を明らかにし、連合、協力国会議員などへの政策提言や意見反映に活用することを通じて、公的年金・医療保険制度の改善・充実をはかっていくために作成した「年金・医療保険政策集」を活用した各地連・県支部・分会における学習活動を提起し、取組みを進めてきた。

④ 日本年金機構運営評議会・全国健康保険協会運営委員会にかかる連合担当局との意見交換

日本年金機構運営評議会および全国健康保険協会運営委員会に連合から委員として参画していることを受け、政労評として当該単組とも連携して、都度の討論課題に関して現場労働組合の立場から連合生活福祉局との間で意見交換を行ってきた。

(4) ハローワーク委員会の取組み

① ハローワーク委員会第4回連絡協議会

7月9日、東京・自治労会館で開催し、雇用労働政策に関する課題と業務運営体制の確立をはじめとして、職場状況等を踏まえた課題や取組み等について検討・議論するとともに、厚生労働省職業安定局への要請行動と「2025年度予算編成にあたり雇用労働施策・職業安定行政の充実強化を求める要請書」の内容について検討・議論を行った。

② 厚生労働省職業安定局「要請書」提出交渉

7月9日、4単組12人が出席し、厚生労働省職業安定局公共職業安定所運営企画室長に対し「2025年度予算編成にあたり雇用労働施策・職業安定行政の充実強化を求める要請書」を提出するとともに、失業認定のオンライン化や雇用保険の適用拡大を踏まえた業務執行体制確立にむけた課題や民間委託などの諸課題について交渉を行った。

9. 公共サービス民間労組評議会の取組み

(1) 幹事会等

① 2024年度第4回幹事会

6月25～26日、東京・自治労会館で開催し、(ア)総務省、厚生労働省に要請行動を実施するとともに、(イ)第34回総会の開催、(ウ)2024年度の取組み総括、2024年度公民評運動方針(案)等について

て協議した。

② 組織内議員との意見交換

6月3日、東京・参議院議員会館で橋本議長、比田井事務局長、平間事務局次長と氷室政策局長が鬼木まこと組織内議員に公共サービス民間職場における喫緊の課題として「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた地方公共団体の取り組みが進んでいない現状を訴えるとともに、今後必要とされる対応について意見交換した。

(2) 「2023秋闘」および「2024春闘」の取り組み調査結果

- ① 調査対象は、47県本部761単組で、その内386単組（50.7%）から回答があった（7月22日現在）。
- ② 761単組の内、秋闘期（10月から翌年1月頃）を交渉時期としている単組は101単組（13.3%）、春闘期（4月から6月頃）を交渉時期としているのは64単組（8.4%）。また、123単組（16.2%）が春秋両方の時期に交渉を実施したと答えている。さらに63単組（8.3%）がその他（決まっていない、随時など）と答えている。
- ③ 要求書の提出については、293単組38.5%（2022秋闘2023春闘調査315単組36.2%）が提出した。93単組12.2%（同147単組16.9%）が提出していないと回答した。
- ④ 交渉を実施したのは278単組36.5%（2022秋闘2023春闘調査288単組33.1%）、していないのは108単組14.2%（同174単組20%）。
- ⑤ 妥結したのは、237単組31.1%（2022秋闘2023春闘調査251単組28.9%）、妥結していないのは110単組14.5%（同157単組18.1%）、39単組5.1%（同54単組6.2%）が交渉中と回答した。
- ⑥ 書面締結の有無については、178単組23.4%（2022秋闘2023春闘調査187単組21.5%）が締結した、171単組22.5%（同272単組31.3%）が締結していないと回答した。
- ⑦ 基本給の改定については、275単組36.1%（2022秋闘2023春闘調査257単組29.6%）がプラス改定、110単組14.5%（同203単組23.4%）が改定なしと回答した。
- ⑧ 一時金の改定については、235単組30.9%（2022秋闘2023春闘調査233単組26.8%）がプラス改定、144単組18.9%（同216単組24.9%）が改定なしと回答した。

(3) 総務省、厚生労働省への要請行動

6月25日、自治体業務の委託先労働者の雇用安定・労働条件改善にむけて、総務省と厚生労働省に要請行動を行った。

※ 要請の具体的な内容は、自治労情報2024第0149号（8月6日）を参照のこと。

(4) 諸会議・集会等

① 関東甲地連・交渉力アップセミナー

4月20～21日、高崎市で開催し、7県本部45人が参加した。セミナーでは労働運動の基礎を座学形式で学んだほか、職場課題と解決策を出し合うためのグループ討議を経て模擬団体交渉を行った。アンケートで参加者からは「労働運動の大切さがわかりやすく簡潔に説明され、理解しやすかった」「各単組では似た課題で悩んでいることがわかり、参加者の方々の考え方、さまざまな意見、捉え方が勉強になった。労使双方の体験ができ良かった」などの感想が寄せられた。

② 近畿地連・交渉力アップセミナー

4月20日、大津市で開催し、5県本部30人が参加した。セミナーでは主催者として自治労公共サービス民間労働組合評議会の茅原副議長が「健全な労使協議を行うためには日頃から健全な労使関係を築くことが大事。そうしたことを実感し、実行に移すきっかけになるセミナーにしたい」とあいさつ。

尼崎市社会福祉協議会労働組合と大阪スポーツみどり財団労働組合からの現場報告や労使協議に焦点をあてた講義などを受け、模擬形式の労使協議を体験した。参加者アンケートでは「組合だけでなく会社のお互いが尊重され、助け合えば良い」「公共サービス民間労組同士で交流し、団結を深めていきたい」などの感想があった。

③ 東海地連・交渉力アップセミナー

5月25～26日、名古屋市で開催し、4県本部32人が参加した。セミナーでは労働組合活動の基本、要求書の作成、交渉、妥結のプロセスをはじめ、その活動の成果を組合員に発信・共有するための読まれる機関紙づくりのツボを学んだ。参加者からは「労働組合の発足から改めて学ぶことができ、職場の改善点を率直に要求していこうと思えるようになった」「組合員の声を要求書にすることで組合員が集まる。組合は皆のために存在しなければならない」「機関紙作成にチャレンジしたい」などの感想が寄せられた。

④ 九州地連・交渉力アップセミナー

5月25～26日、佐賀市で開催し、8県本部56人が参加した。セミナーでは「労働組合法を活用した組合活動」と題した講義をはじめ、模擬団体交渉を実施。セミナーでは参加者が交渉内容や組合活動、交渉をする中で困っていることへのアンケートを行い、講師が回答する時間を設けた。終了後の参加者アンケートからは「交渉にむけて自信が付いた」「良い労使関係をつくるためには正しい知識を身に付けていくことが大切に感じた」などの回答があった。

10. 国保労組協議会の取り組み

(1) 四役会議・幹事会

① 第5回幹事会

6月6～7日、東京・自治労会館で開催し、(ア)第34回全国国保連職場課題別学習会の運営、(イ)その他について協議した。

② 第3回四役会議

7月4～6日、京都・自治労京都府本部で開催し、(ア)2025年度全国総会の運営および議案等、(イ)その他について協議した。

(2) 中央行動

7月19日、協議会三役により、国保中央会の原理事長との意見交換を行った。

(3) 第34回全国国保連職場課題別学習会

6月7～8日、東京・自治労会館で開催し、43県本部79人が参加した。

全体集会では、「交渉力を強化」するためのプロセスを学び、グループ討議では、①統一要求書の整理、②事務折衝、③団体交渉などを通し、交渉の流れを実践し、次世代の活動家育成と全国の仲間との交流をはかった。

11. 公営競技評議会の取り組み

(1) 常任幹事会等

① 第5回常任幹事会

6月18日、東京・自治労会館で開催し、公営競技政策議員懇談会総会での公営競技評議会としての

発言内容について確認した。

(2) 公営競技政策議員懇談会総会への参加

6月18日、公営競技政策議員懇談会総会が参議院議員会館で開かれ、公営競技評議会から常任幹事が出席し、公営競技場の現場実態を報告した。総会には岸まきこ参議院議員をはじめとする立憲民主党、国民民主党、社民党、無所属の会、沖縄の風から50人（衆議院議員29人、参議院議員21人）が参加。役員改選では鬼木まこと参議院議員が事務局長に新任された。総会では勉強会が行われ、北海学園大学の古林英一教授が「地域における公営競技場の可能性と未来」を演題に講演。その後、西澤常任幹事が災害時にペットを同伴しての避難所としての役割を担った大村競艇場の事例について、山崎副議長が民間ポータルサイトの手数料の課題を報告した。とくに民間ポータルサイトの手数料については、神谷裕議員（立憲民主党）から「施行者である自治体側からも手数料の引き下げは必要と考えている。我々、国会議員も声をあげていきたい」と力強い発言があった。会長の大串博志議員からは「地域資源として公営競技場を活用することで、従事員の雇用を守るとともに、処遇改善を進めていかなければならない」と発言があり、1年8ヵ月ぶりの議員懇は、公営競技の課題が広く共有され、終了した。

(3) 2024春闘の取り組み

6月29日時点で、43の職場・単組のうち20の職場・単組で妥結した。賃金要求に対して前進的な内容で妥結した職場・単組は16にのぼり、具体的には日額賃金のアップ、給料改定率の引き上げをはじめ、諸手当4,500円の増加と夏季一時金にプラス10万円、夏季休暇の付与などとなっている。これ以外に前進した課題では、①再雇用者の賃金が定年時の賃金のままの雇用、②ナイター勤務時の昼間勤務確保の柔軟な対応、③期末手当および勤勉手当あわせて4.5ヵ月分、希望者の継続雇用などがあった。自治体単組における勤勉手当については、26の職場・単組で支給ありと確認した。36協定締結と締結時における人員配置や超過勤務時間などの扱いに関して26の職場・単組で書面化した。県本部および施行自治体単組と連携した2024年度予算の確保の取り組みは、7の職場・単組で行った。

12. 全国一般評議会の取り組み

(1) 幹事会等

① 四役・幹事合同会議

5月14日、東京・自治労会館で開催し、同日午後から開催される(ア)地方労組委員長・書記長会議の任務分担、(イ)2024春闘の中間点検、(ウ)2024夏季闘争等について協議した。

② 第6回幹事会

7月24日、東京・自治労会館で開催した。同日に開催される(ア)第43回地方労組代表者会議の任務分担・タイムスケジュール、(イ)2024春闘中間総括(案)、(ウ)2025年度運動方針(草案)、(エ)役員選考委員会の設置などについて協議し、地方労組代表者会議に提案することを確認した。

(2) 地方労組委員長・書記長会議、地方労組代表者会議

① 地方労組委員長・書記長会議

5月14～15日、東京・自治労会館で開催し、43人（男性40人、女性3人）が参加した。(ア)2024春闘の中間総括(案)、(イ)各地方労組の組織課題報告、(ウ)政策実現の取り組みなどについて確認した。なお、会議では「自治労全国一般・合同労組運動の継承・発展について」をテーマに前特別幹事の高原壯夫さんから講演を受けた。

② 第43回地方労組代表者会議

7月24日、東京・自治労会館で開催し、41人（男性38人、女性3人）が参加した。（ア）一般経過報告、（イ）2024春闘総括（案）、（ウ）2025年度運動方針（素案）、（エ）役員選考委員会の設置などを提案し、報告事項については承認された。運動方針草案については、一部を補強し8月の第20回定期総会に提案することを確認した。

（3） 第20回青年女性交流会

5月25～26日、新潟市で開催し、8地方労組から41人（男性35人、女性6人）が参加した。①クイズ形式によるワークルール学習、②全国一般運動の歴史と課題について、③フィールドワークとしてミナマタ資料館訪問などを通して学習と参加者間の交流を深めた。

13. 都市公共交通評議会の取り組み

（1） 諸会議

① 三役会議

ア 2024年度第8回三役会議

4月24日、東京・自治労会館で開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

- a 第2回幹事会の議案と進め方について
- b 第6回組織集会の議案について
- c 2025政府予算概算要求要請事項について
- d I T F世界大会（モロッコ）について
- e 当面の日程

<報告>

- a 【議事録】2024年度第7回三役会議

イ 2024年度第9回三役会議

5月14～15日、福岡市で開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

- a 第6回組織集会について
- b 2025年度第1次政府予算概算要求要請（国土交通省宛）について
- c 当面の日程

<報告>

- a 【議事録】2024年度第8回三役会議

ウ 2024年度第10回三役会議

6月26日、東京・田町交通ビルで開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

- a 2025年度第1次政府予算概算要求要請（国土交通省宛）について
- b 第98回定期大会の都市交評運動方針案について
- c 改善基準告示後の勤務状況等に関わるアンケートの実施について
- d 当面の日程

<報告>

- a 【議事録】2024年度第9回三役会議

② 幹事会

ア 第2回幹事会

4月24日、ウェブで開催した。協議・報告事項は以下の通り。

<議案>

- a 2024年春闘中間総括（案）
- b 第166回中央委員会 当面の闘争方針（案）

<報告>

- a この間の活動経過報告
- b 第6回組織集会開催要綱

③ 各部会

ア 2024年度第2回バス部会

6月12～13日、青森市交通部で開催した。部会では、4月施行の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」の影響によるバス運転者や路線等の状況や課題を共有化し、それらを踏まえた2025年度の国土交通省予算に関わる要請内容の協議等を目的に開催。あわせて、同交通部が独自に低予算で開発、運用したスマートフォンなどでバスの位置や遅れなどの運行情報、路線検索等をリアルタイムで把握できるバスロケーションシステム（バスロケ）の概要等を調査、視察した。初日は、東部営業所でバスロケやバス車両の整備体制等を調査。バスロケについては、システムの導入を大手の業者に発注すると多額の費用がかかるため、地方のソフト会社や市民・利用者等の協力を得ることで費用を1/10程度に抑え、導入できたと、経緯が報告された。引き続き、定期整備等整備体制、整備職員の業務量等について説明を受けながら、バスの車庫を視察した。

2日目は第2回部会を開催。冒頭、開催県本部の佐藤委員長より来賓あいさつ、続いて奥田書記長より「くらしをささえる地域公共交通確立キャンペーン」の取り組み報告を受けた。会議では、各単組よりバス事業の現状や課題、サービス向上の取り組みなどについて報告を受け、大幅な処遇改善、魅力ある職場への抜本的な環境改善にむけて単組間の連携をはかり運動の強化をはかっていくことを確認し、終了した。

(2) 第6回組織集会

5月14～15日、福岡市・福岡自治労会館で都市公共交通評議会第6回組織集会を開催した。本集会は、単組の組織状況、課題の把握とその対策等の議論を深めるとともに、都市交評が当面する課題（政治課題、政策課題）の共有化、それを解決するための政治政策闘争強化の取り組みの議論、意思統一をはかることを目的に開催。17県本部、27単組より108人が参加した。初日の冒頭、福田智議長の主催者代表あいさつ、坂田邦弘福岡県本部副委員長より連帯のあいさつを受けた後、山崎副委員長より本部あいさつと「自治労の課題と政治闘争」をテーマに講演を受けた。山崎副委員長は、「自治労運動の前進にむけて政治活動は極めて重要」と強調。岸まきこ組織内議員への支援と次期参議院選挙の取り組み強化、解散・総選挙への準備など、さらなる政治活動推進の要請があった。続いて、青山事務局長が都市交評組織の現状と組織強化・拡大の取り組みについて基調提起。このあと、交運労協（全日本交通運輸産業労働組合協議会）の住野敏彦議長が「交通労組の現状と今後の課題」について講演。コロナの影響で利用者が戻り切らない公共交通の現状、「2024年問題」によるバス運転者等の担い手不足、ライドシェアの導入とその影響など山積する課題の中で、交通関係労働組合がこれらにどう向き合い、乗り越えていくか。具体的事例や国土交通省の施策等も踏まえて提起があった。

2日目は開催地の拝崎雅弘福岡交通労組委員長より連帯あいさつを受けた後、其田茂樹地方自治総合研究所研究員が「地域公共交通の課題と取り組み」をテーマに講演。鉄軌道事業関係費を地方交付税の

個別算定経費に盛り込むことの必要性などを強調し、自治体が重点施策に公共交通を位置付けるなど「公共交通を政策の俎上に」載せることが重要、と結んだ。この後、札幌、横浜、大阪、佐賀の4単組から組織強化、拡大等の取り組みについて報告を受け、2日間の成果を職場・単組に持ち帰り、さらなる組織強化・拡大の取り組みにつなげていくことを意思統一し、終了した。

14. 青年・女性部の取り組み

(1) 青年・女性労働者の取り組み

① 第24回自治労青年女性中央大交流集会

6月14～16日、山梨・山中湖村で開催し、40県本部1社保労連および1消防協から、387単組1,052人（うち女性322人）が参加した。1日目は副実行委員長あいさつ、現地県本部あいさつ、基調提起、実行委員長あいさつを受け、その後、基調講演「現在の社会の実像（リアル）&こう変えよう」と題して、埼玉大学の伊藤修名誉教授より講演を受けた。そして、たたかひの報告「自衛隊北富士演習場についての考察（世界文化遺産）」と題して、山梨県地方自治研究センターの手塚仁所長より報告を受けた。その後、来賓あいさつ、分散会提起を行い、文化交流を行った。文化交流では、構成詩を東北地連、四国地連、九州地連から発表後、仲間の歌で募集をしたグッバイオーバーワークの歌詞の披露をした。2日目は、職種別反合理化分散会を実施し、143の分散会に分かれ討論を行った。また、各県で気づきや学びを深めるための県内交流を行った。3日目は、雨天のためサテライト会場をウェブで接続し、閉会集会を行った。同集会では、記念講演「『戦争ができる国づくり』と自治体労働者」と題して、関東労働大学の菅原修一講師より講演を受けた。その後、岸まきこ参議院議員のあいさつ、分散会報告、決意表明、全体集約、インターナショナル合唱の後、青年部長と女性部長の団結がんばろうで全日程を終了した。

② 第24回自治労青年女性中央大交流集会 総括会議

7月7日、東京・自治労会館にて対面・ウェブ併用で開催し、37県本部65人（うちウェブ31人）が参加した。川辺副実行委員長のあいさつ後、兒玉事務局長より経過報告・課題の整理等を提起した。その後、運動面と運営面に分け、総括にむけて提起を行った。続いて全体討論を行い、運動面や運営面について、13県本部13人から発言が出された。次回中央交の開催にむけ、課題を整理した。最後に兒玉事務局長と川辺副実行委員長の団結がんばろうで全日程を終了した。

(2) 青年労働者の取り組み

① 2024年度青年部執行体制

青年部長	兒玉聖史（長野・千曲市職労）
副部長	松長拓朗（宮城・仙台市働く連）
常任委員	北海道地連 長山翔汰（北海道・京極町職労）
	東北地連 岩脇優太（青森・八戸市職労）
	関東甲地連 小松俊亮（茨城・日立市職労）
	北信地連 畑中湧斗（富山・氷見市職労）
	東海地連 村松沙優花（静岡・袋井市職）
	近畿地連 木内拓也（奈良・宇陀市職労）
	中国地連 成相伸哉（鳥取・米子市職労）
	四国地連 笠井健弘（徳島・三好市職労連）
	九州地連 久野孝（鹿児島・鹿児島市職労）

② 第6回青年部常任委員会

4月12～13日、宮城・宮城自治労会館で開催し、(ア)ハラスメント防止について、(イ)政治闘争強化について、(ウ)青年労働学校(実践編)について、(エ)新規採用職員組織化の取り組みについて、(オ)第24回自治労青年女性中央大交流集会について、(カ)春闘期の取り組み総括について、(キ)青年部総会について協議・確認した。

③ 青年労働学校(実践編)

4月28～30日、ウェブで開催し、14県本部27人が出席した。1日目は開校にあたり、主催者あいさつを行い、本部提起を行った。その後、講演Ⅰ「青年よ団結しよう、そして学び、行動を」と題し、自治労前中央執行委員長の川本淳さんより講演を受けた後、グループに分かれ、ディスカッションを行った。2日目は講演Ⅱ「職場でのたたかひの積み上げと独自交渉」と題し、自治労香川県本部の久保武士さんより講演を受けた後に、グループに分かれ、模擬団体交渉にむけた要求項目を作成した。3日目は林総合労働局長を仮想当局として、前日に作成した要求書をもとに模擬団体交渉を行った。その後、全体講評、青年部長の団結がんばろうで全日程を終了した。

④ 第7回青年部常任委員会

7月5～6日、東京・自治労会館で開催し、(ア)第24回自治労青年女性中央大交流集会の総括について、(イ)青年部長会議について、(ウ)青年部定期総会について協議・確認した。

⑤ 第2回青年部長会議

7月7日、東京・自治労会館にて対面・ウェブ併用で開催し、40県本部47人が出席した。兒玉青年部長あいさつと経過報告、本部提起を行った。その後、全体討論では5県本部5人から発言が出された。午後からは全体討論の内容について、全体でディスカッションを行い、終了した。

(3) 女性労働者の取り組み

① 2024年度女性部執行体制

女性部長		川 辺 由 利 (富 山・富 山 県 職 労)
副 部 長		内 田 尚 子 (佐 賀・佐 賀 市 職 労)
常任委員	北海道地連	河原崎 育 子 (北海道・全道庁労連)
	東北地連	中 川 理 恵 (岩 手・岩 手 県 職 労)
	関東甲地連	生井澤 律 子 (茨 城・鹿 嶋 市 職)
	東海地連	矢 入 彩 (愛 知・津 島 市 職)
	近畿地連	高 屋 ゆき子 (大 阪・大 阪 学 給 労)
	中国地連	坂 本 知 世 (岡 山・岡 山 市 現 業 労 組)
	四国地連	藤 川 真 紀 (徳 島・吉 野 川 市 職 労)
	九州地連	松 山 美 穂 (大 分・佐 伯 市 職 労)

② 2024年度女性労働学校(後期)

5月25～26日、東京・自治労会館で開催し、18県本部23人が参加した。あいさつ、提起の後、講座(ア)として東麻布法律相談事務所の北川鑑一弁護士から「働く者の権利と労働組合」と題して、講座(イ)として、青木クリニックの青木正美院長から「労働と健康～長く健康で働き続けるために～」と題して講演を受けその後、分散会を行った。2日目は、分散会の続きを行い、職場課題から要求書の作成を行い、各分散会から要求内容について発表した。午後から、りべるて・えがりて法律事務所の中野麻美弁護士から「憲法/平和と人権/ジェンダー」と題して講演を受け、女性部長のまとめと団結がんばろうで終了した。

③ 第4回常任委員会

6月28日、ウェブで開催し、経過報告の後、(ア)第69回女性部定期総会について、(イ)定期総会議案について協議し、当面の取り組みについて確認した。

④ 第5回常任委員会

7月6日、東京・自治労会館にて対面・ウェブ併用で開催し、(ア)第24回自治労青年女性中央大交流集会について、(イ)第69回女性部定期総会について協議し、当面の取り組みについて確認した。

⑤ 第2回女性部長会議

7月7日、東京・自治労会館にて対面・ウェブ併用で開催し、36県本部39人（うちウェブ27人）が参加した。女性部長が経過報告と議案提案を行い、10県本部10人から、女性の働く権利確立運動強化月間、女性集会、人事評価制度、平和運動などの取り組みについて発言があり、育児休業法改正について情報共有を行い、終了した。

15. 臨時・非常勤等職員全国協議会の取り組み

(1) 幹事会

① 第7回幹事会

7月11日、ウェブで開催し、(ア)臨職協全国幹事会、(イ)地連における活動報告、(ウ)2025年度スキルアップ集会、などについて報告・協議を行った。

16. 学校事務協議会の取り組み

報告事項なし

17. 退職者会の取り組み

(1) 組織（5月1日～7月30日）

① 新規加盟

なし

② 脱退・解散

なし

③ 組織統合

県本部・単会	変更年月日	統合後の代表者名
<熊本県本部> 「松橋町職員退職者会」が「宇城市職員退職者会」に統合 会員数に変更なし	2024年4月1日	村上雅宣

以上の結果、自治退の組織規模は、第1回役員会時の536単会、237,895人から1単会減で535単会、237,895人となる。

(2) 「ジェンダー平等アクションプラン」に基づく女性理事の選任

2023年11月の第48回自治退定期総会決定の「ジェンダー平等アクションプラン」に基づき、「女性枠の理事」を各地連から各1人選出（全体で9人）することとなっていた。これに基づき各地連から合計9人の登録があり、第2回役員会（5月24日開催）をもって役員会の構成員として確認した。

(3) 2024年度地域学習会

2024年度の地域学習会は、第1回役員会で通常年の形と規模を確認して実施した。今年度は、「社会保障の充実・公正な税制をめざそう、世界平和・人権尊重・ジェンダー平等社会を実現しよう」をスローガンに、3月7日の九州地域（佐賀市内）から6月17日の北海道地域まで7地域で開催した。

① 学習会の基本テーマ

- ア 当面する情勢と自治退の課題
- イ 介護保険制度改革の現状と課題
- ウ 自治退共済事業の取り組み

② 開催日程と開催場所、実施状況

地 域	開催時期と2日目企画	場 所
九 州 参加者113人 うち女性28人	3月7～8日 *2日目は「平和運動の各県報告・交流」	「ホテルグランデはがくれ」 佐賀市天神2-1-36
中国・四国 参加者121人 うち女性28人	5月14～15日 *2日目は「平賀源内伝」講演	「パールガーデンホテル」 高松市福岡町2-2-1
近 畿 参加者65人 うち女性22人	4月23～24日 *2日目は「奈良県の世界遺産」講演	「奈良ロイヤルホテル」 奈良市法華寺町254-1
北信・東海 参加者58人 うち女性7人	4月25～26日 *2日目は「徳川美術館」見学	「ワークライフプラザ れある」 名古屋市熱田区金山町1-14-18
関 東 甲 参加者73人 うち女性21人	5月22～23日 *2日目は「弘道館見学」	「茨城県水戸合同庁舎会議室」 水戸市棚町1-3-1
東 北 参加者114人 うち女性24人	6月12～13日 *2日目は「ジェンダー平等」「組織拡大」の2テーマ討議	「ホテルメトロポリタン秋田」 秋田市中通7丁目2-1
北 海 道 参加者114人 うち女性22人	6月17～18日 *2日目は講演「社会保障から見るジェンダー平等」	「札幌サンプラザホテル」 札幌市北区北24条西5丁目

参加者合計 658人（うち女性の参加者は、152人、23.1%）

(4) 2024年度組織実態調査

自治退の組織強化を目的に、全国・全単会を対象にして5月31日を基準日に組織実態調査を実施した。

*ジェンダー平等に関しては、実調とは別にアンケートを実施する方向

(5) 退職者連合第28回定期総会

- ① 日時・場所 7月17日9:30～15:00 於：東京・連合会館2階
- ② 自治退選出代議員は7人
- ③ 役員 ・今次総会は役員改選のない年にあたり、一部の補充のみ
・自治退からの派遣者は次の通り
会長：人見一夫（自治退会長）、事務局長：野田那智子（自治退理事）、
幹事：川端邦彦（自治退事務局長）

(6) 2024年度「県連絡会議」

① 日時・場所 7月25日13:00～17:00 於:東京・アルカディア市ヶ谷

② 議題 自治退当面の活動方針(2025年度)討議案」の組織討議

*各県本部から提出された意見について、9月3日の第4回役員会で協議し、意見の採否を決めて11月の県代議案とする

(7) 地公退第54回定期総会

① 日時・場所 7月26日13:00～ 於:東京・アルカディア市ヶ谷

② 議題 「2025年度活動方針」の審議、決定 役員改選

第11章 国際連帯活動の推進

1. P S I（国際公務労連）の活動

（1）P S I本部

① 第25回運営委員会（S C-25）

5月7日、ウェブで開催され、自治労から石上委員長（P S I副会長・世界執行委員）、事務局が参加した。

主な議題は、議題1：開会項目、議題2：書記長からの報告、議題3：大会関連事項、議題4：財務、議題5：U N Iとの関係、議題6：書記長契約、議題7：その他の案件、議題8：今後の規約上の会議の日程。

次の点が主な議論となった。

ア P S I本部のスタッフについて

アフリカ地域、北米地域の書記、財務部長が空席である。P S I本部の賃金水準の低さが採用にあたってのネックとなっている。また、人事部長についても家族の介護によって退職することになり、新しい人事部長を探す必要がある。しかし、フランスやスイスにおける募集条件では誰も採用できない。P S Iを退職した職員は30～50%高い給与でフランスやスイス内で転職をしておりP S I本部職員の給与水準を再検討することは緊急性の高い課題である。

イ 世界大会の予算、2023年の決算について

暫定的な数字として、予算通りの赤字額（2023年の予算は41万9,000ユーロ（7,123万円 ※1ユーロ170円で計算。以下同じ）の赤字予算）で決算となる見通し。ただし、これらは本来予定していた人事部長等の重要なポストについて採用できなかったこと等により抑えられた額であり、これらが採用されていれば赤字額は70万ユーロ（1億1,900万円）程度となる。

ウ 他の産別（G U F s）の加盟費について

G U F sの中で最も高い加盟費は3.5ユーロ（595円）であり、最も低い加盟費は1.3ユーロ（221円）である。P S Iと同じセクターを有するU N Iについては2ユーロ（340円）である。P S Iの加盟費（0.985ユーロ、約167円）は最も低い加盟費からは25%も低い水準であり、数年に亘ってその状況が続いている。2017年から現在までのインフレ率は26%に達する一方で、加盟費は3%の上昇にとどまっており、差分の23%の資金が実質的に低減している。仮に、G U F s内の最も低い加盟費水準まで加盟費を引き上げる、またはインフレ率に即した形で加盟費を引き上げていたならば、赤字を解消することができる規模の加盟費を得ることができた。また、P S Iのスタッフに対しても公平な水準の給与を支払うことができた。スタッフの実質賃金は下がっている。これらに対して、予防的な措置として、1月からすべての活動の20%を停止した。6月の執行委員会（E B）には2024年の赤字をどのように削減するかを提示する。P S Iが低加盟費、低サービス、低賃金のスタッフによる活動を継続するのか、加盟費を見直すのかといった選択を迫られている。6月のE Bには財務作業部会（F W G）から報告があり、年末のE Bでも議論は継続される見込みだが、厳しい意思決定を行うことを回避することはできないということを認識いただきたい。

エ ドナー（援助組織）資金について

ドイツや北欧の政府に支えられたドナーについて、さまざまな条件がある中で、透明性が確保できる形で我々として合意ができるのであれば、将来にむけて引き続き資金を受け取るべきと考える。

ドナーが我々の価値観と合致をしているかどうか、という点については難しい議論である。我々の価値観や歴史と必ずしも合致しないドナーを用いて、他のGUFsが我々の領域に踏み込んできているが、我々としてもこのような取り組みに関与しないという選択肢は無いと考える。6月のEBで議論を深めたい。

② 第165回世界執行委員会（EB-165）

6月26～27日、スイス・ジュネーブで開催され、自治労からは石上委員長（PSI副会長・世界執行委員）、木村副委員長（PSI世界執行委員）、国際担当が参加した。

主な議題は、議題1：開会事項、議題2：報告および最新情報、議題3：ドナー方針と組合開発、議題4：PSI組織化活動、議題5：ストライキ権、議題6：PSI保健およびケア活動、議題7：財務、議題8：書記長の契約、議題9：PSI-EPSU協力協定-最新情報、議題10：運営およびスタッフ、議題11：メンバーシップ、議題12：その他。

次の点が主な議論となった。

ア UNIとの関係について

UNIについて、グローバルにおいて敵対的な行動をとっており、我々の加盟組織を奪っている。とくに、外部の資金を得てケアの部分に入り込んできており、PSIと重なる領域について線引きを行うべく協議を続けていたが、合意に至ることができなかった。LRG（地方自治体）分野においても入り込んできている。UNIに資金提供を行っているドナーと対話を行う必要がある。また、UNIの加盟組織から意見をあげてもらえるよう働きかけをしてほしい。

イ 組合開発（ドナー）について

すでに関係が構築されている既存の団体とは引き続き協力できる。ガイドラインを策定し次の執行委員会で示す。ドナーとなる団体の資金源についても把握する必要がある。

ウ 2023年度財務報告について

昨年の赤字は約140万ユーロ（2億3,800万円）であり、年初の約40万ユーロ（6,800万円）の赤字予算から比べ、約100万ユーロ（1億7,000万円）超過した。準備金について、使用可能なキャッシュとして180万ユーロ（3億600万円）くらいあったが、2023年度の赤字が140万ユーロだったため、建物等の資産を売却することが必要となるタイミングが近づいている。

監査報告書が前日の夜に提出されるのは遅すぎる。また、地域の監査報告書が出そろっていない。執行委員会として判断をすべきでなく、2023年度の会計監査については、次回の執行委員会で承認する。

エ 2024年度修正予算について

「今回の決定を前例としない」「執行委員会が交渉プロセスに介入してはならない」と議事録に残した上で、10万5,000ユーロ（1,785万円）を、スタッフの給与におけるCOLA（物価調整費）として予算に盛り込むことが採決された。また次回の執行委員会を対面で行う。これらを反映して2024年度修正予算について、50万4,000ユーロ（8,568万円）の赤字予算となることを承認した。

オ PSIの財政持続性に関する計画について

PSIの単年の財政をみると、人件費で260万ユーロ（4億4,200万円）が不足しており、すべて加盟費収入だけで賄おうとするならば加盟費を35%引き上げる必要がある。外部資金を入れた場合でも23%の加盟費の引き上げが必要。その上で、次の3つの選択肢が示された。

- a 世界大会で採択された通りのコア活動に対して、引き続き資金を拠出して取り組む。この場合は3年間で25%の加盟費の引き上げとなる（2025年10%増、2026年8%増、2027年7%増）。
- b 3年間で11%の加盟費の引き上げを行う（2025年5%増、2026年3%増、2027年3%増）。この場合、スタッフの賃金も低く加盟費も低いままで、今後4～5年で準備金を使い果たし、財政

破綻する可能性がある。

- c bと同様に3年間で11%の加盟費を引き上げる。その上でP S I の取り組みを抜本的に改革して持続可能性を獲得する。具体的には、規約で規定されている活動を一部削減する。例えば平等に関する取り組みはすべて削減となる。また、小地域を解体する。国連、WHO、I L Oへの取り組みも削減する等。

加盟費の引き上げ、または大きな削減をするのであれば年末までに決定しなければならない。次の執行委員会までに決定ができなければ来年にツゲが回ることになる。2024年に決定し、2025年から実行すれば2026年から収支均衡がとれる。

(2) P S I - J Cの取り組み

① 第2回P S I - J C女性・ユースネットワーク合同会議

5月9日、東京・自治労会館で開催し、(ア)3・8「国際女性デー」取り組み総括(案)、(イ)2024年度ジェンダー平等セミナーについて、(ウ)男女平等ハンドブックの改訂について、(エ)当面のスケジュールと次回会議の日程について協議し、提案の通り確認した。

② 第2回P S I - J Cユースネットワーク会議

5月9日、東京・自治労会館で開催し、8月9日に開催するユースネットワークセミナーのプログラムについて協議を行った。

③ 第3回P S I - J C女性・ユースネットワーク合同会議

7月18日、東京・自治労会館で開催し、(ア)2024年度ジェンダー平等セミナーについて、(イ)男女平等ハンドブックの改訂について、(ウ)当面のスケジュールと次回会議の日程について協議し、提案の通り確認した。

④ 第3回P S I - J Cユースネットワーク会議

7月18日、東京・自治労会館で開催し、8月9日に開催するユースネットワークセミナーのプログラムについて協議を行った。

2. I L O関係

(1) 第112回I L O総会

6月3～14日、スイス・ジュネーブの国連欧州本部、I L O本部において開催され、I L O加盟国187カ国中172カ国から1,496人(政府704人、労働者481人、使用者311人)が参加した。自治労からは、石上委員長が連合代表団の一員として参加、杉崎国際担当書記が同行し、公務労協の森永事務局長と吉澤相談役とともに行動した。総会の基準適用委員会(C A S)において、21番目の個別審査案件として日本の公務員の労働基本権問題が、2018年以来6年ぶり9度目の審査がされた。

6月11日15時50分から日本案件の個別審査が行われた。冒頭、日本政府代表として細田総務省公務員課長は、消防職員の団結権について、「消防職員が(労働基本権が制約される)警察と同視される」という見解はI L O結社の自由委員会も認めており、そのことを踏まえて第87号条約を批准した経緯があると述べた。その上で、日本は災害大国であり、消防職員は災害時に警察や自衛隊と一体となって職務を遂行する必要があること、および消防職員委員会が団結権の代償措置として機能していること等を主張した。

労働者側代表のレーマン(ベルギー)、使用者側代表のモヤネ(南アフリカ)、当事国使用者側の坂下経団連労働法制本部統括主幹に続き、当事国労働者側を代表して発言した石上委員長は、冒頭日本政府が2018年の個別審査における議長集約に向き合っていないことを指摘した。その上で、議長集約が指

摘した5つの課題の現状として、①「社会的パートナーとの協議による自律的労使関係制度の検討」については、職員団体からの求めに対し、「慎重に検討」する旨を繰り返し続けていること、②「継続的な労使間協議を通じた消防職員委員会の機能を改善する計画の策定」については、集团的労使関係とは明らかに異なる制度であり、限界を露呈していること、③「消防職員が警察と同視されるという政府の見解、およびその見解が、条約適用の現状とどう符合するのかに関する国レベルでの社会的パートナーとの協議」については、具体的な協議が行われているものの、政府の主張が変わらないため、互いの主張の整理に止まっていること、④「刑事施設職員のうち、警察の一部と考えられ団結権が除外されるカテゴリー、警察の一部と考えられず団結権を有するカテゴリー、に関する社会的パートナーとの協議・検討」については、全く進展がないこと、⑤「人事院の手続が、中立かつ迅速な調停・仲裁を有しているか、に関する社会的パートナーとの協議・検討」については、人事院の手続に関する協議・検討に一切応じない姿勢を貫いていると主張した。最後に、日本における公務員の労働基本権の根本的かつ抜本的な解決にむけた討議と結論を要請した。

当事国以外の労働者側から、ニュージーランドNZCTU、韓国FKTU、米国AFL-CIO、イタリアUIL、EI（教育インターナショナル）、PSI（国際公務労連）の代表6人が、それぞれ、石上委員長の発言を補強する内容で発言を行った。

また、使用者側からは、ブラジル労使関係協議会、韓国経営者協会が、日本政府の説明を支持する内容で発言を行った。

これらの発言を受け、日本政府代表は、消防職員および刑事施設職員の団結権、自律的労使関係制度に関する従前の主張を繰り返した。また、消防職員委員会制度については、各消防本部における消防職員委員会の運営状況を適切に把握しつつ、社会的パートナーを含む関係者とも協力しながらさらなる運用改善に取り組んでいく、引き続き社会的パートナーとの定期協議を行い一層の意思疎通に努めていきたい、と述べた。続いて、使用者側スポークスパーソンが日本政府の主張を改めて支持した。

これに対し、労働者側スポークスパーソンは、ストライキ権の解釈についてのICJ付託を基準適用委員会の審議に影響させるべきではないことを指摘した上で、今回の主題はスト権ではなく団結権であると述べた。その上で、再度日本政府の見解に反論し、日本政府に対し、社会的パートナーとの協議を通じ、2026年までにこの問題を解決するためのロードマップと行動計画を早急に策定し、2024年9月までに専門家委員会に提出すること、さらには本件の深刻な状況を喚起するため、委員会報告書の「スペシャル・パラグラフ」に記載することを求めた。

「結論」（議長集約）は次の通り。

委員会は、日本政府代表から提供された口頭および書面による情報とそれに続く議論について留意した。

委員会は、本事案が長期にわたるものであること、および直近では2018年に委員会で議論されたことについて留意した。

議論を考慮して、委員会は日本政府に対し、条約に沿って、労使団体と協議の上、以下を検討するよう要請した。

- ① 消防職員の地位と労働条件のさらなる改善
- ② どのカテゴリーの刑事施設職員が警察の一部とみなされ、団結権の適用除外となっているのか。また、どのカテゴリーの刑事施設職員が警察の一部とみなされず、団結権が認められているのか
- ③ 公務員について
 - ア 人事院の手続が効果的で公平かつ迅速な調停と仲裁手続を保障するよう確かなものとする
 - イ 自律的労使関係制度を引き続き注意深く検討し、条約に沿ってさまざまな課題の解決をはかる
- ④ 地方公共部門の労働者が条約に定める権利と保障を享受できるよう、地方公務員法およびその他関

連法規を見直す

委員会は、日本政府に対し、2024年9月1日までに、上記すべての事項の達成状況について専門家委員会に報告書を提出するよう要請した。

3. 国際連帯救援カンパ

2024年度国際連帯救援カンパは、第1次集約を1月9日、第2次集約を4月15日として取り組みを行った。2024年度のカンパ集約金は、47県本部・社保労連・直属支部32,209,097円である。

なお、2023年度の国際連帯救援カンパの最終集約金は44,224,527円。

<別表11-1>

2024年度国際連帯救援カンパ集約表

2024年8月5日現在

県本部	2023年度	2024年度	県本部	2023年度	2024年度
北海道	1,231,247	936,199	京都	340,445	273,260
青森	135,000	161,430	奈良	36,358	47,244
岩手	935,371	788,600	和歌山	862,286	748,038
宮城	1,408,589	387,225	大阪	3,000,000	600,000
秋田	179,728	123,386	兵庫	1,746,445	764,499
山形	488,175	362,631	岡山	374,934	285,234
福島	1,000,000	1,000,000	広島	1,112,144	441,289
新潟	914,576	806,192	鳥取	1,367,478	1,378,497
群馬	1,114,949	1,150,809	島根	1,602,784	1,742,803
栃木	1,079,699	1,145,419	山口	528,964	491,402
茨城	447,648	276,117	香川	413,691	370,894
埼玉	83,194	52,390	徳島	986,255	443,824
東京	1,595,689	744,272	愛媛	214,252	181,655
千葉	258,016	221,038	高知	1,157,487	1,147,514
神奈川	985,114	824,726	福岡	2,251,520	2,015,394
山梨	334,439	321,000	佐賀	740,821	745,783
長野	600,000	500,000	長崎	542,889	563,722
富山	300,000	300,000	大分	4,901,171	2,539,575
石川	717,662	127,998	宮崎	420,872	431,884
福井	602,771	267,963	熊本	688,332	575,036
静岡	434,522	455,211	鹿児島	682,192	800,712
愛知	597,789	645,571	沖縄	537,341	116,535
岐阜	481,497	646,840	社保労連	1,868,231	1,883,170
三重	1,092,918	1,091,783	直属支部	77,671	80,655
滋賀	751,371	203,678	計	44,224,527	32,209,097

自治労は国際連帯救援カンパより、連合・愛のカンパに1,000万円、認定NPO法人エファジャパンに1,300万円、女性の自立のためのネットワーク（DAWN）のフィリピン移住労働者支援に150万円、アムネスティ・インターナショナル日本の労働組合アクションリーフ作成に150万円、日本国際ボランティアセンター（JVC）のスーダン紛争被災民支援に50万円、ミャンマー民営化闘争支援に関わってメータオ・クリニックへ100万円、パラミラーニングスクールへ300万円、日本チェルノブイリ連帯基金

のロシア軍のウクライナ侵攻による難民支援に50万円、国際運輸労連/欧州運輸労連「モロッコ地震連帯基金」に5万円を寄付した。

4. NGOなどへの連帯・支援

(1) 認定NPO法人エファジャパン

① 2024年度第1回理事会

6月3日、東京・自治労会館で開催され、八巻総合企画総務局長が出席した。2023年度事業・決算報告（案）および監査報告が審議され、いずれも承認された。能登半島地震被災地支援事業の方向性について協議し、承認された。また、20周年記念イベントの展開状況について報告された。

② 2023年度会計監査

5月14日、東京・エファジャパン事務所で八巻総合企画総務局長が実施し、「予算の策定にあたって、正味財産を取り崩すことによって赤字を消すような予算とすることは望ましくないと税理士からも指摘があった。赤字の要因等が適切に説明されることが大切と考える」等コメントし、監査報告書を提出した。

(2) ミャンマー支援

① JAMの現地駐在員の有高奈々絵医師から書面により、タイ・ミャンマー国境での医療支援について報告を受けた。

② 自治労、日教組、パラミラーニングスクールの三者で合意した内容に基づき、パラミラーニングスクールに対して300万円の寄付を行った。スクールのセンター長であるミン・ルインさんから6月20日に2023年の取り組みの報告と、食糧安全保障と自立をめざして、食料加工などの職業訓練を通じて若者を育成し、農業や交通に使用される機械の修理技術を教育する等の次年度以降の計画が示された。

③ 7月2日、東京・自治労会館で山崎精一明治大学国際労働研究所客員教授と面談を行った。ミャンマー科研費調査の2024年度の計画として、2022年度調査報告書の増刷、ミン・ルインさんの招聘等が示された。

(3) 日本チェルノブイリ連帯基金（JCF）

5月13日に書簡で、直近のウクライナでの支援状況について報告を受けた。

支援を展開しているウクライナ西部のウジホロド、ポーランドのクラクフ、ブルガリアのヴァルナに避難している母子達への基本的食糧品・生活用品・学用品を配布し、心のリラックスのためのイベント等の支援事業に寄付金が用いられていることが報告された。

(4) アムネスティ・インターナショナル

自治労の寄付を受け作成している「労働組合アクションリーフ」が完成したことから、5月29日の週便で各県本部に送付した。5月28日には大福美穂さんから次年度のアクションリーフについての説明を受け、2024年度については例年通り11月中の発行を予定している旨の報告を受けた。

(5) DAWN (Development Action for Women Network)

5月28日にメル・ヌキさんから2023年度の取り組みレポートが送付され、コロナ後のDAWNのさまざまな取り組みや、女性の移住労働者に対する虐待や搾取、人身売買が増加している実態が報告された。

(6) NGO — 労働組合国際協働フォーラム

7月1日、ウェブで開催され、協働フォーラムに参画する労働組合、NGO関係者、自治労からは国際担当が参加した。HIVグループと母子保健グループの統合に伴い新たなグループができることから、その取り組み内容について双方のこれまでの取り組みを共有するとともに、次年度の方針、予算（案）については事務局でたたき台を作成し、意見を反映していくことを確認した。

第12章 労働者自主福祉活動の推進

1. 自治労本部共済推進委員会

(1) 共済推進委員会

① 2024年度第9回共済推進委員会

5月17日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 2024年度第8回本部共済推進委員会 議事要録
- イ 2024年度第3回共済推進県本部代表者会議 議事要録
- ウ 広げよう！ たすけあいありがとうキャンペーンの応募状況について
- エ じちろう共済に関する組合員アンケートの回収結果等について
- オ 共済推進県本部・県支部合同会議の議題および運営について
- カ 自治労共済推進本部2023年度事業推進活動の総括（案）について
- キ 2024年度事業推進方針・実行計画（案）について
- ク 自治労組合員等の共済利用に関する周知資料について
- ケ マイカー共済団体割引実施に関する協定書の締結について

② 2024年度第10回共済推進委員会

6月17日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 2024年度第9回本部共済推進委員会 議事要録
- イ 広げよう！ たすけあいありがとうキャンペーンの応募結果について
- ウ 2024年度加入拡大モデル単組の取り組みについて
- エ 第10回じちろう全国共済集会の開催について
- オ 第98回自治労定期大会共済ブースの設置について
- カ 2024しまね自治研共済ブースについて

③ 2024年度第11回共済推進委員会

7月16日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 2024年度第10回本部共済推進委員会 議事要録
- イ 統合10周年キャンペーン結果に基づく寄付について
- ウ 2024年度共済推進県本部交付金について
- エ 第10回じちろう全国共済集会の開催について
- オ 第98回自治労定期大会共済ブースについて
- カ 2025年度本部共済推進委員会関連年間日程（案）について
- キ 2024年度第2次事業目標の設定について
- ク 2024年度事業推進方針・実行計画（案）について
- ケ 第98回定期大会 運動の総括（中間総括）および当面の闘争方針（案）について
- コ 第5回県本部代表者会議の運営について
- サ 予定利率改定に伴う退職後共済・親子共済等の推進上の取り扱いについて

- シ 住まいる共済「無保障者をなくすための取り組み」について
- ス 2023年度の表彰県支部について

(2) 共済推進県本部・県支部合同会議（地連別・ブロック別合同会議）

以下の日程・場所で開催した。

<日程・場所>

- ア 九州地連……………6月5日 東京・自治労第二会館 理事会室
- イ 中国・四国ブロック……………6月12日 香川・ホテルパールガーデン
- ウ 北海道・関東甲・北信ブロック…6月14日 東京・自治労第二会館 理事会室
- エ 東北・東海ブロック……………6月16日 東京・自治労第二会館 理事会室
- オ 近畿地連……………6月22日 大阪・シティプラザ大阪

<議 題>

- ア 自治労共済推進本部の実績報告について
- イ 2023年度事業推進活動の総括（案）について
- ウ 2024年度事業推進方針・実行計画（案）について
- エ 自治労組合員等の共済制度利用に関する周知資料について
- オ じちろう共済に関する組合員アンケート（第2G）について
- カ 県本部報告に基づいた意見交換

(3) 県本部代表者会議

① 2024年度第5回県本部代表者会議

7月29日、東京・自治労会館で開催した。

<議 題>

- ア 予定利率改定に伴う退職後共済・親子共済等の推進上の取り扱いについて
- イ 住まいる共済「無保障者をなくすための取り組み」について
- ウ 統合10周年キャンペーンに基づく寄付について
- エ 第10回じちろう全国共済集会の開催について

2. 自治労共済生協

(1) 理事会

① 2023年度第8回理事会

5月24日、東京・自治労第二会館で開催した。

<議 題>

- ア 2023年度第7回理事会報告
- イ 決算関係書類の作成にあたって準拠する指針の変更
- ウ 会員出資金対応積立金の積立目的・積立基準の補強について
- エ 単協 暫定管理費予算について
- オ 2024年度取扱団体事務経費について
- カ 生協役員賠償責任保険への加入申し込みについて

② 2023年度第9回理事会

7月12日、東京・自治労第二会館で開催した。

<議 題>

- ア 2023年度第8回理事会報告
- イ 2024年度総代当選者名簿の確認について
- ウ 第154回通常総代会の運営について
- エ 審査委員会の委員の選任について
- オ 2023年度期末決算監査報告
- カ 2023年度県支部監査報告
- キ 第153回臨時総代会の議案および書類調査の確認について

③ 2023年度第10回理事会

7月30日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

- ア 第154回通常総代会議案書の確認について
- イ 第154回通常総代会の運営について

④ 2024年度第1回理事会

7月30日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

- ア 役員選挙当選者の確認について
- イ 理事長、副理事長、専務理事、常務理事の互選について
- ウ 代表理事の選任について
- エ 退任理事への退任慰労金の支給について
- オ 2024年7月30日第154回通常総代会以降の常勤役員の任務分担について（案）

（2） 監事会

① 2023年度第6回監事会

4月24日、東京・自治労第二会館で開催した。

<議 題>

- ア 2024年度県支部監査の年間計画（案）について
- イ 2023年度コンプライアンス・アンケート結果の報告
- ウ 当面の日程について

② 2023年度第7回監事会

5月24日、東京・自治労第二会館で開催した。

<議 題>

- ア 2024年度監査計画（案）および県支部監査実施要領（案）の協議・確認について
- イ 2023年度期末決算監査の実施について
- ウ 当面の日程について

③ 2023年度第8回監事会

7月11日、東京・自治労第二会館で開催した。

<議 題>

- ア 第154回通常総代会提出議案・書類等の調査・確認について
- イ 2023年度期末決算監査の実施について
- ウ 当面の日程について

④ 2024年度第1回監事会

7月30日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

ア 監事長の互選について

イ 2024年度監事の報酬総額および役員退任慰労金支給額の確認について

ウ 当面の日程について

(3) 総代会

① 第153回臨時総代会

6月24日、東京・自治労第二会館で開催した。

<議 題>

ア 第1号議案 役員補充選出の件

② 第154回通常総代会

7月30日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

ア 第1号議案 2023年度事業報告承認の件

イ 第2号議案 2023年度剰余金処分案承認の件

ウ 第3号議案 2024年度事業計画設定の件

エ 第4号議案 2024年度寄附承認の件

オ 第5号議案 総合（慶弔）共済事業規約の一部改正の件

カ 第6号議案 2024年度役員報酬総額設定の件

キ 第7号議案 2024年度役員退任慰労金支給承認の件

ク 第8号議案 こくみん共済 coop<全労済>総会の議案審議の件

ケ 第9号議案 こくみん共済 coop<全労済>総会代議員選出の件

コ 第10号議案 議案決議効力発生の件

3. 自治労共済推進本部

(1) 代表委員会

① 2023年度第8回代表委員会

5月24日、東京・自治労第二会館で開催した。

<議 題>

ア 2023年度第7回代表委員会報告

イ 自治労共済推進本部 暫定管理費予算について

ウ 2024年度県支部運営費および取扱団体事務経費について

エ 自治労組合員等の共済利用について

オ 今後の日程について

② 2023年度第9回代表委員会

7月12日、東京・自治労第二会館で開催した。

<議 題>

ア 2023年度第8回代表委員会報告

イ 第14回組合員代表者会議の運営について

- ウ 2023年度拠点検活動の結果報告について
- エ 2023年度業務点検担当者の変更について
- オ 2023年度コンプライアンス事案報告
- カ 自治労共済推進本部の実績報告
- キ 自治労共済推進本部2023年度事業推進活動の総括について
- ク 自治労共済推進本部2024年度事業推進方針・実行計画（案）について
- ケ 2024年度第2次事業目標の設定について
- コ 予定利率改定に伴う退職後共済・親子共済等の推進上の取り扱いについて
- サ 2023年度の表彰県支部について
- シ 第10回じちろう全国共済集会の開催について

③ 2023年度第10回代表委員会

7月30日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

- ア 第14回組員代表者会議の付議事項の確認について
- イ 第14回組員代表者会議の運営について

④ 2024年度第1回代表委員会

7月30日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

- ア 本部長、副本部長、事務局長、副事務局長、代表委員の選出について
- イ 2024年7月30日第154回通常総代会・第14回組員代表者会議以降の常勤役員の任務分担について（案）
- ウ 今後の日程について

（2） 組員代表者会議

① 第13回組員代表者会議

6月24日、東京・自治労第二会館で開催した。

<議 題>

- ア 代表委員の選任について

② 第14回組員代表者会議

7月30日、東京・ホテルメトロポリタン（池袋）で開催した。

<議 題>

- ア 2023年度事業活動報告および決算報告について
- イ 2024年度事業計画および予算について

（3） 県支部事務局長会議

① 2023年度第5回県支部事務局長会議

6月25日、東京・自治労第二会館にてウェブで開催した。

<議 題>

- ア 自治労共済推進本部の実績報告
- イ 2024年度加入拡大モデル単組の取り組みについて
- ウ 第10回じちろう全国共済集会の開催について
- エ 住まいる共済「無保障者をなくすための取り組み」について

- オ じちろうマイカー共済の遺族の事業利用について
- カ 自治労組合員等の共済利用に関する周知資料について
- キ 予定利率改定に伴う退職後共済等への影響について
- ク じちろうマイカー共済の事務処理の周知事項について
- ケ 住まいる共済制度改正2年目の事務システム対応について
- コ 2024年度 コンプライアンス活動計画について

第13章 能登半島地震支援活動の取り組み

1. 能登半島地震支援活動の取り組み

(1) 能登半島地震対策本部会議・被災県本部ヒアリング等

① 臨時企画会議（1月4日）

- ア 対策本部の設置について
- イ 被災県本部への聞き取りについて
- ウ 被災者支援「災害特別カンパ」の実施について

② 臨時中央執行委員会（1月5日）

- ア 対策本部の設置について

名 称：自治労中央本部能登半島地震対策本部

体 制

本 部 長 石上委員長

副 本 部 長 木村副委員長、山崎副委員長

事 務 局 長 伊藤書記長

事務局次長 榎本書記次長

対 策 委 員 自治労本部全中央執行委員、自治労共済全常勤役員

- イ 被災県本部への聞き取りについて
- ウ 被災者支援「災害特別カンパ」の実施について

③ 能登半島地震対策本部会議

- ア 第1回能登半島地震対策本部会議（1月15日）

- a 被災県本部（富山・石川・新潟）へのヒアリングの状況について

富山県本部（1月9日実施）、石川県本部（1月12日実施）、新潟県本部（1月14日実施）に行った被災県本部へのヒアリング状況について情報共有した上で、今後の支援のあり方等の検討および当面の闘争方針（能登半島地震に対する取り組み）についての議論などを行った。

- イ 第2回能登半島地震対策本部会議（1月22日）

- a 能登半島地震に対する自治労本部の対応について

富山県氷見市および石川県能登半島地方等における被災状況の共有をはじめ、当該被災自治体への自治労ボランティア支援活動の展開や災害特別カンパの先行配分の取り扱いに関する検討・議論を行った。

- ウ 第3回能登半島地震対策本部会議（3月14日）

- a 石川県奥能登での自治労ボランティア支援活動計画について

1月18日から開始した富山県氷見市での支援活動および3月4日から開始した石川県七尾市での支援活動を踏まえ、今後の自治労ボランティア支援活動の展開等についての議論を行った。

- エ 第4回能登半島地震対策本部会議（4月2日）

- a 石川県奥能登での自治労ボランティア支援活動計画について

今後の自治労ボランティア支援活動の展開および連合被災地救援ボランティアについての協議を行った。

④ 能登半島地震対策本部会議・事務局会議

ア 第1回能登半島地震対策本部会議・事務局会議（1月15日）

- a 各県本部の状況報告
- b 組合員（富山）への物資支援の展開について
- c 組合員（石川・奥能登）への物資支援の展開について
- d 富山でのボランティア支援活動の展開について
- e 石川でのボランティア支援活動の展開について
- f 組合員（石川・奥能登）への情報伝達の確保について
- g 發文と指示文書について
- h 予算について

イ 第2回能登半島地震対策本部会議・事務局会議（1月22日）

- a 自治労本部の対応について
- b 石川でのボランティア支援活動の展開について
- c 省庁・政党対策について
- d 石上委員長の被災県訪問および支援金の取り扱いについて

ウ 第3回能登半島地震対策本部会議・事務局会議（2月9日）

- a 石上委員長の被災県訪問について
- b 石川でのボランティア支援活動の展開について
- c 災害特別カンパの集約状況について

⑤ 北信地連（石川・富山）と本部とのウェブ会議

ア 石川県本部とのウェブ会議（1月24日）

イ 富山県本部・石川県本部とのウェブ会議（2月1日）

ウ 富山県本部・石川県本部とのウェブ会議（2月8日）

エ 富山県本部・石川県本部とのウェブ会議（2月19日）

オ 富山県本部・石川県本部とのウェブ会議（2月28日）

カ 富山県本部・石川県本部とのウェブ会議（3月11日）

キ 富山県本部・石川県本部とのウェブ会議（3月13日）

ク 富山県本部・石川県本部とのウェブ会議（3月21日）

ケ 富山県本部・石川県本部とのウェブ会議（4月2日）

（2） 石上委員長と松本総務大臣との会談（1月11日）

1月11日、石上委員長が松本剛明総務大臣と会談を行い、能登半島地震の被災自治体と被災者の支援とともに、現場で奮闘する職員・組合員を支える観点から、①労働安全衛生、労働災害防止の観点を踏まえた対応、②惨事ストレス等の対応などメンタルケア対策の実施、③支援体制の構築および中長期的視点に立った人的支援、④必要な財政措置、⑤各府省と連携した通常業務軽減への対策、などについて要望した。

（3） 石上委員長の被災地訪問（2月10～11日）

2月10～11日、石上委員長、八巻総合企画総務局長、氷室政策局長が、以下の被災自治体を訪れ、馳石川県知事をはじめに、当該自治体の首長などと面会し、支援金を手渡すとともに、当該自治体の職員の心身の健康確保や時間外手当等の適切な支給などについて対応を要請した。

① 2月10日：穴水町役場、輪島市役所、珠洲市役所、能登町役場

② 2月11日：石川県庁、七尾市役所

(4) 自治労ボランティア支援活動の実施

1月18日～3月19日で富山県氷見市、3月4日～4月28日で石川県七尾市、3月31日～6月1日で石川県能登町に対して、自治労ボランティア支援活動を実施した。25県本部1社保労連より、延べ968人が支援活動に参加し、被災自治体の支援を行った。

活動内容と活動自治体の詳細については、＜別表13-1＞を参照のこと。

＜別表13-1＞

【能登半島地震・自治労ボランティア支援活動】 支援活動先自治体・任務内容別 担当県本部一覧

① 富山県内での自治労ボランティア支援活動（実人数130人・日数延べ187人）

活動開始	活動終了	富山県氷見市	
		災害ごみ積み下ろし・受付等業務	公費解体等受付業務
1/18 (木)	2/29 (木)	富山県本部	富山県本部
1/18 (木)	3/19 (火)		富山県本部

② 石川県内での自治労ボランティア支援活動（実人数91人・日数延べ781人）

	入り	活動開始	活動終了	帰り	石川県七尾市			石川県能登町		
					給水車への水の補給作業	総合支援窓口受付業務	ボランティアセンター運営	避難所運営業務		
							能都中学校 (24時間体制)	コンセルのと (15:00～翌9:00)	松波中学校 (24時間体制)	
第1G	3/3 (日)	3/4 (月)	3/9 (土)	3/10 (日)	長野2	福井2				
第2G	3/9 (土)	3/10 (日)	3/16 (土)	3/17 (日)	長野2	福井2				
第3G	3/16 (土)	3/17 (日)	3/23 (土)	3/24 (日)	宮城1 栃木1	岩手1 福島1				
第4G	3/23 (土)	3/24 (日)	3/30 (土)	3/31 (日)	大阪2	兵庫2				
第5G	3/30 (土)	3/31 (日)	4/6 (土)	4/7 (日)	埼玉1 千葉1	群馬1 茨城1		東京2 神奈川2		
第6G	4/6 (土)	4/7 (日)	4/13 (土)	4/14 (日)	山梨1 岐阜1		静岡1 愛知1	新潟2 広島1 岡山1		
第7G	4/13 (土)	4/14 (日)	4/20 (土)	4/21 (日)	奈良1 社保1		滋賀1 京都1	福井2 長野2		
第8G	4/20 (土)	4/21 (日)	4/27 (土)	4/28 (日)			岩手2 栃木2	宮城2 福島2		
第9G	4/27 (土)	4/28 (日)	5/4 (土)	5/5 (日)	七尾市支援活動終了（4/28まで）			兵庫4		神奈川4
第10G	5/4 (土)	5/5 (日)	5/11 (土)	5/12 (日)				群馬2 埼玉2		千葉2 岐阜2
第11G	5/11 (土)	5/12 (日)	5/18 (土)	5/19 (日)				新潟4		愛知2 広島2
第12G	5/18 (土)	5/19 (日)	5/25 (土)	5/26 (日)				福井2 長野2		滋賀2 社保2
第13G	5/25 (土)	5/26 (日)	5/31 (金)	6/1 (土)					岩手2 宮城1 福島1	大阪4

(5) 連合・被災地救援ボランティアへの参加

3月24日から開始された連合被災地救援ボランティア活動について、自治労から連合本部の要請に基づき、12県本部23人が参加した。構成組織・地方連合会から参加した支援者は、七尾市のベースキャンプを拠点に石川県輪島市および珠洲市の災害ボランティアセンターにおける支援業務などに取り組んだ。

2. 能登半島地震・災害特別カンパの取り組み

(1) 能登半島地震・災害特別カンパ

1月1日、石川県能登地方を震源とする大地震が発生し、石川県能登地方を中心に、富山県、新潟県など広域にわたる甚大な被害をもたらした。これに対して自治労は、1月5日、被災単組・組合員に対するお見舞いと復興支援を目的に、組合員1人あたり500円を目標にカンパを呼びかけ、8月5日を最終として171,899,565円を集約した。また、各県本部等からの集約とカンパの配分については、第16回中央執行委員会（4月19日）で確認した（詳細は自治労發文2024第0536号（5月10日）を参照のこと）。

※カンパの集約状況および配分・拠出先については、以下の通り。

<別表13-2>

能登半島地震災害特別カンパ

2024年8月5日時点

県本部	入金合計	県本部	入金合計
北海道	6,328,088	京都	832,972
青森	1,254,220	奈良	656,888
岩手	2,887,648	和歌山	4,294,575
宮城	5,168,122	大阪	11,183,409
秋田	2,423,705	兵庫	4,293,037
山形	3,652,781	岡山	1,556,933
福島	5,310,201	広島	5,314,456
新潟	2,996,818	鳥取	2,716,231
群馬	2,904,836	島根	3,690,848
栃木	4,191,023	山口	2,902,039
茨城	2,140,227	香川	3,168,106
埼玉	1,590,526	徳島	2,838,853
東京	8,873,916	愛媛	1,180,255
千葉	2,170,327	高知	2,554,720
神奈川	4,604,306	福岡	6,970,514
山梨	2,087,434	佐賀	1,474,878
長野	6,046,173	長崎	2,465,041
富山	2,207,004	大分	4,763,108
石川	3,585,053	宮崎	2,643,634
福井	3,523,554	熊本	6,658,418
静岡	3,456,116	鹿児島	4,931,929
愛知	2,849,274	沖縄	1,973,363
岐阜	2,952,639	社保労連	2,917,472
三重	4,000,226	本部	184,840
滋賀	1,811,377	関係諸団体	717,452
		総合計	171,899,565

<別記13-1>

支 援 金 の 配 分

(1) 被災自治体（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町：各1,000万円）	50,000,000円
(2) 被災県本部への支援金	
① 石川県本部	11,585,053円
② 富山県本部	5,207,004円
③ 新潟県本部	1,000,000円
(3) 被災単組への支援金	
① 石川県本部分	81,531,020円
② 全国一般石川地方労組	738,000円
③ 富山県本部分	1,000,000円
(4) 連合本部災害特別カンパ	5,000,000円
(5) 被災地でのボランティア支援活動費	
① 自治労ボランティア支援活動費用	14,514,046円
② 連合「被災地救援ボランティア」支援活動費用	1,324,442円

2024年度 運動の総括

目 次

1. 各分野の取り組みの総括	111
（1）賃金闘争の再構築～実態把握と到達目標の確立、要求・交渉の徹底	111
（2）長時間労働是正と人員確保、安全衛生の推進	117
（3）安定雇用の実現と公正なワークルールの確立	120
（4）地方自治の確立と質の高い公共サービスの推進	121
（5）安心・安全・信頼の社会保障制度改革の推進	124
（6）持続可能な環境社会の実現と脱原発の推進	128
（7）憲法を守り平和を確立する運動の推進	129
（8）人権を守り共生社会を実現する取り組み	131
（9）政策実現にむけた政治活動の推進	132
（10）国際連帯の強化と国際労働運動の推進	134
（11）ジェンダー平等社会実現の取り組み	137
（12）運動の強化と持続可能な組織づくり	138
① 組織強化・拡大にむけた取り組み	138
② 各部門・横断組織の取り組み	144
（13）労働者自主福祉活動の推進	155

1. 各分野の取り組みの総括

(1) 賃金闘争の再構築～実態把握と到達目標の確立、要求・交渉の徹底

【2023人勧に対する取り組み】

1. 2023人勧においては、自治労として公務員連絡会に結集し、人勧期中央行動や人勧期署名、全国統一行動を配置しながら交渉を重ね、月例給・一時金ともに2年連続の引き上げ勧告となりました。また、公務員人事管理に関する報告では、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の骨格案について、①人材確保への対応として、初任給近辺の俸給月額引き上げ、係長～上席補佐層の俸給の最低水準引き上げ、勤勉手当の成績率上限の引き上げ等、②組織パフォーマンスの向上策として、本省課室長級の俸給体系見直し、地域手当の大括り化等、③働き方の多様化への対応として、扶養手当の見直し等が示されました。
2. 10月7日、総務省は総務副大臣通知を発出し、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処すること、会計年度任用職員については適正な任用・勤務条件の確保をはかり、給料・報酬および期末手当は適切に決定すべきものであること等を示しました。
3. 本部は、地方公務員の労働条件は、労使交渉・協議とそれに基づく労使合意を前提に条例で定めることが原則であることを改めて強調し、地方の主体的判断による決定を損なうような指導・助言を行

わないよう、総務省交渉・協議を展開しました。

【交渉力の強化による到達闘争の前進】

4. 2023確定闘争においても、本部中執による各県本部に対する事前オルグおよびヤマ場にむけた点検を2度行い、交渉未実施単組に対するフォローアップ等に取り組みました。また、集約した各県の交渉状況についても、速報として各県本部に情報共有を行いました。しかし、要求書提出－交渉－妥結（書面化・協約化）に関してほぼ2022年と同水準となっており、最終的に、要求書未提出単組が約2割、交渉未実施単組が約4割と、確定闘争そのものが二極化してしまっている現状について厳しく受け止める必要があります。
5. 2023確定闘争は、11月10日を戦術集中日として設定し取り組みを進めました。しかし、本部の設定した日程に結集する県本部は半数超にとどまり、統一闘争への結集については、2022年に引き続き課題を残すこととなりました。自治労全体で統一して要求・交渉するという意識が希薄化していると言わざるを得ない現状において、結集する意義を改めて全体で確認し、取り組みを前進させる必要があります。

また、地方における給与水準の確保・底上げをはかり、他自治体・地域の賃金水準へ波及させる観点からも産別一丸となり設定した統一目標にむけてともにたたかう「到達闘争」に取り組む必要があります。

6. 自治体確定闘争は組合員の賃金を決定する重要な取り組みであり、「賃金・労働条件に関する事項は、必ず労使交渉・協議、合意により決定する」という労働組合の基本的な取り組みがなされなければなりません。要求・交渉をしなければ勧告以上の改善は勝ち取れず、交渉力も培われないため、人勧凍結やマイナス提案が当局より出された際に単組自らたたかうことができなくなります。県本部としても、そうした単組を見送ごすことなく、単組支援を重要課題とし、継続して支援することが必要です。

こうした状況を踏まえ、本部は先進的な単組の取り組み事例を共有し、交渉の前進をはかるべく全3回にわたり、ウェブでの課題別学習会を開催しました。それぞれ「再任用職員の処遇改善」、「カスタマーハラスメント対策」、「勤務間インターバル・フレックスタイム」をテーマとし、各回約60人の各県本部、単組役員参加の下学習と活発な意見交換の場となりました。

【自治体労働者の賃金要求】

7. 2023確定闘争の結果、多くの単組が月例給・一時金の引き上げを勝ち取りましたが、一時金の支給月数は県、単組によって4.25月から4.65月と依然として0.4月の差があります。

重点課題の1つとして設定した中途採用者の賃金改善について、具体的な成果として、民間職務経験を100%換算とする、5年超の18月換算の撤廃、経験者採用として2級以上の格付けを可能とすることなどが報告されました。県本部・単組による粘り強い交渉の成果といえます。また「協議中」とした単組も3割弱あり、妥結には至らなかったものの当局と問題意識を共有できた単組も一定数あると考えられ、今後の足掛かりにできたといえます。

8. 本部は、自治体労働者の賃金要求を設定するにあたっての基礎資料とするために2023年度自治労賃金実態調査を実施した結果、自治体規模の大小によって賃金水準に格差が生じていることや40代後半以降で上昇カーブが緩やかになるといった課題が改めて浮き彫りとなりました。
9. 賃金水準の改善のためには初任給格付けを含めた昇給・昇格ラインの改善が不可欠です。本部はこの間、賃金の運用改善にむけた「1単組1要求」を提起してきていますが、要求単組は5割強にとどまっています。単組の賃金課題を明確にし、具体的な賃金運用改善要求を出せるよう、単組力量の強化とともに県本部による分析・指導が求められます。
10. 単組が交渉できない、賃金改善に取り組めない要因の1つとして単組役員の知識と経験不足があると考えられます。勧告以上の賃金改善を求め、各単組で自信を持って交渉するためには理論武装が必要であり、まず単組役員が賃金制度についての知識を身に付ける必要があります。
県本部・単組における単組の状況を分

析し助言することができる賃金担当者を育成するための学習、また、賃金闘争への結集のためには組合員に対しても基本的な制度理解と制度をめぐる課題についての学習と共有が必要です。

【災害応急作業等手当支給にむけた取り組み】

11. 能登半島地震を受け、総務省は災害応急作業等手当について、現場業務を広く支給対象とする旨の通知を発出しました。春闘期から取り組みを行い、条例化や支給対象の拡大、単価の改善を勝ち取った単組もある一方で、交渉継続となっている単組もあります。条例未整備の単組は、引き続き確定闘争期にむけ取り組みます。

【社会と公務の変化に応じた給与制度の整備にむけた対応と賃金闘争の再構築】

12. 人事院は、2023年人事院勧告時報告の中で、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の骨格案を示し、2024年夏にむけて検討を進めるとしました。給与制度見直しの目的とされている人材確保の必要性は国家公務員、地方公務員に共通する課題であり、自治労としても新規採用者、若手職員の処遇改善については必要だと認識しています。しかし、一部のキャリア優遇の措置事項が多く、中堅層以上の組合員層にはメリットが感じられるものになっていないこと、成績優秀者にメリットが偏向していることは問題だと捉え、公務員連絡会を通じて意見反映を行ってきました。

一方で、給与制度見直しの内容については多岐にわたることから、課題によって人事院に対する要求と総務省に対する

要求を切り分けて対応することとし、総務省に対しては、地方の実態と自主性を尊重した給与制度を求めて、対策を強めることとしました。

13. 総務省は国の給与制度の見直しに対応し、地方独自の課題や地域の実態を踏まえた検討を行うため、「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」の下に給与分科会を設置しました。自治労から林総合労働局長が委員として参加し、国家公務員の制度を機械的に当てはめるのではなく、地方や地域の実情に応じた、自治体の自主性が尊重される制度となるよう求めて発言をしてきました。

14. 自治労は、総務省への要求事項を下記の3点にまとめ、署名に取り組みました。最終的に56万1,403筆を集め、6月17日に署名提出・要請行動を実施しました。

- ① 人事院が検討している「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」の具体化にあたっては、国の制度変更に準じた扱いを自治体に求めないこと。
- ② 現行、給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきとされているが、地方の実態と自主性を尊重した柔軟な対応を可能とすること。
- ③ 国基準を上回る手当を支給したことによる特別交付税の減額措置については撤廃すること。

署名は組合員1人2筆以上を目標に取り組みましたが、目標に達した県本部は1県本部にとどまり、全体としては組合員数にも及ばない結果でした。給与制度見直しに対する自治労独自の取り組みとして、大衆行動の柱に据えたにもかかわ

らず、この結果となったことは厳しく受け止める必要があります。また、たとえ制度変更により地方の自主的な対応が可能となったとしても、この要求内容が浸透していなければ運動がつかれない懸念もあります。

15. 自治労は、賃金闘争の検証と時代の変化にあわせた到達目標のあり方を議論する「賃金闘争あり方研究会」を立ち上げ、2024年度に計6回開催してきました。中間論点整理では、①賃金政策について、②統一闘争体制の再構築について、③単組における賃金闘争力の強化について、④到達闘争について、現時点での議論を整理しました。今後、具体の方針化につなげていくため、2025年度中の報告をめざし、議論を続けます。

【定年引き上げに対応する取り組み】

16. 2023年4月に定年年齢が引き上げられ、2024年4月から職場には定年引き上げとなった職員、役職定年となった職員、暫定再任用職員、定年前短時間再任用職員など、さまざまな60歳超の職員が混在しています。

とりわけ再任用職員については、級格付けが低く抑えられている自治体も多く、一時金支給月数が定年前の職員よりも低いため、定年延長者と比べて賃金水準が低くなっています。

確定闘争時には29単組、春闘時には18単組が級格付けの改善を勝ち取っており、単組は引き続き粘り強い交渉を続ける必要があります。また一時金支給月数、生活関連手当の支給については国公の制度に大きく左右されることから、本部は引

き続き公務員連絡会を通じて改善を求めていきます。

【社会的横断賃金の確立】

17. 2024春闘において、賃金、労働条件の改善にむけ、要求書を提出した自治体単組は1,028単組63.8%、交渉を実施したのは584単組36.2%、妥結合意したのは371単組23.0%、書面協定を締結したのは219単組13.6%であり、すべての項目で2023春闘を下回る結果となりました。依然として約4割の単組では春闘に取り組んでいない・取り組めていない現状があります。

18. この間、本部では具体的な運用改善について方針化等を行っていますが、要求単組および交渉実施単組は年々減少しているのが実態です。春闘に取り組めていない県本部・単組が固定化しつつあり、取り組み全体が低調に推移しています。このことから、2024春闘においても春闘に取り組む意義を単組まで十分に浸透させることができなかつたと考えられます。ただ前年の取り組みを踏襲するのではなく、なぜ春闘期に取り組む必要があるのかを含め丁寧に組合員に説明し、共通認識の上で春闘期の運動、ひいては組合活動そのものの活性化をはかる必要があります。

春闘・人勸・確定という賃金闘争サイクルの構築にむけ、本部・県本部が連携し、単組オルグを一層強化するとともに、単組が春闘に取り組めない、または取り組まない理由について、原因を分析し対策を検討しなければなりません。

【自律的労使関係制度と消防職員の団結権の確立にむけた取り組み】

19. 民主党政権時における政府による自律的労使関係制度の措置を盛り込んだ公務員制度改革関連法案の提出がされて以降、計3回の議員立法が国会に提出されてきましたが、いずれも審議未了、廃案となっています。このような経過を踏まえ、2022年5月、立憲民主党は公務員制度改革PTを発足させ、検討・議論を経て、2023年6月16日、国民民主党および社会民主党とともに、第211回通常国会に「公務員制度改革関連5法案（国家公務員法および地方公務員法等の改正法案）」を共同提出（議員立法）しました。この法案は、刑事施設職員について、新たに団結権および協約締結権を有する団体交渉権を措置するとともに、消防職員について、民主党政権時の閣法やこれまでの議員立法で措置していた団結権に加え、協約締結権を措置することにしています。
- 頻発する大規模災害への対応や増え続ける行政需要に 대응していくためには、職員の経験と知見に基づく業務の充実が不可欠であり、そこで働く公務員の勤務・労働条件の自律的決定とともに、労使が主体的に協議していくことが重要です。法案の早期の審議入りと成立をめざして、引き続き粘り強く取り組みを進めていかなければなりません。
20. 公務員の労働基本権の回復、とくにILO第87号条約との関係における消防職員や刑事施設職員への団結権付与などについて、2018年に開催されたILO第107回総会で日本政府に対する11度目の結社の自由委員会報告・勧告等が採択さ

れました。また、同総会において開催された基準適用委員会で第87号条約に関する個別審査が行われ、議長集約（結論）は5つの課題（①自律的労使関係制度の検討、②消防職員委員会制度、③消防職員は警察と同視とする政府見解に関する協議、④刑事施設職員の団結権付与に関する分類、⑤人事院の手続の検討）を特定し、「政府に対し、勧告を実施するための期限付きの行動計画を社会的パートナーとともに策定すること」を求めました。これを受けて日本政府と自治労・全消協は、「ILO議長集約にかかる定期協議」の場で、11回にわたり「消防は警察同視」の論点を中心に協議を行ってきました。しかし、政府は「消防は警察の職務と同視される」とする見解を繰り返し、団結権付与については慎重に検討するという姿勢を崩しておらず、議論は平行線となっています。

21. そのような状況の中、2024年6月、ILO第112回総会において、2018年以来6年ぶりとなる公務員の労働基本権問題が基準適用委員会の個別審査にかけられました。当事国の労働者代表として発言した石上委員長（連合会長代行）は、日本政府が2018年の個別審査における議長集約を放置、意図的に無視し続けていることを主張の上、2018年の議長集約が指摘した5つの課題の現状に言及し、日本の公務員の労働基本権問題の根本的かつ抜本的な解決にむけた日本政府の誠実な対応を導くよう、基準適用委員会での討議と断固とした結論を強く要請しました。また、労働側代表（ITUC）は、日本政府に対し、社会的パートナーとの協議

を通じ、2026年までにこの問題を解決するためのロードマップと行動計画を早急に策定し、2024年9月までにILO条約勧告適用専門家委員会に提出することを求めました。

これに対し、日本政府は、①消防職員・刑事施設職員は警察と同視されることから、警察職員と同様、団結権を有していないこと、②団結権を与えれば緊急事態などの対応に支障を来す、③自律的労使関係制度の構築については、交渉コストの増加や労使交渉の長期化などさまざまな問題がある、などの理由をあげ、「団結権の代償措置として消防職員委員会制度の定着がはかられている」などと述べ、依然として制度の維持を前提とする従前の主張を繰り返しました。こうした日本政府の主張に対して、4カ国・2国際組織の労働側から日本政府を厳しく非難する発言が行われ、とくに韓国より消防職員への団結権、団体交渉権の付与により業務への影響は一切認められず、日本政府の指摘は国際的な非常識であるという事実に基づいた指摘が行われました。

22. 最終的に6月14日、基準適用委員会の個別審査報告書が採択されました。委員会における議長集約（結論）は、本事案が長期にわたるものであること、および直近では、2018年に委員会で議論されたことについて留意、考慮した上で、日本

政府に対し、消防職員の地位と労働条件の改善、刑事施設職員における団結権のあり方、自律的労使関係制度の検討などに関し、条約に沿って、労働側と使用者側の団体との協議を行い、2024年9月1日までに報告書を提出することを要請するものとなりました。

なお、日本政府は、個別審査の締め括り発言において「各消防本部における消防職員委員会の運営状況を適切に把握しつつ、社会的パートナーを含む関係者とも協力しながらさらなる運用改善に取り組んでいく。消防職員委員会を含め、消防に関する相互の理解を深めるべく、社会的パートナーとの定期協議を引き続き行い、一層の意思疎通に努めていきたい」との考えを述べています。今後、自治労・全消協は、総務省・消防庁との間において、消防職員委員会制度の見直しをはじめとする協議を再開していくこととなります。

23. 労働基本権は、公務・民間に関わらず、すべての労働者に等しく保障されなければなりません。日本政府には、ILOからの指摘を受け止め、労働組合と誠実に対話を行うよう、求めていく必要があります。引き続き、地方公務員の自律的労使関係制度のための措置や消防職員・刑事施設職員の団結権などについて、連合・公務労協と連携しながらILO、政府に対する取り組みを進めます。

(2) 長時間労働是正と人員確保、安全衛生の推進

【長時間労働是正と労働者の視点による働き方の改革】

1. 2024春闘の取り組み報告では、「客観的な方法（タイムカード、パソコン等）で勤務時間管理が行われている」単組は22.6%、「条例・規則に定めた超過勤務の原則的な上限（月45時間年360時間）は守られている」単組は9.0%、「他律的業務の比重が高い部署を必要最小限の範囲に限定している」単組は8.7%となっています。そのような中で、「上限時間を超えて時間外労働を命じることができる特例業務を災害時のみとするなど、具体的業務に限定している」単組は26.1%で、2023年を大幅に上回る結果となったことは一定評価できるものです。しかし、時間外労働時間の上限規制の導入（2019年4月）から5年が経ってもなお、「他律的業務の比重の高い部署」や「特例業務」の限定が相当数の自治体で進んでいない実態となっていることから、まず単組は組合員の勤務時間の把握を行い、配置の見直しや業務量に見合った人員要求につなげていく必要があります。その上で、特例業務が行われた場合には、当該勤務にかかる要因の整理、分析・検証を行い、上限規制の実効性を高めていくとともに、職員の健康確保の観点から、医師の面接指導などを確実に実施させていく必要があります。
2. 2023春闘の取り組み報告では、「36協定の締結義務職場ではすでにすべて締結している単組は31.4%となっており、着

実に増えてきているものの、法令を遵守すべき自治体の7割で労基法違反の状態が放置されている状況にあります。労基法別表第一に該当する事業場においては36協定が締結されなければ時間外労働を命じられないということを労使で確認し、時間外労働の縮減とそれを実現する36協定の締結にむけて取り組む必要があります。県本部は、各単組の36協定の締結状況を確認し、締結義務職場において完全に達成するよう指導力の強化が求められます。

【ワークライフバランスの確保と両立支援】

3. 国では、2023年8月にフレックスタイムのさらなる柔軟化（ゼロ割振り日の追加）、11時間の勤務間インターバル確保の努力義務規定等が勧告・報告され、2024年3月に人事院規則が改正されました。これを受けて総務省も、フレックスタイム制の見直しおよび勤務間インターバルの確保を自治体に促す通知を発出しました。

自治体での交渉は2024確定闘争から本格化するものと思われませんが、当局主導で一方的に導入が進まないよう留意が必要です。まずは適正な労働時間管理と長時間労働是正、職場の人員体制の確立を前提とした上で、ワークライフバランスの実現に資する、職員の希望に基づく割り振り変更による柔軟な働き方と勤務間インターバルの確保を求める必要があります。

【人員確保の取り組み】

4. 人員確保闘争については、6月を基本的交渉ゾーンに設定し、6月期以外に取り組む場合は、県本部ごとに集中期間を設定することとして取り組みました。6月期の2023人員確保闘争に取り組んだ単組は586単組33.8%、また2023確定闘争での要求単組は856単組53.4%でした。2023人員確保闘争の前進回答の具体的内容をみると、人員不足の専門職（技術職、保育士、獣医師等）などで増員の検討、新規採用職員の募集時期の前倒しや試験の回数増などがあげられています。

2024春闘においても、賃金・労働条件と並び、「人員確保」を重点項目に掲げて取り組みを進めましたが、「公共サービスの安定的な提供にむけ、必要な人員を要求した」のは、686単組42.6%と半数に届いておらず、取り組みの強化が必要です。

公務職場全般での人員不足の状況に加えて、少子化による労働力人口の減少により、すでに公務はもちろん民間とも人材の争奪戦が始まっています。安定した地域公共サービスを持続的に提供するためには、人員確保は喫緊の課題です。毎年、春闘期に職場点検を行い、労使で中途退職の実態を把握するとともに、退職理由が職場に要因がある場合、職場改善に取り組めます。そして、春闘段階での要求に加えて、4月1日の配置状況を踏まえて、6月の人員確保闘争を中心とした交渉に取り組む、必要な人員の確保をめざしていかなければなりません。

あわせて、人員確保の必要性について世論などにも訴えつつ、人員増を可能と

する財源確保を求めます。

【安全衛生体制の確立と快適職場の確立】

5. 自治労は毎年7月の安全衛生月間を中心に、安全衛生委員会の活性化や職場点検を通じて職場改善に取り組んできました。2023年度の取り組み集約状況では、労働安全衛生委員会の設置は「すべての職場で設置」「設置義務のある職場では設置」は784単組88%でしたが、委員会の開催は「年1～4回」が約半数を占め、労働安全衛生規則の規定通り「月1回以上」開催されているのは3割に満たない結果となっています。委員会は、労働災害防止にむけて、労使が対等の立場で継続的に議論し、取り組みができる場です。これを活用し、毎月定期的に委員会を開催し、各職場での毎月の時間外労働の実態や、ハラスメント等職場における課題の把握を行い、労働者の意見を踏まえた職場改善につなげていく必要があります。
6. 本部は、県本部の労働安全衛生担当者の育成のため、2月7～8日に労働安全衛生講座、8日に労働安全衛生担当者会議を開催しました。労働安全衛生講座の一部は、学習動画としても発信しました。各単組において7月の労働安全衛生月間の取り組みを推進し、通年の取り組みの構築にむけて、県本部担当者による取り組みの支援が重要です。

【労働災害・公務災害補償制度の拡充と、職場の健康と安全を確保する取り組み】

7. 地方公務員災害補償基金支部・政令市支部審査会に労働側から選出されている参与を対象に、地方公務員災害補償基金

支部労働側参与会議を開催しました。全国の公務災害認定の現状や課題の共有を行うとともに、地公災制度の問題点と審査会審理における労働側参与の役割を確認しました。

公務災害の認定を勝ち取るためには、認定請求時から労働組合が積極的に関与し、公務災害認定にむけて取り組むことが重要です。自治労「公務災害認定への取り組みマニュアル」の活用をはじめ、毎年の参与会議で最新の情報を得て対応していく必要があります。

【ハラスメント、メンタルヘルス対策の構築】

8. 2021年8月に公表した「職場における迷惑行為、悪質クレームに関する調査」結果から、多くの公務職場でカスタマーハラスメントが発生していることが明らかになりました。これを受けて、本部は、「自治労カスタマーハラスメント対策研究会」を設置し、労働法や安全衛生、自治体行政の専門家、弁護士、組合役員の参加を得て、2023年2月に「カスタマーハラスメントのない良好な職場をめざして～予防・対応マニュアル～」を作成しました。このマニュアルを参考に、すべての自治体職場でカスハラの実態を把握し、その実態に沿った対策を求めていかなければなりません。2024春闘では、カスタマーハラスメント対策等の推進を重点課題の一つに掲げ取り組みを推進しましたが、「カスハラ防止にむけて対策を講ずるよう要求した」単組は627単組38.9%で、前進回答は133単組21.2%となりました。引き続き、全単組での要求書の提出をめざし、前進回答があった単

組での具体的な対策について情報収集をはかり、好事例の共有を進めていく必要があります。

9. カスハラ防止対策について、政党をはじめ、さまざまな関係機関との意見交換を行ってきました。現在はカスハラ防止の法律上の措置義務はありませんが、連合や他産別と連携し、カスタマーハラスメント防止の措置義務の法制化にむけて、取り組みを進めていきます。
10. 総務省「地方公共団体における各種ハラスメント対策の取組状況調査」では、2023年6月1日時点で、パワハラ、セクハラ、マタハラの防止のための措置は、すべての都道府県および指定都市では措置が講じられているものの、1割超の市区町村では、いまだ必要な措置が講じられていません。未措置の自治体については、研修の実施や相談体制の整備など必要な体制を各自治体に要求する必要があります。
11. 能登半島地震の発災に伴い、被災自治体の職員に加え、全国各地からの行政支援で派遣される職員のメンタルケア対策として、本部は「惨事ストレスとメンタルケア 災害支援参加のあなたへ 必読書」「災害対応職員 1000時間後のあなたへ 現実への帰還のために 必読書」を改訂し、データ配布しました。

発災から約8ヵ月が経過し、継続して被災地対応にあたってきた職員にとっては心身の疲労が懸念されます。引き続き、当局に対し、ストレスチェックの実施など、職員の健康状態の把握と対策に取り組むよう求めていく必要があります。今後、被災自治体のニーズを把握し、必要

なメンタルヘルスケアの方策を探っていきます。

【地方公務員共済組合制度に関する取り組み】

12. 自治体等で勤務する短時間労働者の公務員共済の短期給付の適用に関し、自治体や各共済組合のシステム改修や業務量増大に対応する人員の確保を含む体制整備と必要な財源の確保を求めて、市町村共済協議会とも連携し、必要な対策を進めてきました。今後も、マイナンバーカードに関する対応をはじめ、各種業務対応を注視し、共済組合の過重な負担となる場合には、省庁などに対し必要な対策を求めていきます。
13. 地方公務員共済組合連合会等の年金積立金の運用については、運営審議会や地方公務員共済資金運用委員会において、安全性・確実性を優先する観点から、経過的長期給付積立金へのオルタナティブ

投資について慎重な対応を求めてきました。政府は、経済の成長と国民の資産所得の増加をはかるとして、「資産運用立国実現プラン」を掲げていますが、引き続き、組合員の立場から、安全性・確実性を優先するよう意見反映をしていく必要があります。

また、地共連の投資については、社会的責任投資を進めるためにも、ESG投資の拡大を求めてきました。地共連は、組合員の利益のために長期的な収益を確保する観点から、ESG（環境、社会、ガバナンス）を考慮した投資に取り組むことが重要であると考え、2024年5月に責任投資原則（PRI）に署名しました。人権尊重や環境保護、労働者保護、女性の活躍などを重視した社会の実現にむけて、引き続き、ESGを考慮した社会的責任投資（SRI）の拡大への意見反映を進めます。

（3） 安定雇用の実現と公正なワークルールの確立

【会計年度任用職員の処遇改善】

1. 2023確定闘争では、地方自治法改正を受けた会計年度任用職員に対する勤勉手当支給のための条例改正と、総務省通知を踏まえた遡及改定が焦点となりました。勤勉手当にかかる交渉結果では、常勤同様の支給月数とした単組が要求単組比5割を上回ったものの、条例改正時期、支給月数について妥結できずに継続協議となった単組も3割弱ありました。改定時期について、4月遡及を勝ち取った単組は引き上げ単組比6割強、2024年度から3割弱、継続協議とした単組も約1

割ありました。

遡及改定については、財源等を理由に後ろ向きの姿勢を見せる当局が多く、本部としても総務省対策を強めました。11月10日に2024年度補正予算が閣議決定され、総務省が同日付けで給与改定にかかる一般財源所要額について通知を示したことから、これを材料に引き続き交渉・協議を行い、前進をはかった単組も一定数ありましたが、財源が示されてもなお遡及改定を勝ち取れなかった単組も多くあったことについては課題が残りました。

2. 2024春闘でもこの2点について継続課

題として取り組んだ結果、月例給および期末手当の改定、勤勉手当の支給を可能とする条例改正、いずれにおいても協議中の単組が減少し、月例給の引き上げや条例の改正を勝ち取った単組が大幅に増加したことは、県本部・単組の粘り強い

交渉の成果といえます。

遡及改定未実施や、勤勉手当の支給月数が常勤職員未満となるなど課題を残した単組は、常勤職員同様の対応がはかれるよう2024確定闘争での再交渉が必要です。

(4) 地方自治の確立と質の高い公共サービスの推進

【地方自治確立の取り組み】

1. 6月19日、改正地方自治法が成立しました。改正内容は、①公金収納事務のデジタル化、②地域での生活サービス提供にかかる多様な主体との連携強化、③大規模災害や感染症まん延時などにおいて、国の地方に対する「補充的な指示」を可能とするという3点からなります。①デジタル化については、自治体情報システムの標準化がすでに大きな負担となっている自治体に対する新たな負担となりかねません。②多様な主体との連携においては、地域での生活サービス提供を行う市民団体等に対し、首長判断により行政財産の貸与や随意契約での事務委託が可能となることから、現行の指定管理者制度より恣意的な運用を招きかねません。③国による「補充的な指示」は、大規模な災害、感染症のまん延など、その被害が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、自治体は国の指示に従うとするものです。これは自治体に対する国の関与を必要最小限度にとどめるという従来の「一般ルール」を超えるものであり、地方分権に逆行する内容です。第33次地方制度調査会において、法改正にかかる議論が開始されて以降、これらの問題点
2. について総務省また各政党に対し強く指摘を行ってきましたが、極めて残念ながら与党側の強硬な姿勢により、法案は大幅な修正もなく可決されました。
3. しかし、国会審議において、岸まきこ参議院議員により「指示の対象が自治事務である場合、代執行はできない」こと、また「実情を踏まえ対応が可能となるよう自治体の声を伺いながら各府省取り組む」旨の政府答弁を引き出すとともに、衆議院では11項目、参議院では15項目からなる附帯決議を勝ち取りました。附帯決議では補充的な指示に際して、自治体への速やかな周知と事前調整、事後検証などを行うこととされています。今後、これらの内容を踏まえた制度運用が確保されるのか、引き続き警戒を怠らない取り組みが求められます。
4. また、地域での生活サービス提供を行う市民団体等に対する、市町村長判断に基づく随意契約での事務委託については、恣意的な運用が行われないよう総務省の動向や自治体における制度運用状況を厳しく監視していく必要があります。
5. 一方、一部の自治体では、地方自治法99条に基づく議会意見書の採択において、地方自治法の改正内容を批判するなど、

率先した取り組みも見られました。地方財政の確立にかかる議会意見書採択の取り組みは全国的に減少傾向にあるため、日頃からの地方自治の確立にむけた取り組みを改めて活性化する必要があります。

【質の高い公共サービスの提供への取り組み】

5. 自治体業務が対人性の高い職務であることに鑑みて、「公共サービスにもっと投資を！」キャンペーンや、必要な人件費が確保されるよう政府予算要請行動に取り組みました。地方財政計画上は、人員増を見込んだ予算編成がされていますが、公務における人員不足の解消や処遇改善の必要性はさらに高まりつつあることから、引き続き春闘期における大衆行動や政府・政党対策を強化する必要があります。

【地方財政の確立と税制改革】

6. より多様化する行政ニーズの高まりを受け、本部として地方財政計画における地方一般財源総額の拡充を求め、政府、政党、地方三団体に対する要求行動を展開しました。結果として、2025年度政府予算における2024年度水準の確保と、賃金と物価の好循環を支えるための行財政基盤の強化などが骨太方針上、明記されました。2025年度以降も持続可能な行政サービスを支えるための予算措置が行われるよう、継続的な取り組みが求められます。
7. 「ふるさと納税」については、居住地課税の原則から逸脱する等の観点から廃止を求めています。社会的には制度が定着しつつあります。しかし、自治体間

での税源の奪い合い、財源の不安定性を招いていることから、引き続き、有識者などとの連携を強めながら、より広範に訴える必要があります。

8. 「森林環境譲与税」については、この間、森林面積の譲与基準を引き上げるよう求めてきましたが、2024年度より森林面積に対する譲与基準を5%引き上げ、人口割合を5%引き下げることとなりました。その効果や自治体側の反応について検証しながら、今後の制度改善のあり方についての検討が求められます。

【行政のデジタル化への対応】

9. 自治体DXをめぐっては、自治体情報システムの標準化、マイナンバーカードと健康保険証の一体化、戸籍へのふりがな登録など、国の主導において矢継ぎ早に自治体での対応が求められています。デジタル・ガバメント化対策委員会において職場ヒアリングを行い、国への意見・要望を集約し、協力国会議員団に報告を行いながら、総務省への申し入れなどを行いました。DX化は今後も継続的に推進されることから、引き続き、デジタル庁および所管省庁への対応が求められます。今後も、現場における課題や要望を随時把握し、省庁対策に結び付けていく必要があります。

【カーボンニュートラルの実現】

10. 気候変動問題の解決と地域経済の発展を両立させるためには、自治体における官民連携に基づく、地域からのカーボンニュートラルの取り組みが不可欠です。このため、本部では企業における環境活

動を学ぶための場を他産別間において設置し、環境政策の豊富化にむけて取り組みを進めています。

地域における再生可能エネルギーの積極的導入やカーボンニュートラルを実現する中での公正な移行等にむけた新たな方針の確立が求められます。

【地域公共交通の維持・発展】

11. 生産年齢人口減や生活様式の変化による利用者の減少に加え、コロナによる影響、エネルギーや資材の高騰など、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。また、自動車運転者の労働時間規制（改善基準告示）の施行と、それに付随する「2024年問題」によりバス運転者不足はより深刻となり、こうした状況も相まって多くの路線が廃止・減便・縮小され、地方ローカル鉄道の存続問題も顕在化して地域住民の生活や移動に深刻な影響を及ぼしています。
12. 都市交評は各交通事業の状況把握に努め個別対策を進めるとともに、「地方自治における公共交通のあり方を考える議員懇談会」や省庁要請行動等を通じてコロナ特別減収企業債（コロナ企業債）の償還期間の延長、損失補填に対する新たな財政支援、人員を確保するための実効性のある施策などを求めてきました。コロナ企業債については2023年度で終了し、2024年度からは新たに交通事業債（経営改善推進事業）が創設されましたが、この制度の利用は、運賃制度の見直しや民間バスとの共同経営などの経営改善に取り組むことが発行対象となり、コロナ企業債以上に活用しにくいものとなってい

ます。一般会計からの繰り入れや自治体への特別交付税の増額など、即効性のある施策強化が強く求められています。

13. 利用者数がコロナ禍前に戻りきらない中、バス運転者をはじめ交通事業従事者不足による減便や路線の再編・統合に歯止めがかかっていません。地域の足として持続可能な公共交通を存続・発展させるためには、賃金・労働条件、職場環境を大幅に改善し、魅力ある職場・業種に変えていくことが極めて重要な課題であり、そのための国や自治体からの支援強化が強く求められています。

【自治研活動の活性化】

14. 自治労は住民の地方自治を守り、民主主義を発展させるための運動として、自治研活動に取り組んできました。近年は職場の多忙化や組合離れなどにより、自治研活動にむけられる意識も薄れつつあります。加えて、新型コロナウイルス感染症への画一的な対応やDX推進など、自治体の実情を無視した中央集権的施策が矢継ぎ早に行われたことにより、地域や職場から自治の力が奪われることにつながりました。このような流れは、住民に最も近い場所において地方自治を実践する労働者として強い危機感を抱きます。地方分権・地方自治の今日的な意義を問い直す場として、自治研の再構築が求められます。
15. 10月4～5日に「結びつなげる！ しまね自治研」をサブテーマに第40回地方自治研究全国集会（しまね自治研）を開催します。本集会では、わかりにくいと評されることの多い自治研が、具体的な

実践を通して参加者に見える・触れられるよう、さまざまなイベントを展開します。また、自治研への結集力を高められるよう、大規模集会がもつ魅力の一つである参加者同士の実践交流を促す集会づくりを、自治研中央推進委員および開催県本部である島根県本部と連携し進めます。

16. しまね自治研にむけた機運醸成の一環として、2ヵ月ごとに「カウントダウンセミナー」を開催し、自治研の本質的なテーマをもとに、明日につながる仕事との向き合い方、自治研の活用方法を学び合う機会としてきました。過去5回の開催における参加者は通算400人を超え、気軽に自治研に触れ学び合える場としてニーズに応えることができます。自治研のフィールドにおいて、組合員の自主的な学びに応えるセミナーを、年間を通じ企画・運営していくことは、今後の自治研の成長戦略の要になるといえます。
17. 1951年の創刊以来、自治研活動の情報誌として発行を続けてきた「月刊自治研」は、資材の高騰および定期購読者数の減少により近年、赤字での発行が続いてきました。定期購読料の値上げに踏み切っ

た2022年以降は独自採算を維持してはいますが、定期購読者数の減少には歯止めがかかっていません。2024年5月号からは電子書籍での取り扱いを開始し、より幅広い読者層にむけた販売促進を展開しています。引き続き、読まれる誌面づくりに注力していくとともに、未購読単組の解消、電子書籍等を活用した新規購読者の開拓に取り組んでいく必要があります。

18. 自治研では2014年から、若手組合員の参加促進による組織強化をめざしUNDER35の取り組みを展開しています。2023年9月には「第4回自治研UNDER35全国集会 in 高知」を開催し、普段、自治研活動に携わったことのない若年層とともに、組合活動の自由さ、幅広さに触れてもらうことができました。しまね自治研では、UNDER35の取り組みを発展させ、地元大学生を対象に、次世代の公務の魅力について、自治労組合員とともに考えるイベントを開催します。このような取り組みが、県本部や単組の自治研活動へと波及し、自治研活動が活性化するようサポート体制を構築していくことが重要となってきます。

(5) 安心・安全・信頼の社会保障制度改革の推進

【持続可能な社会保障制度の確立】

1. 持続可能な社会保障制度を確立するためには、関係する労働者の処遇改善が不可欠なことから、連合「医療・福祉部門連絡会」に結集し、厚生労働省への要請やヒアリング等を行いながら、人員確保や処遇改善、医療・介護サービスの質の

向上にむけて取り組みました。コロナ禍を経て、ようやく対面参加が基本となった「医療・介護フェス」、また産別間交流による医薬品・医療機器製造見学などにも積極的に参加しており、今後もより広範な連帯や社会的なアピールを意識した運動の構築が求められます。

2. 2024年度政府予算における地方のことも・子育て政策においては、地方単独事業に対して1,000億円が増額され、地方独自の取り組みを促す施策がとられました。社会保障に関する地方単独事業の拡充は、この間、政府予算要請行動において、強く求めてきたものです。社会保険制度に負担を求める財源確保のあり方については問題がありますが、地方の独自性を意識した財源措置については、今後も継続されるよう取り組む必要があります。

【公的年金制度の改革にむけた取り組み】

3. 連合は「社会保障構想」の見直しとして、働き方に中立的な社会保険制度等のあり方を基本に、公的年金制度の改革として第3号被保険者の見直しを提起しています。今後、各産別に対して組織的な討議が求められることから、政策担当者会議などを配置しながら、自治労としての考え方について検討を進める必要があります。

【日本版DBSの導入・法制化における対応】

4. 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（日本版DBS法）が成立しました。子どもへの暴力は断じて許されるものではありません。しかし、性犯罪歴がある者に加え、性犯罪歴がない者でも「性加害のおそれ」があると認められる場合、事業者には配置転換等の安全確保措置が義務付けられています。この措置については、情報開示に等しい配置転換となり得ること、また労

働者の雇用や「職業選択の自由」などの権利を侵害する可能性があります。法律の具体的運用はガイドラインに委ねられることから、必要な労働者保護の観点から、必要な労働者保護の観点を欠かさないう、引き続き、連合と連携して対策する必要があります。

【医療提供体制の確保】

- 2024年2月に地域医療セミナーを開催し、アフターコロナの自治体病院経営、医療現場におけるデジタル技術について情報共有しました。また、タスク・シフト/シェア、公立病院の再編統合、医療職場における労基法遵守について各分科会で学習し、持続可能な医療提供体制の確立に必要な対応について情報共有しました。引き続き医療職場における課題の解消にむけた取り組みを進めていくことが必要です。
- 医師の働き方改革を受け、タスク・シフト/シェアが現場において適切に進められるよう、看護問題対策委員会を中心にモデル要求書を作成し、県本部・単組に周知しました。また2023年11月には日本看護協会と意見交換を行い、医療職場の労働者全体の賃金・労働環境の改善にむけて協力していくことを確認しました。引き続き、関係する諸団体とも連携しながら、取り組みを進める必要があります。
- 地域医療再編対策本部は「公立病院の再編統合、経営形態の変更に対するポイント」を作成・発信し、病院の再編統合に直面したときの対策・対応について周知しました。この「ポイント」を活用し、県本部・単組の支援につなげていくことが必要です。

8. 衛生医療評議会実施の組合員アンケート調査結果について記者発表を行い、医療労働者の実態と課題を訴えました。調査内容については国会議員へも説明し、国会での発言につなげました。引き続きアンケートを継続し、問題の把握と改善にむけた取り組みを進めていくことが必要です。

9. レベルアップ講座を4回にわたりウェブで開催し、賃金・労働条件、病院の経営状況把握などについて情報共有・周知しました。今後も情勢や組合員ニーズに応じたテーマを設定し実施していく必要があります。

【地域保健の推進と公衆衛生体制の確立】

10. 2023年12月に地域保健・精神保健セミナーを開催し、コロナ禍を経験した上での保健所・地方衛生研究所の役割と現場の課題について、情報共有・交換を行いました。現場では保健師や研究職などの人員不足をはじめ、職種間の連携、人材育成などが問題となっており、新興感染症に備えた体制強化が求められています。引き続き、公衆衛生に関わる職場における課題を整理し、取り組みを進めていくことが必要です。

【社会保障分野における労働者の人材確保、労働条件・環境改善】

11. 2024年度の診療報酬改定に際し、2023年10月に要請行動を行い、改定の内容が公的病院の経営の安定化、人員確保と処遇改善につながる内容となるよう要請しました。

12. 看護補助者の処遇改善事業と、診療報

酬改定による賃上げについて、積極的に情報収集と発信を行うとともに、評議会の賃上げ方針とモデル要求書の作成・配布、ウェブ学習会の実施に取り組みました。これらの取り組みにより、賃上げ交渉を実施した単組数は増加したと考えられます。引き続き、現場に必要な情報発信を行うことが求められます。

13. 報酬改定などで賃上げが措置されたものの、医療現場の賃金水準は低位に置かれたままです。引き続き、医療現場の処遇改善を求めていくことが必要です。

【介護・障害福祉サービス】

14. 2023年10月に全国介護・地域福祉集会を対面形式で開催し、2024年度介護保険制度改正、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定にむけた課題を共有するとともに、介護・障害福祉サービス労働者の処遇改善や人員確保にむけ、取り組み強化を意思統一しました。また、厚生労働省に対し、介護保険制度の負担と給付、処遇改善と人員確保などの課題について要請を行いました。引き続き、次期制度改正や報酬改定、処遇改善にむけた議論に現場の課題意識を反映させるよう連合と連携し省庁対策などに取り組む必要があります。

【子ども・子育て支援の強化】

15. 2024年4月より3歳児と4・5歳児の最低基準の改正が行われました。これは、この間、現場の実態を集約しながら保育士配置の最低基準の見直しを訴え、取り組みを継続してきた成果といえます。今後は、「当面の間、従前の基準により運

営することを妨げない」とした経過措置に明確な期限を求め、公立保育所に率先して最低基準を順守させる取り組みを強めていく必要があります。

16. 「子ども・子育て支援法」の改正により2026年度から施行される「乳児等の支援給付（こども誰でも通園制度）」について、この間、「人員確保を伴わない制度実施は保育制度の質の低下を招くことから、職員配置改善・人員確保策とセットで行うこと」を中心にこども家庭庁に対し要請・意見交換を行ってきました。引き続き、2026年度の施行にむけて、試行的事業を行っている各自治体の実施状況から課題を洗い出し、具体的な制度設計に反映させる取り組みを進めていく必要があります。
17. 放課後児童クラブについては、放課後児童健全育成事業が拡充され、常勤職員配置の補助基準額が創設されました。今後は各職場の補助金の活用や、雇用実態をあきらかにしつつ、引き続き、支援員の処遇改善と正規職員の配置を求めて取り組んでいく必要があります。

【児童虐待防止対策および困難な問題を抱える女性への支援の強化】

18. 2024年4月から市町村・都道府県の体制強化を目的とした「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行されています。市町村に対しては、こども家庭センターの設置、地域子育て相談機関の整備などを求められ、都道府県については、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業などが新設されました。改正法の施行による新たな施策は多岐にわたって

おり、業務増に見合った人員確保をはじめとする処遇改善について、2024年2月にこども家庭庁に対し、要請行動を行いました。今後とも、各自治体の施行による現場の課題を把握するとともに継続した省庁対策等を行っていく必要があります。

【貧困の解消と格差の是正にむけた取り組み】

19. 改正生活困窮者自立支援法および生活保護法に関わる現場の課題について、2024年2月の要請行動や「くらしとこどもの福祉を考える全国集会」の場で、厚生労働省に対し要求・意見交換するなど、生活保護制度や生活困窮者自立支援施策の一層の充実を求めて取り組んできました。また、国会審議では連合と連携し取り組み、人員確保や処遇改善に関する附帯決議の採択に結び付けてきました。引き続き、法施行にむけ人員確保や処遇改善の取り組みを強める必要があります。

【障害者差別のない社会の実現】

20. 2024年4月から自治体の法定雇用率が2.8%（教育委員会は2.7%）に引き上げられ、これまで国・自治体に義務付けられていた合理的配慮が、民間事業者にも義務付けられました。この間、2023年10月には総務省と厚生労働省に対し、障害者雇用の促進や労働環境の整備、合理的配慮の確保などについて要請を行い、2023年12月には自治労障労連総会を開催し、合理的配慮を中心に現場実態を集約してきました。引き続き、自治体が民間事業者に率先して取り組みを進めるよう運動を進めるとともに、要請行動を中心に省庁対策を強化する必要があります。

(6) 持続可能な環境社会の実現と脱原発の推進

【脱原発社会の実現】

1. 2024年1月1日に発生した能登半島地震では、北陸電力・志賀原発敷地内外で施設被害が発生するとともに、3メートルの津波が到達するなど多くの影響がみられました。地震によって、道路の寸断が相次ぎ、万が一、地震と原発事故の複合災害になれば、住民避難や事故対応などが難しい状況となり、甚大な被害となりかねないとの懸念が広がりました。改めて、断層が集中する能登半島では、再稼働より「廃炉」を求める取り組みが必要です。
2. 政府は、原発回帰政策を強めていることから、自治労は「9・18ワタシのミライ ～No Nukes & No Fossil～」(従来のさようなら原発集会にあたる集会)、「3・20さようなら原発全国集会」に結集し、再生可能エネルギーを中心とした政策転換を求めてきました。一方、政府は原発政策・核燃サイクル推進のため、高レベル放射性廃棄物の最終処分場や使用済み燃料の中間貯蔵施設の設置にむけて自治体や電力会社への働きかけを強めており、さらに警戒が必要です。

【東京電力福島第一原発事故に対する対応】

3. 東京電力福島第一原子力発電所では、ALPS処理水の海洋放出が2023年8月24日から始まり、2024年7月16日には7回目の放出が行われました。海洋放出は長期に渡る環境影響評価結果はなく、処理水の放出が海洋の生態系にどういった

影響を与えるのかは未知数です。また、処理水には、トリチウムだけでなく60種を超える核種があることに加えて、中には半減期の長いものも含まれることから、安易な海洋放出は危険です。自治労は、2024年1～3月に「『ALPS処理水』の海洋放出を直ちに停止することを求める署名」に取り組み、経済産業省に提出してきました。地元の了解がないままのALPS処理水海洋放出を許さない取り組みを強化していく必要があります。

4. 東日本大震災の被災地である福島県では、2024年5月現在で、県内に5,908人、県外に20,046人、避難先不明5人の合計25,959人の方々が、今なお長期の避難生活を余儀なくされています。原発震災から13年目を迎えた現在でも、避難などに伴う心労が被害者を苦しめているのが現状です。帰還困難区域での避難指示解除が進む中、住宅支援などの補償が打ち切られ、避難者は避難し続けるか帰還するか of 厳しい選択を迫られています。引き続き原水禁や平和フォーラムに結集し、原発事故被害者と連帯して、補償の継続、生活の確保を求めなくてはなりません。

【環境自治体づくりの取り組み】

5. 地球温暖化が進む中、日本でも温室効果ガス排出の「2030年46%削減(2013年度比)」「2050年カーボンニュートラル」を目標に、さまざまな取り組みが進められています。連合が提案する「エコライフ」については自治労としても全国に継

続的な協力を呼びかけています。引き続き、自治体関連施設や職場の省エネや節電に取り組むとともに、自治体の環境政策に労働組合の意見を反映させるなど、より積極的な行動が求められています。

【環境保全・資源循環型廃棄物行政の確立】

6. 循環型社会形成推進基本法を軸とし、資源有効利用促進法や廃棄物処理法などにより、循環型社会の構築にむけた取り組みが進められ、2015年度までは最終処分量が大幅に減少したものの、2016年度以降は横ばいとなっており、取り組みを強化していくことが求められています。しかし、各種リサイクル制度では、自治体財政負担の増加や人員不足が大きな課題であり、中央環境審議会などで意見反映を行ってきました。さらに「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたものの、多くの自治体が導入に至っていない実態などを踏まえ、引き続き、環境省に対し自治体の財政負担の軽減にむけた財政支援や適切な

人員配置に基づく持続可能な制度構築を求めていかななくてはなりません。

7. 廃棄物の安定的な処理にむけ、ごみ処理施設は重要な役割を果たしていますが、全国の多くの施設は、ダイオキシン対策に伴い、一斉に建て替えが実施され、更新時期が重なっています。一方、環境省はごみ処理の広域化・集約化を掲げていますが、過度な広域化・集約化は災害時における安定的な処理に支障をきたすことが能登半島地震で明確になりました。今後、環境省に対し、ごみ処理施設のあり方や円滑な建て替え更新にむけた予算措置を求めていかなければなりません。

【健全な水循環と食をめぐる課題への取り組み】

8. 自治労水週間では、地域アピール行動として駅頭行動の実施など、各県本部でビラ配布行動など地域に開かれた参加型運動を通じて環境保全をはかる運動を推進しました。引き続き、健全な水循環の確立にむけた取り組みが重要です。

(7) 憲法を守り平和を確立する運動の推進

【憲法改悪を阻止する取り組み】

1. 自民党を中心とする改憲勢力が推し進める「憲法改正」を阻止するため、中央・地方で平和フォーラムや「戦争をさせない1000人委員会」に結集し、国会議員会館前・国会議事堂前19日行動や平和フォーラムと立憲フォーラム共催による院内集会、全国各地での改憲阻止を求める集会に参加してきました。また、「憲法理念の実現をめざす第60回護憲大会」

や「武力で平和はつukれない！ とりもどそう憲法いかす政治を2024憲法大集会」に参加し、憲法改悪の危険性、憲法理念の共有化をはかりました。引き続き、中央・地方において、広く世論喚起に努めながら、改憲阻止のたたかいを追求する必要があります。

2. 国会では、改憲勢力が衆・参の憲法審査会の開催を強行し、とくに衆院・憲法審では感染症の拡大や災害などの非常時、

世界情勢などを口実に、緊急事態時の衆議院の議員任期延長を憲法に盛り込むことを主張しています。

一方、参院・憲法審では、与野党とも憲法第54条に定める参議院の「緊急集会」を重視しており、とくに公明党は同規定で緊急時の対応は可能であるとして議員任期の延長は不要との考えを示すなど、改憲派内部ですら主張が食い違っているのが現状です。それでも衆院・憲法審の改憲勢力は、議員任期の延長は国会議員の権力乱用の恐れがあるとして反対の立場である立憲民主党の姿勢を批判し、具体的な条文案の起草作業を迫っており、憲法を改正すること自体が目的化していると指摘せざるを得ません。

自治労は、平和フォーラムに結集し、連携できる国会議員への対策や国会傍聴行動を行いながら、議論を注視してきました。引き続き、議論も不十分で合意形成もなきまま強行に推し進められることがないように、改憲阻止の取り組みを強化していかなければなりません。

【平和をつくる取り組み】

3. 4月10日に行われた岸田首相とバイデン大統領との日米首脳会談では、日本を米国のグローバル・パートナーと位置付け、米国と自衛隊の「指揮統制」やGDP 2%への軍事費拡大、武器技術開発の協力など、2022年12月に閣議決定された「安保関連3文書」で示されている方針を具体化させ、日米軍事態勢をより緊密化することが強調されています。また日本は、米英豪の軍事同盟＝AUKUS（オーカス）やNATO（北大西洋条約

機構）など多国間軍事同盟に同調する動きを強めています。これらは東アジアの安全保障環境を悪化させ、軍拡競争や偶発的な衝突の危険性を増大させる危険をはらんでいます。引き続き、平和フォーラムに結集して、日中関係改善と東アジアの平和にむけた取り組みを続けなくてはなりません。

4. 沖縄の辺野古新基地建設をめぐるのは、国の代執行により、軟弱地盤の埋め立て工事が進められています。代執行裁判は最高裁に沖縄県が上訴していましたが、最高裁は不受理として、福岡高裁判決が確定しました。国は代執行以外の解決の努力を行っていないにもかかわらず国が地方自治体に対して強権的関与ができることを事実上認めたもので、対等・平等である国と地方自治体の関係を壊す不当な司法判断と言わざるを得ません。自治労は平和フォーラムが呼びかける団体署名「辺野古代執行訴訟での公正・中立な立場で実質審理を求める要請書」の取り組みに協力し、最高裁に全体で2,633筆を提出し、抗議の意思を示しました。引き続き辺野古新基地建設阻止にむけ、平和フォーラムなどと連携して取り組む必要があります。

【非人道的兵器廃絶の取り組み】

5. この間、アメリカにおいて、政府高官が広島や長崎での原爆投下を改めて肯定したり、連邦議会議員が広島・長崎での原爆投下を引き合いにパレスチナ・ガザ地区での核兵器使用を主張したりと、極めて問題な発言が続く中、岸田首相や上川外相をはじめとする日本政府は、明確

に抗議の意思を示していません。岸田首相は、ことあるごとに被爆地広島を選出議員であることをアピールしながらも、戦争被爆国の政府首脳として果たすべき役割、すなわち核抑止論に立ちむかい、核兵器廃絶にむけた具体的な行動をとっているとはいえません。引き続き、日本政府に対し「核兵器禁止条約」への署名・批准と、被爆国として核兵器廃絶にむけた積極的な役割を果たすよう求めていく必要があります。

6. 全国被爆二世団体連絡協議会総会が2

(8) 人権を守り共生社会を実現する取り組み

【人権基準を確立する取り組み】

1. すべての差別の撤廃にむけた包括的な法規制を求めて、連合や部落解放同盟・反差別運動団体などとともに、人権侵害救済法の制定を求めてきましたが、いまだ制定されていない状況です。5月23日に開催された「部落解放・人権政策確立要求第1次中央集会」では、国内人権委員会の設置を含む人権侵害救済制度を早急に確立する取り組みを確認しました。引き続き、人権侵害救済法の制定の取り組みを継続するとともに、人権を確立する取り組みを強化する必要があります。
2. 6月14日、「技能実習」に代わる「育成就労」創設などを盛り込んだ改正入管難民法が成立しました。改正法では、永住資格を持つ外国人が税金や社会保険料を故意に滞納した場合に永住許可を取り消す内容が含まれています。こうした規定は、外国人住民の生活基盤自体を奪うもので、外国人住民の尊厳を軽視し、不

月に広島で開催され、被爆二世を取り巻く状況を共有しました。総会終了後には、自治労原爆被害者連絡協議会の幹事会を開催し、原爆症認定問題や「被爆体験者」問題、被爆二世・三世問題など被爆者援護の拡充、被爆者の高齢化に伴う被爆体験の継承問題、放射線影響研究所の整備・拡充の課題などの取り組みを確認しました。原水禁、全国被爆二世協と連携して、被爆二世に対する援護法の適用実現にむけた取り組みが求められています。

安定に陥れるものであり断じて容認できません。また新たに設けられた「育成就労制度」は、労働者の権利は依然として制約されたままで国際的な人権基準からは著しく逸脱しています。日本で社会の一員として生活していこうと決めた外国人が安定、安心してくらせるよう「永住者」資格の取り消しの導入の撤廃と、基本的な権利と労使対等の原則に基づいた人権保障がされた制度の創設により、多文化共生社会を実現する必要があります。

【部落解放・差別撤廃の取り組み】

3. 5月24日に開催された「狭山事件の再審を求める市民集会」に結集し、部落差別解消推進法の具体化や狭山事件の再審実現のための決意を確認しました。とくに、「袴田事件」で死刑が確定した袴田巖さんの再審（やり直し裁判）が5月22日に行われるなど、狭山事件に対する再審の機運も高まっています。引き続き、

部落解放中央共闘や連合とともに、狭山事件の真相を広く訴える活動を進め、狭山事件の再審の実現と、部落差別解消に

むけて各地域・職場で取り組みを強める必要があります。

(9) 政策実現にむけた政治活動の推進

【政治活動に関する自治労の基本的立場】

1. 政権交代をめざし、改めて「中道・リベラル」勢力の結集と拡大にむけ、自治労として一層の努力が求められています。
2. 新自由主義、新保守主義的な政策を進める勢力が国会の多数派を占めている限り、自治労のめざす社会や政策の実現は極めて厳しい状況にあります。そのため立憲民主党をはじめとしたリベラル勢力に加え、公共サービスの再構築、サービス従事者の処遇改善、社会的公正の確立を重視する政党・政治家との連携・協力が引き続き必要です。

【政策実現にむけた政治活動の強化】

3. 「全日本分権自治フォーラム」については、国会議員を中心とする政策研究会（座長：片山善博大正大学教授）に、自治労としても積極的に参加してきました。2024年3月に開催された研究会では、第33次地方制度調査会より出された答申に基づく、地方自治法改正案や能登半島地震からの復旧・復興に関わる自治体のとるべき対応など、「地方自治のあるべき姿」について議論が行われました。現在の会員は、立憲民主党・国民民主党・社会民主党を中心に、衆議院議員79人・参議院議員40人（2024年6月現在）となっています。引き続き、参加議員の拡大に協力するとともに、研究会での議論参加

を通じて、幅広い議員との連携を強化することが重要です。

4. 公営競技政策議員懇談会や消防政策議員懇談会、地方自治における公共交通のあり方を考える議員懇談会などを通じて、個別課題の解消にむけて取り組みを進めてきました。自治労の政策を実現するためには、幅広い議員から理解を得る必要があることから、引き続き懇談会参加国会議員の拡大と、各種議員懇談会の開催が求められます。

【自治労協力国会議員との連携】

5. 臨時国会や通常国会の開催時に、自治労協力国会議員団会議を開催して、国会対応について議員との意思一致をはかりました。また、総務委員会・内閣委員会や厚生労働委員会等に所属する組織内議員とは個別に、各種法案対策や委員会質問などについて連携をはかりました。引き続き、組織内議員や政策協力議員に加え、総務・内閣・厚生労働委員会を中心に、協力政党の国会議員との連携を広げていくことが重要です。
6. とくに、この間の国会では、組織内議員や政策協力議員をはじめ、協力政党の国会議員に対し、関係評議会と連携し自治体現場等の実態について、時機を逸することなく説明し、課題の克服に取り組みました。今後も継続して、現場の実態

と課題を国政に伝えていくことが必要です。

【政治活動に対する認識の共有化と担い手の育成・確保】

7. 2019年、2022年の参議院選挙に関する組合員アンケート調査では、若年層を中心に組合による政治活動に否定的な意識を持つ組合員が増え続けていることが明らかとなっています。この実態を放置せず、労働組合の必要性や政治活動の意義等の共有化に取り組む必要があります。とりわけ、組織内議員の必要性や選挙闘争の重要性について、本部・県本部・単組が連携し対策する必要があります。
8. 政治活動については、県本部間で取り組みに格差があることから、各級選挙闘争を強化するため、県本部担当者会議などを通じて、取り組みの底上げが求められます。

【地域における政治活動と自治体議員連合の取り組み】

9. 自治体議員連合では、協力議員の研修と交流の場として、全国学習会を開催してきました。2023年8月には函館で総会とあわせて開催し、2024年5月には岸まきこ参議院議員からの国政報告や自治労の各種課題について講演を受け議論を深めました。今後も、国政における制度政策の課題と地方自治の現場における課題について、情報提供に努める必要があります。
10. 2023年4月に統一自治体選挙があり、

自治体議員連合の会員数は若干減少し、442人（2024年5月現在）となっています。「1自治体1協力議員」をめざし、自治体職員が置かれた立場や、自治労の自治体政策を理解し連携できる首長・議員を確保・拡大するため、各級選挙闘争を強化する必要があります。

11. 自治体議員連合をはじめ、各議員との日常的な対話を進めることで議会対策を強化し、政策実現をはかることが必要です。

【国政選挙への対応】

12. 2023年末から自民党派閥の政治資金パーティー裏金事件等により、岸田政権や自民党の支持率が下落する中で、2024年4月に行われた3つの衆院補欠選挙では、立憲民主党の候補者が議席を獲得する結果となりました。この結果を次期衆院選や参院選につなげなければなりません。現時点で憲法審査会の状況を見ると、憲法改正が具体化する可能性などもあることから、引き続き立憲民主党をはじめとした「中道・リベラル」勢力の結集と拡大を引き続き求めていくことが必要です。

【政治課題全体に対する取り組み】

13. 県本部政治担当者会議などを通じて、先進的な県本部・単組の取り組みを共有するとともに、「政治活動の手引き」などの活用によって、政治活動の必要性、選挙制度やコンプライアンスについての理解を深める必要があります。

(10) 国際連帯の強化と国際労働運動の推進

【P S Iなどに結集した国際労働運動の推進】

1. 2023年10月にスイス・ジュネーブで開催された第31回P S I世界大会に自治労から18人（女性11人、ユース2人）が参加し、2023年－2028年の行動プログラム、規約の改正、加盟組織および執行委員会提出決議案について議論に参加しました。また「P S IにおけるL G B T＋労働者の代表性」「世界の家事労働者との連帯」「ミャンマーで続く労働者の闘いを支援する」について決議案を提出しました。採択された行動プログラムに対して東アジア小地域、アジア太平洋地域における優先課題を定め、取り組みを進めていくことが必要です。
2. 2023年11月にウェブで開催された第164回P S I世界執行委員会、2024年5月にウェブで開催された第25回P S I運営委員会および同年6月にスイス・ジュネーブで開催された第165回P S I世界執行委員会では、主に事務局体制、加盟費の検討、P S Iが寄付等を受けるドナー（団体）等について議論が行われました。P S Iの厳しい財政の下で、世界大会で採択された行動プログラムを実行していくために必要な人員の確保とスタッフの能力向上、また、世界的なインフレによる物価上昇を踏まえた加盟費の引き上げについての議論は先送りできない状況にあります。P S I－J C加盟産別、他国の意見も踏まえて慎重に判断を行う必要があります。
3. 1月にウェブで開催されたP S Iアジア太平洋地域における長期介護ネットワーク会議に参加し、介護制度のキャンペーンやディーセントワークのための取り組みについて議論を行いました。
4. 4月に台湾・台北で開催されたP S I東アジア小地域諮問委員会では、世界大会で決定された行動プログラムに対する東アジア小地域における優先課題が議論されました。会議後に提出したP S I－J Cとしての優先課題を踏まえ、アジア太平洋地域における行動計画の策定にむけて検討を進めます。
5. P S I－J Cユースネットワークが作成したワークライフバランスアンケート調査を活用して、世界大会に参加した各国の労働者のワークライフバランスについての意識調査を実施しました。集約結果も活用しながら、ユース世代のワークライフバランスの確保にむけた意識啓発に努めます。
6. 2023年12月にP S I－J Cユースネットワークセミナーにユースを中心に参加しました。世界大会に参加したユースの仲間から世界大会の報告を受けるとともに、報告を受けて取り組むべき課題を参加者で議論しました。また、ユース世代のワークライフバランスについて、参加者間で自組織の実態について共有をはかりました。今後は、学習、共有した内容を組織、職場での取り組みにつなげることが求められます。
7. 3月に実施した3・8国際女性デーの取り組みでは、P S I－J Cに結集し、

固定的な性別役割分業意識の払拭と意識の改革と理解の促進や、LGBT+を含めたジェンダー平等の推進などについて、政府、政党や国会議員への要請を行いました。労働組合が中心となって職場の課題を明らかにし、ジェンダー平等社会の実現にむけた制度や政策につなげていくことが重要です。

8. 3月22日国連「世界水の日」の取り組みではPSI-JCの一員として、2月にポスターと水の重要性を広く周知するリーフレットを作成し、水行政に関わる省庁や国会議員、連合など関係団体への啓発活動を行いました。引き続き、水の公共性を基盤に、持続可能な水道・下水道の確立が重要です。
9. 都市交評および全国一般評も参画している交運労協は、2023年9月にモロッコで発生した地震に対して、モロッコ・マラケシュの交通運輸労組の加盟する事務所の建て替え・改修への支援のため「国際連帯救援カンパ」から、ITFに対して5万円を寄付しました。

【労働組合権確立とディーセントワーク実現にむけて】

10. 消防職員の団結権をはじめとした公務員労働基本権について、2023年10月に開催された連合主催によるシンポジウムに参加しました。2020年に消防職員に対して団結権が付与された韓国の公務員組合、全消協のパネリストが登壇し新型コロナウイルス感染症における消防職員による救急業務の実態について議論を行いました。
11. 公務員の労働基本権の回復および消防

職員や刑事施設職員への団結権付与について、6月に開催された第112回ILO総会の基準適用委員会において、2018年以来6年ぶりに日本の公務員の労働基本権問題が個別審査に付されました。連合代表団の一員として石上委員長が参加し、当事国の労働者代表としてスピーチを行い、日本政府が2018年の議長集約に対して真摯に向き合っていないことを指摘しました。基準適用委員会の議長集約（結論）において、改めて日本政府に対して2024年9月1日までに専門家委員会に対して報告書を提出することが要請されたことから、引き続き、政府に対して真摯な議論と実効性のある対応を求めています。

【国際協力・支援活動の強化】

12. 国際連帯救援カンパは、2023年度は44,224,527円を集約しました。自治労が設立したNGOエファジャパンをはじめ、各種国際協力団体などへの活動支援の資金源として、引き続きその意義を組合員に訴えると同時に、具体的な活動への参加を促す機会の提供に取り組みます。
13. エファジャパンを通じたラオスおよびカンボジアの支援事業は、2地連・4県本部で展開されています。組合員個人、県本部・単組がより参画できる国際貢献活動が求められています。2024年がエファジャパン設立20周年であることも踏まえ、改めて、組合員をはじめとした市民に対して幅広くエファジャパンの理念を理解・支持いただけるようサポートします。
14. 人権や平和、移住労働、地球環境保全

などに取り組む国際NGOのアムネスティ・インターナショナル日本とともに、労働組合アクションリーフ『脱炭素社会の裏にある大きな犠牲～コバルト採掘による強制立ち退き～』を作成し、啓発活動を行いました。

また、日比国際児とその母親を支えるNGO団体（DAWN）を通じ、フィリピンにおける女性の移住労働者に対する虐待や搾取、人身売買に対応するための取り組みを支援しました。

15. ミャンマー国軍による市民弾圧により避難を余儀なくされている人々への緊急人道支援として、「NPO法人メータオ・クリニック支援の会」を通じて100万円を寄付しました。また、超党派の国会議員が開催した「ミャンマーに民主体制と平和を取り戻し、真の連邦制樹立を目指す院内集会」に参加し、3年間にわたって国民が不服従運動という形で粘り強く抵抗を行っていること等の報告を受けてきました。軍事政権による弾圧が長期化し民政移管にむけ見通しが立たない中、支援の継続と取り組みの強化が必要です。
16. 軍事政権下のミャンマーからタイの国境地帯に避難した難民の子どもたちの教育の場としてつくられた「パラミ・ラーニング・センター」は、2021年2月のクーデター以降、弾圧から逃れてきた避難民の支援を行っています。自治労は日教組との協力の下、子どもたちの教育の場を保障するとともに、避難民への人道支援としてパラミ・ラーニング・センターへの支援を継続します。
17. ロシア軍によるウクライナ侵攻により、
18. アフリカで最も長く最悪の内戦があったスーダンでは、政情不安の中、いまだに多くの人々が国内外での避難生活を強いられています。南スーダンとの国境沿いにくらす紛争で被災した子どもたちに対する教育機会の拡大、補習校の運営、教育研修、障害をもった子どもへのケア等が得られるよう、日本国際ボランティアセンター（JVC）を通じて支援しました。民族や宗教によらず、子どもたちが権利を保障され、人間らしく生きることができるよう、継続して取り組んでいくことが重要です。
19. 世界と日本国内の人権問題（アムネスティ・インターナショナル日本）、ガザ地区における女性の生計支援（パルシック）、フィリピンの路上でくらす若者の自立支援プロジェクト（ACC21）、ミャンマーの農業再建と農村振興プロジェクト（アジア社会文化交流センター）、ベトナム戦争枯葉剤爆弾被害者の困窮家庭支援（日本ベトナム平和友好連絡会議）など、連合愛のカンパを通じた支援を行いました。

【自治労の国際活動の共有化】

20. 2023年9月に韓国P S I - K Cの要請に基づき、ソウル特別市の組合員の訪日研修を受け入れました。労使関係および労働条件などに関する意見交換を行うとともに、職場環境や職員の福利厚生施設などの見学を行いました。公務員の労働基本権、とくに消防職員の団結権に関わって、引き続き韓国公務員労組と情報共有を行いながら、関係の維持をはかっていきます。
21. 定期交流を行っているシンガポール公

務員労働組合（A U P E）の代表団を3月に受け入れました。両国にとって喫緊の課題である高齢化社会における介護人材不足とそれに対する政府の施策、労働組合の取り組みについて意見交換を行いました。また、両国の温暖化対策についても課題の共有化を行い、労働組合の観点から「公正な移行」の重要性についても認識を深めました。P S Iアジア太平洋地域の有力加盟組合として、引き続き関係の維持をはかっていきます。

(11) ジェンダー平等社会実現の取り組み

【職場におけるジェンダー平等の推進】

1. ジェンダー平等社会の実現にむけ、あらゆる機会に要求・交渉を行う通年闘争としてジェンダー平等推進を位置付けながら、6月を「ジェンダー平等推進集中月間」に設定し、各種要請行動、組合学習会の開催などに取り組んできました。本部は、総務省、内閣府、厚生労働省、全国知事会、市長会、町村会に要請書を提出し、①男性職員の育児休暇等の取得にむけた環境整備、②不妊治療休暇を取得しやすい環境整備や制度推進の支援、③あらゆるハラスメント防止の施策推進、④L G B T Q +当事者がくらしやすく、働きやすい社会の実現などの重点項目について要請しました。
2. 単組・県本部については、春闘期の職場の声に基づいた要求行動をスタートに、ジェンダー平等の課題解決にむけ17県本部で学習会・セミナーを開催し、男性の育休取得推進やL G B T Q +の課題など

をテーマに設定して行いました。今後も通年闘争として取り組みを進めることが重要です。

3. 職場におけるジェンダー平等の課題は、引き続き山積しています。地方公務員管理職（本庁課長相当職以上）の男女の割合には、いまだに大きな差があります。「男性は仕事、女性は家事・育児・介護」といったアンコンシャスバイアス、固定的な性的役割分担や長時間労働を前提にした日本型労働慣行の見直しが必要で、すべての人が働きやすい職場となるようワークライフバランスの実現が求められます。
4. 2024年5月公表の厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」で、職場におけるさまざまなハラスメントが引き続き大きな課題であることが報告されています。ハラスメントが原因で仕事や人間関係がうまくいかず心身に不調が生じ、結果として休職や退職に至ることも

あり、公共サービスの職場においてもセクハラ、マタハラをはじめとするすべてのハラスメントの一掃に取り組むことが重要です。

5. すべての人が子育てや介護などを担い、参加することが当たり前となるよう「Let's challenge 地方公務員のための両立支援ガイドブック」を改訂し、「Let's join 地方公務員のための両立支援ガイドブック」を製作しました。仕事と家庭の両立支援のためのさらなる取り組みが求められます。

【ジェンダー平等による自治労運動の推進】

6. 「2024年度自治労ジェンダー平等推進県本部代表者会議」を2024年3月6日に開催し、自治労が取り組むジェンダー平等の課題を議論するとともに、2024ジェンダー平等推進闘争の具体的取り組みについて確認しました。また、LGBT法連合会事務局長の神谷悠一さんによるLGBTQ+/SOGIに関する研修を行い、LGBTQ+に関わる現在の課題解決のための留意点を学びました。その内容を6月の「ジェンダー平等推進集中月間」で活用すべく動画編集の上、アーカイブ配信を行いました。

7. 第97回定期大会で確認された「自治労ジェンダー平等推進計画」では、達成すべき目標として機関会議や執行部体制など組合運動への女性参画30%の数値目標を掲げています。これに基づき2024年5月に開催した自治労第166回中央委員会での女性中央委員の参加要請率を変更しましたが参加率は25.5%であり、いまだ目標達成には至っていません。今後も運動に多くの女性が参画し、活性化をはかっていくため自治労の各組織において引き続き取り組みを推進することが求められます。

8. LGBTQ+に関する取り組みも労働組合や社会の大きな課題となっています。LGBTQ+当事者団体による助言を受けながら、自治労における課題解決にむけ「自治労SOGI（性的指向・性自認）に関する対応指針」を策定しました。LGBTQ+当事者の人権を守り、ハラスメントなどの課題解決への取り組みの強化が必要です。
9. ジェンダー平等はすべての人が向き合ふべきテーマであり、多くの人が参画しやすいよう組合活動のさまざまな場面においてジェンダー平等を意識して取り組むことが重要です。

(12) 運動の強化と持続可能な組織づくり

① 組織強化・拡大にむけた取り組み

【組織強化・拡大のための体制づくり】

1. 第97回定期大会で確認された第6次組織強化・拡大のための推進計画（以下：第6次組強計画）において中心的課題と

した「単組の強化・底上げと組織率の向上」にむけ、単組と県本部、県本部と本部の連携強化策の拡充をはかってきました。

本部は、県本部ごとの担当中執配置を改編し、個別の担当業務を超えて県本部との日常的な関係構築をめざすとともに、組織的課題を抱える県本部に関しては役職員の複数配置による支援強化を行ってきました。しかし、具体的支援や役職員間での課題の共有・意思統一については、十分なものとはなっていません。したがって、担当制の運用について再検討する必要があります。

2. 組強委員会においては、①第6次組強計画の実効性の確保のための進捗管理と後期にむけた課題の整理、②運動と本部・県本部の機能・体制のあり方と産別財政確立のための方向性について、長計・財政両部会も含めて議論をしてきました。

各委員からの報告によれば、「単組活動 底上げシート」については、活用が徐々に広まりつつあります。同時に、県本部組織集会等でのグループワークの素材として、あるいは、県本部が実情にあわせて独自にカスタマイズし、単組の課題・取り組み目標の明確化、県本部による単組状況の把握・サポートなどに活用している事例もあります。こうした事例について共有をはかり、第6次組強計画の推進を組織全体として取り組んでいかなければなりません。

3. 運動・体制と組合費水準に関する議論は、本部・組強委員会ともに統一した方向性は示せていません。そのため、組強委員会での議論と並行し、本部としての考え方を明確化するため、具体的な改革実施案の検討を開始したところです。第6次組強計画のスケジュール上、2025年

定期大会において組織討議案を示すこととしていることから、議論を加速していく必要があります。

4. ①各県本部における単組との連携強化策など、組強計画の進捗、②新規採用者や高年齢層職員の組合加入の現状と取り組み、③競合を抱える単組の実態と対策、④単組・組合員の脱退対策、などに関する課題や具体的好事例の共有をはかるため、県本部組織担当者会議を3ブロックに分けて開催しました。

また、会議の1ヵ月前には、全県本部に対する個別ヒアリングをウェブで実施し、各取り組み状況を把握しました。

脱退防止・未加入者対策の強化を含め、各県状況や抱える課題は相違点も少なくないことから、今後は、全国レベルでの会議だけではなく、少人数での双方向協議も重視し、取り組みの深化をめざしていく必要があります。

5. 県本部に対して提出を求めていた「組織拡大行動計画・総括」（年1回）および「組織拡大チーム報告」（3ヵ月に1度）については、県本部の負担を軽減しつつ第6次組強計画に沿ったものとするため、「強化・拡大のための行動計画」に見直しました。

各県本部における組織強化・拡大体制については、前組強計画に基づき、「組織拡大行動委員会」「行動チーム」などを設置し、対応してきています。しかし、委員会としての動きは、全般的に活発とはいえない状況にあります。また、単組オルグの頻度・内容や単組課題の把握については、県本部の役職員人数に限りがある中で、対応に苦慮している県本部も

少なくありません。

そのため、改めて位置付けや取り組み内容の明確化・具体化をはかっていくこととあわせ、これまでの取り組みに新たな工夫を加えながら、重点単組の指定や共済県支部との連携などを模索していくことが求められています。

6. この間、解散・脱退する組合数が新規加盟の組合数を上回っており、結果として自治労組合員数の減少に歯止めをかけることができていません。単組活動の強化や底上げをはかるべく、第6次組強計画を自治労全体で確実に実践していくことが重要です。
7. 県本部に配置されている組織拡大専門員については、2024年4月からの定年引き上げを踏まえ、60歳以上の再雇用組織拡大専門員の名称をエキスパート組織拡大専門員へと変更しました。現在45県本部1社保労連に50人（加配2人、エキスパート7人含）配置されています。

本部は新任組織拡大専門員に対する研修を実施するとともに、育成と経験交流を目的とする産別オルグ団会議を実施し、スキルの向上をはかってきました。県本部は、組織拡大専門員を配置する趣旨や意義を改めて確認し、組織強化・拡大にむけて組織拡大専門員の力を十分に活用していくことが必要です。
8. 新規採用者などの組織強化・拡大について、関係評議会・横断組織と組織拡大担当者が情報共有・連携し、具体的な取り組みを推進することを目的に組織拡大行動委員会を設置して3回開催しました。

改めて、関係評議会・横断組織職場での新規採用者と非正規労働者の組織化の

前進にむけて運動を展開していくことが必要です。

【次代の担い手育成と教育体制の強化】

9. 県本部・単組役職員の研修の場として、2024年7月、第55期中央労働学校を開催しました。労働学校では参加型のワークショップにより労働組合の意義、役割や組合運営のあり方等について議論をする中で、社会的課題や組合運動の現状分析、解決にむけた手法を探索するなど課題解決のため自ら考え、受講した仲間との意見交換が進むよう意識しています。全国の仲間たちとの交流や学びを通じて、県本部・単組の人材育成や地域を越えたネットワークの形成、運動の活性化に結び付くよう、教育機能の強化に取り組むことが必要です。
10. 各県における運動の担い手育成について、県本部労働学校を中心とした教育研修の役割が重要となります。本部に対しては引き続き講師紹介の要望が多くあり、県本部等からの講演や学習会の依頼に対応すべく、産別ネット・じちろうネット内の教育研修ポータルに掲載している自治労本部や外部の講師リストのさらなる充実が求められます。また、同ポータル内にある教材ビデオの更新や具体的な内容紹介を加えるなど、より活用しやすいサイトの整備を進めています。県本部の教育研修活動の強化にむけ、引き続き研修内容や運営方法に関する情報提供や相談を行うなどの支援が求められます。
11. 「人材育成プログラム」の策定は、第5次組強計画から引き続く課題です。この間、新採の組合加入等個別課題に沿っ

て単組役員むけ学習ツールの作成などには取り組んできましたが、産別としての教育研修制度の見直しには至っていません。県本部役職員や単組役員だけではなく、本部役職員のスキルアップも含め、産別機能の強化にむけた議論が求められています。

【新規採用職員の組合加入】

12. 新規採用職員の組合加入は、組合員利益の最大化をはかるために欠かすことのできない課題であることから、第6次組織強化計画における単組のステップおよび「底上げシート」項目に設定しました。同時に、組織担当者会議等においては、プレゼンテーション素材の提供や県本部・単組における取り組み事例の共有をはかってきました。
13. しかし、新採加入率調査においては、2021年60.8%、2022年60.2%、2023年57.2%と下降傾向にあり、2024年6月1日時点でも57.8%（速報値/未報告県本部含む）と歯止めがかけられていません。また、2年に1度実施している組織基本調査（基準日6月30日）でも、2017年65.9%、2019年62.5%だったのに対し、2021年には58.8%と6割を切り、2023年には55.3%とさらに低下しました。とくに大規模単組での加入実績が厳しい状況が続いています。
14. 加入率の低下は、運動の維持・発展に関わる自治労全体の課題であることを、単組・県本部とともに共有しながら、単組実情に寄り添った支援のあり方や組合説明会とその後の個別対応、企画段階からの若手組合員の参画など、新たな工夫

をしていくことが求められています。

15. あわせて、安心して働き続けるためのセーフティネットとして、組合加入と同時の団体生命共済加入を引き続き追求していくことが必要です。

【高年齢層職員の組合加入】

16. 再任用職員を含めた高年齢層職員の組合加入については、役職定年の初年度にあたる2024年4月までの取り組みが、以降の組織化に大きな影響を与えることを踏まえ、組織的重要課題と位置付けてきました。
17. 2024年6月1日時点での加入率調査によると、県本部の明確な取り組み方針の徹底と単組の地道な取り組みによって対象者の大多数加入を果たした県がある一方で、単組が高年齢層職員の組合加入に消極的、あるいは県本部が状況を把握し切れていないなど、課題を残すこととなりました。
また、自治労共済の利用状況が加入率に大きな差を生じさせていることも明らかになっています。
18. 定年引き上げの制度完成時には、高年齢層職員が一定の割合を占めることとなります。そのため、本部は、引き続き好事例の収集や対応マニュアルの作成などを進め、取り組みの推進をはかっていくことが必要です。

【会計年度任用職員の組織化】

19. 「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動」の最終ステージの取り組みを通して、本部は仲間づくり実践セミナーや県本部組織強化・担当

者会議、産別オルグ団会議などで取り組みの強化を提起するとともに、地連・県本部等の学習会などに講師を派遣してきました。また会計年度任用職員制度の学習や交渉・協議のための資料等として「会計年度任用職員の手引き」を発刊しました。

20. 第16回自治労組織基本調査（2023. 6. 30 実施）によると、自治体単組のうち会計年度任用職員を組織しているのは422単組・全体の28. 2%で、組合員数ベースでは15, 924人・組織率2. 8%にとどまっています。賃金・労働条件の低い職員が職場に多数いることは、常勤職員の賃金・労働条件の下方圧力となります。会計年度任用職員を含む臨時・非常勤等職員を組織化し、賃金・労働条件を改善していくことが自治労の社会的使命であることから、すべての単組で組織化に取り組むことが必要です。
21. 本部は、会計年度任用職員の組織化についての全県ヒアリングを実施しました。その中では、「会計年度任用職員を組織化している自治体ほど4月遡及や勤勉手当の支給を勝ち取れている」と当事者の運動への参画が労働条件の改善につながったと報告された一方で、自立的な運営に苦慮しているケース、キーパーソンが退職し失速したケースなど組合の維持存続に関わる意見もありました。各県本部の実態や、規模・地域性に応じて、引き続き組織化にむけて県本部支援をしていくことが必要です。

【非正規労働者の組織化】

22. 公共民間単組をはじめとする労組法適

用単組においても非正規労働者の組織化にむけて、仲間づくり実践セミナーなどを通じて、取り組みの必要性を共有してきましたが、組織化は進みませんでした。本部が作成した「仲間づくりハンドブック」を活用しながら、未加入者への声かけや組合説明会の開催など、引き続き、非正規労働者の組織化に取り組む必要があります。

【組織競合対策の強化】

23. 第16回自治労組織基本調査によると、競合単組は40県本部196単組あることが明らかとなりました。

本部が1月の新採対策会議にあわせウェブ開催した競合単組対策意見交換交流会には20県本部39人が参加しました。交流会では、本部提起に加え、JAM（ものづくり産業労働組合）から事例報告を交えた講演を受けた後、旧全官公自治労連と全労連（自治労連・医労連）のそれぞれと組織競合している単組を対象にした2つの分科会において、討論を展開し、旧全官公自治労連の分科会では、熊本県本部・八代市職労から「現状と今後の課題」をテーマに講演を受けました。なお、八代市職労では、2023年度には15人が旧全官公自治労連から自治労に加入しました。

交流会の参加者からは、「参考になった」という意見がある一方、対面での開催や現場で実践につながるような提起の希望などの意見もありました。

競合単組対策は、数多くを占める未加入者をいかに組合に加入させるかが大変重要であり、そのためには単組活動の活

性化とその活動をきちんと伝えることが必要です。引き続き情報共有とともに、実効性のある競合対策の会議（交流会）のあり方について検討・協議を進めることが必要です。

【情報宣伝および情報ネットワークの充実・強化】

- 24. 機関紙・誌は、組合員が組合活動に触れる媒体であるとともに、直接配布することでコミュニケーションの機会が生まれる重要なツールです。印刷媒体の弱点であるコストと伝達速度の遅さを克服するため、ホームページとSNSによる発信の拡大を一層追求します。あわせて、組合員の視覚に訴え運動課題の理解に資する内容の提供を主眼に、機関紙「じちろう」と機関誌「自治労通信デジタル版」を統合するとともに、機関紙「じちろう」の体裁変更・カラー化など、抜本的なリニューアルを行います。
- 25. 情報宣伝セミナーは年2回の初級ウェブ講座と1回の対面・経験者講座を開催し、参加者の習熟度にあわせた教育体系を構築してきました。また、県本部の機関紙添削、セミナー開催助成も行い、単組・県本部で自前の情宣活動を展開できる力の養成に努めており、今後も利用促進をはかります。
- 26. 2025年には参議院選挙が行われることから、セミナー等を開催し、法令の正しい理解と適法な宣伝物の作成・活動展開について担当者の共有認識を作ることが求められます。とりわけ選挙の公示・告示後の機関紙の関連記事の取り扱いについて、公選法上の規制の正確な理解と適

法な報道のあり方について認識の統一が必要です。

【社会にむけた広報活動の推進】

- 27. ホームページ、X（旧ツイッター）、Facebook、YouTube、それぞれのメディア特性を活かしながら、ウェブを通じたタイムリーな情報発信を強化してきました。とくにホームページは紙面の都合で掲載が叶わないトピックや、他メディアでの掲載情報などを豊富化した結果、掲載本数が増え、アクセス数も年々増加しています。引き続きそれぞれの媒体の特性を活かし、公共サービスの重要性や、自治労運動への理解と共感を広げるためのわかりやすく、かつ見たくなる情報発信のあり方を追求します。

ホームページ運用	2024年度 ※6月末時点	2023年度	2022年度
掲載本数	146	124	72
月間平均アクセス数	4.6万 (+0.7万)	3.9万 (+1.1万)	2.8万

- 28. 単組の活動強化を目的に情報発信を行ってきた「じちろうモバイル」は、2024年4月にホームページを入口とした組合員専用のウェブサイトとしてリニューアルしました。「いつでもそばに自治労を」をコンセプトに、機関紙にパスワードを掲載し、自治労通信デジタル版の配信や、ウェブ学習会の限定事後配信、各評議会ニュース・県本部機関紙の配信や、組合員むけ資料の情報発信の媒体として活用しています。今後も組合員の求める情報の掲載を通じ、アクセス数の増大や日常の運動に役立つコンテンツ

の充実をはかります。

29. 2024年度自治労寄付講座「地方自治体と労働組合」を明治大学と沖縄大学で開講しました。県本部・単組の若手役員が講師を担うことで自らの仕事、組合活動を捉え直し自治労運動につなげていくという担い手の育成とともに、次代を担う学生に対し公共サービスの重要性や労働組合の意義・役割に関する発信に努めました。引き続き、労働教育の普及と労働組合への理解促進にむけた取り組みを進めることが重要です。

【全国消防職員協議会（全消協）との連携強化】

30. 近年、休会や脱会単協が後を絶たない状況にあり、組織強化はもとより、新規採用職員や未加入職員への声かけ、未組織消防本部へのオルグ活動の展開など、組織拡大にむけて取り組みの強化が必要です。県本部・単組は、全消協の「組織強化・拡大アクションプラン2020」も踏

② 各部門・横断組織の取り組み

【現業労働者の取り組み】

1. 現業評議会は人員確保を最重要課題として位置付け取り組んできました。現業・公企統一闘争を通年闘争として取り組んで以降、現業職員の新規採用者は増加し、自治労が実施した新規採用調査では2023年度について961人の新規採用を勝ち取っています。

一方、いまだ多くの自治体では現業職場の民間委託導入や退職者不補充などを理由に新規採用抑制が推し進められ、退

まえ、全消協加盟の県消協・単協と連携して、組織強化・拡大の取り組みを進めなければなりません。

【全国展開組織の組織化】

31. 本部は「連合組織拡大プラン2030」の関連産業・取引先企業の組織化に連動し、連合本部とともに指定管理・業務委託関連会社のオルグを進めました。ピックアップした企業約70社を訪問し、うち10社以上は取締役などとの懇談を行ってきました。
32. また、県本部と連携し、地方連合とも協力しながら地元企業のオルグに取り組みました。この成果として、2024年1月5日には、福岡市水道検針員（福岡県）における「労働協約の地域的拡張適用」を成立させることができました。この取り組み成果を全体で共有しつつ、課題等を整理し、労働条件改善や組織拡大の手法として今後の対策に活かしていく必要があります。

職者数に見合う採用が行われておらず、厳しい現状にあります。改めて、総務省交渉や組織内および政策協力議員に対する要請行動を強化し、採用抑制につながる助言を行わせないこととあわせ、第1次闘争期からすべての県本部・単組が人員確保の取り組みを強化することが必要です。

2. 現業職場において安易な民間委託が拡大する中、自治体によっては委託先の民間事業者の破産申請等により、サービス

の提供が突如ストップするなど、住民や利用者に影響を及ぼしています。日常の公共サービスの提供をはじめ、迅速な災害対応などにむけ、すでに委託先の民間事業者が担っている業務について、サービス水準の検証や財政分析を行い、課題が生じている際は、再度、直営に戻す取り組みを強化していかなければなりません。

3. 現業職場では人員不足や賃金抑制などの課題が山積し、解決にむけ現業運動の継承が重要です。あわせて次代の担い手育成が急務となっています。そのため、担い手育成連続講座や第9回現業組織集会を開催し、取り組み事例の共有や課題克服にむけた議論を深めました。

引き続き、県本部・単組の実態を踏まえつつ取り組みを強化していかなければなりません。

4. 「労働災害ゼロ」をめざすため職場実態に応じた取り組みにむけ、職場点検活動のてびきに新たな職場を追加し、あわせてチェックリスト項目を見直してきました。とくに職種によっては年末が繁忙期になることから、12月1日に「現業職場からの労働災害を一掃するための職場集会」を提起し、職場からの取り組みを強化してきました。引き続き、安全衛生委員会の開催や、当局責任での安全衛生対策の徹底を求めることはもとより、労働者側の意識向上にむけた運動を強化する必要があります。
5. 現業職場は職種が多岐に渡り、課題も異なることから、職種別学習会を開催し、課題の共有と解決にむけた議論を行いました。今後、各職種の課題を把握した上で省庁や国会対策を強化し、取り組みを

強化しなければなりません。

6. 会計年度任用職員の処遇改善、組織化にむけ、三役常任幹事による各県本部現業評オググを実施し、組織化の取り組み状況や各単組の規約改正の点検を行うなど、取り組みを強化しました。引き続き、各県本部が配置している組織拡大専門員との連携をはかり、現業職場における組織化の取り組みを強化していかなければなりません。
7. 定年年齢が引き上げられましたが、現業職場では加齢に伴う身体機能の低下による業務への支障が懸念されるなど特有の課題があることから、部会等を通じて業務内容や働き方について議論してきました。引き続き、当局責任の下、現場実態に即した誰もが安全で安心して働き続けられる職場環境を整備していく必要があります。

【公企労働者の取り組み】

8. 国が推し進める事業の広域化や新たな官民連携方式であるウォーターPPP（管理・更新一体マネジメントの後コンセッションに移行する方式）は、自治体の関与が希薄となり、人材や技術力が失われ、サービスの悪化を招く恐れがあることから、強引に推し進めることのないよう関係省庁に求めてきました。引き続き、直営堅持を基本とし、持続可能な事業運営を追求するとともに、単組において、事業のあり方や経営計画の策定段階から労使協議を行うことが求められます。
9. 各地で複数の事業を一体的に束ねコンセッション方式を検討する自治体の動きが出てきていることから、全国の状況を

収集し、全国幹事会等で共有してきました。現時点において、検討されている状況はある中で、導入の意向を示している自治体はわずかにとどまっていますが、導入阻止にむけて、本部・県本部や単組が情報を共有し、連携していくことが求められます。

10. 上下水道事業では、国庫補助金や交付金の交付要件として官民連携、広域化・共同化の検討が求められています。県本部と単組は各県における協議会の議論を注視し、効率化を前提とした事業統合を検討させないよう各事業体での取り組みを強化することが求められます。
11. 能登半島地震など近年頻発する災害において、改めてライフラインの重要性が認識されていますが、ライフラインは住民の生命と財産に直結するものであり、一刻も早い復旧が求められます。そのことから、喫緊の課題である災害発生時に迅速に対応できる人員や広域的な支援を行うための人員の確保が必要であり、現業・公企統一闘争に結集し、災害発生時などを想定した必要な人員の確保を求め交渉していくことが重要です。
12. 上下水道統合や広域的な事業統合における組織課題については、県本部と当該単組の課題を共有化し組織強化にむけて支援をしてきました。単組の組織強化のため、本部・県本部のさらなる関与の強化が求められます。
13. 新規採用職員100%加入にむけた取り組みを強化していくために、単組役員を担える人材づくりが重要と捉え、「さきがけ公企塾」を開催しました。公営企業法などの法律や公企労働者が有する権利

を学びつつ、組合の必要性を改めて実感してもらうことを目的にし、この間の参加者から単組役員を担う人材も徐々に増えてきています。今後も組織強化にむけて単組役員を担える人材育成を進めていかなければなりません。

14. 地方公営企業法が全部適用された職場に対して、地連・県本部と連携して評議会結成の必要性を説明して取り組んだ結果、公営企業評議会が結成されてきています。今後は、公営企業労働者の持つ権利を最大限発揮するため、通年的な闘争サイクルの確立と「要求－交渉－妥結（協約化）」の実践が求められます。

【衛生医療労働者の取り組み】

15. 本部は、地域医療再編対策本部会議を開催し、公立病院の再編統合や経営形態変更の動向について把握するとともに、当該単組が取り組みスケジュール等を計画しやすいように「公立病院の再編統合、経営形態の変更に対するポイント」を作成しました。
16. 計画が表面化した事案について、本部は県本部対策会議（11県本部）に参加し、その対策に取り組んできました。あわせて再編統合に伴う組織競合対策、未組織未加入職場での組合設立など具体的な課題に単組、県本部と連携し取り組みました。
17. 地域医療再編議論は継続しており、単組、県本部は引き続き連携し、情報収集を行うとともに、単組役員の育成と日常的な単組活動の活性化をはかり、いつでも対応できる組織づくりが必要です。

【社会福祉労働者の取り組み】

18. 本部は、近年増加している福祉関係単組の解散や脱退を打開するため、福祉職場の単組同士の横のつながりを強める取り組みとして、社協ネットと公共民間評議会が連携した労組交流会を開催しました。また、県本部担当者の情報共有の場を設置し県本部間で単組活動の情報共有を行いました。これらの情報を活用し県本部では組織拡大の取り組みに加え既存単組の学習会や交流会の開催、単組オルグに取り組みました。
19. これらの活動により、2023年度で4社協、2024年度は2社協で新規の組合結成がありました。解散、脱退単組は近年、年間10単組を超えていましたが、2024年度は4単組と減少しました。引き続き本部、県本部は一体となって、新規の組織拡大と既存単組の組織強化、拡大の取り組みを強化していく必要があります。

【県職共闘の取り組み】

20. 県職共闘は、新規採用者の組織化を重点課題に位置付け、重点単組（静岡県職連合、兵庫県職、島根県職員連合）を指定し、現状の把握と対策についてヒアリングやオルグを実施してきました。
- また、青年層役員を対象にした新採対策意見交換会を3回開催し、新規採用者100%加入を目標に各単組の取り組み事例や課題を共有し、実践にむけた工夫等について議論しました。

新採の組織化は依然厳しい状況です。とくに本庁での低迷が続いており、早急な対策が必要です。また、役職定年者をはじめとする高年齢層職員の組織化対策

も大きな課題です。しかし、支部・分会役員の減少などから、声かけやオルグを行う体制が十分でなく、未加入者に対する取り組みが困難となっている状況も見られています。引き続き、情報共有を進めるとともに、全単組で結果につながるようさらに具体的な取り組みについて検討・強化していく必要があります。

【大都市共闘の取り組み】

21. 大都市共闘では、人事委員会対策に加え、闘争期における単組間の情報共有を促進するとともに、新規採用者の加入を最重点課題と位置付けて取り組んできました。コロナ禍以降、これまで実施してきた集合形式の組合説明会を開催できない単組があるなど、未加入者の増加が依然として深刻な状況にあります。個別の声かけを強化するなど、加入率向上をはかる取り組みが必要です。7月には単組若手役員を対象としたニューリーダーセミナーを開催し、新規採用者の組合加入対策を課題としました。セミナーでは、各単組の取り組みを共有しながら、組織率など自らの単組の組織実態を確認し、新採加入率の改善にむけた取り組みについて、意見交換を通じて検討しました。

引き続き、新規採用者の組合加入や若年層をはじめとした未加入者の組合加入にむけた対策を強化していく必要があります。

【町村労働者の取り組み】

22. 町村単組においては、人員確保が最大の課題であることから、町村職総決起集会の開催を2024年度から5月に変更し、

人員確保闘争の強化にむけて意思統一をはかりました。また、集会前段で総務省・全国町村会に対して要請行動を実施し、町村の職場実態を訴えながら、人員確保を強く求めました。要請行動で引き出した総務省・町村会の見解を活用し、人員確保をはじめとした賃金・労働条件の改善につなげていく必要があります。

23. 賃金闘争・組織強化交流集会では、新規採用者対策の事例報告を共有しました。好事例に学びながら、引き続き新採対策に努め、さまざまな活動を通して単組の活性化と「次代の担い手」の育成を進めていかなければなりません。

【政府関係労働者の取り組み】

24. 新規採用者の組合加入では、事前の意思統一や丁寧な取り組みの点検を心掛けた結果、100%加入を勝ち取った地連・県支部がある一方、分会役員体制の弱さなどから、対象者への勧奨や説明が自信をもって行えていない県支部・分会もあり、全体としては低調な結果にとどまっています。改めて役員の学習と意識醸成、分会体制の確立が喫緊の課題です。そうした中、ねんきん機構労組・協会けんぽ労組の契約職員部会を中心に、自らが主体的に加入勧奨に取り組む中で契約職員の組織化がはかられてきています。新規採用者や契約職員のさらなる加入拡大にむけ、地連・県支部・分会が連携し、取り組みを強化していかなくてはなりません。
25. 共済推進活動の強化・活性化も重要な課題です。新規・継続募集期における加入拡大の取り組みを進めてきましたが、

十分な結果となっていないことから、引き続き、新規採用者の労働組合と団体生命共済の同時加入を追求するとともに、2満期以内組合員など、とくに若年層を中心とした働きかけを強めていく必要があります。

26. 制度政策課題に関しては、マイナンバーと健康保険証の一体化にむけた施策や公金受取口座の促進に関して、ねんきん機構労組・協会けんぽ労組とともに、連合や協力国会議員との協議や意見交換を行いました。また、2023年9月に示された「年収の壁・支援強化パッケージ」に対しても、連合を通じて、職場実態の反映や提言などに取り組みました。

今後、公的年金の財政検証を踏まえ被用者保険のさらなる適用拡大など、次期年金制度改正にむけた議論が加速することから、その動向を注視しつつ、適宜、関係方面への政策提言や意見反映を取り組む必要があります。

27. ハローワーク職場に関しては、ハローワーク委員会と同連絡協議会を中心に、概算要求期・査定期における予算要請行動などに取り組んできました。

コロナ禍を経て経済・社会活動も活発化し、ハローワークの重要性がさらに高まる中、従来からの各種施策に加え、雇用保険加入要件緩和による業務量の増加やオンライン失業認定業務への対応など、十分な人員・業務運営体制確立と非常勤職員の雇用安定・処遇改善も含めた予算確保がこれまで以上に重要となっています。

【公共サービス民間労働者の取り組み】

28. 2023年8月から2024年7月までの公共民間職場の新規自治労加盟は8単組1,952人でした（前年は1単組131人）。とくに岡山済生会総合病院従業員組合（岡山県）1,050人の加盟により大幅な増加となりました。一方、脱退は2単組26人、解散12単組48人（同上：脱退4単組196人、解散10単組52人）でした。もともと組合員数が少ない単組で役員の退職や管理職昇格などをきっかけに組合存続が困難となり、解散を判断するケースが増えています。脱退や解散を防止するためにも、日常の活動（新規採用者の勧誘、執行委員会の開催、職場の改善）を活性化させていくことが重要であり、そのためにも県本部の丁寧なオルグによる単組状況の把握や活動強化にむけた支援が求められています。
29. 交渉については、「2023秋闘および2024春闘調査」の結果から、交渉時期では春闘期が64単組8.4%（2023年94単組10.8%）、秋闘期101単組13.3%（113単組13%）であり、さらに春秋両方は123単組16.2%（140単組16.1%）でした。交渉状況では、要求書提出は293単組38.5%（315単組36.2%）、交渉を実施した単組は278単組36.5%（288単組33.1%）、妥結が237単組31.1%（251単組28.9%）でした。
- 交渉結果では、基本給のプラス改定が275単組36.1%（257単組29.6%）、改定なしが110単組14.5%（203単組23.4%）、一時金のプラス改定が235単組30.9%（233単組26.8%）、改定なしが144単組18.9%（216単組24.9%）でした。

取り組み状況では、すべての項目で前年調査から減少しました。一方、一時金を含め賃上げできている単組が増加しており、交渉に取り組むことの重要性が見える結果となりました。

30. 地連別交渉力アップセミナーは、4地連（関東甲、東海、近畿、九州）で労働組合の基礎や模擬団交、単組活動の活性化などをテーマに開催しました。参加者アンケートには「非常に勉強になった」「交渉への自信がついた」などの声があり、引き続き単組役員の育成と活動の活性化をはかり、情報共有や課題解決にむけた手法を学ぶため、工夫した開催が求められています。
31. 指定管理者制度が施行され20年が経過したことから、月刊自治研（2023年9月号）で特集を組み、その企画として指定管理者制度の実態やあり方に対して、鬼木まこと参議院議員を交えた座談会を実施しました。その中では施設の修繕や維持の問題、指定管理料の確保とそれに伴う賃金や雇用問題など幅広い課題で議論が行われました。引き続き、指定管理者制度の課題解決にむけ研究を進めるとともに雇用の安定と公共サービスの充実にむけて継続して取り組むことが必要です。
32. 本部は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（公正取引委員会）やその指針に対する対応通知（総務省）の主旨を踏まえ、都道府県知事および市区町村会長あてに要請行動を呼びかけることや情報の共有等を行ってきました。
- 一方、委託や指定管理者単組からは、「委託費や指定管理料について価格転嫁

が進んでいない」との声が多くありました。その点について、鬼木まこと参議院議員と意見交換を行い、入札制度上の問題（単年度入札や低価格入札など）も含め対策を検討してきました。委託や指定管理者に対し適正な価格転嫁が行われるよう省庁対策を含め取り組みを強化していくことが求められています。

【国保連合会労働者の取り組み】

33. 国保連合会の存在意義を高める取り組みとあわせて、新規業務の受託に対応し得る体制整備等を整えるため必要な人材や財源の確保などを求め、対当局交渉に取り組みました。
34. 審査支払機関改革やデータヘルス改革、医療DXの推進に関しては、「自治労の4つの視点」の考え方をベースに、関係省庁への要請や組織内議員との意見交換等を行い、理解と認識の共有に努める取り組みを進めました。
35. 「審査支払機能に関する改革工程表」への対応については、保険者・被保険者、国保連労働者への負担につながらないよう、対政府予算要請行動において国庫補助を要求しました。また、国保固有の機能や業務要件が蔑ろにされ、保険者の業務負担が高まらないよう、国に対して留意を求めました。
36. 国保連合会・国保中央会は、「国保連合会・国保中央会のめざす方向2023」を策定しました。今後の職場の基盤安定や雇用と賃金・労働条件の確保を展望するため、労働組合の視点から自らの仕事や組織のあり様を考え、見直していく取り組みを進めました。

37. 2月開催の単組代表者会議・第36回活動家学習会において、制度政策課題、組織強化・拡大について議論を深めました。また、6月に第34回課題別学習会を開催し、交渉力の強化にむけ模擬団交等、実践的な学習を行うなど、次代を担う活動家の育成に取り組みました。

38. 近年、組織率が低下しつつあります。各単組は、新規採用者（非正規労働者を含む）の組合への加入促進と、脱退者を含む組合未加入者対策の強化が必要です。

【公営競技労働者の取り組み】

39. 2024春闘では、売上増を背景とした従事員等の賃金改善、公営競技場のサービスを支える多様な業務の確立と安心して職務に専念できる人員確保・環境づくりを求めてきました。交渉の結果、多くの単組で賃上げがはかられたものの、物価上昇に見合う賃上げとはならず、引き続き、賃金改善にむけた取り組みが求められています。また、包括的民間委託など雇用に影響を及ぼす提案も危惧されることから、単組、県本部、本部が連携し、一体的に対応していくことが必要です。
40. ネット投票が進展し、2023年度の売り上げは、過去最高を記録する業種があるなど好調に推移していますが、公営競技場（本場）での売り上げ比率は低下しています。そのため、競技場での雇用確保、競技の持続的発展のためにも、ファン層の拡大や競技場の魅力向上に加え、地域公共サービスの向上に資する公営競技場の活用など、新たな事業展開について検討するよう施行者に求めてきました。
41. 1月に開催した第15回全国研究交流集

会では、公営競技場が持つ施設としての多様な機能を活用し、地域防災、スポーツ振興、教育活動、児童・高齢者福祉など、幅広い分野で地域住民に利用される公営競技場について議論をし、3月に全国3カ所で開催したブロック別会議でもその議論を深化させました。今後は、公営競技場議員懇談会とも連携しながら、公営競技場で働く労働者の雇用・労働条件の確立にむけて取り組んでいく必要があります。

【全国一般労働者の取り組み】

42. 働く者の雇用と権利を守り、生活水準を向上させるため、春闘や年末・夏季一時金闘争で職場の要求を取りまとめ、団体交渉に努めてきました。2024春闘では前年を上回る回答を多く引き出していますが、連合集計でも明らかなように大手と中小の格差は拡大するなど、課題が残ることとなりました。

春闘は労働組合の最も重要な取り組みであることを改めて認識し、一つでも多くの職場で要求書の提出、交渉の実施を徹底し、底上げをはかっていくことが必要です。

43. 春闘期には、全国で集中的に労働相談を実施し、組織拡大につなげる方針の下取り組みを進めました。しかし労働相談そのものの実施すら困難な地方労組があるなど、取り組み方についての検討が必要です。

44. 組織拡大については、6月に全国一般委員長・書記長会議で組織化が進んだ地方労組からの事例報告を受け、情報の共有化をはかってきました。地方労組は、

職場内の未加入者対策をはじめ、SNSを活用した取り組み、県本部を通じた連合からの紹介による組織化など、組織の実情に見合った運動の強化が必要です。

45. 5月に約5年ぶりに対面で開催した青年女性交流会は、7地方労組からの参加にとどまり、多くの地方労組や支部・分会において、運動の担い手不足であることが明らかになりました。若い世代の組織化と運動の継承は、支部・分会が継続的に取り組まねばならない重要な課題となっています。

46. この1年間、千葉と広島地方労組の解散や福岡地方労組の自治労からの脱退など、評議会を取り巻く状況は、厳しさを増しています。千葉では会社からの不当な行為を押し返すことができず職場を辞めていく仲間が多発したことで解散しました。また、広島では組合員の減少が続く中で地方労組の維持が困難となり解散しました。さらに福岡では、県段階での民間と公務との組織のあり方や運動連携がうまく進まないことを理由として脱退しました。地方労組は、産別統合の意義を再確認するとともに、県本部との日常的な運動や課題の連携をより強化していく必要があります。また、地方労組の運動の活性化にむけて、ブロック・業種別部会の強化が求められています。

【地域公共交通労働者の取り組み】

47. 組織強化、拡大の取り組みについては、単組ヒアリングや個別対策を行うとともに、5月には組織集会を開催するなど取り組みを進めてきました。とくに、組織集会では、新規採用者や組合未加入者の

組織化や組織強化の先進的な活動報告を受け、運動強化を意思統一しました。引き続き、個別対策や単組における組織強化・拡大の運動の強化をはかっていくことが重要です。

48. 利用者の回復が戻りきらない中、バス運転者をはじめ交通従事者不足による減便や路線の再編・統合に歯止めをかけ、地域の足として公共交通を存続・発展させることが喫緊の課題となっています。引き続き、単組・県本部・本部が連携を強化し、持続可能な公共交通の確立にむけて運動を強化していかなければなりません。

【女性労働者の取り組み】

49. 女性が健康で安心して働き続けられる職場づくりにむけ本部では、「生休・年休アンケート」や県本部独自のアンケートなどを活用した職場点検による要求行動を提起し取り組んできました。女性部の各種会議では、アンケート結果を要求に反映させ、交渉で訴えたことで、子の看護休暇や家族看護休暇の拡充、更年期休暇や不妊治療休暇の新設などを勝ち取ったなど取り組みの成果が報告されています。また、定年引き上げでは、時間外労働の多さなどから身体的な不安や不満の声が出されており、業務量に見合う人員の確保や、権利が行使できる働きやすい職場づくりにむけて取り組んでいかなければなりません。

また、人事評価結果の賃金反映に対して不満や不安が出されており、女性組合員の声を集約し、交渉で訴える取り組みなどが行われています。今後も、人事評

価制度の問題点の学習や、すでに実施されている職場の現状と課題について検証しながら運用改善にむけて女性の意見を反映させていくことが必要です。

仕事と家庭の両立にむけて職場実態を把握し、誰もが健康で働き続けられるよう職場改善に取り組んでいくことが必要です。

50. ジェンダー平等の推進、ワークライフバランス社会の実現には、女性の組合参画や女性部の組織強化は欠かせません。各種集会や学習会で女性の人権の尊重や、ワークライフバランスの必要性、ハラスメント問題について学ぶことによって、女性役員選出や労働組合参画を追求してきました。

また、会計年度任用職員には女性労働者が多いことから、処遇改善や組織化の必要性と具体的な取り組みについて学ぶとともに、引き続き、女性労働者の課題として会計年度任用職員の処遇改善や組合加入の呼びかけに取り組む必要があります。

51. 新規採用職員や会計年度任用職員の仲間の組合加入については、基本組織や青年部とともに女性部が主体的に組織化にむけた取り組みを提起してきました。引き続き、身近な存在である青年層、女性部員による職場での声かけなど日常から関係性を深めることが重要です。

また、「新たな共済推進方針」に基づき、組織強化・拡大にむけて、とくに新規採用者や未加入者に対して、共済が組合加入のきっかけとなることから、各県・単組における各種会議や集会において、じちろう共済の学習・説明の機会を

設けるよう取り組んできました。引き続き、女性部として、仲間の安心・安定のくらしのためにじちろう共済の優位性を伝え、共済推進運動を進めていくことが必要です。

52. 女性労働学校やオキナワ平和の旅、3・8国際女性デー、憲法フォーラムなどで女性の人権や平和憲法の重要性などについて学習し、憲法を守る取り組みの強化を確認してきました。各地連・県本部・単組女性部では、平和学習会の開催や地域の女性団体などと連帯したビラ配布など平和の取り組みを実践してきました。人権が尊重され安心してくらする社会づくりのため、引き続き、学習を深め、地域の仲間とも連帯した取り組みの強化が重要です。
53. 職場のたたかいや運動交流の場として、第24回青年女性中央大交流集会を開催しました。全国の仲間との実態討論を通じて、当たり前だと思っていた働き方のおかしさに気づき、また、各職場で共通する課題の改善につなげた取り組みに学び、「組合に持ち帰り課題について話したい」「単組で独自要求をしたい」など、単組や職場で運動を進める決意と女性部員の組合活動参画に関する意識の高まりへとつながっています。学んだことを職場で実践し、組織強化をはかるために運動の継続が重要です。

【青年労働者の取り組み】

54. 青年部運動の活性化こそが、将来にわたる自治労の組織強化につながると位置付け、職場で働く仲間の悩み、課題を自分事として捉え、主体的に行動できる青

年部運動の構築をめざし、運動を推進してきました。

長時間労働や不払労働が蔓延した「職場のおかしさ」に気付けない仲間や、自治体の勤務条件は労使交渉によって変えることができることを知らない仲間も増えています。そのため、職場環境を青年自らが声をあげて変えていく独自要求闘争の取り組みや、学習・交流・実践のサイクルによる運動を追求すべく、本部では、機関会議等において県本部間の運動交流をはかる分散会の設定を行うとともに、各県本部青年部役員会へのオルグや各種集会における学習会の講師派遣、そして本部青年部教宣紙による情報発信を行ってきました。

本部・県本部の集会などを参考に、身近な学習会を開催する単組や、独自要求に取り組み、勝ち取った成果も報告されています。さらなる青年部運動の発展のためにも、こうした運動の成果や課題を持ち寄り、本部・県本部・単組がさらに連携していく必要があります。

55. 次代の担い手・活動家育成にむけて本部青年労働学校を開催してきました。自分たちの勤務条件は自分たちで声をあげて勝ち取っていくものであるという「労働者のものの見方考え方」を学び合いました。また、「交渉をしたことがない」「イメージがつかない」等の仲間も多いことから、過去の闘争に学ぶ機会を設けるとともに、模擬交渉を実施しました。

こうした取り組みを経験した参加者からは、要求・交渉を単組でもやりたいという声や、県本部でも模擬交渉を取り入れたいという意見も出されています。引

き続き青年労働学校への参加の呼びかけを行っていく必要があります。

56. 新規採用職員や会計年度任用職員の仲間の組合加入については、職場の身近な存在である、青年層からの声かけも重要ですが、青年層が関わりきれていない県本部・単組が多くあります。基本組織に対して積極的に意見反映を行いながら、職場での声かけなど日常から関係性を深めることが不可欠です。引き続き、単組・県本部と情報共有しながら、青年の主体的な行動として仲間の組合加入にむけた取り組みを推進し、自治労全体の組織力向上につなげていかなければなりません。
57. 「新たな共済推進方針」に基づき、組織強化・拡大にむけ、とくに新規採用者や未加入者に対して、各県本部の部長会議でじちろう共済の学習・説明を設ける事例も増えてきました。しかし、じちろう共済の優位性がいまだ十分に浸透しているとはいえないことから、引き続き、学習と声かけを強化していく必要があります。
58. 職場でのたたかいや運動交流の場として、第24回青年女性中央大交流集会を開催しました。同様の職種で働く仲間同士の交流から、マイナンバーカードの普及促進や定額減税にかかる事務など、過密化・複雑化する公務職場の背景にある政治的な課題とその影響について共有するとともに、人員不足や低賃金の中で働いている実態を確認し、職場で自ら声をあげていくことの重要性を学びました。こうした集会で得たものを単組での運動実践や組織強化につなげることが必要です。

59. 反戦平和の取り組みとして、日本平和友好祭運動と連帯するとともに青年女性オキナワ平和の旅に取り組みました。また、原子力災害の実態を学ぶべく、福島スタディーツアーを行いました。

現地に行くことで、改めて平和の大切さや学習の必要性について考えるきっかけになっており、県本部単位でも同様の現地ツアーに独自に取り組む報告がされています。引き続き各県本部・単組での学習・実践を追求していかなければなりません。

【自治体非正規労働者の取り組み】

60. 臨時・非常勤等職員全国協議会では、「会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正を求める諸行動」の最終ステージの取り組みを進めてきました。当事者運動の強化のため、賃金体系や休暇制度などの知識を学ぶ「ウェブスキルアップ講座」を3ヵ月連続で開催、2月には組織拡大のための「スキルアップ集会」を対面とウェブのハイブリッド形式で開催しました。3月以降は、学んだことを実践する期間と位置付け、単組・県本部・地連で学習会や集会など開催するよう全国幹事を通して提起し、学習会の開催など新たな取り組みにつながりました。こうした運動を通じて単組運動の活性化と全国協議会および地連・県本部の協議会（評議会）の強化・拡大をはかっています。
61. 臨職協の活動強化には、基本組織との連携強化が不可欠であることから、基本組織に対するオルグを強化しました。2023年8月には熊本県本部で新たに県本

部臨時・非常勤等職員協議会等が結成され、2024年6月現在、24県本部1社保労連が協議会等を設置しています。

62. 協議会未設置県の中には、県本部と当事者との協議中のところもあり、引き続

きオルグを進めていきます。今後も当事者運動として仲間の声を集め、要求交渉を実践していく取り組みを強化していくことが重要です。

(13) 労働者自主福祉活動の推進

【共済推進委員会を基軸とした取り組み】

1. 本部は、じちろう共済推進にむけて、
①新規採用者対策、②退職予定者対策、
③役職定年者対策、④団体生命共済の競合対策を直面する重要な取り組みと位置付けて取り組みの推進をめざしました。
とくに、「新たな共済推進方針」に基づく団体生命共済2026年保有件数目標の到達状況については、2019年度の保有件数321,230件から2026年度までに336,044件へと14,814件増を目標としていますが、2024年5月時点での保有件数は310,171件に減少し、目標までの件数差は25,873件に拡大しています。共済推進県本部代表者会議や共済推進県本部・県支部合同会議において各県と共有をはかってきましたが、改めて方針を意識し、目標にむけた推進計画を補強しながら取り組みを強化し、全県で目標達成をめざしていかなければなりません。
2. 新規採用者対策としては、2024年4月新規採用者の組合加入と共済（団体生命共済）の同時加入の取り組み内容について、第2回共済推進県本部代表者会議（2024年2月29日）で提起し、共済推進県本部・県支部合同会議において各県における単組への提起内容や具体的な取り組み方について報告・意見交換を行いま

した。

プレプリントの活用や早期の説明会開催、少人数による個別説明会などを実施し、その場で組合加入届と団体生命共済加入申込書の回収を追求した結果、加入に結び付けた単組もある一方で、説明会の時間が確保できないなどの課題も見られました。

引き続き、同時加入に至らなかった新規採用者に対して、少人数による説明会や個別保障相談などを設け、丁寧にアプローチし、加入推進に取り組んでいく必要があります。

3. 役職定年者対策としては、役職定年者の組織化方針とじちろう共済加入の対応方針に基づき、じちろう共済制度の利用条件について整理を行い、“じちろう共済”制度を利用する契約者は、「自治労共済生協組合員」かつ「単組の構成員」であることを明確にし、役職定年後も引き続きじちろう共済を利用する場合は、組合加入を前提とすることについて全体で共有をはかりました。
じちろう共済の継続利用を通じて、役職定年者に加え、再任用職員の組合加入の取り組みを進めていく必要があります。
4. 互助会や共済組合などが扱うグループ保険がじちろう共済と競合している状況

にあり、若年層に過剰な保障を勧めていることや当局ルートで強引な勧誘に組合員が困惑しているといった課題が報告されています。

「組合員利益の最大化」をめざす基本的立場を共有し、じちろう共済をメインの保障とすることを全体で追求していくことが必要です。

5. 「第9回じちろう全国共済集会」を開催し、会場505人と県拠点354人が参加しました。講演を通じてじちろう共済に取り組む意義等を再確認したほか、じちろう共済を生涯保障のメインとするための取り組みを確認し、高い熱量をもって共済推進に取り組んでいる単組の事例を学習しました。
6. 社会貢献活動とリンクした「広げよう！ たすけあいありがとう」キャンペーン（2023年10月～2024年5月）について、組合員の組合活動への参加を促し、組織の強化とじちろう共済制度の意義や優位性の周知を目的として応募5万件を目標に実施しましたが、8,378件と低調な結果となり、周知や取り組み方法に課題を残す取り組みとなりました。
7. 「じちろう共済に関するアンケート」（第2グループ）を実施し、組合員の保障ニーズの把握と集約結果を県本部へ報告・共有しました。特徴的な傾向としては、じちろうマイカー共済の弁護士費用等補償特約による失職防止の取り組みについて、「知らなかった」が60.9%と高くなっており、じちろう共済制度の優位性について周知の余地が窺えました。

一方で、アンケートの回収率は37.0%で目標の70%を大きく下回る結果となり

ました。今後は、アンケート結果の精度を高めるためにも、引き続き実施する第3・4グループでは回収率を意識して取り組み、より良い共済制度の提供、共済推進運動の強化につなげていきます。

8. 県本部は、県本部共済推進委員会を定例的に開催し、共済推進に関わる取り組み方針や具体的な目標を確認し、「共済推進県本部交付金」を活用した単組の共済推進運動の強化をめざしました。

共済推進と組織強化・拡大の取り組みと連動した単組オルグが行われていますが、各県によって取り組みの濃淡があり、課題となっています。

9. 単組は、執行部学習会や組合員説明会、個別保障相談などを実施しました。推進サイクルが確立している単組では、執行部が自律的な共済推進体制を展開し、実績をあげることができました。

【各共済制度の取り組み】

10. 団体生命共済については、「加入拡大モデル単組」を全国で111単組選定し、取り組みました。全体で3,119件の団体生命共済新契約目標に対し、新契約件数は2,543件で、目標達成に至らなかったものの、目標到達率は81.5%と2023年（78.7%）を上回る結果となりました。

目標達成に至らなかった単組においては、組合員説明会や個別保障相談、スポット募集など推進サイクルを確立することが重要です。

11. じちろう退職者団体生命共済については、各県で退職予定者に対し制度の優位性の周知や再任用期間が終了となる対象者を抽出した「移行確認リスト」を活用

し、個々に移行案内を送付するなど取り組みを進めた結果、継続加入につながり、退職時の解約に歯止めがかかっています。

また、2024年度は、県本部・単組で開催するセカンドライフセミナーや個別相談で活用できる推進支援動画「考えよう退職後のライフプラン」を配信しましたが、定年前から制度の優位性を広く周知していくことが重要です。

12. じちろうマイカー共済については、キャンペーン等を通じた掛金見積もりの取り組みにより、新契約や車両損害補償の新規付帯が堅調に増加しています。引き続き、補償の優位性を訴求するとともに、団体割引率が伝わるようキャンペーン等を通じた周知活動が重要です。

一方で、マイカー共済の団体割引率（2024年11月発効以降）は、事故件数の増加や修理費の高騰などにより損害率が上昇した結果、上限割引率を30.0%とすることが示されました。団体割引率の維持・拡大にむけては、一層の加入拡大に加え、事故防止の啓発活動に取り組むことが重要です。

13. 住まいる共済については、2024年4月の制度改定による補償範囲の拡大や各種特約の必要性等を周知するとともに頻発している風水害・地震などの自然災害に備え、自然災害共済の付帯推進に取り組みました。

【ろうきん運動の推進】

14. 県本部・単組は、各県労金営業本部や支店と連携し、組合員の生涯の資金計画を支えるろうきん運動に取り組みました。職場での「世話役活動」の一環として、

組合員の生活支援につながる取り組みを引き続き進める必要があります。

2024現業・公企統一闘争中間総括（案）

1. 闘争の経過

- ① 本部は2023年12月13日、2024現業・公企統一闘争本部を立ち上げ、この闘争を自治体現場力回復闘争として位置付けるとともに、質の高い公共サービスの確立に必要な人員確保と賃金・労働条件の改善をめざし取り組むことを確認した。
- ② 2024現業・公企統一闘争を具体的に取り組むにあたり、スローガンを「笑顔が集う地域をめざし、自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」とし、第1次闘争ゾーンでは、職場点検・オルグなど統一闘争にむけた準備期間を2～4月、職場討議・要求書作成を4月19日～5月21日、要求書提出ゾーンを5月21日～6月6日、回答指定日を6月7日、交渉強化ゾーンを6月7～20日、全国統一闘争基準日を6月21日に設定し取り組むこととした。闘争ゾーンの設定にあたり、要求の獲得指標の到達にむけ、交渉の積み重ねが重要であることから、交渉強化ゾーンを従来期間から1週間延長した。
- ③ 闘争を具体的に進めるにあたり、モデル要求に対する解説を掲載した闘争の手引きを「現業・公企職員が直営で配置されている単組」「現業・公企職員が直営で配置されていない単組」に分けて発信し、すべての県本部・単組における闘争の促進をはかってきた。あわせて、取り組みポイントをまとめた概要版についても作成するとともに、ウェブ会議でも活用できるよう、現業・公企統一闘争に取り組む意義や取り組み方法などを解説した動画を配信した。
- ④ 第1次闘争の取り組みを促進するため、「2024現業・公企統一闘争推進ポスター」を作成し、5月に各単組に配布した。
- ⑤ すべての単組での取り組みとするため、各県本部の準備状況を確認の上、取り組みが遅れている県本部に準備を促すことを目的とした中執オルグを春闘オルグにあわせ実施した。あわせて、現場からの取り組みを促すため、職場討議期間に現業評議会オルグを実施した。
- ⑥ 現業評議会では、各単組における闘争の推進を目的に、総務省交渉を4月16日に実施した。総務省交渉では(ア)各自治体における新規採用に対する自治体判断の尊重、(イ)各自治体に対して民間委託の導入を強要する助言の自粛、(ウ)「再公営化」については自治体判断を尊重、(エ)賃金センサスをはじめとした現業差別賃金の撤廃と自治体の労使合意事項の尊重の4項目を要請した。また、自治労組織内・政策協力議員に対して、現業評議会が行った総務省要請の内容を説明し問題共有をはかるとともに、今後の支援を要請した。
- ⑦ 現業評議会では、単組での取り組み強化にむけ「職場改善にむけた学習会」として、

再公営化への取り組みにあたり、民間委託導入後におけるサービス水準や財政検証などを当局に要求している単組取り組み事例などをテーマにした学習会を4月24日にウェブ開催した。また5月11日に現業・公企統一闘争決起集会を開催し、新規採用にむけた取り組み事例などを共有するとともに、第1次闘争にむけ認識の一致をはかった。

- ⑧ 公営企業評議会は、2023年12月の全国幹事会で方針提起を行い、第1次闘争から人員要求含めて取り組むよう確認をした。7月12～13日の2024公営企業集会全体会において、第2次闘争にむけ、要求書の提出→交渉→妥結（協約締結）の取り組みを要請した。分科会では、職員の募集をしても応募が少ないことへの各事業体での取り組み事例として、技術職員の59歳まで応募ができる年齢引き上げ、年2～3回の採用試験実施、高校への周知などの取り組み報告を受けた。公企労働者の権利について再度確認し、権利を活用した現業・公企統一闘争の取り組み強化にむけて意思統一をはかった。

2. 第1次闘争の取り組み状況（2024年7月26日現在）

※別表参照

（対象単組は自治体単組＋臨時・非常勤単組＋一部事務組合の1,765単組）

（1） 各県本部における第1次闘争の取り組み状況

① 本部提起通りの日程で第1次闘争に取り組んだ県本部（25県本部）

青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、広島県、島根県、香川県、長崎県、熊本県、沖縄県

② 本部提起の日程以外で第1次闘争に取り組んだ県本部（7県本部）

5月17日：山口県、6月7日：福島県・兵庫県、6月12日：宮崎県、
6月14日：佐賀県、6月18日：高知県、6月27日：鳥取県

③ 春闘、政策実現闘争に現業課題を盛り込んで取り組んだ県本部（7県本部）

北海道、栃木県、富山県、石川県、静岡県、和歌山県、岡山県

④ 人員確保闘争に現業課題を盛り込んで取り組んだ県本部（6県本部）

宮城県、茨城県、福井県、愛媛県、福岡県、鹿児島県

⑤ 第2次闘争で課題解決に取り組む県本部（2県本部）

徳島県、大分県

（2） 要求書の提出状況

2024現業・公企統一闘争第1次闘争において要求書を提出した単組は624単組（35.3%）であり、前年度より104単組増加している。

（3） 交渉の実施状況

2024現業・公企統一闘争第1次闘争において交渉を実施した単組は410単組（23.2%）であり、前年度より11単組増加している。

（4） 第1次闘争における協約締結の状況

2024現業・公企統一闘争第1次闘争において協約締結した単組は112単組（6.3%）であり、前年度より45単組減少している。

（5） 各単組における統一行動日の実施状況

2024現業・公企統一闘争第1次闘争において統一行動を実施した単組は182単組であり、前年度より60単組増加している。

3. 第1次闘争における獲得指標に対する成果

【現業・公企職員が直営で配置されている単組】

（1） 住民から必要とされる現業・公企職場の直営堅持

198単組で交渉が行われ、91単組で成果があった。

※ 2023現業・公企統一闘争：交渉226単組、成果125単組

- 直営について当局も必要性を認識しているとの回答を確認
- 給食センターは当面直営であることを確認
- 一定数の直営を維持することを確認
- 学校給食調理職場の委託提案の撤回を確認

（2） 質の高い公共サービスの確立にむけた新規採用

224単組で交渉が行われ、83単組で成果があった。

※ 2023現業・公企統一闘争：交渉250単組、成果113単組

- 欠員補充による新規採用は継続されていることを確認
- 自動車運転手の新規採用の継続およびクレーンデリック運転免許所持者の採用を確認
- 次年度の調理員採用を確認
- 13年連続の新規採用を確認、また新規採用再開として水源地では25年ぶり、浄化センターでは28年ぶりの採用を確認
- 退職者の補充については正規職員での採用を確認

(3) 労働災害撲滅にむけた労働安全衛生の確立

188単組で交渉が行われ、84単組で成果があった。

※ 2023現業・公企統一闘争：交渉199単組、成果74単組

- 学校技能員職場の作業室エアコン設置についての予算化を確認
- すべての職場での月1回以上の安全・衛生委員会の開催等を確認
- 保育園グリストラップ清掃は調理員の死亡事故を受け、専門業者に委託することを確認
- 労働安全衛生委員会の意見を尊重し職場環境改善に努めることを確認
- 夏季の労働環境への配慮にむけ、所属へ通知することを確認

(4) 誰もが安心して働き続けられる職場の確立

199単組で交渉が行われ、75単組で成果があった。

※ 2023現業・公企統一闘争：交渉185単組、成果74単組

- 「エイジフレンドリーガイドライン」に沿った取り組みを周知することを確認
- ハラスメント撲滅にむけた対応を確認
- 給食職場で60歳以上の職員について人事異動を配慮することを確認
- 再任用制度を取り入れていなかったが、暫定再任用制度を運用することを確認
- 対象者の意向を確認し、適材適所に配置することを確認

(5) 暫定再任用職員などを含めた技能労務職員の賃金改善の取り組み強化

166単組で交渉が行われ、36単組で成果があった。

※ 2023現業・公企統一闘争：交渉169単組、成果42単組

- 保育調理員の初任給基準改善にむけて前むきに取り組むとの回答を確認
- 非現業職員と同じ賃金体系を維持していくことを確認
- 暫定再任用の適用給料表を1級から2級にしていくことを確認

(6) 現場の声を反映した政策実現

162単組で交渉が行われ、39単組で成果があった。

※ 2023現業・公企統一闘争：交渉177単組、成果56単組

- 給食調理職場で、月に1回政策提言に関する意見交換の場を設置することを確認
- 現業PT委員会を設置し、当局と現業職場の現状を共有する体制を整備することを確認
- 官民連携や広域化・広域連携の検討が進められている中、直営の必要性について議論の対象とすることを確認
- 労働組合からの意見を集約し、意見反映の場の確保に努めることを確認

(7) 災害対応や感染症などに対する危機管理体制の強化

166単組で交渉が行われ、55単組で成果があった。

※ 2023現業・公企統一闘争：交渉181単組、成果81単組

- 災害派遣に関する確認書を締結
- 感染症疑いによる出勤停止時の扱いでは、正規職員と会計年度任用職員の格差解消と会計年度任用職員の病気休暇（有給）日数を3日から13日に増やすことを確認
- 市長部局全体の応援体制の確立を確認
- 総合防災訓練等で現業職員の参加を確認
- 能登半島地震を受け、災害対応を協議する場を継続的に実施することを確認

(8) コンセッション方式導入や安易な事業統合の阻止

103単組で交渉が行われ、24単組で成果があった。

※ 2023現業・公企統一闘争：交渉139単組、成果31単組

- 導入予定はないという回答を確認

- 必要性や合理性について検討段階から労使協議をするとの回答を確認

(9) 会計年度任用職員の処遇改善

175単組で交渉が行われ、80単組で成果があった。

※ 2023現業・公企統一闘争：交渉199単組、成果62単組

- 常勤職員との均等・均衡を前提に引き続き、労使協議中
- 本人がノロウイルス感染した場合、3日目以降診断書提出により私傷病休暇扱いとなり、社会保険から6割の給料が保障されることを確認
- 不妊治療にかかる特別休暇6日を正規職員と同じ12日に増やすことを確認

(10) 事前協議の確立、およびすべての労使合意事項に対する協約の締結

200単組で交渉が行われ、105単組で成果があった。

※ 2023現業・公企統一闘争：交渉197単組、成果89単組

- 事前協議制の遵守および、労使確認事項は文書で確認
- 3月春闘、6月男女平等推進・人員確保闘争、11月確定闘争、すべて基本組織と連名で要求書を提出し確認書締結を実施
- 必ず確認書で合意内容を確認

【現業・公企職員が直営で配置されていない単組】

現業・公企職員が配置されていない単組に対し、4項目の重点課題を設定し、取り組みを提起してきた。

しかし集約結果では現業・公企職員が配置されていない多くの単組では、要求書の提出、交渉の取り組みを実施していないことが報告された。あわせて、交渉を実施したものの、重点課題に対し、十分な成果を勝ち取るに至らなかったことが報告された。

4. 第1次闘争における成果

(1) 人員確保の取り組みについて

現業・公企職場の人員確保を最重要課題と位置付け、通年闘争として取り組みを始めて以降、現業職員の新規採用は増加傾向にある。2023年度においては定年引き上げに伴い、定年退職者がいない年度においても前年度を上回る961人の新規採用を勝ち取っている。

成果の要因は、第1次闘争から人員確保にむけた各単組の粘り強い交渉の積み重ねである。2024闘争においても、当局からの採用抑制に屈することなく、第1次闘争で次年度の新規採用を確認した単組がある。

一方、第1次闘争では人員確保について継続協議としている単組が多いことから、引き続き、新規採用を勝ち取った事例を共有し、第2次闘争にむけ、すべての県本部・単組において人員確保の取り組みを強化していかなければならない。

(2) 「再公営化」にむけた取り組みのスタート

現業・公企統一闘争は「質の高い公共サービスの確立」にむけた闘争であり、重点課題として民間委託導入後の検証等を提起してきたが、現業・公企職員が配置されていない単組はもとより、配置されている単組でも取り組みが不十分であった。

一方、民間委託事業を取り巻く状況は、人件費や物価の高騰により、委託導入が必ずしもコスト削減には繋がらず、また民間事業者の破産申請などの事案が生じているため、2024闘争方針では、すでに民間委託が導入されているサービス業務について、サービスの質や財政状況に課題が生じている際は再公営化にむけ取り組むことを新たに提起した。

県本部では「再公営化」の文言を方針に明記することで、オルグや幹事会等で単組に組みの提起がしやすくなった、また単組では、これまで漠然としていた目標が明確になり、取り組みがしやすくなったなどの意見があげられた。

民間委託導入後であってもサービスの提供については自治体に責任があることから、課題が生じている際は「再公営化」にむけた取り組みを強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応を求め、公共サービスに携わるすべての労働者の処遇改善にむけた取り組みを強化していかなければならない。

(3) 組合員の声による職場環境改善

職場環境改善では現場実態に応じた独自要求が重要であり、独自要求を行った単組の成果として「現業PT委員会を設置し、各課題を当局と意見交換していくことを確認」「民間委託の保育所給食調理業務を直営に戻すことを含め、あり方検討会で協議」「資格取得にかかる費用についての負担」などが報告された。こうした成果は統一要求では網羅することができず、組合員を集め、現場の独自課題について交渉したからである。また、報告では第2次闘争にむけ、引き続き、被服の改善をはじめ、業務で使用する車両備品の予算措置などの課題を継続協議としていることから、取り組みを強化していかなければならない。

5. 第2次闘争にむけた課題

(1) 産別統一闘争への結集について

現業・公企統一闘争を取り組むにあたり、第1次闘争では多くの県本部・単組が取り組みを実施しているものの、本部が設定した基準日に県本部が結集しておらず、また第1次闘争期のスケジュールとは別で春闘期に第1次闘争として取り組んでいる県本部も見受けられる。通年闘争とした最大の目的は、人員確保の取り組み強化である。春闘期の取り組みでは4月時点での人員配置や欠員状況がわからないため、本部が提起する第1次闘争のスケジュールの下、自治体が採用計画を策定する前段に交渉することにより、少しでも前進した回答を引き出すことが可能である。改めて取り組む内容と時期を明確化した上で、統一闘争の意義を再確認し、県本部・単組は第1次闘争の取り組みに結集していかなければならない。

あわせて県本部・単組では、「現業・公企統一闘争」の名称であるがゆえ、当該職員のみが取り組む闘争との認識がいまだ根強く残り、すべての県本部・単組が取り組む闘争とはなり得ていないことが集約結果で改めて明確となった。現業・公企職員の未配置の自治体では、現業職員が担っていた委託業務に対し当局は責任や関与が薄れている実態があり、労働組合においても同様の傾向が見受けられる。家庭ごみの収集作業をはじめ、小中学校の給食調理や用務などの公共サービスが民間委託事業者により提供されていても、事業責任は自治体にあることを労使双方、再確認する必要がある。

「現業・公企統一闘争」は協約締結権を有する現業・公企評議会が先頭に立ち、権利を活用した取り組みを行うことで、単組の組織全体にも反映させ、質の高い公共サービスの確立にむけ、取り組む闘争であることを強く再認識していく必要がある。

産別闘争として現業・公企統一闘争第2次闘争を取り組むにあたり、現業・公企職場のみならず、地域医療や福祉関係職場など、すべての自治体現場での人員確保をめざし、公共サービスの改善にむけた闘争として取り組みを進めていくことが求められる。

(2) 統一基準日への結集について

本部が設定した統一基準日はもとより、県本部が設定した統一基準日にも結集できていない単組が非常に多くある。単組実情により、統一した日にすべての単組が交渉を行うことが困難であるかもしれないが、2024闘争の第1次闘争をはじめ、この間の取り組み集約状況では、多くの県本部が単組交渉時に待機態勢をとっていない実態であるため、こうした「単組まかせ」では、統一基準日に交渉を実施しない単組が増えていくことは当然である。

この間の統一闘争では、県本部で確認した闘争スケジュールで単組が取り組むものの、県本部は単組の要求書の提出日や、交渉状況および妥結内容について把握していない実態

が多くある。その結果、単組交渉時では、近隣単組や県内の交渉状況の共有化がはかられず、さらに妥結基準についても県内統一とは至らないため、十分な成果を得ることは困難に陥ることになる。さらに、このような「単組まかせ」の取り組み状況が継続した場合は、県本部、単組間の関係性が弱まり、自治労全体の組織の弱体化に繋がる。

現業・公企統一闘争に限らず、すべての統一闘争を取り組むにあたり、県本部は単組の取り組み状況を把握するとともに、交渉時では待機態勢をとり、単組の支援や妥結判断を行うことが必要である。こうした取り組みを継続することにより、県本部・単組の繋がりがより強固になる。

第2次闘争期において県本部は統一闘争の意義を再確認し、本部が設定した基準日にむけ、取り組むための体制を構築するとともに、取り組みができていない単組はもとより、これまで取り組みができていない単組を支援するなど積極的な対応が求められる。

(3) 取り組みの二極化について

現業・公企統一闘争の取り組み状況については、単組だけでなく、県本部においても取り組みの濃淡が見受けられる。取り組みが実践されている単組では成果を勝ち取り、速やかに組合員に報告し共有化することで組合に対する期待感や求心力が高まり、こうした日常からの取り組みの結果、組織強化がはかられ、単組の団結力を背景に交渉を優位に進める好循環へと至っている。

一方、組合員数の減少や役員の担い手不足などにより、取り組みが停滞している単組では、取り組みを通して勝ち取った成果を報告できないことから、組合に対する組合員からの期待感や信頼感がなくなり、さらなる組織の弱体化を招く悪循環に陥っている。

取り組みができていない単組は、課題解決には要求し交渉していくしか手段がないことを再認識する必要がある。その上で取り組みが困難な場合でも、1年間で全く取り組まないことがないよう、県本部の支援などを通じて統一要求書などを活用しつつ、必ず要求書を提出し、交渉していくことが重要である。あわせて評議会独自で取り組むことが困難な際は、単組の要求書に課題を盛り込み取り組むなど、活動を停滞させない取り組みが必要である。

取り組みを進めるにあたり、要求項目によっては直ぐに成果を勝ち取れない項目もあるが、少しでも前進した回答を引き出すとともに、その際の成果としては、要求し交渉により組織強化という成果を必ず得られることを再認識し、すべての単組が結集する統一闘争の実現にむけて取り組みを強化していかなければならない。

(4) 協約締結の取り組みについて

現業・公企労働者が持つ協約締結権を行使した闘争の推進を提起してきたが、当局はもとより、労働組合側の認識不足もあり、十分な取り組みとなり得ていない。とくに第1次闘争の集約結果では、多くの単組では、継続協議となった項目があるため、妥結した項目

についても第2次闘争で一括して協約締結を行うなどの報告が多く見受けられ、さらに協約締結を行わなかった理由として「組合側から求めている」が43.5%であった。

協約締結権の重要性を踏まえ、第1次闘争で妥結した項目は第2次闘争で一括して協約締結するのではなく、妥結した際に必ず協約を締結していくことが重要である。その上で第2次闘争では継続協議について交渉を行うなど、第1次闘争から協約締結にむけた取り組みを強化していく必要がある。

あわせて、協約締結権を活用した取り組みを進めるにあたり、単組（評議会）規約の点検・整備の重要性について提起してきたが、いまだに多くの単組（評議会）では不十分な実態がある。こうした状況を踏まえ、協約締結を確実なものとするため、県本部は各単組の規約点検・整備にむけた取り組みを進めていくことが重要であり、これからのあらゆる闘争を進めていく上での喫緊の課題である。第2次闘争では交渉サイクルの確立にむけた取り組みを進めると同時に規約の点検・整備についても各単組で取り組みを進めていかなければならない。

（5） 重点課題に対する取り組みについて

現業・公企統一闘争を取り組むにあたり、単組での取り組み強化にむけ、現業・公企職員が配置されている、配置されていない単組ごとに重点課題を設定するとともに、獲得指標や手引きなどを作成した。重点課題の取り組みについては、要求項目により成果を勝ち取れている比率が異なるため、項目によっては要求しているものの、十分な成果とした回答が引き出せていない実態がある。

とくに新規採用の獲得や暫定再任用職員をはじめとする現業職員の賃金改善などでは、交渉を実施したすべての単組で成果を勝ち取っていない状況である。さらに定年引き上げ制度の導入に伴い、誰もが安心して働き続けられる職場の確立の要求では、継続協議や今後の検討課題としての実態が多く、重点課題に対する項目によっては成果を勝ち取った単組は決して多くない状況である。

こうしたことから、今後、「あきらめ感」などにより取り組まない単組が現れる恐れがあることから、単組実情に応じた取り組み支援が求められる。今闘争で私たちが望む回答が示されない場合においても、次の闘争の回答にむけ、少しでも現状から前進した回答を引き出すことが重要である。

本部は第2次闘争にむけ、これらの重点課題に対する成果を勝ち取った報告をはじめ、高年齢労働者の働き方や業務内容などすでに現場で取り組んでいる事例などを積極的に発信し、県本部・単組はこれらを活用した取り組みを強化していかなければならない。

<別表>

2023・2024現業公企統一闘争第1次闘争取り組み結果報告比較（2024年7月26日現在）

県本部名	現業・公企評議会の有無				要求書提出単組数		交渉単組数		協約締結単組数	
	現業		公企		2023	2024	2023	2024	2023	2024
	2023	2024	2023	2024						
北海道	26	30	14	10	90	67	49	44	0	0
青森	12	7	12	7	12	16	0	1	0	0
岩手	12	10	1	4	7	7	5	1	1	0
宮城	10	12	1	2	6	7	6	6	0	0
秋田	8	16	4	8	7	11	2	6	1	0
山形	11	11	0	1	13	16	11	12	2	3
福島	8	7	2	2	3	10	1	1	1	1
新潟	12	14	7	9	9	5	3	4	0	0
群馬	11	8	9	9	5	3	4	1	3	0
栃木	16	16	2	1	19	20	19	16	2	0
茨城	9	14	3	5	0	17	0	0	0	0
埼玉	2	14	1	6	4	11	3	5	1	0
東京	28	27	1	3	23	22	23	13	11	12
千葉	7	8	0	0	6	8	5	7	3	5
神奈川	18	18	2	2	18	18	17	11	7	6
山梨	2	3	1	2	2	21	2	21	1	0
長野	9	9	2	5	9	10	7	8	5	1
富山	15	18	5	5	17	18	17	18	1	1
石川	11	10	0	1	1	2	1	2	0	0
福井	2	2	2	0	2	3	2	3	0	0
静岡	5	5	8	6	7	7	4	2	3	0
愛知	2	0	2	1	1	1	1	1	0	0
岐阜	10	8	4	5	7	9	4	5	0	0
三重	15	16	6	5	12	20	12	20	3	1
滋賀	1	8	1	2	1	7	1	1	0	0
京都	4	5	1	1	5	8	5	8	3	3
奈良	16	16	8	8	12	6	9	6	0	0
和歌山	4	5	3	5	2	5	2	2	1	1
大阪	13	13	5	2	21	20	21	15	10	6
兵庫	12	13	7	8	13	19	11	14	7	5
岡山	3	6	2	4	2	4	2	1	1	0
広島	15	14	5	4	17	18	12	17	5	6
鳥取	8	8	1	2	5	9	7	4	6	2
島根	18	18	18	17	24	24	24	22	23	21
山口	6	7	5	10	4	13	4	9	3	1
香川	16	12	0	0	13	8	9	2	7	2
徳島	11	0	4	0	15	0	7	0	4	0
愛媛	1	0	0	0	2	2	1	1	0	0
高知	10	9	1	1	3	5	3	3	1	0
福岡	41	40	18	19	48	48	47	48	34	31
佐賀	10	8	3	2	12	8	8	3	2	1
長崎	16	15	15	10	12	7	10	6	3	1
大分	12	10	6	4	0	5	0	3	0	1
宮崎	9	20	6	9	10	22	9	14	1	1
熊本	19	16	6	3	9	14	4	9	1	0
鹿児島	12	23	10	19	5	36	4	11	0	0
沖縄	7	8	2	1	5	7	1	3	0	0
合計	525	557	216	230	520	624	399	410	157	112

《附属資料》

行 動 日 誌

<2024年>

日	月	火	水	木	金	土
						6/1
						10:00-12:00 第24回自治労青年 女性中央大交流集 会 第5回実行委 員会 [ウェブ]
6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
					13:00-6/8 国保労組第34回全 国国保連職場課題 別学習会 [自治労 会館]	6/7-13:00 国保労組第34回全 国国保連職場課題 別学習会 [自治労 会館]
6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15
	13:30-17:00 第19回中央執行委 員会 [第二会館理 事会室]		13:30-16:00 2024年度第1回自 治労県本部消防担 当者会議 [ウェ ブ] 16:00-17:00 2024年度臨時県本 部労働条件担当者 会議 [ウェブ]		6/14-16 第24回自治労青年 女性中央大交流集 会 [山梨県山中湖 村]	6/14-16 第24回自治労青年 女性中央大交流集 会 [山梨県山中湖 村]
6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22
6/14-16 第24回自治労青年 女性中央大交流集 会 [山梨県山中湖 村]			13:00-16:30 連帯活動担当者会 議 [自治労会館] 14:30-17:00 2024年度大都市共 闘第1回幹事会 [ウェブ] 18:30-20:00 6月19日行動 [国 会議事堂前]			
6/23	6/24	6/25	6/26	6/27	6/28	6/29
	10:00-11:00 第10回総合局長・ 部長会議 [自治労 会館] 13:30-17:00 第20回中央執行委 員会 [第二会館理 事会室]	18:00-20:00 しまね自治研カウ ントダウンセミ ナー「しまね自治 研プレートーク」 [ウェブ]				
6/30	7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6
13:00-16:00 衛生医療評議会・ 2024年度第4回レ ベルアップ講座 [ウェブ]						13:00-16:00 自治体現場力によ る質の高い公共 サービスを実現す る集会[自治労会 館]

日	月	火	水	木	金	土
7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12	7/13
9:30-14:00 2024年度第2回青年部長会議[自治労会館] 10:00-14:00 2024年度第2回女性部長会議[自治労会館] 14:00-16:00 中央交流集会総括会議[自治労会館]	13:00-7/10 2024年度新人書記研修講座[自治労会館] 13:30-17:00 第21回中央執行委員会[第二会館理事會室]	7/8-7/10 2024年度新人書記研修講座[自治労会館]	7/8-12:00 2024年度新人書記研修講座[自治労会館]			
7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20
			11:00-7/20 第55期中央労働学校[自治労会館]	7/17-7/20 第55期中央労働学校[自治労会館]	7/17-7/20 第55期中央労働学校[自治労会館] 18:30-20:30 7月19日行動[議員会館前]	7/17-16:00 第55期中央労働学校[自治労会館]
7/21	7/22	7/23	7/24	7/25	7/26	7/27
	10:00-11:00 第11回総合局長・部長会議[自治労会館] 13:30-17:00 第22回中央執行委員会[第二会館理事會室]		13:30-16:00 2024人勤7.24中央行動[日比谷公園大音楽堂] 13:30-16:00 全国一般評議会第43回地方労組代表者会議[自治労会館]			13:00-16:00 大都市共闘ニューリーダーセミナー[自治労会館]
7/28	7/29	7/30	7/31	8/1	8/2	8/3
	11:00-16:00 2024年度第5回県本部代表者会議[自治労会館] 12:10-13:00 第272回中央救援委員会[自治労会館]					13:00-8/4 第44回全国保育集会[日本教育会館ほか]
8/4	8/5	8/6	8/7	8/8	8/9	8/10
8/3-12:30 第44回全国保育集会[日本教育会館ほか]	13:30-17:00 第23回中央執行委員会[第二会館理事會室]				13:30-15:30 2025年度自治労原爆被爆者連絡協議会総会[長崎県本部]	13:00-16:00 衛生医療評議会 2025年度第1回全国幹事会[自治労会館]
8/11	8/12	8/13	8/14	8/15	8/16	8/17
						13:00-16:00 2025年度全国町村評議会県本部代表者会議[ウェブ]

日	月	火	水	木	金	土
8/18	8/19	8/20	8/21	8/22	8/23	8/24
13:00-17:00 公共サービス民間 労組評議会第34回 定期総会 [自治労 会館]	18:30-20:30 8月19日行動 [議員 会館前]		10:00-11:00 第12回総合局長・ 部長会議 [自治労 会館] 13:30-17:00 第24回中央執行委 員会 [第二会館理 事会室]		11:00-12:30 全国書記会議2025 年度全国幹事会 [ビジョンセンター 市ヶ谷] 13:00-16:00 第40年次第7回自 治研中央推進委員 会 [自治労会館] 13:00-17:00 国保労組協議会 2025年度全国総会 [大阪PLP会館]	10:00-8/25 自治労青年部・女 性部第69回定期総 会 [群馬県高崎市] 12:00-16:00 現業評議会2025年 度第1回全国幹事 会 [自治労会館] 13:00-15:00 臨時・非常勤等職 員全国協議会第4 回全国代表者会議 [ウェブ]
8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31
8/24-16:00 自治労青年部・女 性部第69回定期総 会 [群馬県高崎市] 13:30-8/26 全国一般評議会第 20回定期総会 [自 治労会館]	8/25-13:00 全国一般評議会第 20回定期総会 [自 治労会館]		13:30-16:30 2024年度人事委員 会勧告対策会議 [TKPガーデンシ ティ千葉] 16:50-17:15 2024年度臨時県本 部代表者会議 [TKPガーデンシ ティ千葉]	10:00-8/30 自治労第98回定期 大会 [千葉ポートア リーナ] 12:10-12:40 第33回全日本自治 体職員等野球選手 権大会全国優勝大 会 (沖縄) 出場県 本部代表者会議 [TKPガーデンシ ティ千葉]	8/29-15:00 自治労第98回定期 大会 [千葉ポートア リーナ]	

第98回定期大会のハッシュタグは #夏の自治労2024 で投稿をお願いします！
自治労公式アカウントで「いいね」や「リポスト」をしていますので、よろしくお願いします！



自治労公式
X (旧ツイッター)



自治労の最新情報や
HPやじちろうモバイルの
更新情報を紹介しています！

フォロー・リポスト・いいね
をお願いします！



自治労公式
Facebook



自治労の最新情報や
HPやじちろうモバイルの
更新情報を紹介しています！

ページや投稿への「いいね」を
をお願いします！



自治労公式
YouTubeチャンネル



現場密着のドキュメンタリー
「ありったけの現場力」シリーズ
や、ライブ配信をしています！

チャンネル登録・高評価・コメントを
をお願いします！

参議院議員(自治労組織内議員)
岸まきこ

とともに

自治労の政策要求を
実現しよう！

- 地域密着の公共サービスを
- 格差のない持続可能な社会を
- 全世代対応の社会保障制度を
- ジェンダー平等社会の実現を
- 平和な国際社会の実現を
- 地域分散型エネルギー社会を



公式HPや各種SNSで、
日々の活動を発信中！

声を力に
一歩前へ



自治労は、第27回参議院選挙の全国比例区に「岸まきこ」参議院議員の擁立を決定しました。